基発 1225 第８号
令和２年 12 月 25 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公 印 省 略）

「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について

労働者災害補償保険に関する審査請求事務（労働基準法第 85 条及び第 86 条に基づく審査及び仲裁を含む。）については、「労災保険審査請求事務取扱手引」（令和２年８月 21 日付け基発 0821 第５号。以下「手引」という。）をもって指示しているところであるが、今般、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（令和２年政令第 367 号）並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 207 号）が、令和３年１月１日から施行されること等に伴い、手引を別添のとおり改正したので、下記に留意の上、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　審査請求人や代理人等に事務手続上で求めていた押印又は署名を省略したこと。

２　各種様式の押印欄を削除したこと。なお、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

３　その他所要の改正を行ったこと。

労災保険
審査請求事務取扱手引

令和２年12月

厚生労働省労働基準局

目　次

第１部　審査請求及び再審査請求

Ⅰ　審査請求制度の意義及び概要 ..... － 3 －

Ⅱ　労働者災害補償保険審査官

1　意義 ..... － 6 －

2　審査官の管轄区域 ..... － 7 －

3　審査官の任務 ..... － 7 －

Ⅲ　労働者災害補償保険審査参与

1　参与制度の意義及び参与の地位等 ..... － 9 －

2　指名の手続及び指名期間 ..... － 9 －

Ⅳ　審査請求手続

1　審査請求の対象 ..... － 12 －

2　審査請求人 ..... － 20 －

3　代理人 ..... － 21 －

4　利害関係者 ..... － 24 －

5　審査請求の期間 ..... － 25 －

6　審査請求書の記載事項 ..... － 27 －

Ⅴ　再審査請求手続 ..... － 32 －

第２部　審査請求の事務処理

Ⅰ　審査請求事務の流れ ..... － 35 －

Ⅱ　執務の基本的態度

1　基本的態度 ..... － 36 －

2　審査請求事務の基本方針 ..... － 36 －

3　留意事項 ..... － 39 －

Ⅲ　審査請求事務の開始

1　審査請求の申立て ..... － 40 －

2　審査請求の受付 ..... － 40 －

3　指導による解決 ..... － 42 －

4　移送 ..... － 43 －

Ⅳ　要件審理

1　適法要件 ..... － 45 －

2　不適法な審査請求と却下決定 - 46 -
3　補正命令 - 47 -
Ⅴ　本案審理
1　審理の進め方の概要 - 51 -
2　審理を進めるに当たっての留意点 - 51 -
3　審査請求処理計画の策定 - 52 -
4　特定審査請求手続の計画的遂行 - 52 -
5　関係者に対する通知 - 55 -
6　審査請求の併合と分離 - 62 -
7　審査請求と原処分の執行停止 - 65 -
8　争点整理 - 65 -
9　意見の陳述 - 67 -
10　口頭意見陳述 - 72 -
11　審査請求の趣旨及び理由の変更 - 80 -
12　証拠物件の提出 - 80 -
13　審査請求手続の受継 - 81 -
Ⅵ　資料の収集
1　意義 - 83 -
2　審理のための処分 - 83 -
3　資料収集に当たっての留意事項 - 90 -
4　審問 - 91 -
5　物件等提出命令 - 96 -
6　鑑定 - 99 -
7　立入検査 - 104 -
8　受診命令 - 105 -
Ⅶ　参与からの意見聴取
1　概要 - 108 -
2　参与会 - 108 -
3　参与会への提出資料 - 108 -
4　参与会での意見聴取の結果資料 - 109 -
Ⅷ　文書その他の物件の閲覧等
1　文書その他の物件の閲覧等 - 110 -
2　文書その他の物件の閲覧等の対象 - 111 -
3　文書その他の物件の閲覧等の事務処理 - 112 -
Ⅸ　審査請求事務の終了
1　概要 - 127 -

2　審査請求の取下げ……－ 128 －
3　決定……－ 132 －
4　決定書の作成要領について……－ 134 －
5　決定の効果……－ 154 －
6　決定の変更及び更正……－ 158 －
7　不作為についての不服申立て……－ 161 －
8　「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について……－ 161 －
Ⅹ　審査請求に伴うその他の事務処理
1　整理・保存……－ 163 －
2　報告……－ 164 －
3　審査請求の費用……－ 164 －
4　審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等……－ 165 －
5　口頭意見陳述に関する審査請求人等の旅費……－ 165 －
6　労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員の活用……－ 168 －
7　再審査請求の受付事務……－ 168 －
8　審査官の審査会への対応……－ 168 －
9　裁判所等からの文書提出命令等への対応……－ 169 －
ⅩⅠ　決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理
1　対象となる審査請求……－ 170 －
2　3か月の期間計算について……－ 170 －
3　再審査請求が行われた場合の事務処理について……－ 170 －
4　行政訴訟が提起された場合の事務処理について……－ 171 －

第３部　審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務
Ⅰ　署長等の事務
1　署長等の事務の種類……－ 175 －
2　審査請求に対する署長等の基本姿勢……－ 175 －
3　経由機関たる署長の事務……－ 175 －
4　審査官及び審査会への意見・資料提出……－ 176 －
5　審査請求における口頭意見陳述に係る原処分庁としての対応……－ 177 －
6　再審査請求における審理に係る原処分庁としての対応……－ 177 －
Ⅱ　意見書の作成要領
1　概要……－ 182 －
2　意見書に記載すべき事項……－ 183 －
3　意見書作成上の留意点……－ 183 －
4　証拠資料に関する留意点……－ 185 －

5　意見書の記載例 - 188 -
6　却下決定事件についての意見 - 198 -
Ⅲ　局管理者における取組み
1　進行管理及び支援体制の確立 - 200 -
2　審査請求事件の検証 - 200 -
3　再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について - 201 -
4　審査官が除斥事由に該当した場合の対応 - 201 -
5　その他の支援対策 - 202 -

第４部　労働基準法に基づく審査又は仲裁
Ⅰ　概要
1　意義 - 207 -
2　対象 - 207 -
Ⅱ　署長が行う審査又は仲裁
1　申立て手続 - 209 -
2　職権による審査又は仲裁 - 209 -
3　審査又は仲裁の手続 - 210 -
4　結果の方式 - 210 -
5　効果 - 211 -
6　民事訴訟との関係 - 211 -
Ⅲ　審査官が行う審査又は仲裁 - 212 -

第５部　審査請求関係事務様式
規則様式
第１号　労働保険審査請求書 - 215 -
第２号　労働保険審査請求書（雇用保険）　(略)
第３号　労働保険再審査請求書 - 216 -
第４号　労働保険再審査請求書（雇用保険）　(略)
第５号　審理のための処分の申立書 - 217 -
第５号の２　交付実施申立書 - 218 -
第６号　労働者災害補償保険審査官証票 - 219 -
第７号　雇用保険審査官証票　(略)
第８号　労働保険審査会審査員証票　(略)
第９号　手続受継届 - 220 -
第 10 号　決定・裁決更正申立書 - 221 -
第 11 号　参加申立書 - 222 -

第12号　審理非公開申立書..... - 223 -
第13号　調書閲覧請求書　(略)

審査様式

第1号　審査請求聴取書..... - 224 -
第2号　管轄違いの理由による移送について（管轄審査官あて）..... - 225 -
第3号　管轄違いの理由による移送について（審査請求人あて）..... - 226 -
第4号　審査請求の補正について..... - 227 -
第5号　補正書..... - 228 -
第6号　審査請求の補正の督促について..... - 229 -
第7号　審査請求の受理について（審査請求人あて）..... - 230 -
第8号　審査請求受理及び意見書の提出について（原処分庁あて）..... - 231 -
第9号　審査請求の受理について（利害関係者あて）..... - 232 -
第10号　審査請求の受理について（参与あて）..... - 233 -
第11号　審査請求の受継について..... - 234 -
第12号　非承継意思確認書..... - 235 -
第13号　審査請求手続の終了について（取下げ、再審査請求受理の場合）.. - 236 -
第14号　審査請求手続の中断について（承継人存否不明の場合）..... - 237 -
第15号　審査請求の併合について..... - 238 -
第16号　審査請求の分離について..... - 239 -
第17号　来庁要求通知書..... - 240 -
第17号の2　原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について- 241 -
第17号の3　原処分庁意見書の送付について..... - 242 -
第18号　労災保険給付請求権の時効について..... - 243 -
第19号　証拠となるべき資料の提出について（原処分庁あて）..... - 244 -
第20号　証拠となるべき資料等の提出について（審査請求人あて）..... - 245 -
第21号　意見書遅延理由書の提出について（依頼）..... - 246 -
第22号　意見書遅延理由書の提出について（回答）..... - 247 -
第23号　来庁の依頼について（参考人あて）..... - 248 -
第24号　意見書の提出依頼について..... - 249 -
第25号　鑑定の依頼について..... - 250 -
第26号　物件の提出について..... - 251 -
第27号　審査資料の提出の督促について..... - 252 -
第28号　提出物件預り証..... - 253 -
第29号　提出物件受取証明書..... - 254 -
第30号　受診の命令について..... - 255 -
第31号　審理のための処分の嘱託について..... - 256 -

第 32 号　決定の更正について..... - 257 -
第 33 号　審査請求取下げ書..... - 258 -
第 34 号　審査請求事件に係る官報掲載について..... - 259 -
第 35 号　参与候補者の推薦について..... - 260 -
第 36 号　審査請求文書受付・送付簿..... - 261 -
第 37 号　審査請求処理計画・処理経過簿 ..... 262 -
第 38 号　審査請求事件綴表紙..... - 264 -
第 39 号　審査・仲裁申立書..... - 265 -
第 40 号　審査費用（旅費）請求書..... - 266 -
第 41 号　審査費用（意見書料　鑑定料　審査資料作成実費）請求書..... - 267 -
第 42 号　口頭意見陳述の実施について..... - 268 -
第 43 号　文書その他の物件の閲覧等申立書..... - 270 -
第 44 号　文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について..... - 271 -
第 45 号　文書その他の物件の閲覧等について（通知）..... - 273 -
第 46 号　手数料減額・免除申請書..... - 275 -

凡　　例

法令の表示や用語の引用については、次の略語を用いた。

労働基準法	労基法
労働者災害補償保険法	労災法
労働者災害補償保険法施行規則	労災則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労審法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労審令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労審則
行政不服審査法	行審法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続法	行手法
民事訴訟法	民訴法
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	情報公開法
労働者災害補償保険審査官	審査官
都道府県労働局	局
都道府県労働局長	局長
労働基準監督署	署
労働基準監督署長	署長
原処分をした労働基準監督署長又は労働局長	原処分庁
労働保険審査会	審査会
労働者災害補償保険審査参与	参与
労働者災害補償保険	労災保険
官印	官印
私印	㊞

用　語　の　説　明

1　複数事業労働者

複数事業労働者とは、負傷、疾病、障害又は死亡（以下「傷病等」という。）が生じた時点において、事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている（以下「複数就業」という。）労働者（特別加入者を含む）である。また、複数事業労働者とは、傷病等が生じた時点において、以下のいずれかに該当する者をいう。

- 複数の事業と労働契約関係にあり、当該事業に使用される労働者
- 一以上の事業と労働契約関係にあり、かつ他の事業について特別加入している者
- 複数の事業に特別加入している者

よって、労働者として就業しつつ、同時に労働者以外の働き方で就業している者（特別加入者を除く）については、複数事業労働者に該当しない。また、転職等、二以上の事業に同時に使用されていない者についても、複数事業労働者には該当しない。

2　複数事業労働者に類する者

複数事業労働者に類する者とは、傷病等の原因又は要因となる事由が生じた時点において、複数就業している労働者（特別加入者を含む）であり、傷病等が生じた時点において複数就業していない者である。また、原因又は要因となる事由が生じた時点とは、例えば、精神障害事案については、発病前おおむね６か月間のいずれかの時点であり、当該時点において複数就業していれば、たとえ傷病等が生じた時点において複数就業しているすべての事業場を離職していた場合であっても当該者に該当することとなる。

本手引において、複数事業労働者とは、複数事業労働者に類する者も含むこととする。

3　複数業務要因災害

複数業務要因災害とは、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする傷病等である。すなわち、二以上の事業における業務上の負荷を総合的に評価することによって認定基準を満たすことができる災害をいう。また、調査の結果、業務災害及び複数業務要因災害のいずれにも該当する場合、労災法第７条第１項第１号及び第２号に基づき、業務災害として支給決定することとなる（このような場合には、事業主が労基法に基づく災害補償責任を負うことから、業務災害として支給決定することが優先される。）。したがって、調査の結果、一の事業の業務上の負荷によって支給決定できる場合は、複数事業労働者の複数業務要因災害に該当せず、複数事業労働者の業務災害として支給決定することとなる。

複数業務要因災害に係る疾病の範囲については、労災則第 18 条の３の６に基づき、脳・心臓疾患、精神障害が規定されていることから、本手引における複数業務要因災害

に係る事務処理等についても、当該疾病を前提としている（その他の疾病における複数業務要因災害に係る事務処理等については、今後の各種疾病に係る請求状況等を把握しつつ、適宜、示すこととする。）。

第１部　審査請求及び再審査請求

Ⅰ　審査請求制度の意義及び概要

行政庁の違法又は不当な処分が行われた場合、これに不服のある者の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するための不服申立手続については行審法に、訴訟手続については行訴法にそれぞれ一般的に規定されており、労災保険給付に関する処分についても原則的にはそれぞれの法律によることとなるが、労災法に基づく処分の特殊性にかんがみ、同法では、特に簡易迅速な決定を行う第一審の審査機関として審査官、厳格慎重な裁決を行う第二審の審査機関として審査会を規定している（労災法第38条及び第40条）。

再審査請求及び行政訴訟として国を被告とする処分の取消しの訴えについては、原則として審査官の決定を経ることを要件としている（審査請求前置主義、労災法第38条第1項、労災法第40条、行訴法第8条第1項）が、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなし（労災法第38条第2項）、再審査請求及び行政訴訟の提起（労災法第38条第1項、行訴法第8条第2項第1号）をそれぞれすることができるとされている。

労災法第38条（審査請求等）

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

③（略）

労災法第40条（不服申立ての前置）

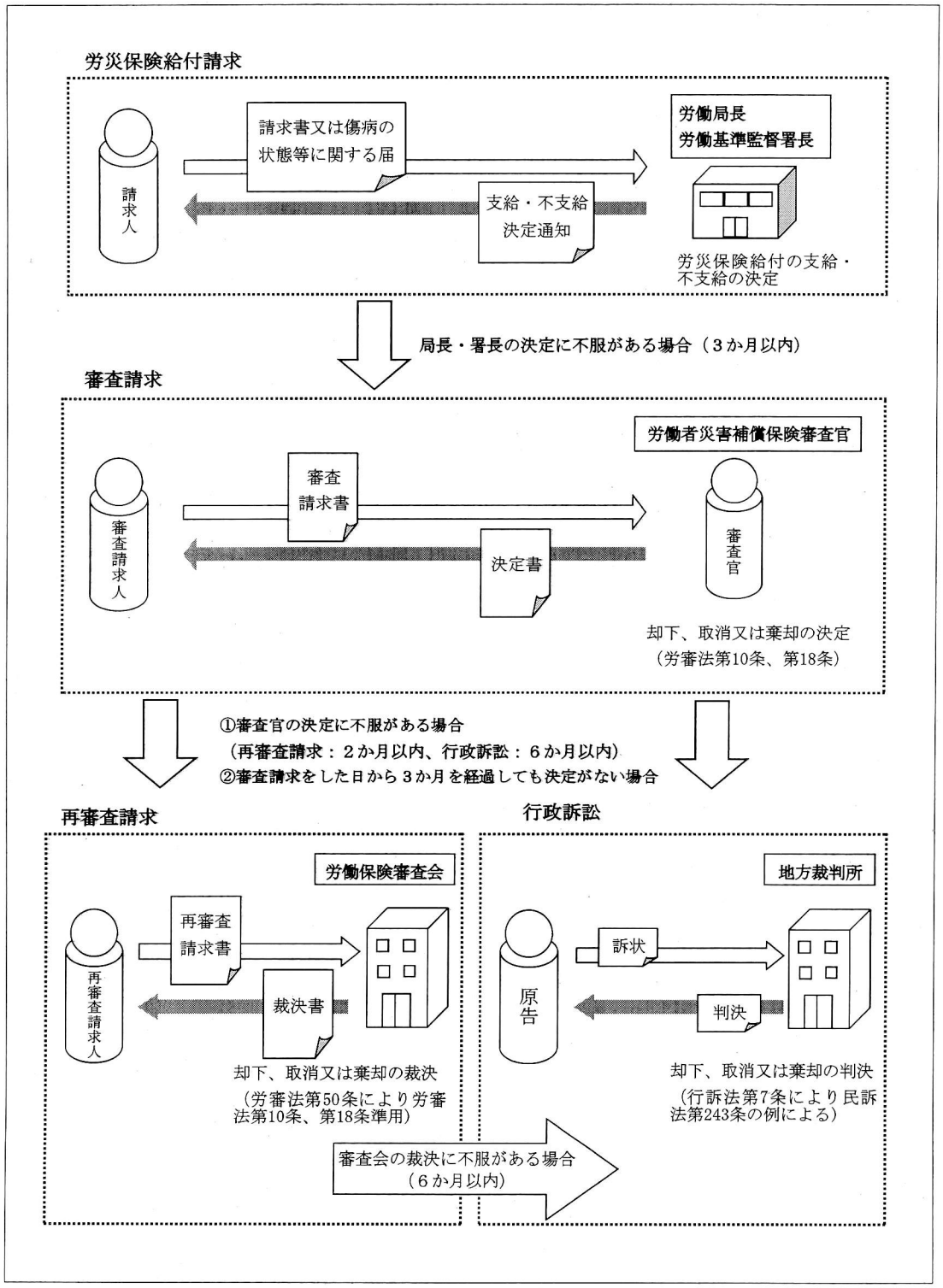
第38条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

これは、労災保険給付に関する決定が大量に行われる処分であり、行政の統一性を確保する必要があること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、できる限り行政機関内部において迅速かつ簡易に違法又は不当な処分を是正することが望ましいこと、行政不服審査は簡易迅速な処理をその本旨とすることから、訴訟の前に審査請求を経由させても、審査請求人の裁判を受ける権利を損なうことにはならないことを前提としている。

なお、労災法第38条の規定に基づく審査請求及び再審査請求については、行審法第2章（第22条を除く。）及び第4章の規定は適用しないとされている（労災法第39条）。また、

審査請求（再審査請求）に対する処分については、行手法第3条第1項第15号「審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分」に該当することから、行手法第2章から第4章の2までの規定は適用除外とされている。

保険給付に関する決定に係る審査請求制度の概念図



Ⅱ　労働者災害補償保険審査官

1　意義

(1)　審査官の任命と除斥事由

ア　任命

審査官は、各都道府県労働局に置かれ、行政職俸給表（一）による職務の級が3級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官のうちから厚生労働大臣によって任命される（労審法第2条の2及び第3条、労審令第1条）。

イ　除斥事由

審査官は、次の①から⑦までに掲げる者以外の者でなければならない（労審法第7条第2項）。

①　審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

②　審査請求人

③　審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

④　審査請求人の代理人

⑤　③又は④であった者

⑥　審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

⑦　利害関係者（労審法第13条第1項に規定する利害関係者をいう。）

(2)　審査官の職権行使の準則

審査官は、その設置の目的にかんがみ、職権の行使に当たっては、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない（労審法第4条）。

保険給付に関する行政処分等への不服申立てについては、本来裁判による訴訟手続によるべきであるが、手続が煩雑で、高額の費用と長い期間を必要とすることなどから、労働者が救済を求める上で妨げとなる点が少なくない。そこで、行政内部に準司法的機能を有する機関を置くことにより、公平な立場から簡易・迅速に不服申立ての処理をすることとしたのが本審査請求制度の趣旨である。このような制度の趣旨に基づき、第一審たる審査官に対し、特に公正かつ迅速な処理について規定されていることに留意し、行政機関の一員として、できる限り速やかに決定を行い、審査請求人である労働者等の不安定な状態の解消に努める必要がある。

なお、審査官は、服務に関しては局長の管理監督下にあるが、個々の審査請求事件の判断・処理は、独立した行政機関として行う。

(3)　行政解釈との関係

審査官は、審査請求について独立して個々に判断するが、その判断は、法令に基づくことはもとより通達にも従うことを要し、審査請求の対象となる行政処分がこれらに違反又は違背していないかどうかの点に止まることとなる（「審査官は、厚生労働省内部の行政組織の一部として法令及びその解釈適用に関し厚生労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然である。」長崎地裁昭和 61 年 11 月 28 日判決）。

なお、審査会の裁決については、先例として参考となりうるが、厚生労働省の行政解釈ではないので、審査官はこれに拘束されるものではない。

2 審査官の管轄区域

審査請求事件がいずれの審査官の管轄に属するかについては、原処分庁の所在地によって定まるものであり、審査請求人の住所又は居所とは関係がない。

すなわち、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官が当該審査請求事件を担当することとなる（労審法第 7 条）。

3 審査官の任務

審査官は、労審法第 2 条第 1 項及び第 6 条により規定される労災法第 38 条第 1 項及び労基法第 86 条第 1 項の規定による次の事務を所掌する。

(1)　保険給付に関する原処分庁の決定に対する不服申立ての第一審としての審査（労災法第 38 条第 1 項）。

(2)　労基法の規定による業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議についての署長の審査又は仲裁の結果に不服がある者からなされた申立ての審査又は仲裁（労基法第 86 条第 1 項）。

労審法第2条（所掌事務）

労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第38条第1項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

② 略

労審法第6条（審査及び仲裁の事務）

労働者災害補償保険審査官は、第2条に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁の事務を取り扱う。

労基法第85条（審査及び仲裁）

業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

② 行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

③ 第1項の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。

④ 行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。

⑤ 第1項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第2項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の完成猶予及び更新に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

労基法第86条

前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。

② 前条第3項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の申立てがあつた場合に、これを準用する。

Ⅲ 労働者災害補償保険審査参与

1 参与制度の意義及び参与の地位等

(1) 参与制度は、審査官が労使代表の専門的知識を活用し、あるいは労使の実情、慣行等についてそれぞれ意見を聴くことが事実の認定等に当たり資するところが大きく、審理の公平、的確を期せられることから設けられたものである。

(2) 参与は、審査官が審査請求を受理したときはその旨の通知を受け（労審法第13条第1項）、当該事件につき、審査官に対して意見を述べ（同条第2項）、証拠となるべき文書その他の物件を提出し（労審法第14条の3の第1項）、審理のための処分の申立て（労審法第15条第1項）、文書その他の物件の閲覧等の申立て（労審法第16条の3第1項）をすることができる。

審査官は、参与の述べた意見を尊重しなければならない（労審令第8条第1項）。

ただし、労審令第8条第1項の趣旨は、事件の解明に当たり、労使代表たる参与の専門的知識を活用し又は労使の実情、慣行等について意見を聴くことにより、審査官の審理の公平、的確を期することにあり、審査官は、参与の意見に拘束されるものではない。

したがって、審査官が十分な審理を行った結果、確信に至った判断が参与と見解を異にしても自らの判断に従った決定を行うべきである。

参与から審理のための処分の申立てがあった場合にも、その申立てを尊重しなければならない（労審令第13条第5項）が、事実、争点の解明のための必要性等を踏まえ、審理のための処分を行うか否かは審査官の判断による。

(3) 参与に提供する審理関係資料については、参与から事件に即した専門的知識や労使の実情、慣行等について労使の代表者としての意見を聴くために必要なもので十分であることから、例えば決定書（案）から主文や結論などの評価部分を除いた事実関係部分を参与に提示し、その他の資料は、参与からの要望がある場合に必要に応じて提示することとして差し支えない。

また、審理関係資料が、その目的外に利用されることのないよう配意すべきである。

なお、参与に対しては、辞令交付時において、参与としての立場から知り得た情報を在任中はもとより、退任後も漏らしてはならない旨を十分に説明すること。

2 指名の手続及び指名期間

参与は、局ごとに労働者代表、事業主代表各2名ずつを関係団体の推薦によって厚生労働大臣が指名する（労審法第5条）。

参与を推薦する資格を有する団体は、労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体（通常は労働組合）又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該局の管轄区域内に組織を有するものに限られる（労審令第2条第1項）。

参与の指名期間は、2年（後任者が指名されるまでは引き続きその地位を有する。）である（労審令第2条第3項）が、参与の指名は半数ずつ毎年行われる。

指名の手続は、次のとおりである。

(1) 厚生労働大臣が参与の候補者の推薦依頼を官報に公示する。

(2) 参与の候補者を推薦しようとする団体は、「参与候補者の推薦について」（審査様式第35号）による推薦書正副2通及び候補者の履歴書2通を締切期日までに局長を経由して厚生労働大臣あて提出する。前参与を引き続き参与として推薦するときも同様の手続を要する。

(3) 推薦書及び履歴書の提出を受けた局長は、推薦書（副）1通及び履歴書（副）1通を保管用に残し、推薦書（正）1通及び履歴書（正）1通に推薦団体の性格及び組織の状況についての説明書を添えて、速やかに厚生労働省労働基準局長あて送付する。

推薦された候補者が数名あるときは、局長は意見を付して送付するものとする。

(4) 厚生労働大臣は、推薦された候補者のうちから適当と思われる者を参与に指名する。参与が転勤、死亡等の理由により、欠員になったときは、厚生労働大臣あて辞任届（死亡の場合は当該参与の推薦団体が行う。）を提出させ、速やかに補欠の指名を行わなければならないが、補欠の場合の指名の手続は推薦に準じて行われる。この場合、指名の期間は前任者の残任期間である（以上の指名手続については、本省労災管理課で担当している。）。

審査様式第３５号

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略　歴	備　考

（注）　(1)　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

(2)　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

(1)　提出部数は正副２通とすること。

(2)　履歴書２通を添付すること。

Ⅳ 審査請求手続

1 審査請求の対象

(1) 審査請求の対象となる処分

審査官に対する審査請求の対象となるのは、労災保険に関する行政処分のうち、保険給付に関する決定に限られる（労災法第38条第1項）。このため、業務上外、傷病の治ゆ日、再発及び障害等級等の認定は保険給付をするか否かの処分の前提となる要件事実の認定にすぎないことから、審査請求の対象となる処分ではない。

なお、保険給付に関する決定とは、保険給付の支給又は不支給に関する処分をいい、受給権者の権利に直接かつ具体的な法律効果を及ぼす処分である。例えば「障害補償給付　○○○,○○○ 円を支給する。」、「○年○月○日から○年○月○日までの休業補償給付は支給しない。」、又は「○年○月○日から○年○月○日までの○○日間の休業のうち○○病院において治療を受けた○日分についてのみ休業を認め、○日分○,○○○円の休業補償給付を支給する。」という処分である。

また、労災法第31条第1項に基づく費用徴収、同法第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項に基づく特別加入の承認又は不承認等は保険給付に関する決定ではないことから、審査官に対する審査請求の対象とはならない（行審法に基づく審査請求の対象となる。）。

(2) 審査請求の対象とならない処分（社会復帰促進等事業に係る処分）

労災法第29条第1項に定める社会復帰促進等事業の一環として行われる事業に係る支給、不支給（承認、不承認を含む。）については、原則として申込みに対する承諾又は不承諾であり、保険給付と異なり処分性はないものと取り扱ってきたが、平成15年9月4日、最高裁第1小法廷において、同事業（当時、労働福祉事業）として実施されている労災就学援護費について、保険給付と同様の手続により支給する仕組みとなっていることなどから、その支給決定等は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者や遺族の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるので、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する旨、判示された。

こうした状況を踏まえ、平成22年12月27日付け基発1227第1号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」（平成26年7月10日付け基発0710第5号により一部改正）により、①労災就学援護費の支給又は不支給、②労災就労保育援護費の支給又は不支給、③義肢等補装具費の支給の承認又は不承認、④外科後処置の承認又は不承認、⑤アフターケア健康管理手帳の交付又は不交付、⑥アフターケア通院費の支給又は不支給、⑦労災はり・きゅう施術の承認又は不承認、⑧頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認、

⑨休業補償特別援護金の支給又は不支給、⑩長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給、⑪振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給、⑫労災療養援護金の認定又は不認定については、行審法に基づく審査請求の対象（審査機関：厚生労働大臣）として取り扱うこととされている（これらについては、労審法に基づく審査請求の対象とはならないので留意すること。）。

(3)　平均賃金の決定処分

局長が労基法第12条第8項の規定に基づいて行った平均賃金の決定処分は、保険給付に関する処分ではないので、労審法ではなく、行審法に基づく審査請求の対象となる。ただし、給付基礎日額を不服として保険給付の支給決定の取消を求める審査請求は労審法の審査請求の対象となる。

したがって、審査請求人の申立ての趣旨が保険給付に関する決定の取消しを求めているものか、平均賃金の決定の変更を求めているものかについて十分確認する必要がある。

労基法第12条

この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によって計算した金額を下つてはならない。

1　賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

2　賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

② 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

1　業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

2　産前産後の女性が第65条の規定によつて休業した期間

3　使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間

4　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業（同法第61条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第39条第10項において同じ。）をした期間

5　試みの使用期間

④ 第 1 項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

⑤ 賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第 1 項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

⑥ 雇入後三箇月に満たない者については、第1項の期間は、雇入後の期間とする。

⑦ 日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、厚生労働大臣の定める金額を平均賃金とする。

⑧ 第 1 項乃至第 6 項によって算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによる。

（注）　平均賃金（局長の決定）に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の事務処理については、下記のとおりとすること。

ア　局長が平均賃金を決定するに当たり、審査請求人に対し決定通知を行っている場合

(ｱ)　平均賃金決定について、行審法に基づく厚生労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事件については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。

(ｲ)　平均賃金の決定処分について厚生労働大臣に対して行審法に基づく審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記（ｱ）の処理を行うこと。

イ　局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、審査請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合には、関係部署と連携をとり、改めて審査請求人に対して平均賃金の決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求を取り下げるよう指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記アにより処理を行うこと（平成2年3月27日付け事務連絡）。

(4)　審査請求の対象となる保険給付に関する決定

審査請求の対象となる処分は、次表のとおりである。

(業務災害関係)

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
療養補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	12条、12条の2
休業補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	13条
障害補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	14条の2
障害補償年金の変更又は不変更決定	15条の2	14条の3
遺族補償給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	12条の8第2項、16条、16条の2、16条の4	15条の2、15条の4
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族補償年金の額の改定又は不改定決定	16条の3第3項・第4項	
失権による遺族補償年金の不支給決定	16条の4第1項、16条の9第4項後段	
所在不明による遺族補償年金の支給停止又は不停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族補償年金の額の改定決定	16条の5第1項、16条の5第3項において準用する法第16条の3第3項	
葬祭料の支給又は不支給決定	12条の8第2項	17条の2
傷病補償年金の支給又は不支給決定	12条の8第3項	
傷病補償年金の変更又は不変更決定	18条の2	
介護補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第4項	18条の3の5
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11条第1項・第2項	10条
障害補償年金差額一時金の支給又は不支給決定	58条	附則21項 ～附則23項
障害補償年金前払一時金の支給又は不支給決定	59条	附則26項 ～附則28項
遺族補償年金前払一時金の支給又は不支給決定	60条	附則33項
労災保険の保険給付の特例に関する経過措置に基づく保険給付の決定	整備法18条、18条の2	整備省令7条

（複数業務要因災害関係）

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
複数事業労働者療養給付の支給又は不支給決定	20条の3	18条の3の7、18条の3の8
複数事業労働者休業給付の支給又は不支給決定	20条の4	18条の3の9
複数事業労働者障害給付の支給又は不支給決定	20条の5	18条の3の10
複数事業労働者障害年金の変更又は不変更決定	20条の5第3項において準用する法第15条の2	18条の3の10第3項において準用する則第14条の3
複数事業労働者遺族給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	20条の6、同条第3項において準用する法第16条の2、第16条の4	18条の3の11、18条の3の12
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の複数事業労働者遺族年金の額の改定又は不改定決定	20条の6第3項において準用する法第16条の3	
失権による複数事業労働者遺族年金の不支給決定	20条の6第3項において準用する法第16条の4、第16条の9	
所在不明による複数事業労働者遺族年金の支給停止又は不停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴う複数事業労働者遺族年金の額の改定決定	20条の6第3項において準用する法第16条の5第1項、20条の6第3項において準用する法第16条の5第3項	

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
複数事業労働者葬祭給付の支給又は不支給決定	20条の7	18条の3の14
複数事業労働者傷病年金の支給又は不支給決定	20条の8	
複数事業労働者傷病年金の変更又は不変更決定	20条の8第2項において準用する法第18条の2	
複数事業労働者介護給付の支給又は不支給決定	20条の9	18条の3の17
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11条第1項・第2項	10条
複数事業労働者障害年金差額一時金の支給又は不支給決定	60条の2	附則35項・36項
複数事業労働者障害年金前払一時金の支給又は不支給決定	60条の3	附則38項
複数事業労働者遺族年金前払一時金の支給又は不支給決定	60条の4	附則41項

（通勤災害関係）

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
療養給付の支給又は不支給決定	22 条	18 条の 5、18 条の 6
休業給付の支給又は不支給決定	22 条の 2	18 条の 7
障害給付の支給又は不支給決定	22 条の 3	18 条の 8
障害年金の変更又は不変更決定	22 条の 3 第 3 項において準用する法第 15 条の 2	18 条の 8 第 4 項において準用する則第 14 条の 3
遺族給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	22 条の 4、同条第 3 項において準用する法第 16 条の 2、第 16 条の 4	18 条の 9、18 条の 10
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族年金の額の改定又は不改定決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 3	
失権による遺族年金の不支給決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 4、第 16 条の 9	
所在不明による遺族年金の支給停止又は不停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族年金の額の改定決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 5 第 1 項、22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 5 第 3 項	
葬祭給付の支給又は不支給決定	22 条の 5	18 条の 12
傷病年金の支給又は不支給決定	23 条	
傷病年金の変更又は不変更決定	23 条第 2 項において準用する法第 18 条の 2	
介護給付の支給又は不支給決定	24 条	18 条の 15
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11 条第 1 項・第 2 項	10 条
障害年金差額一時金の支給又は不支給決定	61 条	附則 44 項・45 項

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
障害年金前払一時金の支給又は不支給決定	62 条	附則 47 項
遺族年金前払一時金の支給又は不支給決定	63 条	附則 50 項

（二次健康診断等給付関係）

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
二次健康診断等給付の支給又は不支給決定	26 条	18 条の 19

(5)　複数事業労働者に係る審査請求の範囲

複数事業労働者から審査請求がなされた場合の審査請求対象については、以下のとおり。

ア　業務が原因で脳・心臓疾患又は精神障害を発症したとして請求される場合

(ｱ)　原処分において請求人が業務災害及び複数業務要因災害の両災害を請求している場合

業務災害として支給決定する場合、解除条件付き請求による法的効果により、複数業務要因災害に係る請求が遡及して消滅するため、複数業務要因災害について支給又は不支給決定がなされず、審査請求の対象となる決定が存在しないこととなる。したがって、審査請求の対象は、業務災害に係る支給決定のみであること。

一方、業務災害として不支給決定する場合、複数業務要因災害については、支給又は不支給決定がなされる。したがって、審査請求の対象は、業務災害に係る不支給決定及び複数業務要因災害に係る決定となる。

(ｲ)　原処分において請求人が業務災害のみ請求している場合

従来どおり業務災害に係る決定のみが審査請求の対象となる。

(ｳ)　原処分において請求人が複数業務要因災害のみ請求している場合

複数業務要因災害に係る決定のみが審査請求の対象となる。

イ　業務が原因でア以外の傷病等を発症したとして請求される場合

業務災害に係る決定のみが審査請求の対象となる。

労災則第 38 条の３の６（複数業務要因災害による疾病の範囲）

労災法第 20 条の３第１項の厚生労働省令で定める疾病は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生労働省令第 23 号）別表第１の２第８号及び第９号に掲げる疾病その他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病とする。

2 審査請求人

審査請求は、保険給付に関する決定に不服のある者がすることができる（労災法第 38 条第 1 項）が、この保険給付に関する決定に不服がある者、すなわち審査請求人適格を有する者とは、行政庁が行った処分により、直接、自己の法律上の権利又は利益を侵害されたとする者をいう。

なお、事業主は、事業主としての立場においてはいかなる意味でも審査請求人とはなり得ないが、葬祭を行った者としての立場においては、当該葬祭料（又は葬祭給付）の給付に係る決定につき、審査請求人となり得る。

(1) 審査請求人適格を有する者の例

ア 原処分を受けた者

イ 原処分を受けた者（遺族補償給付の不支給決定を受けた者を除く。）が審査請求前に死亡した場合で、保険給付に係る権利を承継した者

ウ 行方不明となっている遺族補償給付受給権者の財産管理人

(2) 審査請求人適格を有しない者の例

ア 給付額が少ないと同情した同僚労働者

イ 第三者行為災害の加害者又はその者を使用し若しくは使用していた者

ウ 療養の給付としての医療費の査定に不服がある医療機関、薬局

エ 遺族補償年金の受給資格者

3 代理人

審査請求人は、自ら委任した代理人によって審査請求をすることができる（労審法第 9 条の 2 第 1 項）。

(1) 任意代理人

ア 任意代理人の場合には、その代理権を明確にするため、委任状を提出させなければならない（労審令第 4 条第 4 項、第 5 条第 3 項）。

任意代理人については、例えば弁護士に限るという資格の制限はない。委任状には、審査請求人と代理人との関係及び代理人の職業を記載するように指導すること。

また、任意代理人は、審査請求に関する一切の行為を代理することができるが、審査請求の取下げについては、審査請求人の特別の委任を要する（労審法第 9 条の 2 第 2 項）。

なお、弁護士以外の職業的代行人が代理人としての審査請求を行う事例があるが、これらの者が報酬を得て業として代理人になることは、弁護士法第 72 条により原則禁止されている。しかし、社会保険労務士は社会保険労務士法第 2 条により審査請求

及び再審査請求についての申請書の作成、主張、陳述等の代理が認められている。

弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

社会保険労務士法第2条

社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

1　別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

1の2　申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

1の3　労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第25条の2第1項において「事務代理」という。）。

1の4 ～ 1の6　（略）

2　労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。

3　事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

②③　（略）

④　第1項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

イ　代理人の選任、変更、解任及び追加は、決定が出されるまでの間、いつでも自由に行うことができる。

ウ　同一の審査請求人に複数の代理人が選任されている場合、円滑な審理を図る観点から、連絡や決定書の受領に関し、代理人間で協議して代表者が定められることが望ましいが、代理人は各自当事者を代理する権限を有していることから、審査官が一方的に代表者を選定することはできない。

(2)　法定代理人等

審査請求人が未成年者である場合には、法定代理人により又は法定代理人の同意を得て、被保佐人である場合には保佐人の同意を得て、成年被後見人である場合には成年後見人によって、審査請求を行わせなければならない。

この場合には、審査請求人と代理人との関係を示す戸籍謄本又は抄本その他の文書を提出することが必要である。

(参考) 法定代理人の例：未成年者の場合は親権者（民法第 818 条、第 824 条）、未成年後見人（同第 838 条第 1 項、第 859 条）、成年被後見人の場合は成年後見人（同第 838 条第 2 項、第 859 条）、不在者の場合は財産管理人（同第 25 条）。

なお、保佐人は法定代理人ではないので、代理行為を行うときには代理権の授与を要する（上記「(1) 任意代理人」 参照）。

成年後見人、未成年者の親権者は、独自に第三者の任意代理人を選任することができる。

4 利害関係者

利害関係者とは、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者をいう（労審法第13条第1項)。ここにいう利害関係とは法律上の利害関係をいい、審査請求の結果により直接自己の権利義務に変動を受ける者が利害関係者となる。

同一処分につき審査請求人となり得る者が2人以上いる場合に、そのうちの1人から審査請求がなされたときは、他の者は当然に利害関係者の地位に立つものである。

利害関係者制度の趣旨は、審査請求の結果について利害関係を有する者がある場合には、その者を当該審査請求に参加させ決定の拘束力を及ぼすことにより、同一事件については1つの審査請求手続で処理しようとしたものである。

利害関係者は、審査請求の要旨を記載した文書の送付を受け（労審法第13条第1項、「審査請求の受理について」（審査様式第9号))、審査請求につき意見を述べ（同条第2項)、口頭意見陳述（労審法第13条の3）及び審理のための処分（労審法第15条第1項）を申し立てることができ、また、文書その他の物件の閲覧又は写しの交付（労審法第16条の3第1項）を求めることができるなど審査請求人に準じた地位を与えられているため、改めて同一事件につき別個の審査請求をすることなく、当該審査請求について決定がなされるとその決定の拘束力を受けるものである。

利害関係者は、決定に対して審査請求人が再審査請求をしなくても独立して再審査請求をすることができる。ただし、決定により審査請求人の主張が容認され原処分が取り消された場合に、利害関係者がこの決定に不服である（原処分を維持しようとする）ときには、新たな処分がなされてから、その新たな処分に対して審査請求をすることとなる。

労審法第13条第1項の「利害関係者」は、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者とされているが、労災保険に係る審査請求事件においては、通常、利害関係のある行政庁は存在しない。利害関係のあるその他の第三者の範囲は、個々の具体的事件についてそれぞれ定められるべきであるが、おおむね次のような場合が考えられる。

(1) 共同審査請求人となり得る立場にありながら自らは審査請求をしなかった者

例 ア 遺族補償給付に係る審査請求のときは、同順位の受給権者

イ 未支給の保険給付に係る審査請求のときは、同順位の請求権者

(2) 審査請求人と利害の相反する者で当該処分の取消しによって不利益を被る者

例 遺族補償給付に係る審査請求のときは、受給権を争う者（事実上の婚姻関係を争う内縁の妻等）

なお、審査請求人適格がない場合には利害関係者とはならないので、例えば労働者が療養補償給付の全部又は一部を不支給とされたことを不服として審査請求をした場合に、医療機関、薬局、その他療養を担当した者又は当該減額分を支払った事業主は、利害関係者とはならない。

5 審査請求の期間

審査請求は、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内にしなければならない。

この期間はいわゆる除斥期間（一定の期間内に権利を行使しないとその期間の経過によって権利が当然に消滅する期間）であって、時効におけるような中断又は停止は認められない。

ただし、審査請求人が正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではない（労審法第 8 条第 1 項）。

(1) 「原処分のあったことを知った日」

期間計算の起算点となる「原処分のあったことを知った日」とは、審査請求人が原処分に関する通知により原処分のあったことを現実に知った日をいうのであって、抽象的な知り得べき日をいうものではないが、一定の事情のもとで、社会通念上処分のあったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限りその処分のあったことを知ったものと推定される。

したがって、原処分に関する通知が文書をもって郵送された場合は、特段の事情がない限り、それが到達した日を「原処分のあったことを知った日」と解して差し支えない。ただし、原処分に関する通知が普通郵便等でなされて相手方に到達したという証明がなく、相手方から処分通知を受領していない、又は署長が発送したとする日付よりも著しく遅い日に受領したとの申立てがなされた場合に、署長から審査請求人に発送され、配達不能により返送された事実がなく、かつ郵便物配達業務に停滞の事実がなかったなどの理由のみで通知が到達したと推定しないこと。

このような場合には、①通知が審査請求人に到達したことを証する第三者の証言の有無、②原処分に対する不満の意思表示の有無、③審査請求の意思表示の有無等の諸般の事情を検討した上で、審査請求人が原処分のあったことを知っていたと認めるに足る事情があると判断される場合において、通知が審査請求人に到達したと推定するのを相当とすること。

(2) 「正当な理由」

ここにいう「正当な理由」については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができない客観的事情のため審査請求をすることができなかった場合、又は審査請求人が審査請求のためにできる限りの努力を払ったにもかかわらず審査請求の意思を権限ある機関に対して表明することができなかった場合等期間経過の責を審査請求人に帰すべきでないと判断される事情が存する場合に限り認められるものである。

例えば処分通知書を一旦受領した後、これを返上したため、法定の期間内に審査請

求を行うことができなかったのは「正当な理由」に該当しないが、審査請求人が地震により被災したため、避難している間に審査請求期間が経過した場合は「正当な理由」に該当する。

また、原処分庁が誤って法定の期間（3か月）を超える期間を審査請求期間として教示し、かつその教示された期間内に審査請求がされた場合は「正当な理由」に該当する。

(3) 疎明

「証明」と「疎明」の違いについては、合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得られるような証拠を提出する当事者の行為を「証明」といい、これよりは低い一応確からしいとの推測を得られる程度の証拠を提出する当事者の行為を「疎明」という。

正当な理由の有無については「証明」でなく「疎明」で足りることから、審査官がその正当な理由が存在することについて確信にまで達せずとも、多分確かであろうとの推測ができる程度であれば正当な理由があるとして取り扱うこと。

なお、期間経過後に審査請求があった場合で、期間の徒過について正当な理由があったとの疎明がなされないときは不適法な請求として却下することとなる。

(4) 期間の計算

審査請求期間の計算については、民法の期間計算による。したがって、審査請求は、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算し（民法第140条）、暦に従って計算することとなる（民法第143条第1項）。月の初めから期間を起算しないときは、審査請求期間は、最後の月においてその起算日に応当する日の前日に満了するが、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了することとなる（民法第143条第2項）。

具体的に例示すると、次のとおりである。

① 月の初日から起算する場合

期間満了日は最終月の末日となる。

例：4月1日から起算したときの3か月の満了日は6月30日

② 月の途中から起算し、最終月に応当日がある場合

期間満了日は最終月の応当日の前日となる。

例：4月10日から起算したときの3か月の満了日は7月9日

③ 月の末日から起算し、最終月に応当日がない場合

期間満了日は最終月の末日となる。

例：8月31日から起算したときの3か月の満了日は11月30日

なお、審査請求期間の満了日（3か月目）が日曜日、国民の祝日等、閉庁日等の休日に当たるときは、審査請求期間は休日の翌日をもって満了することとなる（昭和63

年12月28日付け事務連絡)。

また、審査請求書の郵送に要した日数は算入しない(労審法第8条第2項)ため、郵送の場合には、審査請求書は、通常、原処分に関する通知が審査請求人に到達した日(通知を発送した日に相当の郵送日数を加えた日)の翌日から起算して3か月以内に発信していれば問題はなく、発信日については郵便消印により確認する。ただし、投函日と消印の日付とが必ずしも同一日とは限らないので、審査請求期間を数日超えているような場合には事実の確認が必要である。

民法第140条(期間の起算)

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

民法第143条(暦による期間の計算)

週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

② 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

6 審査請求書の記載事項

「労働保険審査請求書」(規則様式第1号)の記載内容については、次の点に留意しなければならない。これらの点に不備があるときは、審査官は、補正を命じ、その不備が補正できないときは、審査請求を却下しなければならない。

なお、審査請求については、口頭ですることもできる。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人又は代理人が審査官に対して審査請求書に記載すべき事項を陳述することが一般的であるが、労審令第5条第2項の規定により、審査官以外でも職務上その陳述を聴取する立場にある職員に対して陳述してもよいとされている。ただし、作成した「審査請求聴取書」(審査様式第1号)は必ず審査請求人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上で、審査請求人と聴取者は氏名を記載しなければならない。

また、電話による審査請求については、口頭による請求とみなして「審査請求聴取書」を作成できるが、必ず審査請求人が誤りのないことを確認した上で氏名を記載しなければならない。

(1) 一の欄(審査請求人の氏名及び住所又は居所)

審査請求人の氏名、住所又は居所が記載されていること。

なお、労災保険給付関係では、通常、審査請求人が法人であることはない。

(2)　二の欄（代理人の氏名及び住所又は居所）

代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名、住所又は居所が記載されていること。

なお、任意代理人の場合には委任状、法定代理人の場合にはその根拠を示す書類が添付されていること。

(3)　三の欄（原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所）

原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所が「一の欄」の書き方に準じて記載されていること。

原処分を受けた者と審査請求人が同一人である場合は「一に同じ」でよい。

(4)　四の欄（被災労働者の氏名）

原処分を受けた者が被災労働者以外の者であるときは、当該被災労働者の氏名が記載されていること。

例えば遺族補償給付や葬祭料に関する原処分を受けた者（「妻」「子」など）は災害によって死亡した労働者以外の者であり、これらの場合は、その死亡労働者の氏名を記載させること。

(5)　五の欄（事業場の名称及び所在地）

被災労働者が災害発生当時使用されていた事業場の名称及び所在地が記載されていること。

なお、複数事業労働者に係る審査請求においては、必ずしも複数就業先全てを記載する必要はなく、複数業務要因災害に係る審査請求の場合は、主たる負荷を受けたと主張する事業場を記載すること。

(6)　六の欄（審査請求人と被災労働者との関係）

審査請求人が被災労働者本人でない場合には、審査請求人とその労働者との関係（「妻」「子」など）が明確になるように記載されていること。

被災労働者と審査請求人が同一である場合には、記載する必要はない。

(7)　七の欄（原処分をした労働基準監督署長名）

原処分をした者の名は、「○○労働基準監督署長」又は「○○労働局長」と記載されていればよく、氏名まで記載されている必要はないこと。

なお、複数事業労働者に係る審査請求においては、労災則第２条の２に基づき、決定の委嘱が行われている場合、保険給付請求書の提出先と決定を行った労働基準監督署長が異なる場合があるため、注意すること。審査請求人に説明する際は、不支給決定通知等に記載の労働基準監督署長名を記載するよう説明すること。

(8)　八の欄（原処分のあったことを知った年月日）

審査請求人が原処分を知った年月日（支給又は不支給等の「決定通知書」が送付された年月日）が記載されていること。

(9)　九の欄（審査請求の趣旨）

審査請求の趣旨とは、審査請求人の主張の結論となる部分で、審査の対象となった原処分を明示し、当該処分を取り消す決定を求める旨が記載されていること。

審査官が審査の対象とするのは、審査請求の趣旨で取消しを求めている原処分についてのみであり、それ以外の処分には及ばないので審査請求の趣旨については特に注意すること。

記載例　「○○労働基準監督署長が令和○年○月○日付けで行った障害補償給付の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める。」

なお、記載する年月日については、支給・不支給決定通知書の通知年月日を記載させること。

また、複数事業労働者に係る審査請求において、業務災害及び複数業務要因災害についてそれぞれ処分がある場合、取消しを求める処分が特定されているよう注意すること。業務災害が支給決定されている場合、解除条件付き請求による法的効果により、複数業務要因災害に係る請求が遡及して消滅するため、複数業務要因災害には処分がなされないことから、当該複数業務要因災害の取消しを求めることはできないことに留意すること。

(10) 十の欄（審査請求の理由）

審査請求の理由には、なぜ原処分が取り消されるべきかという理由が具体的に記載されていること。

記載例　「令和○年○月○日、坑内作業中落盤によって左大腿骨を骨折し、同骨折部位のゆ合が不完全なまま令和○年○月○日治ゆしたが、以前のように重量物を持ち上げるなどの仕事もできず、疼痛が甚だしく、膝関節の運動が十分にできないために、現在は軽作業の職種に転換している。このため、障害補償請求をしたところ、○○労働基準監督署長は、残存障害は軽微であるとして不支給の決定をしたが、私の障害は第 12 級の 7「一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの」又は第 12 級の 12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当すると考えるので、○○労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。」

(11) 十一の欄（原処分をした労働基準監督署長の教示）

原処分庁が審査請求をすることができる旨の教示を行ったか否かが記載されていること。また、教示がなされている場合は、その内容が記載されていること。

なお、教示の内容が審査請求書記載例に添付してある別紙と同じ内容であれば、「別紙のとおり」と記載させ、審査請求書に添えて別紙を提出させること。

(12) 十二の欄（証拠）

ア　十の欄の「審査請求の理由」で述べた事実の存否を立証するための証拠が記載されていること。この場合、その証拠を審査請求人が提出することができるものであるときは、審査請求書に添えて提出させること。

記載例　①　令和○年○月○日○○病院撮影のＸ線写真○葉（別添）
②　令和○年○月○日○○病院○○医師の症状所見書（別添）
③　令和○年○月○日付けの職種配置転換についての事業主の証明書（別添）

イ　審査請求人が記載した証拠が審査請求人から提出することができないものであり、労審法第15条第1項の審理のための処分の申立てを必要とする場合は、その処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由が記載されていること。

すなわち、

(ｱ)　参考人の審問又は意見若しくは報告を徴する旨の申立てについては、その参考人の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例　①　処分の内容
○○○○（○○県○○市○○町○○番地居住）に対する審問
②　申立ての趣旨及び理由
○○は審査請求人の災害発生状況を確認しており、審査請求人の災害は業務上であることを立証するため

(ｲ)　文書その他の物件の提出命令又は留置の申立てについては、その物件の表示、その所有者、所持者若しくは保管者の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例　①　処分の内容
○○株式会社（○○県○○市○○町○○番地所在）に対する同社所有の被災者○○に係る令和○年○月から同年○月までの間のタイムカードの提出命令
②　申立ての趣旨及び理由
被災者は恒常的な時間外労働に従事していたものであり、被災者の死亡は過重負荷による業務上のものであることを立証するため

(ｳ)　鑑定の申立てについては、その鑑定の対象の表示並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例　①　処分の内容
被災者○○の「肺がん」による死亡についての○○大学医学部○○教授による死亡原因の医学的鑑定
②　申立ての趣旨及び理由

被災者○○は、タールの長期ばく露により「肺がん」を発症し死亡したものであることを立証するため

(ｴ) 関係場所への立入り、関係者に対する質問及び物件の検査の申立てについては、立ち入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地、質問すべき事業主、従業員その他の関係者の氏名又は検査すべき帳簿、書類、その他の物件の表示並びにその申立ての趣旨及び理由等が記載されていること。

記載例 ① 処分の内容

○○印刷株式会社（○○県○○市○○番地所在）第３印刷ラインの有機溶剤槽についての立入検査

② 申立ての趣旨及び理由

審査請求人は、業務に従事中、有機溶剤中毒に罹患したものであるので、印刷ラインの有機溶剤槽が開放された状態となっていることを明らかにするため

ウ 審査請求人が一つの理由によって審理のために二つ以上の処分を申し立てる場合には、各々の処分について別個に申立ての理由を記載させる必要はなく、まず処分の内容を列記して、その後にまとめてそれらの申立ての趣旨及び理由を記載させてもよい。

(13) 十三の欄（審査請求期間経過後において審査請求する場合の正当な事由）

正当な事由とは、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができない客観的事情のため、審査請求期間経過の責を審査請求人に帰すべきでないと判断される事情が存する場合に限り認められるものである。

記載例 令和○年○月○日に発生した○○地震により自宅が全壊したため、令和○年○月○日～同年○月○日まで避難しており、その間に審査請求期間を経過したもの。

(14) 審査請求年月日、審査請求人氏名の欄

審査請求人が審査請求書を提出する年月日（郵送の場合は投函する日）であり、審査請求期間の算定に重要なことであるから正確に記載されていること。

代理人によって審査請求をするときは、代理人の住所又は居所及び氏名が記載されていること。

(15) その他

審査請求書に書ききれないときは、「別紙（1,2,3･･･）のとおり」のように余白に記載させ、別紙に記載し審査請求書に添付させること。

また、電話番号等の連絡手段を確認しておくことが望ましい。

Ⅴ 再審査請求手続

審査会に対する再審査請求は、審査請求人（利害関係者を含む。）が審査官の決定書の送付を受けた日の翌日から起算して2か月以内（労審法第38条第1項）又は審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合に行うことができる（労災法第38条第2項）。ただし、原処分庁は、審査官の決定に不服があっても再審査請求権をもたない。

(1) 棄却・却下の場合

審査請求人が棄却・却下の決定を受け、これに不服である場合は、審査会に再審査請求をすることができる（労災法第38条第1項）。

また、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合は、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる（労災法第38条第2項）ことから、審査請求人は再審査請求（又は行政訴訟の提起）をすることができる。

(2) 取消しの場合

審査請求人が取消しの決定を受け、原処分庁が再度行った処分にもなお不服である場合には、直接審査会へ再審査請求をすることはできず、再度、新たな処分について審査請求の上、審査官の決定を経なければならない。これは、審査請求の対象となる処分が前回のものと異なるためである。

また、審査官の決定が原処分の取消しであって、その決定理由についてなお不満がある場合でも再審査請求はできない。これは、再審査請求の対象が審査官の決定ではなく、あくまでも原処分であることから、審査官の取消決定によって原処分が存在しなくなり、再審査請求の対象がなくなるからである。

利害関係者も同様である。

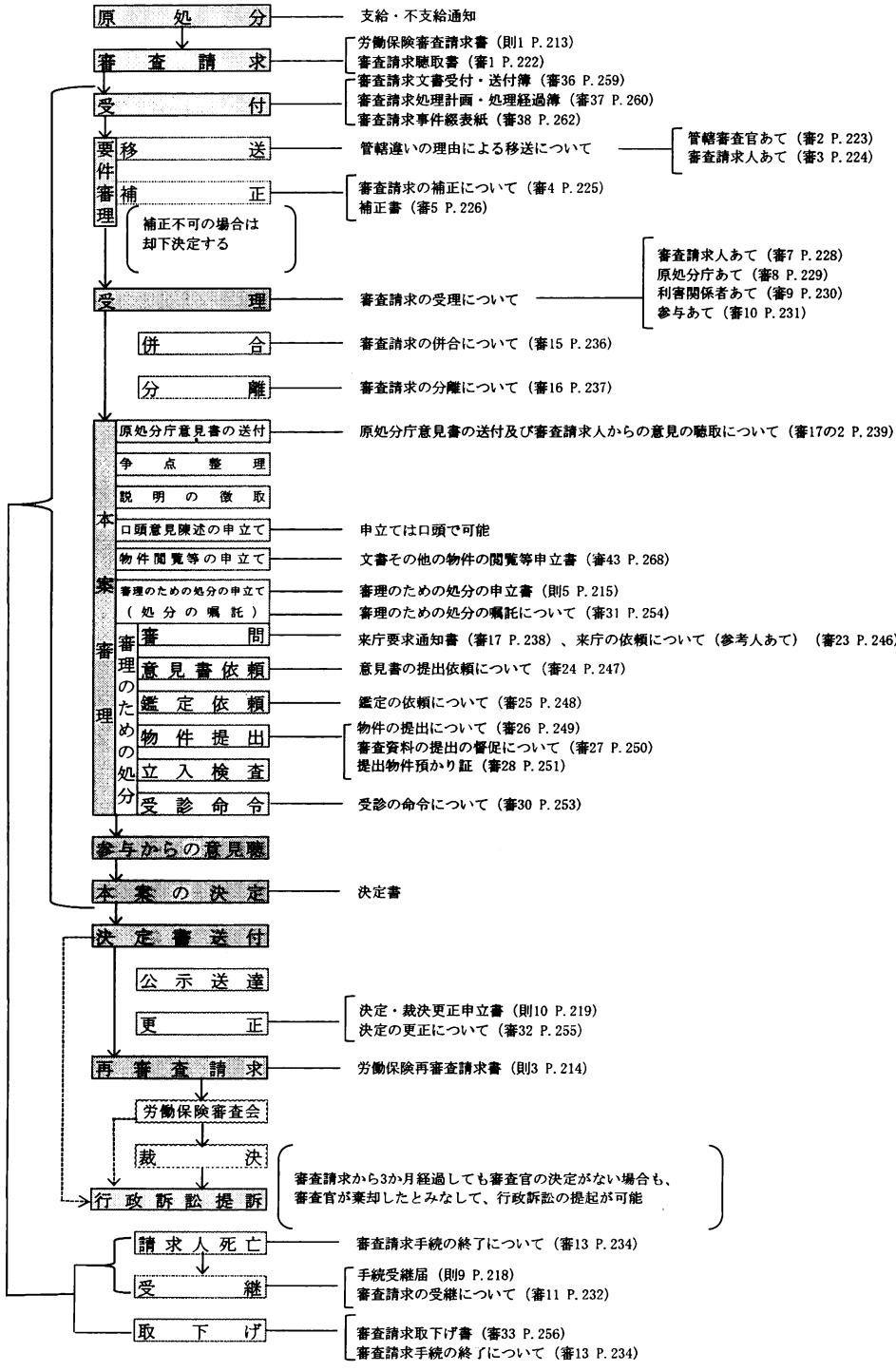
(3) 再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所又は居所を管轄する署長又は原処分庁を経由してすることができるほか、決定した審査官を経由してすることができる。また、決定を経ない再審査請求をしようとする場合は、審査請求がされている審査官を経由しても行うことができる（労審令第3条第1項、第23条）。

再審査請求は、審査請求とは異なり口頭では行うことができず、文書（規則様式第3号）により行わなければならない（労審法第39条）。

第２部　審査請求の事務処理

Ⅰ　審査請求事務の流れ

事務処理の流れを図示すると、おおむね次のとおりである。



注１　（　）内の「則」は「労審法施行規則様式」、「審」は「審査様式」を示し、数字は様式番号及び記載頁を示す。

注２　意見書依頼、鑑定依頼、立入検査及び受診命令については、必要に応じて行うものとする。

Ⅱ　執務の基本的態度

1　基本的態度

労災保険給付に係る審査請求制度においては、労災保険給付に関する処分は大量に行われること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、行政内部に特別の紛争処理機関を設け、訴訟に至る前に公正な立場から簡易な手続で速やかに審理を進めることとされている。

とりわけ第一審である審査官については、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならないこと（労審法第4条）、及び審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合は、審査官が審査請求を棄却したものとみなして再審査請求及び行政訴訟の提起ができること（労災法第38条第2項）にかんがみ、審査請求事件のより一層の公正・迅速な処理に努めるとともに、以下の点に留意して事務を進めることとする。

(1)　審査請求制度の本旨にかんがみ、迅速に事務を処理し、審査請求人の不安定な状態から生ずる不利益の解消に努めなければならない。このため、関係する法令及び通達に精通するよう心掛けること。

(2)　審査官が各局に置かれているのは、審査請求制度が労災補償行政の一環として運営されるべきものであるからであり、この限りにおいて当然に各局管理者の進行管理に服するものであることを認識し、管理者等の協力を得つつ事務処理を遅滞なく行うこと。

(3)　審査請求の審理に当たっては、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与の申立て、説明及び意見並びに証拠について十分に審理し、確信をもって決定を行うこと。この場合において、労働者及び使用者を代表する参与のいずれの意見にも偏ることなく、公正な立場を保つこと。

(4)　審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して、懇切で誠意のある態度をとること。

(5)　審査官の判断は決定書においてのみ示すことができるものであり、決定を行う前に、審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して判断の結論等について言及することは厳に慎むこと。

2　審査請求事務の基本方針

(1)　3か月以内処理を目標とした迅速処理

審査請求を受理してから3か月以内の処理を目標とした事務処理の迅速化に努め

ること。

なお、厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）を定めるよう努めることとされている（労審法第7条の2)。標準審理期間については、口頭意見陳述（労審法第13条の3）や文書その他の物件の閲覧等（労審法第16条の3）などに要する期間の実態を考慮して定めることとする。

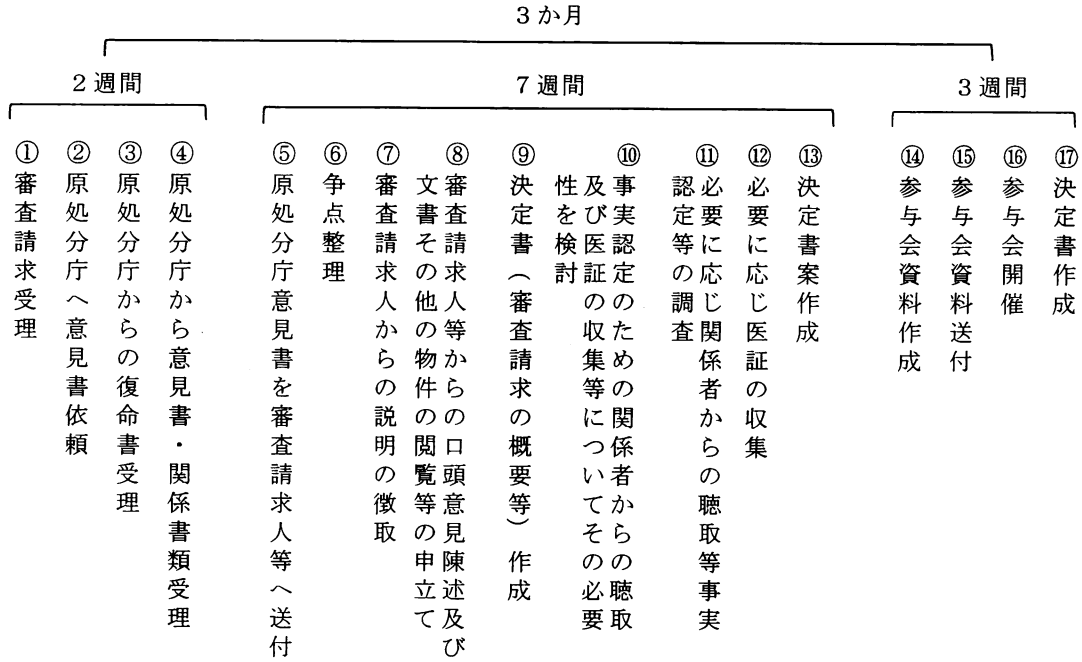
(2)　事件の計画的な処理

審査請求人、利害関係者、参与及び審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない（労審法第13条の2）とされていることを踏まえ、審査官は、事件ごとの処理計画を作成し、これに基づき事務処理を行うとともに、審理の進ちょく状況に応じて当該計画を見直すなど、計画的・効率的に審理を進めること。

なお、複数の事件が係属している場合には、各事件の処理を並行して進めること。

また、審理における処理の事跡について、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に漏れなく記載すること。

3か月以内処理を目標とした処理計画



(3)　事件の効率的な処理

争点整理とは、原処分庁及び審査請求人の主張を整理するとともに、主張の裏付けとなる資料の精査を行い、真に審理を行うべき事項、すなわち争点を明確化することである。

争点整理により、原処分庁の行った調査との重複を避け、決定を行う上で真に必要な事項について調査を行うとともに、判断に必要な範囲の資料を収集すること。

(4)　適正な職権の行使

審理に当たっては、積極的に庁外活動を行うなど能動的な処理を行うとともに、適正な職権行使によって事実関係の把握に努めること。

(5)　適切な要件審理

効率的な審理を行うためには、審査請求の趣旨及び理由の特定が不可欠であることから、審査請求の受理に当たっては、審査請求の趣旨はもちろんのこと、審査請求の理由についても、必要な事項が記載されているかどうか要件審理を確実に行うこと。

3 留意事項

(1) 審査請求人等から決定の遅延を指摘された場合には、審査請求人等に処理経過等を説明し、理解を得るようにすること。

(2) 社会保険関係官署その他職務上関係が深い行政庁と連絡を密にすることが重要であるが、特に事件が社会保険と関連があると認めたときは、審査請求人に不当な結果を及ぼさないように、社会保険関係官署と意見の調整を図ること（昭和 30 年 6 月 9 日基発第 359 号）。この場合において、意見の調整が困難であるときは、局を通じて本省と協議すること。

(3) 特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効は、これに関わりなく進行するので（例えば当初の 1 か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2 か月目以降について休業補償給付の請求を行っていない場合は、2 か月目以降の分については時効は中断せず 2 年で時効が完成する）、審査請求人に対して、労災保険給付請求権の時効について説明を行うこと（「V 本案審理 4 関係者に対する通知 (3)審査請求人に対する時効に係る説明」P. 60 参照）。

(4) 審査請求人等からの意見書等の資料提出を待つことにより、事務処理が遅延する場合が多いことから、提出期限を厳守させるとともに、聴取書を作成することが意見書等の提出に代わり得るものである場合には、相手からの意見書等の提出にこだわることなく、聴取により審査請求人の主張、意見等を把握し、聴取書の形で保存しておくこと。

(5) 審査官は、人事異動等により未処理事件を他の審査官に引き継ぐ際に、その後の審理が中断されることのないよう、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）に処理経過を可能な限り具体的に記録しておくこと。

(6) 審査官は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後であっても同様であること（国家公務員法第 100 条）。

(7) 審査請求事件に対する陳情には、局全体の問題として組織的に対応すべきであること。審査官は、労審法に基づく審理を尽くした上で、迅速に決定をなすことを使命とするものであることから、審査請求人を支援する団体等からの陳情には応じるべきではないこと。

Ⅲ 審査請求事務の開始

1 審査請求の申立て

審査請求は、文書又は口頭で、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官（管轄審査官）に対してするものとする（労審法第７条、第９条）。この場合、審査請求は、原処分庁又は審査請求人の住所又は居所を管轄する署長を経由してすることができる（労審令第３条第１項）。

複数業務要因災害について、労災則第２条の２に基づき、決定の委嘱が行われた場合、審査請求は委嘱先の署を管轄する審査官に対してするものとする。

2 審査請求の受付

(1) 文書による審査請求

文書による審査請求は、「労働保険審査請求書」（規則様式第 1 号）に必要な事項（第１部の「Ⅳ審査請求手続 6 審査請求書の記載事項」P. 27 参照）を記載して提出させること。

(2) 口頭による審査請求

口頭による審査請求は、審査請求に必要な事項を、審査官（原処分庁又は審査請求人の住所又は居所を管轄する署長を経由する場合は、当該署長又は当該署長があらかじめ指名した職員）に対して陳述させることになる。

審査官等は、この陳述について「審査請求聴取書」（審査様式第１号）に基づき聴取書を作成しなければならない（労審令第５条第２項）。

(3) 受付の事務処理

審査官は、審査請求を受け付けたときは、「審査請求文書受付・送付簿」（審査様式第 36 号）に所定事項を記入し、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）及び「審査請求事件綴表紙」（審査様式第 38 号）を作成するが、この処理は労審法第 13 条第１項にいう「受理」ではないので、この時点では、受理通知は行わないこと（「受理」の意義については後記「(5)受付と受理の関係」P. 41 参照）。

審査様式第36号

審査請求文書受付・送付簿

受付・送付番号	受付年月日	受理年月日	事件名	争点	差出人名 受取人名	決定年月日	移送年月日	処理期間	決定区分	併合等		備考	印
○-○	令和○年○月○日	令和○年○月○日	○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件	腰	○○ ○○	令和○年○月○日		○○日	棄却				

(4) 意図不明の請求の処理

所定の様式による審査請求ではなく、手紙やはがきなどに差出人の氏名、住所及び不服事項等を記載した文書が審査官や原処分庁等に提出される場合があるが、このような場合には、早急に当該文書提出者に対し、審査請求制度の趣旨等を説明して審査請求の意思の有無を確認すること。

その結果、これらの者に審査請求の意思があると認められる場合には、審査官、原処分庁等は、審査請求人に対して審査請求の手続について説明を行う必要があるが、単なる不満や労災保険制度の誤解に基づくものであれば、原処分の理由や制度の内容を説明した上で審査請求として受付を行わない旨を伝えること。また、これらの処理経過について「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第37号)に記録しておくこと。

(5) 受付と受理の関係

請求類似行為中、単なる苦情・陳情等への対処は、指導・返却等によりなされる。

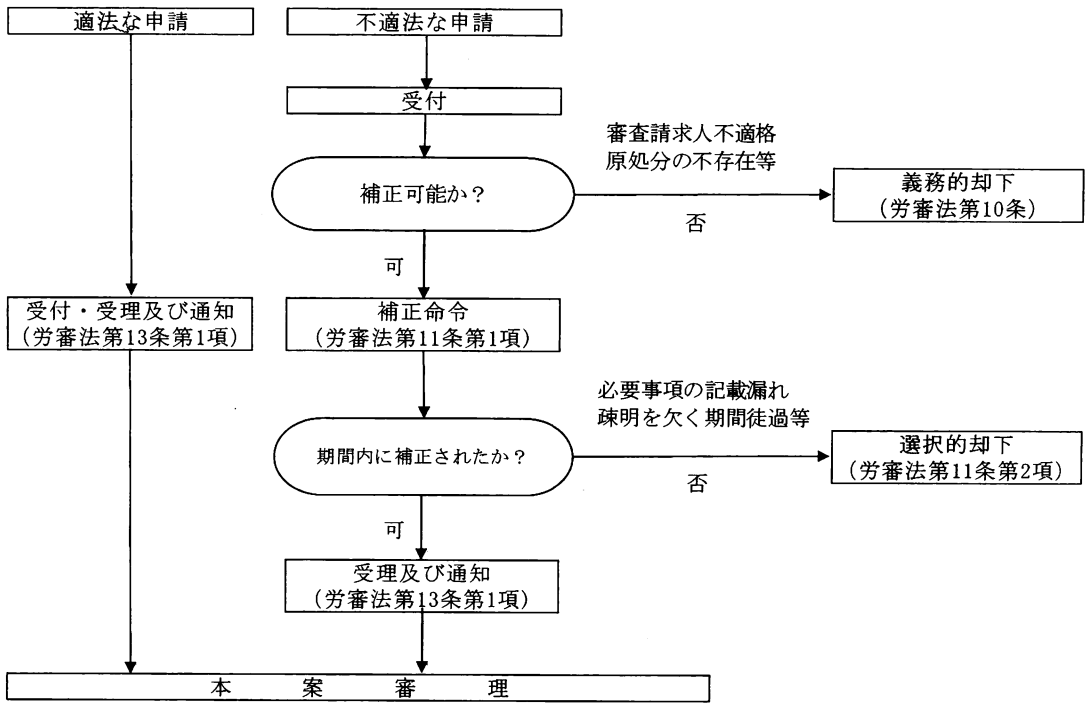
しかし、請求行為としての要件を若干欠いていても審査請求の意思が明確なものは、「不適法な請求」として受け付けなければならない。この受付時点をもって「審査請求をした」ことになる。

審査請求が労審法に定める要件に合致せず、受理されない場合でも、審査請求人が不安定な立場に置かれる状態が長期化することは好ましいことではない。

したがって、審査請求書につき、遅滞なく後述「Ⅳ 要件審理」(P.45参照)を行い、速やかに補正命令、却下、受理等の処分を行うこと。

なお、受付がなされたもののうち、当該審査請求が適法なものとして本案審理の対象とすべきことを決定することを受理(労審法第13条第1項)という。審査請求事件に係る目標とする処理期間(3か月以内)は、受付時ではなく当該審査請求が受理された時点から起算されるものである。

審査請求受理の流れ



3 指導による解決

(1) 受付時における指導

法律の誤解に基づく審査請求や原処分の処分理由を理解できず単に教示に従ってなされた審査請求等、処分理由が十分に説明されていれば不服申立てがなされることはなかったと考えられる事件については、審査請求人に対して適切かつ丁寧な説明を行い、必要に応じ、審査請求の取下げなどの指導による解決を試みること。

この場合、審査請求を抑圧したり、取下げを強要するようなことがないよう特に留意すること。

(2) 審理中における指導

審査請求の趣旨が原処分と異なる場合（例えば障害補償給付の支給処分に関して治ゆ認定を争う場合や、通勤災害の請求・処分に関して業務災害を主張する場合等）には、労災保険制度等を説明し、新たに審査請求人の主張する保険給付の請求を行わせ、当該審査請求については取り下げさせるなどの、必要な指導を行うこと。

4 移送

審査官は、審査請求が管轄違いであるときは、受付の処理を行った後、職権で当該審査請求を管轄審査官に「管轄違いの理由による移送について」（審査様式第２号）により移送しなければならない（労審法第 12 条第１項）。

また、審査官が事件を管轄審査官に移送したときは、その旨を文書（「管轄違いの理由による移送について」（審査様式第３号））で審査請求人に通知しなければならない（労審法第 12 条第１項、労審令第６条）。

事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた管轄審査官に審査請求があったものとみなされる（労審法第 12 条第２項）。

なお、事件を移送する際は、審査請求書の写しを作成し、当分の間、保存しておくこと。

審査様式第２号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

管轄違いの理由による移送について

令和○年○月○日付けで本職が受け付けた事件は、下記により管轄違いであると認められますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１２条第１項の規定に基づき、貴職に移送します。

記

1　事件の表示
　○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
2　移送の理由
　○○局○○労働基準監督署長の決定に係る処分であるため
3　添付書類
　なし

審査様式第３号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

管轄違いの理由による移送について

令和○年○月○日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、本職の管轄ではないので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１２条第１項の規定に基づき、○○労働者災害補償保険審査官に移送しましたので通知します。

なお、今後貴殿の事件に関することは、下記管轄審査官（所在地は下記のとおりです。）に連絡してください。

記

○○労働者災害補償保険審査官
○○県○○市○○町○丁目○番地
○○労働局労働基準部労災補償課
電話○○－○○○－○○○○

Ⅳ 要件審理

1 適法要件

審査官は、審査請求受付の事務処理を行った後、書面審理等により、その審査請求が適法なものであるかどうかを審理し、その審査請求を本案審理するか否かを決定しなければならない。

なお、本案審理を要しないと判断されるものについても、その決定に当たっては、書面審理のみによることなく、原処分庁から資料等の提出を求めるなど必要な事項を調査・確認の上、決定すること。例えば審査請求書に記載された「原処分のあったことを知った年月日」からみて、明らかに審査請求期間を徒過していると判断される場合であっても、誤記等の可能性も考えられることから、審査請求人の疎明を求める前に、原処分庁に対し処分年月日を確認すること。

審査請求が適法であるためには、形式的、実体的両面について、次の条件を満たすことが必要であること。

(1) 形式的要件

ア 審査請求の方式が適法なものであること

文書による審査請求の場合には、審査請求書に必要記載事項がすべて記載されていること（労審令第4条）。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人が労審令第4条第1項及び第2項に掲げる事項についてすべて陳述し、「審査請求聴取書」（審査様式第1号）に審査官、署長又はそのあらかじめ指名する職員とともに、審査請求人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、審査請求人の氏名の記載があること（労審令第5条）。

なお、審査請求書の様式が規則様式第1号と異なるものであっても、必要記載事項が具備されているものについては、これをもって審査請求書として取り扱って差し支えないものであること。

また、電話による審査請求については、口頭による請求とみなして「審査請求聴取書」を作成できるが、必ず審査請求人が誤りのないことを確認した上で氏名を記載しなければならないこと。

イ 審査請求が審査請求期間内になされたものであること

審査請求が審査請求期間経過後になされた場合には、正当な理由により期間内に審査請求をすることができなかったことの疎明があること。

なお、業務災害及び複数業務要因災害に係る保険給付請求を行っている場合、労働基準監督署長の支給・不支給決定通知書の到達日がそれぞれ異なることがあるので、審査請求対象となる処分について、それぞれが審査請求期間内に審査請求が行われ

ているかを確認すること。

ウ　管轄権を有する審査官に審査請求がなされていること

原処分庁が教示をしなかった場合において、原処分庁を経て管轄審査官が送付を受けたときも、最初に当該審査請求書を原処分庁が送付を受けたときに管轄審査官に審査請求がなされたものとみなされる（行審法第83条）。

(2)　実体的要件

ア　審査請求の対象となる行政処分があること

審査請求の対象となる行政処分は、労災法第38条に示された行政処分、すなわち保険給付に関する決定に限られるから、それ以外の決定行為、例えば特別支給金の不支給について審査請求がなされた場合には、その審査請求は不適法となる（第1部の「Ⅳ 審査請求手続　1　審査請求の対象」P.12参照）。

イ　行政処分が違法又は不当であることを主張し、その取消しを求めるものであること

ウ　審査請求をする利益を有する者によって審査請求されたものであること

審査請求をなし得る者は、原処分について法律上の利害関係を有する者（第1部の「Ⅳ 審査請求手続　2　審査請求人」P.21参照）に限られる。

2 不適法な審査請求と却下決定

適法要件を欠く審査請求のうち、その欠陥が補正できないもの（原処分の不存在、審査請求人不適格等）であるときは、その審査請求は受理せず（本案審理に入ることなく）、決定をもって却下しなければならない（労審法第10条。決定書の記載方法については、「Ⅷ 審査請求事務の終了　4　決定書の作成要領について」P.134参照）。

また、

①　特定の処分について既に一度審査官の決定を経た場合（一事不再理）

②　審理中の処分と同一の処分について同一人から再度審査請求があった場合

③　当該原処分が既に取り消されている場合

などは審査請求の利益が存しない。

なお、却下の決定を行うに際しては、審査請求受理前の段階であるので、参与から意見を聴取することは必要としない。

審査請求書の記載内容の不備については、一般に「補正することができる欠陥」であり、不備があるときは却下を行うことなく、補正を命ずることとなる。

3 補正命令

審査請求が不適法であって、その欠陥を補正することができるときは、審査官は、相当の期間（当該補正箇所を補正するのに社会通念上必要とされるおおむね 2 週間程度の期間）を定めて、審査請求人に対して補正すべきことを命じなければならない（労審法第 11 条第 1 項）。

ただし、審査請求人が審査請求書を持参した場合には、審査の迅速化を図るため、可能な限りその場での補正に努めること。

補正は「審査請求の補正について」（審査様式第 4 号）をもって命じ、「補正書」（審査様式第 5 号）に記載させること。

なお、誤字、脱字、その他審査請求自体に影響を及ぼさないと認められるなど軽微な欠陥については、補正を命ずる必要はない（労審法第 11 条第 1 項ただし書）。

また、正当な理由がなく補正期日までに審査請求人が補正しないときであって、審査請求の趣旨が不明であるものについては、審査請求人に対し補正期日（1 か月程度の期間を定め、○月○日と最終の期日を明示する。）までに補正しないときは審査請求を却下することがある旨を付記した「審査請求の補正の督促について」（審査様式第 6 号）をもって督促した後、補正がなされない場合には却下すること（労審法第 11 条第 2 項）。

「補正することができる欠陥」とは、次のようなものである。

① 審査請求書の必要的記載事項に漏れがあるもの

弁護士等代理人が選任されている場合に、審査請求の理由の欄に「追って提出する」としか記載されていないものについては、原則として不適法な審査請求として受理することなく補正を命じること。

② 請求期間経過後の審査請求であって、正当な理由によって期間内に審査請求できなかったことを疎明する必要があるにもかかわらず、その疎明のないもの

正当な理由については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができなかった場合等、期間徒過の責を審査請求人に帰すべきではないと判断される事情が存する場合に限り認められることに留意し、請求期間徒過の理由を確認した上、必要な場合に補正を命じること。

③ 審査請求人が法人の代表者である場合の代表者の資格を証明する文書の不備なもの

法人の代表者については、当該法人の登記簿謄本等の文書が必要であること。

④ 代理人の資格を証明する文書の不備なもの

任意代理人については委任状、法定代理人については戸籍謄本又は抄本等の文書が必要であること。

審査様式第４号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○官印

審査請求の補正について

令和○年○月○日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、下記事項について不備がありますので、同封の補正書をもって補正の上、令和○年○月○日までに本職に提出してください。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がないときには、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１１条第２項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることがありますのでご注意ください。

記

補正を要する事項

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

審査様式第５号

補　　正　　書

令和　○年　○月　○日提出した労働保険審査請求（○基審収第○号）について、下記のとおり補正します。

令和　○年　○月　○日

審査請求人
- 住所又は居所：○○○○○○○○
- 氏名　　：○○　○○

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

○○労働者災害補償保険審査官　殿

記

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

補正を命じられた審査請求人が所定の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもって審査請求を却下することができるとされているが（労審法第 11 条第 2 項）、実務上は、期日経過後、指導・督促等を十分に行った後に却下すべきである。この場合、指導、督促等の経過及び内容を記録、保存し、督促に当たっては補正期日を明示した「審査請求の補正の督促について」（審査様式第 6 号）をもって行うこと。

審査様式第６号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

審 査 請 求 の 補 正 の 督 促 に つ い て

令和○年○月○日付け○基審発第○○号をもって、労働保険審査請求補正書の提出を求めましたが、未だ提出されておりませんので、令和○年○月○日までに本職に提出するよう督促いたします。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がなされないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１１条第２項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることになりますので、ご注意願います。

Ⅴ 本案審理

1 審理の進め方の概要

(1) 関係者に対する通知

審査請求が受理されると、まず審査請求を受理したことを関係者に通知することにより、本案審理に入ることとなる。

(2) 行政庁からの意見の提出及び関係復命書の提出

原処分庁である署長（又は局長）から意見を求めるとともに、処分の根拠となった調査復命書の提出を求める。

(3) 原処分庁意見書の審査請求人等への送付

審査請求人等から審査請求の理由等を聴取するのに先立って、原処分庁意見書（写）を審査請求人等に送付する。

(4) 争点整理

審査請求人の審査請求理由、原処分庁の意見及び調査復命書等から本件の全容を把握し、争点を整理する。

(5) 審査請求人等からの聴取

整理された争点を基に、審査請求人等から、審査請求の理由を確認するとともに、事前に送付した原処分庁意見書（写）に対する意見等、審査官として審査請求人に関して把握しなければならないことを聴取する。また、関係者からも争点に従って把握しなければならない事実を聴取する。

(6) 決定書（審査請求の概要等）の作成

争点を整理するのに必要な事実を証拠に基づいて判断し、審査請求の概要等を作成する。

(7) 必要に応じた医証等の収集

新たな事実の発見等、原処分庁の判断に影響を及ぼす場合等は、必要に応じて医証等を収集する。

2 審理を進めるに当たっての留意点

審査官は、審査請求に係る事務処理に当たっては、下記３以下のほか、特に次の点に留意すること。

(1) 審査請求を受理した場合には、その旨を速やかに労災補償課長に連絡するとともに、

関係書類の提出を原処分庁に求めること。

(2) 原処分庁から提出された関係書類を受理した段階において、原処分庁における調査不足事項があるか否か等入念な点検を行うこと。その上で、原処分の妥当性、審査請求人の主張する内容、労災補償課長からの検証結果に基づく助言等を踏まえて、争点整理を行うとともに、審理計画を作成すること。

(3) 原処分庁から提出された意見書の内容等に疑義がある場合には、必ず確認を行い、疑義を解消した上で、審理を進めること。

(4) 原処分庁における調査不足事項等については、これを補充する必要な調査等を確実に行うこと。

(5) 上記(4)の調査等によって判明した新たな事実関係等を加えて事案を検討し、法令・通達等に照らした上で、原処分の取消を含めた判断を行うこと。

3 審査請求処理計画の策定

(1) 審査官は、審理を適切かつ迅速に処理する必要があるので、3 か月以内処理を目標とした処理計画（P. 38 参照）を参考にして、受理後速やかに、事件ごとに「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）を策定し、これを念頭に聴取、医証の収集、参与会開催等の計画的処理に努めること。

その際には、あらかじめ審査請求書記載の審査請求の理由及び原処分庁の処分理由を整理し、事件の事実及び争点を明確にした上で、聴取、実地調査等の実施時期や決定書の作成時期等を具体的に定めた処理計画を策定すること。

(2) 業務災害及び複数業務要因災害に係る保険給付決定についてそれぞれ審査請求が行われた場合、審理の結果、業務災害として判断する場合であって、業務災害に係る処分の取消しを行うときは、複数業務要因災害に係る処分も併せて取消しを行うこととなる（※）ので、事務効率の観点から業務災害に係る審理を優先した計画を策定すること。

（※）署において支給決定を行う場合に、業務災害及び複数業務要因災害ともに当初の請求状態に戻す必要があるため、両処分とも取消すものであること。

4 特定審査請求手続の計画的遂行

審査官は、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、口頭意見陳述（労審法第 13 条の 3）、文書その他の物件の提出（労審法第 14 条の 3）及び審理のための処分（労審法第 15

条第1項、第4項）の手続（特定審査請求手続）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、審査請求人又は原処分庁、利害関係者及び参与を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる（労審法第16条の2）。

この取扱いについて疑義が生じた場合は、本省労働基準局補償課労災保険審理室あて照会すること。

〔審査様式第37号 審査請求処理計画・処理経過簿の例〕

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1 審査請求受付、受理			R2.2.5
2 原処分庁意見書・復命書等の提出依頼			R2.2.5
3 原処分庁復命書到着		R2.2.19	R2.2.15
4 原処分庁意見書・関係資料受理		R2.2.19	R2.2.13
5 原処分庁意見書の審査請求人等への送付		R2.2.22	R2.2.17
6 争点整理		R2.2.28	R2.2.28
7 審査請求人からの聴取	審査請求人が主張するパワーハラスメントの詳細な内容及び現認していた同僚労働者等について確認を行う。	R2.3.8	R2.3.11
8 決定書（審査請求概要等）作成		R2.4.12	R2.4.15
9 事実認定のための医証の必要性等を検討	審査請求人から提出された主治医の診断書の内容を精査する。	R2.3下旬	R2.4.5
10 必要に応じ関係者からの聴取等		R2.3.15	－
11 必要に応じ医証の収集	審査請求人が主張する平成○年○月頃の発病の可能性について、○○クリニックから新たに意見書を収集する。	R2.3.29	R2.3.27
12 決定書案作成		R2.4.12	R2.4.15
13 参与会資料作成		R2.4.17	R2.4.17
14 参与会資料送付		R2.4.19	R2.4.19
15 参与会開催		R2.4.26	R2.4.26
16 決定書作成・送付		R2.4.30	R2.5.1

（注）確認事項等の欄は、後述の争点整理等の結果、必要な事項を記入する。

なお、上記処理計画を策定するに当たっては、処理計画に基づくことはもちろんのこと、複数の事件の並行処理を行う必要があることから、各事件が円滑に処理し得るように配慮すること。

5 関係者に対する通知

「受理」とは、審査請求を受け付けた後、要件整理において適法と認め、本案審理すべきものと判断する行為をいい、「受付」とは区別される。

(1) 受理通知の送付

審査官は、審査請求を受理したときは、次の者に通知しなければならない。(労審法第13条第1項、労審令第7条)

ア 審査請求人(審査様式第7号)

イ 原処分庁(審査様式第8号)

ウ 利害関係者及び参与(審査様式第9号、第10号)

(2) 受理通知の記載内容

ア 審査請求人に対しては、「審査請求の受理について」(審査様式第7号)により受理通知を行うこと。審査請求人に対する受理通知は、労審法第13条第1項では規定されていないが、受理後 3 か月以内に審査官の決定がないときには審査会に対する再審査請求及び行政訴訟の提起ができることから、審査請求人に不利益な取扱いとならないよう受理を知らせるとともに、審理に当たって意見聴取を行うことや、居所変更する場合に連絡が必要である点についても通知することは、審理を円滑に行うためにも必要なものである。

イ 原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」(審査様式第8号)により受理通知を行い、受理後3か月以内の決定を考慮し、2週間以内の提出期日を付して、その期日までに事件についての意見書を必ず提出するように通知すること。ただし、審査の迅速化を図るため、調査結果復命書等については直ちに提出するよう電話にて督促すること。

ウ 利害関係者及び参与に対しては、「審査請求の受理について(利害関係者あて)」(審査様式第9号)及び「審査請求の受理について(参与あて)」(審査様式第10号)により受理通知を行うこと。

審査様式第７号（審査請求人あて）

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

審 査 請 求 の 受 理 に つ い て

本職は、貴殿から提出のありました審査請求を令和○年○月○日付けで受理しましたので通知します。

本件の審理に当たって貴殿から審査請求の趣旨及び理由等をお聞きすることがありますが、貴殿から意見書等を提出することもできますので申し添えます。

なお、本件の審理のため必要がある場合は、依頼事項、期日及び場所を別途通知します。

また、貴殿が居所を変更された場合は、必ず本職あてにご連絡ください。

審査様式第８号（原処分庁あて）

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○労　働　局　長
○○労働基準監督署長

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

審査請求受理及び意見書の提出について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１３条第１項の規定に基づき、通知します。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１１条の規定に基づき、本件に関する貴職の意見書を令和○年○月○日までに本職あて提出願います。

また、同法第１５条の規定に基づき、本件に係る調査復命書等を併せて本職あて提出願います。

記

１　事件の表示
○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

２　審査請求の要旨
別添審査請求書（写）のとおり

審査様式第９号（利害関係者あて）

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

審 査 請 求 の 受 理 に つ い て

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１３条第１項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べること、口頭意見陳述に際して原処分庁に質問をすることができますので、その場合は令和○年○月○日までに本職あて申し出てください。

記

1　事件の表示
○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2　審査請求の要旨
別添審査請求書（写）のとおり

審査様式第１０号（参与あて）

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１３条第１項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べることができますが、これについては別途通知します。

記

１　事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

２　審査請求の要旨

別添審査請求書（写）のとおり

(3)　審査請求人に対する時効に係る説明

特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効（労災法第 42 条）は、これに関わりなく進行するものであるので（例えば当初の 1 か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2 か月目以降についての休業補償給付の請求や、療養補償給付の請求を行っていない場合、2 か月目以降についての休業補償給付等は、時効は中断せず 2 年で時効が完成する。）、審査請求人に対し、これらの制度について説明するとともに、「労災保険給付請求権の時効について」（審査様式第 18 号）等により時効完成前の請求について説明を行うこと。

複数事業労働者に係る審査請求において、業務災害又は複数業務要因災害のいずれかのみ保険給付請求を行い、不支給決定処分について審査請求を行った場合、請求を行っていない他方の保険給付については時効が進行していることを説明すること。

労災法第 42 条（時効）

療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から 2 年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から 5 年を経過したときは、時効によって消滅する。

審査様式第１８号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、令和○年○月○日に○○労働基準監督署長に対して、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの間に係る○○（補償）給付の請求を行い、○○労働基準監督署長が令和○年○月○日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する○○（補償）給付の令和○年○月○日以降における請求権については、令和○年○月○日以降それぞれ時効が到来しますのでご注意ください。

6 審査請求の併合と分離

審査官は、審理を円滑かつ迅速に行うために必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる（労審法第14条の2)。

(1) 審査請求の併合

争点が同一である数個の原処分について、1人又は数人の審査請求人が審査請求をした場合には、これら数個の審査請求を併合して、同一の手続で取り扱うこと。

例えば同一審査請求人が、同一災害による療養及び休業補償給付についてそれぞれ業務上外を争って別々に審査請求した場合、療養の範囲について期間を別にする各処分を別個に審査請求した場合、あるいは遺族補償給付に係る同一順位の複数の受給権者が遺族補償給付の不支給処分について業務上外を争って別々に審査請求した場合等に、それらを併合して決定することによって矛盾した決定がなされることを避けることができる。

なお、併合によって審査請求人が複数になった場合は、それぞれの審査請求人あてに決定書（謄本）を送付すること。

複数事業労働者に係る審査請求において、業務災害及び複数業務要因災害に係る保険給付決定についてそれぞれ審査請求が行われた場合、併合を行うことも可能であること。この場合においても、業務災害又は複数業務要因災害のそれぞれについて、争点を整理した上で審理すること。

(2) 審査請求の分離

併合された審査請求及び審査請求の対象になっている処分が二つ以上ある審査請求については、審査官が適当と認めたときはいつでも分離することができる。

審査請求を分離したときは、分離された個々の審査請求について独立の審査請求として別個の手続で処理をすること。

なお、審査請求を併合又は分離したときは、審査官は、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与にその旨を通知しなければならない（労審令第10条)。この場合の通知書は、審査様式第15号又は第16号によること。

審査様式第１５号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

審 査 請 求 の 併 合 に つ い て

下記の審査請求については、審理の都合上、併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１０条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事　　件　　の　　表　　示
1	○○　○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件 （令和○年○月○日～令和○年○月○日分）
2	○○　○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件 （令和○年○月○日～令和○年○月○日分）

審査様式第１６号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

審 査 請 求 の 分 離 に つ い て

令和○年○月○日付けで受理した○○　○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件については、審理の都合上、下記のとおり分離することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１０条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事　　件　　の　　表　　示
1	○○　○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
2	○○　○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

7 審査請求と原処分の執行停止

審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる（労審法第14条第1項）。

しかしながら、労災保険給付については、一般的に、審査請求に当たって原処分の執行を停止する必要のある事例は皆無であると考えて差し支えない。

審査官は、いつでも行った執行の停止を取り消すことができる（労審法第14条第2項）。

執行の停止及び執行の停止の取消は、その理由を付した文書を原処分庁に通知することによって行う。この場合、併せて審査請求人及び利害関係者に同様の通知をしなければならない（労審法第14条第3項及び第4項、労審令第9条）。

8 争点整理

(1) 争点整理の実施

短期間に必要事項を漏らすことなく、かつ、効率的に処理するためには、審理すべき事項を精査する必要があることから、次のことを実施すること。

ア 原処分庁及び審査請求人の主張の整理

法令、行政解釈、認定基準等を当てはめた場合に、原処分が妥当か否かを判断するのが審査官の職務であるが、審査官は原処分庁において行った調査事項すべてについて重ねて調査・検討する必要はない。

すなわち、原処分庁と審査請求人双方の主張が対立している事項について、認定基準等の要件のうち双方の主張がどのような点で異なっているかを整理し、これに基づいて判断に必要な範囲で調査をすれば足りること。

なお、審査請求人が署への請求時においては複数就業の有無を「無」としていたが、複数事業労働者である旨の申立てが新たになされた場合、申立内容に基づいた聴取及び資料収集を行うこと。

イ 主張を証明する資料の精査

審査官は、事実を証拠に基づいて認定する必要があることから、当事者の主張している事実については、必ずそれを証明する根拠があるか否かを調査すること。

審査官が行うべき資料の精査については、次のとおりである。

(ｱ) 原処分庁の主張の精査

原処分庁が意見書で主張している事項について、その裏付けがあるか否か、逐一精査すること。

a 感覚的な表現については、そのような記載としている根拠を必ず検証すること。

例①　「被災者の仕事量は同僚と変わらない」

同僚労働者の平均の仕事量、審査請求人の仕事量等が具体的に把握されているか否かを検証すること。

②　「この地方ではそれほど寒くない日であった」

当該地方の当日の気温、当該季節における平均・最低気温等が具体的に何度であるかを調査した上で比較しているか否かを検証すること。

b　定量的な記載については、原処分庁が認定した事実を客観的な資料により裏付けること。

例　「被災者の時間外労働時間は○○時間であった。」

原処分庁の認定した事実を裏付ける客観的な資料の有無を調査し、客観的な資料がある場合には、例えば原処分庁の認定した時間とタイムカード等に記録されている時間外労働時間数等を突き合わせること。

(ｲ)　審査請求人の審査請求理由の精査

審査請求人の審査請求理由について、上記(ｱ)の原処分庁の主張と同様に精査・分析を行うこと。

a　審査請求理由を審査請求人から聴取する際には、「9　意見の陳述　(2)審査請求人からの意見の聴取」(P.67 参照) のとおり、事前に原処分庁の意見書の写しを送付した上で、これに対して具体的にどの部分が不服であるかを聴取することにより、審査請求理由を明確にすること。

b　審査請求人が主張している点について、原処分庁がどのような調査を行い調査復命書等に記載しているかを点検し、その違いについて明確にすること。

c　調査復命書等に記載されている場合には、審査請求人の主張と原処分庁の主張を比較し、原処分庁の事実認定及び判断が根拠のあるものか否かなどについて検証すること。

ウ　争点の明確化

上記ア及びイを通じて、争点を精査し、明確化することにより、真に審理を行うべき事項を決定すること。

(2)　検討会の随時開催

上記(1) の争点整理の結果を基に、何を審問し、何を調査するのか、どのような順序で行っていくのかを決定するとともに、審理の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。また、争点が多岐に渡る場合や、複雑困難な場合等にあっては、労災補償課長等を含めた検討会を必要に応じて開催し、その場での指摘事項も参考にし

つつ、審問・調査事項を決定すること。

審問・調査事項の決定は、事務の効率化、全体の流れや問題点の把握、上記の検討会での配布資料等に役立つと考えられることから、争点整理の結果に基づき、事件の概要・争点等について取りまとめを開始することが望ましいこと。

この場合、「認定した事実」の箇所は、法令・認定基準等の要件に則り、対立点及び不明な点を明確に記載しておくこと。

9 意見の陳述

(1) 審査請求人及び原処分庁からの説明の聴取

審査官は、審理に当たっては、審査請求人及び原処分庁の説明を求めなければならない（労審令第11条）ので、審査請求人からは、下記(2)により、審査請求の趣旨及び理由等を聴取すること。また、原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」（審査様式第8号）により、受理通知と同時に、意見書の提出を求めること。

なお、原処分庁の意見書の作成については、第3部の「Ⅱ　意見書の作成要領」（P.182参照）によること。

(2) 審査請求人からの意見の聴取

ア　聴取日程の調整と意見書の送付

審査官は、審理に当たり争点整理を的確に行うため、審査請求人から意見を聴取する際には、事前に原処分庁意見書（写）を送付した上で、これに対する意見を聴取すること。

このため、聴取に当たっては、まず電話で日程調整を行うこと。その際、審査請求人に対し、原処分庁意見書（写）を事前に送付するので、聴取の時に、これに対する意見を聴き取ることになる旨を説明すること。

聴取の日程が決まったら、「原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について」（審査様式第17号の2）に原処分庁意見書（写）を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。

イ　送付する原処分庁意見書の範囲等

このとき送付するのは、原処分庁意見書（写）のみとし、審査請求人からその他の証拠資料の開示を求められた場合には、「Ⅷ　文書その他の物件の閲覧等」（P.110参照）により、労審法第16条の3に基づく文書その他の物件の閲覧等ができる旨、個人情報保護法により開示請求ができる旨を説明すること。

ただし、①脳・心臓疾患事案、②精神障害等事案のうち時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分の理由の一つとなっている事案であって、原処

分の際に「労働時間集計表」を作成しているものは、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されることに留意すること。

ウ　意見聴取に当たって配慮すべき事項等

意見聴取は、当該事案を担当する審査官の置かれている局内で行うことが原則であるが、審査請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取に要する時間等を勘案するとともに、必要に応じ、審査請求人の利便を考慮した上で、最寄りの局又は署等とすることにも配慮すること。

意見聴取においては、原処分庁意見書に基づいて、原処分の理由を分かりやすく説明し、原処分庁意見書に対する請求人の意見を聴き取ることにより、審査請求の理由が明確になるようにすること。審査請求人から特に意見がない旨の申立てがあった場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

審査請求人が原処分庁意見書に対する意見を文書で提出することを希望する場合には、「12　証拠物件の提出」（P. 80 参照）により、期限を設けて文書を提出させること。

なお、審査請求人が来庁の要請に応じない場合には、審査請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、聴取に応じない理由等（意見がない等）を電話で聴取し、電話聴取書に記録しておくこと。

おって、聴取の日程調整の際、審査請求人が意見聴取を希望しない旨を申し立てる場合であっても、原処分庁意見書（写）を送付する旨伝え、これに対する意見を述べる場合には申し出るよう説明した上で、「原処分庁意見書の送付について」（審査様式第 17 号の 3）に原処分庁意見書（写）を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。審査請求人から意見を述べる旨申し出があった場合には、日程調整の上、聴取を行うこと。原処分庁意見書（写）を送付した後、2 週間経過しても審査請求人から何ら申し出がない場合には、電話で審査請求人の意向を聴いた上で、意見がないことが確認できたときは、その旨電話聴取書に記録しておくこと。

(3)　聴取に当たっての要点

ア　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の聴取に際しては、審査請求書に記載されている処分はもとより、業務上外を争点とする審査請求については、通常、後続請求が予想されることから各種保険給付の請求状態、不支給決定状況、審査請求状況等を聴取すること。

審査請求書に通常随伴すると思われる処分の一方のみが記載されている場合（例えば休業補償給付のみ、あるいは療養補償給付のみ記載されている場合）は、審査請求人の真意を確認し、他の処分についても審査請求の意思がある旨を申し立てたときには、別個の処分として新たな審査請求書の提出を行わなければならないことなどについて審査請求人に説明するとともに、後続請求について「労災保険給付請求権

の時効について」（審査様式第18号）により説明を行うこと。

また、複数業務要因災害に係る請求を行っていない審査請求人からの業務災害に係る審査請求において、新たに複数業務要因災害に係る申立てがなされた場合、複数業務要因災害に係る保険給付の請求を行うよう説明すること。

この場合、請求時効についても十分留意した上で説明すること。

イ　審査請求の理由

原処分庁意見書に基づき、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分の理由のうち、具体的にどの部分が不服であるかを審査請求人から聴き取ることにより、審査請求の理由を明らかにすること。

また、審査請求人が「非常に暑い中で仕事をしていた」等感覚的な表現をした場合には、その時の温度等を具体的に把握しているか、その裏付けとなる事実があるかなども併せて聴取するとともに、可能な限り裏付けとなる資料等の提出を求め、これを聴取書の末尾に添付するとともに、資料等の提出の経緯が分かるように聴取書に記載しておくこと。

ウ　氏名の記載

聴取が終了した後に審査請求人に作成した聴取書を読み聞かせ又は閲覧させて誤りがあるか確認を求め、誤りがないと認めたときは、審査請求人に氏名の記載を求めること。

エ　奥書

聴取者である審査官等が氏名を記載することとなるが、補助者をおいた場合には、補助者も氏名を記載すること。

〔審査請求の趣旨・理由等の聴取書の例〕

聴　取　書

住　　所　○県○市○町○丁目○○番地○号
職　　業　○○
氏　　名　○○　○○
生年月日　昭和○年○月○日（○○歳）

令和○年○月○日、○○労働局において、本職は、上記の者から次のとおり聴取した。

第１　審査請求の趣旨について

１　私は、審査請求をしている○○○○です。

２　私は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの休業補償給付の請求を令和○年○月○日に行いましたが、令和○年○月○日付けで不支給となりました。また、令和○年○月○日に療養補償給付の請求も行いましたが、令和○年○月○日付けで不支給となりました。

３　私が取り消してほしいのは、今お話しした令和○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った休業補償給付の不支給決定と令和○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った療養補償給付の不支給決定の両方です。

審査請求書には、休業補償給付しか書いておりませんが、療養補償給付についても後から審査請求をしたいと思います。

４　○○労働基準監督署長には、今お話した１回目の休業補償給付しか請求しておりません。これ以降の期間も治療を受けるため会社を休んでいます。

審査官から時効制度について教えていただきましたので、この分について請求するかどうか、家族と話し合ってみることにします。

第２　審査請求の理由について

私は会社に採用されてから約１年、荷物の仕分け作業に従事してきており、この作業が原因で腰痛を発症したと思うからです。

第３　意見等

１　送付された監督署長の処分理由に対して不服であるのは、「おおむね20㎏程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務のいずれにも該当しない」としている点です。

荷物の重さは、確かに20㎏まではなかったと思いますが、大きさや重さは大

きく分けて3種類あり、大きいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは15 kgくらい、中くらいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは10 kgくらい、小さいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは5 kgくらいで、これ以外にも規格外の大きさのものがあり、重さが一定ではないために腰に負担がかかりました。

また、作業の姿勢についても、普通は立ったままですが、規格外の大きさのものが来たときは中腰で持ち上げなければならないこともあったので、腰に負担になりました。

したがって、認定基準に定められた腰部に過度の負担のかかる業務に従事したとは認められないとする監督署長の判断は明らかに誤りだと思います。

2　（問）規格外の大きさの荷物が来る頻度は、1日のうちどれくらいですか。
（答）1日に2回くらい、2個から多いときは10個くらいで、重さは20 kgを超える場合もあります。

3　私が腰の痛みを感じるようになったのは平成○年○月頃からですが、その頃に、腰に物が当たったりするような出来事はありませんでした。

4　作業内容を詳細に調べていただければ、私の腰痛が認定基準を満たすものであることが分かると思います。

審査請求人　○○　○○

上記のとおり聴取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て氏名を記載した。

前同日

○○労働者災害補償保険審査官

○○　○○

上補助者　厚生労働事務官　○○　○○

(4)　原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第13条第2項）。

(5)　利害関係者及び参与からの意見陳述

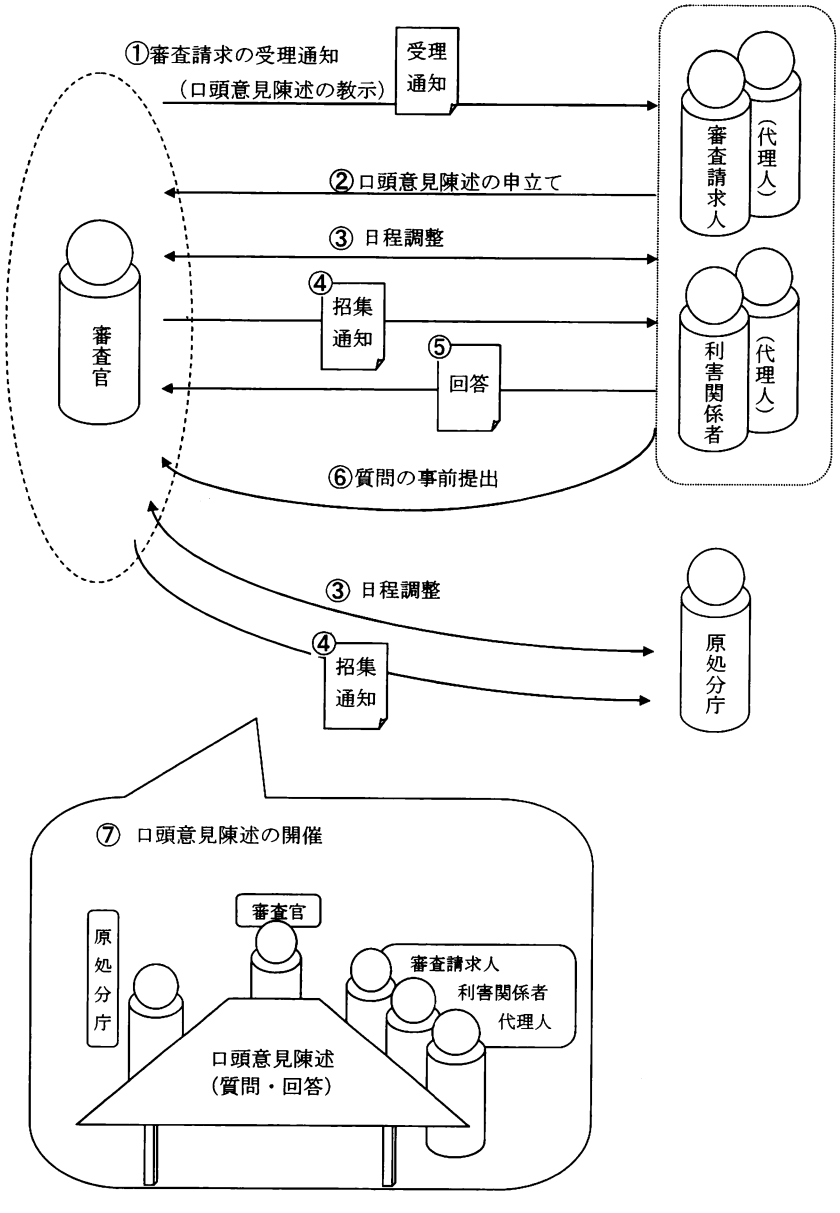
利害関係者及び参与は、受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第13条第2項）。

また、参与からの意見の聴取の方法は、「Ⅶ　参与からの意見聴取」（P. 108 参照）によること。

10 口頭意見陳述

口頭意見陳述に係る申立ての事務の流れ

事務処理の流れは、おおむね次のとおりである。



(1) 概要

審査官は、審査請求人又は利害関係者から口頭又は文書により申立てがあったときは、当該申立人（以下「10　口頭意見陳述」において「申立人」という。）に対して、意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、口頭で意

見を述べる機会を与えなければならない（労審法第13条の3第1項）。

口頭意見陳述は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人、利害関係者、原処分庁を招集してさせる（労審法第13条の3第2項）。

ア　意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合

申立人の所在その他の事情により意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、申立人に口頭意見陳述の機会を与える必要はない（労審法第13条の3第1項）。例えば申立人が矯正施設に収容されていて出所の見込みが相当期間ない場合など、審査請求の決定までの間に申立人が出席可能な期日を設定できる見込みがない場合などが該当する。

イ　再度の口頭意見陳述の申立て

口頭意見陳述をした者が、再度口頭意見陳述を申し立てた場合、これに対応する必要はない。

また、審査官が指定した口頭意見陳述の期日に申立人（審査請求人）及び原処分庁が出席したが、申立人以外の者（利害関係者）が出席しなかった場合などは、申立人の口頭意見陳述の権利は確保されているから、改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はない。

(2)　口頭意見陳述の実施方法について

ア　申立人に対する意思確認

審査官は、口頭意見陳述の申立てがあった場合には、申立人に口頭意見陳述の制度の説明を行い、申立人が制度を正しく理解した上で申し立てるものであることの確認を行うこと。

特に口頭意見陳述は申立人以外の者を招集して行うものであることから、申立人の意思が審査官以外の者が同席する場での意見陳述を希望していない場合などは、審査官の聴取により対応することにも留意すること。

なお、申立人の意思を確認した結果は、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

イ　招集の事務

審査官は、招集する対象者が出席できるよう日程調整を行った上で、「口頭意見陳述の実施について」（審査様式第42号）により通知し、「口頭意見陳述の実施について（回答）」（審査様式第42号別紙）により出欠を確認すること。

なお、口頭意見陳述への出席は任意であることに留意すること。

審査様式第４２号

○基審発第○○号
令和　○年　○月　○日

○○　○○　殿

○○労働者災害補償保険審査官
官印

口頭意見陳述の実施について

令和○年○月○日付けで審査請求人○○○○が行った審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１３条の３第１項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがありましたので、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり実施する口頭意見陳述に貴殿の出席を求めます。

なお、出欠については、別紙により回答してください。

記

１　対象者
　　氏名　○○　○○
　　住所　○○○○○○　○－○－○

２　申立人
　　氏名　○○　○○

３　日時
　　令和　　年　　月　　日　午後○時○分から

４　場所
　　○○○○○○　○－○－○
　　○○労働局○○会議室

（注意事項）

１　当日の所要時間は、○○程度を予定しています。

２　申立人は、当日、審査官の許可を得た場合に限り原処分庁に対して質問することができます。質問する場合は口頭意見陳述の１週間前までに質問事項を書面で審査官まで提出してください。提出された質問事項は、あらかじめ原処分庁に送付されます。事前に質問事項を提出されない場合は、当日の審理の都合上、質問が許可されないことなどがあります。

審査様式第４２号別紙

別紙

口頭意見陳述の実施について（回答）

○○労働者災害補償保険審査官　殿

令和○年○月○日付け○基審発第○号により、通知があった口頭意見陳述について、以下のとおり回答します。

【該当するものの（　）内に○印を付してください。】

（○）対象者本人が出席します

（　）代理人（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿が出席します

（代理人が出席する場合、次のいずれかの（　）内に○印を付してください）

（　）当日までに委任状を提出します

（　）既に委任状は提出済みです

（　）欠席します

令和　○年　○月　○日

住所又は居所　○○○○○○　○－○－○

氏名　○○　○○

電話　○○○○－○○－○○○○

ウ　会場の設営

口頭意見陳述の会場設営に当たっては、事案の状況等に応じた適切な配慮が必要である。具体的には、個人情報の保護に配慮し、出席者の配席間隔に余裕を持たせること。また、他の来庁者に意見陳述等の内容が漏れることがないようにすること。

エ　口頭意見陳述の進行に係る説明

口頭意見陳述を円滑に進行するため、その冒頭において、審査官は、全体の進行や予定時間などを出席者に説明し、出席者に予定どおりの進行について協力を要請すること（「口頭意見陳述の進行例」P.78参照）。

オ　陳述の制限

申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、審査官は、申立人の陳述を制限することができる（労審法第13条の3第3項）。「その他相当でない場合」には、例えば既に陳述されたものの繰り返しに過ぎない場合や意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合などが該当する。

(3)　原処分庁に対する質問の取扱い

申立人は、口頭意見陳述に際し、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができる（労審法第13条の3第4項）。原処分庁に対する質問については、以下のとおり対応すること。

ア　質問事項の事前提出

審査官は、申立人が口頭意見陳述に際して原処分庁に発する質問について、申立人に対して質問事項を事前に書面で提出するよう求めること。

なお、この取扱いは、申立人に強制するものではないこと。

イ　原処分庁への質問送付

審査官は、申立人から質問事項が提出された場合には、質問事項を原処分庁に速やかに送付すること。

ウ　不適切な質問への対応

口頭意見陳述における質問は、審査請求事件に関し、原処分庁に対して認められる（労審法第13の3条第4項）。

したがって、申立人の質問内容が、審査請求事件に関係のない事項にわたる場合、審査官や利害関係者等の原処分庁以外の者に対するものである場合、原処分庁の出席者個人の感想や見解を問うものである場合、単なる繰り返しにすぎない場合、質問が不当に多発され質問権が濫用されることで審理に混乱を来すおそれがある場合などには、審査官は、申立人の質問の許可を取り消すこと。

なお、申立人が質問事項を事前に提出しなかったことのみを理由として、質問を許可しないことは適当ではない。

(4) 審理調書の作成

審査官は、口頭意見陳述の内容を審理調書に取りまとめること。

なお、審理調書には、出席者の発言をそのまま記録する必要はなく、その要旨をまとめて記録すれば足りる。

口頭意見陳述の進行例

発言者	発言内容
	出席者の確認
審査官	口頭意見陳述を始める前に、本日の出席者を確認します。 申立人は、審査請求人（利害関係者）の○○○○さんですね。
申立人	はい、そうです。
審査官	利害関係者（審査請求人）の○○○○さんですね。
出席者	はい、そうです。
審査官	原処分庁は、○○労働基準監督署長ですね。
原処分庁	はい、そうです。
	注意事項の事前説明
審査官	本日の口頭意見陳述は、審査請求事件について、申立人が審査官に口頭で意見を述べるものです。 また、口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求事件について、原処分庁に質問をすることができます。 口頭意見陳述の指揮・進行については、審査官が行いますので、出席者は、私の指示に従って発言してください。 なお、この場での発言については、録音し、審理調書に取りまとめることとしています。 また、口頭意見陳述は、出席者同士が議論をする場ではないことにご留意ください。 参加者を誹謗中傷するような発言、また、審理の妨害となるような行為は慎んでください。 それらの発言・行為について審査官から注意を受けても審査官の指示に従わない場合には、審査官が退室を命じる、又は口頭意見陳述を打ち切ることもありますので、ご注意ください。
	口頭意見陳述の開始
審査官	それでは、ただいまから令和○○年○審第○号○○補償給付不支給処分取消審査請求事件に係る申立人○○○○さんの口頭意見陳述を始めます。
	質問権の行使
審査官	（申立人から事前に質問がある場合） 申立人から、事前に、原処分庁に対して質問をする旨の申出があります。 （○○○○の質問を除き）質問を許可しますので、申立人は、原処分庁に対して１問ずつ質問をしてください。 （申立人から事前に質問がない場合） 申立人から、事前に、原処分庁に対して質問をする旨の申出はありませんが、特に質問をしたいことがあれば質問を許可しますので、申立人は、原処分庁に対して１問ずつ質問をしてください。 また、原処分庁は、申立人の質問に対して、回答できる範囲で簡潔に回答してください。 それでは、申立人、質問を始めてください。

	（申立人が質問をする場合）
申立人	（質問）
原処分庁	（回答）
審査官	よろしいですか。
申立人	はい。
	口頭意見陳述
審査官	それでは、申立人、本件審査請求事件について、意見を述べてください。
申立人	（意見陳述）
審査官	よろしいですか。
申立人	はい。
	口頭意見陳述内容の確認（必要な場合）
審査官	ただ今、申立人が述べられた内容について、いくつか確認いたします。 （確認）
申立人	（回答）
審査官	ありがとうございました。
	口頭意見陳述の追加確認
審査官	最後に、申立人、言い残したことがあれば簡潔に述べてください。 （言い残したことがある場合）
申立人	（意見陳述）
審査官	よろしいですか。
申立人	はい。
	陳述書提出の確認
審査官	申立人は、口頭意見陳述した内容を「陳述書」として提出する予定はありますか。 （予定がある場合）
申立人	はい、あります。
審査官	それでは、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、陳述書をご提出ください。 （予定がない場合）
申立人	いいえ、ありません。
審査官	わかりました。
	終了
審査官	以上で、本日の口頭意見陳述を終わります。 とうぞ、ご退席ください。 お疲れさまでした。

11 審査請求の趣旨及び理由の変更

審査請求の趣旨及び理由は、審査請求人の申立てにより変更することが認められており、その申立てを行うことのできる期間、方法等については次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨の変更

審査請求の趣旨の変更については、審査請求期間の制約（労審法第8条）から、正当な理由がない限り（第1部の「Ⅳ 審査請求手続　5 審査請求の期間(2)正当な理由」P.25参照）原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。この場合の変更は、可能な限り書面によって申立てをさせ、審査官は、その書面の写しを原処分庁、利害関係者及び参与に送付すること。

なお、趣旨を全面的に変更することは新たな審査請求の提起と同じことになるので、審査請求人に審査請求を取り下げさせ、改めて新たな審査請求を行わせるなどの適切な指導を行うこと。

(2) 審査請求の理由の変更

審査請求の理由の変更については、審査請求の理由が単に不服申立てを理由付ける事実の陳述であって、審査請求自体を変更するものではないから、審理の終結前であれば審理の進行に伴って適宜変更することは差し支えないこと。

12 証拠物件の提出

審査請求人、利害関係者、参与及び原処分庁は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる（労審法第14条の3）。

なお、審査請求人等から意見書等を後日提出したい旨の申出があった場合には、文書をもって提出期日（原則として3週間以内）を示し、期日までに提出がない場合には、再度期日を付して督促することとし、なお提出がない場合には、手持ちの資料により決定することとし、そのことを審査請求人に十分に説明しておくこと。

審理終了後又は提出期日後に提出された文書等については、審査官の心証が既に形成されている場合には、判断の要素とする必要はない。

なお、審査官の心証が形成されつつあるが、未だ決定に至らない間において審査請求人等から意見書等が提出された場合は、当該意見書等を検討し、必要に応じて心証形成に必要な限度で調査等を行うこと。

その場合、調査等に時間を費やす結果、審査請求処理期間が3か月を超えるときに、その長期化の原因は基本的には審査請求人等の責に帰すべきものであるが、そのような事態が起こらないよう、審査請求人等に労審法等の趣旨を踏まえ協力を要請するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に経緯が明確になるように記載しておくこと。すなわち、労審法では、証拠収集について審理の進行が審査官に委ねられて

おり（職権進行主義）、証拠の収集についても、審査官が職権をもって収集することとなっていること（職権証拠調べ）を説明するとともに、公正・迅速な決定には審査請求人の協力が欠かせないことを伝えること。

また、当該審査請求事件に係る民事訴訟の結果が出るまで審理の進行を待って欲しい旨の申出があった場合は、行政の行う不服審査は訴訟と関係なく進められる手続である旨を説明し、民事訴訟の判決を待つことなく審理を進行させ、決定を行うこと。

13 審査請求手続の受継

(1) 承継人の範囲

ア 審査請求人が審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が審査請求の手続を受け継ぐものとされている（労審法第17条）。

「審査請求の決定前に」とは、審査官が審査請求を受け付けてから労審法第20条の規定による審査の決定の効力が発生するまでの期間をいう。

この場合の承継人は必ずしも相続人をさすものでなく、原処分の取消しにより法律上の利益を得る者をいうものであり、これは行審法第15条の「相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」と同様に解される。

イ 労災保険給付に係る審査請求事件の場合、承継人は一律には定まらず、保険給付の種類その他の区分により次のようになる。

(ア) 遺族補償給付及び遺族給付以外の保険給付に係る審査請求

a 審査請求人が被災者自身である場合

① 労災法第11条第1項に規定する未支給の保険給付の受給権者

（労災法第11条（未支給の保険給付）第1項

この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。）

② ①が存在しない場合、審査請求人（被災者）の相続人

b 審査請求人が未支給の保険給付を請求した者である場合

① 未支給の保険給付の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② ①が存在しない場合、審査請求人の相続人

(ｲ) 遺族補償年金又は遺族年金に係る審査請求

① 遺族補償年金又は遺族年金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② ①が存在しない場合、受給権の順位が審査請求人の次順位にある者

③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人

(ｳ) 遺族補償一時金又は遺族一時金に係る審査請求

① 遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② 労災法第 11 条第 1 項に規定する未支給の保険給付の受給権者

③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人

(2) 受継の手続

審査官は、審査請求人の死亡により、審査請求の手続を受け継ぐ者に対して、「手続受継届」（規則様式第 9 号）を提出させるか又は口頭で次の事項を陳述させなければならない（労審令第 15 条第 1 項及び第 2 項)。

① 事件の表示

② 受継の理由

③ 受継の年月日

④ 承継人の氏名及び住所又は居所

Ⅵ 資料の収集

1 意義

審査官が公正な判断を行うためには、判断の基礎となる事実関係の認定を的確に行う必要があり、そのためには事実関係の認定を適切な証拠に基づいて行う必要がある。この場合、資料の収集には次の2つの段階がある。

第一段階は、原処分庁が調査した内容等の調査復命書、審査請求人が提出した資料の収集である。

第二段階は、審査官の職権に基づく証拠収集である。

証拠資料は、原処分庁が提出したものや審査請求人が提出したものを基本として差し支えないが、医証が対立している場合等提出された資料のみでは審理のために十分でないと判断した場合には、審査官が職権に基づいて新たに医証等の証拠資料を収集することが必要となってくる。

このために認められた審査官の調査権限が、「審理のための処分」（労審法第15条第1項）である。

なお、物件の所持者や立入場所の管理者等調査対象者から任意の協力が得られれば、「審理のための処分」による権限を行使せず証拠資料の収集を行うことは可能であるが、この場合は、調査書等により収集の経緯を明らかにしておく必要がある。また、「審理のための処分」については、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与もその申立てを行うことができる。

2 審理のための処分

(1) 処分の種類

審理のための処分には、次の種類がある（労審法第15条第1項）。

① 審問

審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

② 物件等提出命令

文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

③ 鑑定

鑑定人に鑑定させること。

④ 立入検査

事件に関係のある場所に立ち入って関係者に質問し、又は帳簿、書類、その他

の物件を検査すること。

⑤　受診命令

保険給付を受け又は受けようとする者に対し、審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

(2)　審理のための処分の申立て

審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与は、審理のための処分の申立てについて文書又は口頭で行うことができる(労審法第15条第1項、労審令第13条第1項)。

申立てがあった場合には、審査官はその申立てを尊重し(労審令第13条第5項)、採用するか否かを慎重に判断しなければならないが、審理のために不必要であると認めるときは、その申立てを採用しないことができる。

ア　文書による申立ては、「労働保険審査請求書」(規則様式第1号)の「12　証拠」欄に記載させるか、又は「審理のための処分の申立書」(規則様式第5号)に事件の表示、申立ての趣旨及び理由を記載し、審理のための処分を申し立てる事項の番号に○印を付して提出させることにより行われる。

審理のための処分の申立書

一　事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

二　(1)　審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人、再審査請求人又は参考人の

[氏名又は名称　○○○○（被災労働者の同僚）]

(2)　提出を命ずべき文書その他の物件の

[表示　超過勤務申請書（令和○年○月分～平成○年○月分）
所有者、所持者又は保管者の　氏名又は名称　○○○○
住所又は居所　○○県○○市○○町○丁目○番地]

(3)　鑑定の対象の表示

[　]

(4)　(イ)　立ち入るべき事業所その他の場所の

[名称
所在地]

(ロ)　質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名

検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

(5)　診断を受けるべきことを命ずべき労働者の

[氏名
住所又は居所]

三　申立ての趣旨及び理由

被災労働者○○○○の時間外労働の実態を明らかにするため

右のとおり審理のための処分を申し立てる。

令和○年○月○日

申立人　[住所又は居所　○○県○○市○○町○丁目○番地
氏名　○○　○○
（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）]

○○労働者災害補償保険審査官　殿

イ　口頭による申立てを行う場合は、必要な事項を陳述しなければならない（労審令第13条第3項）。この場合に、審査官は聴取書を作成し申立人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、申立人とともに、氏名を記載しなければならない（労審令第13条第4項）。

(3)　処分の嘱託

ア　審理のための処分は、決定を行う審査官が自ら行うことを原則とするが、やむを得ない場合には、処分を行うのに便利な地域の審査官に、労審法第15条第1項第1号（審査請求人又は参考人の審問等）及び第4号（立入検査）に限って処分の嘱託をすることができる（労審法第15条第2項）。

イ　嘱託を行う場合には、事前に嘱託を受けるべき審査官に連絡を行った上で、「審理のための処分の嘱託について」（審査様式第31号）を送付することにより行うこと。

審査様式第３１号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

審理のための処分の嘱託について

本職は、本職に対する審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第２項に基づき、下記の処分を嘱託します。

記

1　事件の表示
　○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
2　嘱託する処分
　参考人○○○○に対する審問
3　嘱託する理由
　例　参考人○○○○は審査請求人の災害を現認しており、その審問が審理のために必要であるが、○○○○は現在○○県○○市に居住しており、健康上の理由から当地に出頭できないため。

ウ　嘱託を受けた審査官は、速やかに処分を行い、その結果について嘱託を行った審査官に報告すること。

(4)　処分に応じない場合の措置

ア　審理のための処分を行った場合に、この処分に応じない者、虚偽の陳述若しくは報告又は鑑定を行った者に対しては罰則の適用がある（労審法第 52 条及び第 53 条）。ただし、審査請求人及び労審法第 13 条第 1 項の規定により通知を受けた利害関係者はこの限りでない（労審法第 52 条ただし書及び第 53 条ただし書）が、これらの者が正当な理由なく審理のための処分に応ぜず、虚偽の報告を行うなど自ら審理を妨げるような場合には、審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる（労審法第 15 条第 5 項）。

イ　審査請求人がこれらの処分に応じない場合には、次の記載例のような督促状により期日を指定して督促すること。

督促は文書をもって行い、正当な理由なく当該処分に応じない場合には、審査請求を棄却することがある旨を付記すること。

審査様式第２７号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

審査資料の提出の督促について

令和○年○月○日付け○基審発第○○号をもって、貴殿の所持する下記物件の提出を依頼したところですが、未だ提出されておりません。

つきましては、令和○年○月○日までに本職に提出するよう督促します。

正当な理由なく当該処分（提出）に応じない場合は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第５項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しない場合があります。

記

１　事件の表示
　○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
２　物　　件
　○○○○

3 資料収集に当たっての留意事項

(1) 基本的事項

ア 審理のための処分は、審査官の職権又は審査請求人等の申立てにより行われるものであるが、あくまでも「審理のための必要な限度」において行われるものであり、その必要性を十分に吟味した上で、原処分庁提出資料、審査請求人からの聴取書等の基本資料だけでは判断できない場合に限って、次の(2)に留意して時機を逸することなく実施すること。

イ 的確かつ効率的な処分を実施するため、事前に次の事項について十分に検討しておくこと。

① 審査請求書や意見陳述書により審査請求人の主張を的確に把握し、原処分に対する不服がどこにあるのか（例えば事実関係について争っているのか、医学上の因果関係について争っているのか、法令の適用解釈について争っているのかなど）、争点を明らかにすること。

② 原処分庁から提出された意見書、処分の根拠となった資料を精査し、調査が十分であるか、事実認定が妥当であるかなどを検討すること。

③ 上記により、調査実施の要否、方法、時期等を判断すること。

④ 証拠資料の散逸や廃棄のおそれも考えられるため、迅速な収集に留意すること。

ウ 意見書等の提出を求める場合には、必ず提出期日（原則として3週間）を定めておき、提出が遅れている場合は、適宜、督促を行うこと。

(2) 原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料による判断

審査官の判断に必要な資料は、原則として原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料とし、審査官段階における追加資料等の収集は、次のアからウのとおり、現状の証拠では心証形成が困難であるときに限る等、必要最小限にとどめること。

ア 原処分庁が主張している事項に裏付けがない場合

① 原処分庁の感覚的な記載について裏付けとなる客観的なデータがない場合

例えば原処分庁の意見書では「被災者の業務量は同僚と同程度である」と記載しているが、審査請求人の業務量や労働時間等と同僚の業務量や労働時間等の実態とを比較していない場合等

② 原処分庁の定量的な記載に裏付けとなる資料がない場合

例えば原処分庁の意見書では「被災者の時間外労働は2時間である」と記載しているが、これを裏付ける就業規則、タイムカード、賃金台帳等を収集していない場合等

イ　原処分庁の主張自体に明らかな矛盾がある場合

①　原処分庁の主張が添付している資料等と矛盾する場合

例えば原処分庁の意見書では「被災者の時間外労働は2時間である」と記載しているが、添付してある就業規則、タイムカードから時間外労働は4時間と判断される場合等

②　原処分庁の主張が経験則に合っていない場合

例えば原処分庁の意見書では「○○まで出張するのに、要する時間は30分である」と記載しているが、距離、制限速度等からみて妥当ではないと思われる場合等（この場合の多くは、原処分庁が主張している事項に裏付けのない場合にも該当する）

ウ　法令・認定基準等に係る審査請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合

本来調査すべき要件について原処分庁の調査がなされなかった場合であり、例えば腰痛について審査請求人が非災害性の要因とともに、災害性の要因についても主張しており、その主張に根拠があるにもかかわらず、原処分庁がいずれか一方しか調査していない場合等

(3)　審査請求人以外の者から提出された資料の取扱い

審査請求人又は関係者を誹謗中傷するような、審査請求人及び関係者の権利利益が侵害されるおそれのある内容が記載されている資料については、審査資料として採用しないなど、その取扱いには十分に注意すること。

なお、その資料に審査官が心証形成する上で、必要と思われる内容が含まれている場合には、改めて聴取をするなど、必要に応じて対処すること。

4　審問

(1)　基本的事項

ア　審問とは、事実関係等を明らかにするため審査請求人又は参考人に質問し、その答弁内容を聴取することをいう。

審問に当たっては、平成6年9月本省補償課作成の「聴取書作成要領」の「Ⅱ聴取に当たっての留意事項」を参照するとともに、特に次の点に留意すること。

①　あらかじめ、収集した資料に基づき、聴取すべき事項を整理しておくこと。特に原処分庁の調査不十分な点、判断の裏付けが不十分な点、原処分庁と審査請求人の主張が相違している点などを整理しておくことが重要である（争点整理）。

②　申立ての単なる聴取に終始することなく、証言内容の矛盾点の解明、他の参考人の審問によって発見された事実の裏付けなどをできる限り聴取するように努

めること。また、参考人の審査請求との関係、その事実を知った経緯、供述の模様や態度に矛盾や不明瞭な点がないかについて、留意すること。なお、審査官段階における参考人からの審問は、原処分の調査の補足的な事項や矛盾点解明に関することで足りること。

③　審理の公正を疑わしめるような誘導尋問等は行ってはならない。

④　「六何の原則」（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにして行ったのか）に留意して、後日他の者が読んでも事実関係が明確に特定できるよう聴取、記録すること。

⑤　陳述者が直接経験した事実を述べた「直接供述」と他の者から聞いた事実を述べた「伝聞供述」とを明確に区別し、「伝聞供述」の場合、いつ、どこで、誰から聞いたかを明らかにしておくこと。

⑥　審問中に陳述者から資料の提出があり、これを聴取書の末尾に添付する場合には、資料提出の経緯がわかるよう聴取書中に記載すること。

イ　審問の結果は、聴取書を作成し、陳述者に読み聞かせて誤りがないことを確認させ、氏名を記載させること。なお、聴取書冒頭の氏名欄を匿名とする聴取書は、作成しないこと。

(2)　審査請求人に対する審問

ア　審査請求人に対して審問を行う場合には、「来庁要求通知書」（審査様式第 17 号）により来庁を求めること。なお、審問に際しては、あらかじめ労審法第 15 条第 5 項に規定する事項について警告しておくこと。

イ　審査請求人の陳述については、主張に関する事項と客観的な事実に関する事項とを明確に区別して聴取、記録すること。

ウ　代理人が、審査請求人に対する審問に立ち会う旨申し出た場合には、拒否することができない。

ただし、審問内容が審査請求人の見聞した事実関係に関する事項のみであって、代理人の同席が円滑な審問に支障を来すと予想される場合には、単独での審問を申し入れることは差し支えないこと。

審査様式第１７号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

来庁要求通知書

令和○年○月○日付けで貴殿よりなされた審査請求の審理のため、下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第１号の規定に基づき、通知します。つきましては、令和○年○月○日○時に○○労働局労働基準部労災補償課　○○労働基準監督署（所在地及び略地図別記）に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合には、事前に本職までその旨ご連絡ください。なお、正当な理由なく来庁しない場合は、同法第１５条第５項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

１　事件の表示
　○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
２　確認事項
　令和○年○月○日の被災状況及び現在の症状、療養状況等について
３　持参するもの
　印鑑

(3)　参考人に対する審問

ア　審査官段階における参考人からの聴取は、原則として次の場合に限り行う。

①　原処分庁が主張している事項について裏付けを要する場合

②　原処分庁の主張に明らかに矛盾があり、この矛盾の解消を要する場合

③　法令・認定基準等の要件に係る審査請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合等現状の証拠では心証形成が困難である場合

イ　参考人の選定に当たっては、偏りがないようにすること。

例えば審査請求人と所属事業場が対立関係にあるような場合に、同僚等多数の関係者の中から一部を選定して参考人として審問するときには、審理の公正が疑われることのないよう、客観的な基準で参考人を選定すること。

ウ　審査請求人と参考人又は参考人相互の供述内容に大きな相違がある場合には、さらに他の参考人から審問を行うなどにより客観的な事実認定に努めること。

エ　参考人を審問しようとするときは、「来庁の依頼について」（審査様式第23号）により出頭を依頼すること。審問の場所は、局又は最寄りの署で行うことが望ましいが、やむを得ず事業場内で行う場合には、上司又は他の参考人の同席を避けて行うこと。

審査様式第２３号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

来庁の依頼について

本職は、審査請求の審理のため、貴殿を参考人として下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第１号の規定に基づき、通知します。

つきましては、令和○年○月○日○時に

○○労働局労働基準部労災補償課

○○労働基準監督署

（所在地及び略地図別記）に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合には、事前に本職までその旨ご連絡ください。

記

１　事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

２　確認事項

審査請求人○○　○○氏が令和○年○月○日被災した事故の状況について

5 物件等提出命令

(1) 概要

審査官は、文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して文書等の提出を命じ、又はこれを留め置くことができる（労審法第15条第1項第2号）。

文書等の提出命令は、あらかじめ「物件の提出について」（審査様式第26号）によって行う。ただし、文書等の所持者を参考人等として呼び出すときは、「来庁の依頼について」（審査様式第23号）に併記して差し支えなく、また、文書等の所持者が当該物件を持参のうえ出頭した場合には口頭で命令できる。

なお、提出された文書等を留め置く場合には、「提出物件預り証」（審査様式第28号）を当該文書等と引き換えに交付すること。

審査様式第２６号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

物件の提出について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第２号の規定に基づき、貴殿の所持・保管する下記物件を令和○年○月○日までに本職にご提出願います。

記

１　事件の表示
　○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
２　物件
　○○　○○に係る令和○年○月○日撮影のレントゲンフィルム

審査様式第２８号

提出物件預り証

令和○年○月○日貴殿から提出された下記物件は、本職がお預かりいたします。

記

１　物件の表示　○○　○○に係る令和○年○月○日撮影のレントゲンフィルム
２　返還予定日　令和○年○月○日

令和○年○月○日
○○　○○　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

(2)　命令に当たっての留意事項

ア　文書等は保存年限等の関係もあり、廃棄、散逸のおそれがあるため、文書等の提出命令はできる限り早期に行うこと。

イ　客観的な資料の収集に努めること。

例えば被災労働者の時間外労働を把握しようとする場合は、事業主に時間数を記載させて報告させるのではなく、客観的に信頼し得る資料、すなわち出勤簿、タイムカード、賃金台帳等の提出を求めること。

6 鑑定

(1) 概要

鑑定とは、審査官の判断を補助させるために、特に高度な医学的知識を有する学識経験者等から、その専門的知識又はその知識を利用した判断を報告させることである。

鑑定の結果については、原則として書面によって報告させること。

なお、鑑定は「業務上外」の判断を求めるものではない（これは行政の責任によって決すべき判断である。）。

(2) 鑑定の依頼

ア　審査請求事件においては、原処分庁の医証及び審査請求人の医証が提出されている場合が多く、既に医証の収集は尽くされていると考えられることから、原則として、次の場合を除き新たな医証の収集はしないこと。

(ｱ)　原処分庁の提出した医証が前提とした事実と審査官が認定した事実が大きく異なっているなどにより、認定基準に該当するか否かの判断が異なってくる場合

(ｲ)　疾病名や基礎疾患等の程度について争いがあり、業務と発症との医学的関連性以外の専門的事項について原処分庁と審査請求人の医証との間に対立がある場合

(ｳ)　認定基準が定まっておらず個別に判断するとされている場合、また、認定基準の内容が医学的に個別判断するとされているにとどまっている場合

(ｴ)　認定基準が変更になった場合

（注）　(ｱ)の原処分庁の提出した医証が前提とした事実と審査官が認定した事実が大きく異なっている場合とは、例えば①原処分庁が医証の収集に当たって、被災者の時間外労働時間を20時間と認定しているが、審査官は被災者の時間外労働時間を50時間と認定した場合、②審査請求人が多くの症状を訴えているのに、原処分庁の採用した医証ではそのうちの一部しかみていない場合等をいう。

(ｲ)の基礎疾患の程度について争いがある場合とは、例えば①審査請求人側の医証では基礎疾患の程度は重篤ではなくいつでも発症しうる状態ではないと記載されているのに、原処分庁の医証では基礎疾患の程度が重篤でありいつでも発症しうる状態と記載されている場合、②審査請求人側の医証では「上肢に機能障害があり、肩関節の可動域角度が健側の1/2以下に制限されている」と記載されているのに、原処分庁の医証では「肩関節の可動域角度の制限はない」と記載されているような場合等をいう。

イ　審査官が審査請求人の主張等を踏まえた上で、可能な限り早期に（受理後直ちに）鑑定の必要性を判断すること。

ウ　鑑定により明らかにしたい点が明確化されていないと適切な鑑定結果が得られないことから、鑑定事項については、例えば医学的事項であれば、「業務との医学的因果関係」等依頼すべき鑑定事項が何であるかを検討し、明確化すること。

鑑定事項に応じて、ふさわしい鑑定人を選定した上で、鑑定事項の趣旨について説明し、事前に了解を得ること。

鑑定人の選出に当たっては、鑑定事項について権威があり、かつ、中立公正な立場にある専門家を選出するよう配慮することとし、必要に応じて地方労災医員等の助言を求めること。

エ　「鑑定の依頼について」（審査様式第25号）は、内容を整理し、簡潔かつ具体的に記述する必要があるが、次の点を踏まえた上で依頼を行うこと。

(ｱ)　依頼する目的

鑑定人に対して鑑定を依頼する目的は、審査官が業務起因性の判断を行う前提として、例えば主治医の診断（検査所見等の判断根拠を含む。）に対する評価、業務との関連性等に関する医学的な判断を得ることである。

(ｲ)　依頼する時期

鑑定人に鑑定を依頼する時期は、審査請求事件に係る争点整理に基づく審問・調査が終了した時点で行うこととなるが、鑑定が必要と判断した事件については、原処分庁で依頼した医師を参考にして、鑑定依頼する医師を早期に確定するとともに、初動調査の段階から地方労災医員及び鑑定人に必要とされる医学的資料について相談する必要がある。

(ｳ)　依頼方法

①　単に「業務上外について」という依頼では、業務上外の認定そのものを医師が行うような印象を与えることとなるので、当該労災請求に係る傷病と業務との間の医学的な関連性（可能性とその程度）について依頼すること。

また、その際には、判断の基礎となった医学的根拠（又は判断理由）についても併せて記述されるよう依頼すること。

②　原処分庁及び審査請求人から提出された医証について、医学専門用語、外国語で記載されている部分、表現や論旨等の不明な部分等があれば、それぞれ医師に照会して不明な点を解消しておくこと。

③　原処分庁が意見書を依頼するに際して添付した資料を把握しておくこと。

④　事件の概要をまとめた文書を作成すること。

⑤　できる限り鑑定人に面談して、事件の内容、問題点等を十分に説明すること。

⑥　原処分庁、審査請求人の提出した医師の意見書の写しを添付した上、傷病名が明らかになるよう診療録等を添付して鑑定依頼をすること。

⑦　原処分庁、審査請求人の提出した医師の意見及びそれぞれが前提とした事実、さらに審査官が認定した事実を原処分庁意見書添付資料を活用して一覧表にし、

鑑定依頼をする事項を具体的にした上で行うこと。

なお、傷病名や基礎疾患の程度等に争いがあり、業務と発症との医学的関連性以外の専門的事項について原処分庁と審査請求人の医証との間に対立がある場合には、次の事項について鑑定依頼を行うこと。

a　被災者の基礎疾患の程度等について、対立している医証のうちどちらが医学経験則上妥当か。

b　aについて、審査請求人に有利な鑑定意見の場合については、そのことを踏まえつつ、総合的に判断したときの業務と疾病との因果関係の程度。

⑧　鑑定人が地方労災医員以外の医師で、労災保険に精通していない場合には、労災保険制度の概要、業務上外の認定の考え方、認定基準の内容等についても説明し、十分な理解を得るよう努めた上で鑑定を依頼すること。

⑨　鑑定医については、局管理者が日頃から連携を保っておくことにより、鑑定の依頼等が円滑に行えるよう配慮すること。

(エ)　依頼事項

鑑定人に対する具体的な依頼事項としては、一般的には次のものがある。

なお、依頼の根拠及び依頼時における留意事項は、次のとおりである。

①　疾病名の特定

例えば、主治医が、被災労働者の死亡の原因を「急性心不全」としている場合には、死亡した原因が具体的にどのような疾病によるものであるか（認定基準に掲げられている疾病に該当するか否か等）を確認する必要があるためである。

死亡診断書又は死体検案書、警察署及び消防署の回答文書等を提示すること。

②　発症の時期

業務上疾病の認定等では発症時期の捉え方次第で業務による心理的負荷や業務の過重性、有害因子のばく露状況等の評価に違いが生じるためである。

自覚症状に関する聴取書等を提示する。

③　基礎疾患等との関連

既往歴や基礎疾患等がある場合には、疾病の発症との関連を明らかにする必要があるためである。

健康診断の記録等を提示すること。

④　業務との関連性

疾病の発症が、有害因子へのばく露、過重な業務への従事等によるものかについての医学的な判断の必要があることによる。

なお、医学的因果関係の有無が断定し得ない場合には、医学的見地からみた業務との関連の可能性とその程度を確認する必要がある。

被災労働者の労働実態等に関する資料を提示する。

⑤　その他参考となる資料

(3)　鑑定後の対応

ア　鑑定意見が提出された場合、審査官は鑑定の結果を十分に尊重すべきであるが、これに必ずしも拘束されるものではないことから、単に結論のみにとらわれることなく、どのような根拠から、当該結論が導き出されたかについて評価を行い、当該結論の妥当性を判断すること。

イ　鑑定意見の医学専門用語、外国語で記載されている部分、表現や論旨等が不明確な部分等は、鑑定人、地方労災医員に説明を受けるなどして必ずその意味を確認すること。

ウ　審査官は、上記の結果、必要があると認めるときには、他の鑑定人に再度鑑定を依頼すること。

審査様式第２５号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

鑑定の依頼について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第３号の規定に基づき、鑑定を依頼します。

なお、鑑定費用に関しては同封の審査費用請求書を各２通作成の上、本職あてご送付願います。

記

１　事件の表示
　○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
２　確認事項
　審査請求人○○○○の現在の傷病状態
３　提出期限
　令和○年○月○日
４　添付資料
　令和○年○月○日付け○○病院主治医○○医師意見書
　令和○年○月○日○○病院○○医師撮影のレントゲンフィルム○葉
　令和○年○月○日、○○○○に係る災害の発生状況について

7 立入検査

(1) 概要

審査官は、直接、事件に関係のある事業場やその他の場所に立ち入り、事業主や関係労働者に質問したり、帳簿、書類、その他の物件を実地に検査することができる(労審法第15条第1項第4号)。この立入検査の場所、物件については特段の制限等はなく、審査請求人や事業主の自宅も含まれると解されるが、審理のために必要とされる範囲内においてなされるべきものであることはいうまでもない。この立入検査によって検査した物件については、その場で口頭によってその所有者、所持者等に対して提出を命じ、かつ、それを留め置くこともできる。

(2) 事前の準備

ア 立入検査を行う場合には、あらかじめ、調査すべき事項の検討、現場の状況の把握、説明を受けるべき関係者の選定など限られた時間内に効率的な調査が行えるよう十分な準備を行うこと。

イ 審査官は、事業場等関係場所に立ち入る権限を有しているが、円滑な検査を図るため、可能な限り立入先の了解を得るよう努めること。

ウ 審査請求人、利害関係者等の申立てにより立入検査を行う場合には、申立人に立ち会う機会を与えるため、日時、場所等を通知する(労審法第15条第4項)。

参与は、立入検査の処分を申し立てることはできるが、立ち会う権利を有しないので、参与が立ち会うことを求めた場合には、事前に連絡して立入先に了解を得ておく必要がある。了解が得られないときは、参与に立会いができない旨伝えること。

エ 写真撮影や計測等を行う場合で、他の職員の補助を必要とするときは、事前に関係職員等に連絡し調整しておくこと。

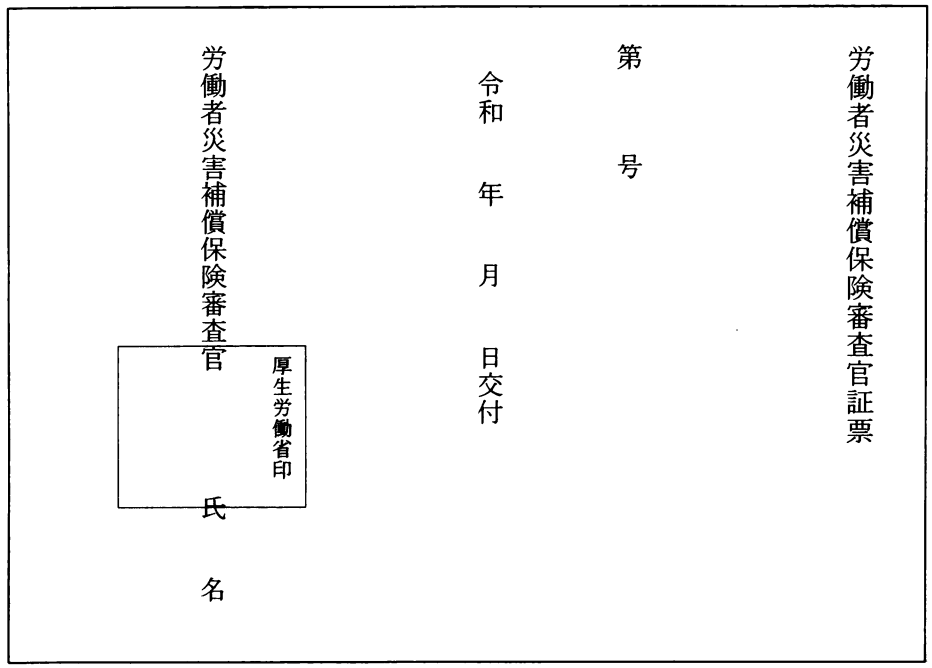
(3) 検査の実施

ア 検査中は、公正な態度の保持に努め、結論めいた言動は厳に慎むこと。

イ 立入先の事情を考慮して、効率的な調査を心掛けること。

ウ 「労働者災害補償保険審査官証票」(規則様式第6号)を携帯し、必ず提示すること。

規則様式第６号



(4)　検査実施後の処理

ア　立入検査の結果については、調査書を作成し、氏名を記載すること。検査の過程で関係者から陳述を得た場合は、必ず聴取書を作成し、陳述者に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、陳述者とともに氏名を記載すること。

イ　立入検査の過程で物件等を提出させてこれを留め置く場合は、「提出物件預り証」（審査様式第28号）を提出者に交付すること。

8　受診命令

(1)　概要

受診命令は、審査官が他の既存の資料のみによっては事件の判断が困難であると認められる場合に医学的判断資料を得る目的で行うものであり、審査官が受診機関、医師を指定して行うものであること。

命令に当たっては、受診の趣旨を被命令者に説明し、円滑な運用が行われるよう留意すること。

(2)　命令に当たっての留意事項（「６　鑑定」P.99参照）

ア　的確な診断意見書が提出されるように診断を依頼する医師に対して、あらかじめ

診断事項等について十分な説明を行うとともに、必要に応じて診療機関の医事担当者に対しても説明を行うことにより、円滑な診断がなされるよう配慮すること。

イ　命令に当たっては、あらかじめ被命令者に受診命令の趣旨等について十分に説明した上で、「受診の命令について」（審査様式第30号）により行うこと。

ウ　受診命令が正当な理由なく拒否されたときは、他の資料を十分に検討した上で、決定の心証を得られれば判断を下し、心証を得られなければ、受診命令を拒否したことをもって棄却の決定を行うこともやむを得ない。

エ　受診命令の結果、医師から意見書等が提出された場合は、鑑定に準じて取り扱うこと。

審査様式第３０号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○　○○　　殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

受診の命令について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、下記により医師の診断を受けるよう労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第５号の規定に基づき、通知します。

なお、正当な理由なく、この診断を忌避した場合は、同法第１５条第５項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

1　事件の表示
　○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
2　診断を受ける診療機関
　名　称　○○病院
　所在地　○○県○○市○○町○丁目○番地
3　診断を受ける医師
　氏名　○○　○○
4　診断項目
　現存する障害の状態について
5　受診日時
　令和○年○月○日○時
　なお、受診に要した費用は、本職から直接診療機関に支払います。

Ⅶ 参与からの意見聴取

1 概要

参与は、審査官に対して審査請求事件につき意見を述べることができることとされており、審査官は、決定に当たってはその意見を尊重しなければならないこととされている（労審令第８条第１項）。

この参与の意見を、審査官がどのような方法、形式で徴するかについては特段の定めはなく、聴取方法等については審査官の裁量に委ねられている。

2 参与会

(1) 参与会の性格

参与会は、審査官が各参与に個別に面談して意見聴取するよりも、参与が一堂に会する場で意見聴取を行った方が効率的であるとして便宜的に開催されているものである。

したがって、参与会は参与から意見を聴取するための場であって、審査請求事件について、参与と審査官が合議をして判断を下す場ではない。

(2) 参与会の日程

あらかじめ、年間又は四半期ごとなどの参与会開催計画を作成し、参与会の日程を踏まえた事務処理を進めること。

なお、参与会開催の日程の調整が困難な場合には持ち回りで意見を徴するなどの方法を講じることにも配意して、参与会の日程のために決定が遅れることのないようにするにすること。

(3) 参与会の運営

参与会は、参与から意見聴取する場であることから、その構成は基本的には参与と審査官からなるが、局の労災補償課長等も同席していることから、参与会で参与から審査請求事件に関連した法令、通達等の解釈や行政取扱等について説明を求められたときは、局の労災補償課長や労災補償監察官等が答えること。

なお、局の労災補償課長や労災補償監察官等は、原処分庁の代理人ではないので、原処分庁の正当性を主張する意見を述べることなどのないように留意すること。

3 参与会への提出資料

審査官は、決定書（案）を作成し、同（案）から主文及び結論部分を除いたものを参与

に資料として提出し、証拠資料等は、必要に応じて閲覧に供することで差し支えないこと。

4 参与会での意見聴取の結果資料

審査官は、各参与から意見聴取した結果を事件ごとにまとめて資料を作成することとし、資料の内容は意見の要旨及び結論のみで差し支えなく、簡潔なものとすること。

Ⅷ 文書その他の物件の閲覧等

1 文書その他の物件の閲覧等

(1) 基本的事項

審査請求人、利害関係者及び参与は、決定があるまでの間、審査官に対し、審査請求事件に関し、審査請求人、利害関係者、参与及び原処分庁から提出された文書その他の物件や、審査官が収集した文書その他の物件の閲覧又は当該文書の写しの交付若しくは電磁的に記録された事項を記載した書面の交付（以下「文書その他の物件の閲覧等」という。）を求めることができる（労審法第16条の3第1項）。

(2) 個人情報保護法との関係

審査請求人等は、当該本人に係る文書の閲覧や写しの交付を求める場合には、労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等を求めるほか、個人情報保護法に基づく開示請求をすることができる。

労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等と個人情報保護法に基づく開示請求では、次のとおり、閲覧又は開示の判断基準及び処分性の有無に相違がある。

なお、情報公開法においては、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示情報に当たると規定されており（情報公開法第5条）、情報公開法に基づく開示請求では、文書等の大部分は開示できないことが考えられることから、審査請求人等からの当該本人に係る文書の閲覧や写しの交付の申出に対して、同法による開示請求について説明することは適切でないので留意すること。

ア 労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等

審査官は、①第三者の利益を害するおそれのあるとき、②その他正当な理由があるときでなければ文書その他の物件の閲覧等を拒むことはできず、この判断を行うに当たっては、審査官が必要がないと認める場合を除き、当該閲覧等に係る文書その他の物件の提出人に意見を聴かなければならない（労審法第16条の3第2項）。

労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等は、審査請求に対する決定を行うための手続の一部であって、その可否の判断自体に処分性は認められないことから、当該判断に不服がある場合であっても、不服申立てを行うことはできない。

イ 個人情報保護法に基づく開示請求

行政機関の長は、開示請求があったときは、個人情報保護法第14条各号に規定する不開示情報に該当する情報を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない（個人情報保護法第14条）。

また、個人情報保護法に基づく開示決定は、行手法及び行審法の適用を受ける行政

処分であることから、処分に不服がある場合には不服申立てを行うことができる。

2 文書その他の物件の閲覧等の対象

文書その他の物件の閲覧等の対象は、次に掲げるものであり、申立てがなされた時点で審査官が保有するものに限られる。

① 労審法第14条の3第1項（文書その他の物件の提出）に基づき、審査請求人、利害関係者又は参与から提出された証拠文書その他の物件

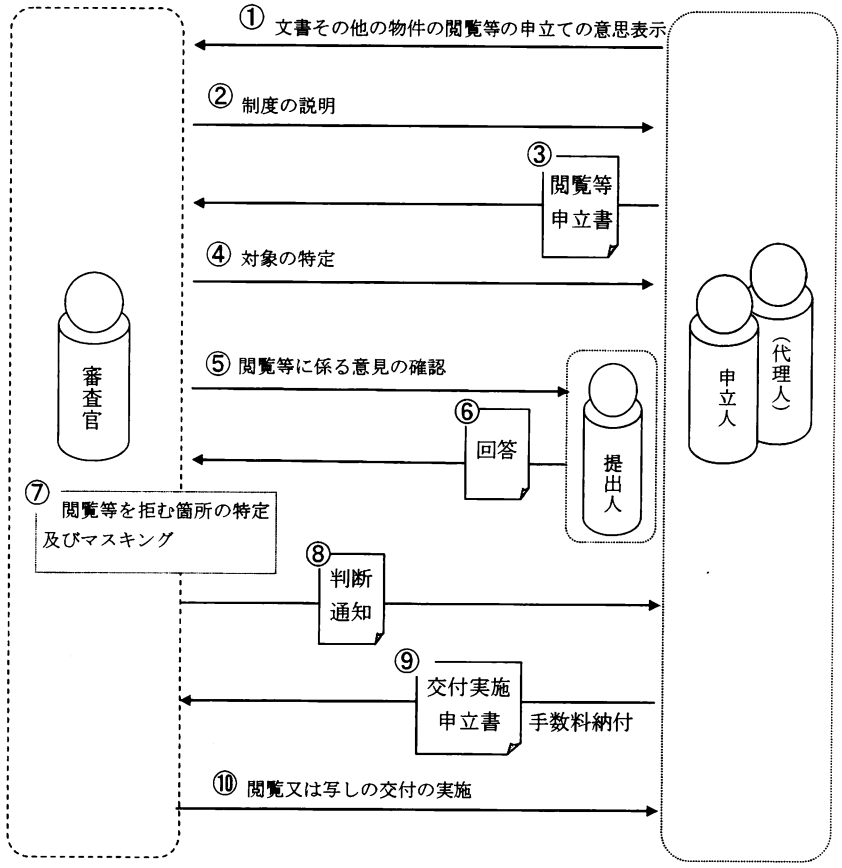
② 労審法第14条の3第2項（文書その他の物件の提出）に基づき、原処分庁から提出された原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件

③ 労審法第15条第1項（審理のための処分）に基づく審理のための処分により提出された文書その他の物件

3 文書その他の物件の閲覧等の事務処理

(1) 文書その他の物件の閲覧等に係る事務処理の流れ

文書その他の物件の閲覧等に係る事務処理の流れは、おおむね次のとおりである。



(2)　文書その他の物件の閲覧等の申立ての受付

審査請求人等が文書その他の物件の閲覧等を希望する場合には、必ずしも全ての閲覧等が認められるものではないこと、閲覧等の可否に係る不服申立てはできないこと（労審法第22条の2）、閲覧等の実施までに一定の期間を要すること、及び個人情報保護法に基づく開示請求も可能であることを丁寧に説明した上、「文書その他の物件の閲覧等申立書」（審査様式第43号）を提出させること。

(3)　対象の特定

「文書その他の物件の閲覧等申立書」（審査様式第43号）には、申立人が閲覧等を求めるものをできるだけ具体的に記載させることが望ましいが、具体的な名称等の記載がなくても、閲覧等を求める対象を特定できればよく、例えば「審査請求人○○○○が令和○年○月○日付けで行った○○（補償）給付審査請求事件の審理に関係する文書一式」のような記載で足りる。

「文書その他の物件の閲覧等申立書」の記載だけでは、閲覧等を求める対象を十分に特定することができない場合は、審査官は、申立人に確認し、確認を行った日時、相手方、内容を「文書その他の物件の閲覧等申立書」の余白に朱書きするとともに、当該確認を行ったことを「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

なお、閲覧等の対象が膨大である場合には、審査官は、申立人に対し、閲覧等の実施までに相応の時間を要すること、また、写しの交付手数料がかさむことから、閲覧等の対象から申立人が提出した文書等を除外するなどの検討を促すこと。

審査様式第４３号

令和　〇年　〇月　〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官　殿

申　立　人　〇〇　〇〇
住所又は居所　〇〇〇〇〇〇〇〇
電　　話　〇〇〇〇－〇〇〇〇

文書その他の物件の閲覧等申立書

下記１の審査請求に関し、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１６条の３第１項の規定に基づき、下記２の文書その他の物件の閲覧等を求めます。

記

１　事件の表示

令和〇年〇月〇日付けで、審査請求人　〇〇〇〇　が行った〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件

２　閲覧等を求める文書その他の物件

上記１の事件の審理に関して、審査官が収集した資料一式

(4)　提出人の意見の確認

審査官は、文書その他の物件の閲覧等をさせようとするときは、審査官がその必要がないと認めるときを除き、当該閲覧等に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない（労審法第16条の3第2項）。

文書その他の物件の提出人の意見は、「文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について」（審査様式第44号）を提出人に送付することにより確認すること。送付に当たっては、対象の文書その他の物件の写し及び返送用封筒を同封することなどにより、提出人に内容を確認させ、同様式別紙の「文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について（回答書）」に意見を記載し、2週間程度の期限をもって、審査官あて回答書を返送させること。

文書等の提出人が、回答書において文書その他の物件の一部又は全部の閲覧等を容認しない旨の意思表示をした場合で、回答書の記載だけではその理由が明らかでないときは、電話等により提出人に確認し、その内容を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

なお、審査官が文書その他の物件の閲覧等を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、審査官が提出人の意見を聴く必要がないと認めるときは、これを行う必要はない。

また、原処分庁が提出人であるものの意見については、個人情報保護法等に基づく行政庁としての一般的な判断にとどまることから、原則として確認する必要はない。

審査様式第４４号

○基審発第○○号
令和　○年　○月　○日

○○　○○　　殿
（文書等の提出人）

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について

下記１の審査請求に関して貴殿が提出した下記２の文書その他の物件について、申立人○○○○ から、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１６条の３第１項の規定に基づき、閲覧及び写し等の交付の申立てがあったので、同条第２項の規定に基づき、貴殿の意見を聴取しますから、別紙の回答書に必要な事項を記載して、令和○年○月○日までに提出してください。

記

１　事件の表示
令和○年○月○日付けで審査請求人 ○○○○ が行った○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

２　閲覧等の申立ての対象文書その他の物件
①　就業規則
②　審査請求人○○○○ が作成した営業日報（令和○年○月から同年○月分）

※　写しを同封しますので、参考としてください。

審査様式第４４号別紙

別紙

○○労働者災害補償保険審査官　殿

氏名　（提出人）　○○　○○
住所又は居所　○○○○○○○○○○
電話　　○○○○-○○-○○○○

文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について（回答書）

令和○年○月○日付け○基審発第○○号をもって照会のあった提出文書その他の物件の閲覧等についての意見は、下記のとおりです。

記

【該当するものの（　）内に○印を付してください。また、「除く箇所」及び「理由」を記入してください。】

（　　）閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。

（○）以下の箇所以外の部分について、閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。
除く箇所　（営業日報のうち、顧客の氏名又は名称及び住所　　）
理由　　（審査請求と直接関係のない弊社の顧客の個人情報であるため　）

（　　）閲覧及び写し等の交付を行うことは認められない。
理由　　（　　）

(5) 文書その他の物件の閲覧等の可否の判断

審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、閲覧等を拒むことはできない（労審法第16条の3第1項）。

「正当な理由」とは、例えば閲覧等に係る文書の一部又は全部が個人情報保護法第14条各号に掲げる不開示情報に該当する場合等である。この場合は、同法に基づく開示請求における取扱いを参考に判断すること。

また、審査官は、その必要がないと認めるときを除き、文書その他の物件の閲覧等について提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査官は、当該意見に拘束されないので、提出人が文書の閲覧等を容認しないことのみを理由として直ちに閲覧等を拒むことはできず、当該文書の閲覧等を認めることによって提出人が被る不利益の内容や程度を検討し、文書の閲覧等を拒む「正当な理由」が認められるか否か判断すること。

文書等の提出人の意見と個人情報保護法第14条各号に掲げる不開示情報の関係は、次のとおりである。

		文書の提出人の意見	
		閲覧等に同意	閲覧等に不同意
不開示情報	該当	閲覧可	閲覧不可
	非該当	閲覧可	個別に検討

なお、正当な理由なく文書の閲覧等を拒んだ場合、審査請求に対する決定を経た後で提起される行政訴訟において、審査請求手続の違法性を問われることが考えられる。

個人情報保護法第14条　（保有個人情報の開示義務）

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

1　開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

2　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請

求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

3　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

4　開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

5　開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

6　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え

若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

7　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6)　文書その他の物件の閲覧等に係る通知

文書のその他の物件の閲覧等の申立てに対する判断をしたときは、審査官は、「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」（審査様式第45号）に「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）を添えて、申立人あて通知すること。

ア　対象文書その他の物件の名称

「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」には、申立ての対象文書その他の物件の名称を、全部又は一部の閲覧等を認めるもの、全部の閲覧等を認めないものに分けて記載すること。

イ　写しの交付を希望する場合の手数料の明示

写しの交付を受ける申立人は、手数料を納付しなければならない。写しの交付に要する手数料は次のとおりである。

白黒コピー　1枚につき10円

カラーコピー1枚につき20円

なお、用紙の両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚とする（労審法第16条の3第4項、労審令第14条の5第1項）。

審査官は、文書の枚数から、申立人が納付すべき手数料を計算し、「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」に記載すること。

ウ　写しの交付に当たって郵送を希望する場合の費用の明示

申立人が、文書の写しの交付に当たり送付を希望する場合は、手数料のほか送付に要する費用を徴収することとされている（労審令第14条の7）。

審査官は、文書の枚数から計算した重量に基づき、必要な郵便料金を「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」に示すこと。

また、対象文書に申立人又はその他の第三者の個人情報が含まれる場合は、簡易書留等の特殊取扱郵便として発送するための費用についても併せて記載すること。

審査様式第４５号

○基審発第○○号
令和　○年　○月　○日

○○　○○　　殿
（申立人）

文書その他の物件の閲覧等について（通知）

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　官印

貴殿から申立てのあった、文書その他の物件の閲覧等について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１６条の３の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　全部又は一部の閲覧又は写しの交付を認める文書その他の物件の名称
乙○号証　・・・
乙○号証　・・・

２　全部の閲覧又は写しの交付を認めない文書その他の物件の名称
乙○号証　・・・

３　閲覧等の実施
閲覧等の実施を希望するときは、「交付実施申立書」（規則様式第５号の２）に必要事項を記載して提出してください。
(1)　閲覧等を実施することができる日時及び場所
日時：　令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間のうち、「交付実施申立書」が提出された日の○日後以降の日（土、日その他行政機関の休日を除く。）の９時３０分から１６時１５分（１２時から１３時を除く。）
場所：　○○労働局労働基準部労災補償課
○○県○○市○○１－１－１　合同庁舎○階

(2)　写しの交付を希望する場合の交付手数料及び準備期間
①　交付手数料
写しの交付を希望する場合は、「交付実施申立書」に収入印紙を貼り付け、交付手数料を納付してください。

行政文書の種類・数量	閲覧等の実施の方法	算定基準 （労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第14条の７）	文書全体について閲覧等の実施を受けた場合の金額
Ａ４版文書 ○枚（○頁）	①複写機により白黒で複写したものの交付	１枚あたり　１０円	○,○○○円
	②複写機によりカラーで複写したものの交付	１枚あたり　２０円	円

（注）　当該行政文書にはカラーの行政文書は含まれていません。

（※　含まれていないときのみ記載）

②　準備期間

令和○年○月○日以降であって、かつ、「交付実施申立書」が提出された日から○日後までに発送予定

(3)　写しの送付を希望する場合の郵送料（見込額）

写しの送付を希望する場合は、次の合計額の郵便切手を「交付実施申立書」に添えて提出してください。

区分	料金
通常郵便物（定形外）	○○○　円
簡易書留	○○○　円
合計	○○○　円

※　通常郵便料金は、重量　○○　g　から　○○　gの料金

＊　担当：　○○労働者災害補償保険審査官　○○　○○

TEL　－　－

交付実施申立書

一　対象文書又は対象電磁的記録を特定するに足りる事項

令和〇年〇月〇日付け〇基審発第〇〇号により閲覧又は写しの交付が認められた文書その他の物件一式

二　対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法

白黒コピーによる写しの交付を希望します。

三　送付による交付を求める場合にあつては、その旨

郵送による交付を希望します。

右のとおり交付の実施を申し立てる。

令和　〇年　〇月　〇日

申立人　住所又は居所　〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名　〇〇　〇〇

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

入紙
収印

(7) 閲覧等の実施方法の確認

審査官は、申立人に対し、「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」（審査様式第45号）を送付した後、申立人からの「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）の提出により、閲覧又は写しの交付の希望の別、写しの送付の要否を確認すること。

(8) 閲覧等の実施

申立人から「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）が提出されたときは、審査官は、申立人の希望に応じ、閲覧又は写しの交付を遅滞なく実施すること。

なお、文書その他の物件の閲覧等の実施に当たっては、閲覧を認めない部分のマスキングが適正に行われていることを必ず複数人で確認し、確認を行った旨を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

ア 閲覧

申立人が閲覧を希望する場合は、審査官は、申立人と電話等により日程調整を行った上、日時及び場所を指定すること。

なお、閲覧場所は、審査官の所属する局とすること。

閲覧させる文書等は、紛失や汚損などを防止する観点から、閲覧を認めない部分の有無に関わらず、写しを閲覧させること。また、閲覧は、審査官等の立会いのもとで実施すること。

イ 写しの交付

(ｱ) 手数料の徴収

申立人が写しの交付を希望する場合は、手数料を徴収する（労審法第16条の3第4項、労審令第14条の5第1項）。手数料は、審査官が「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」（審査様式第45号）において示した金額の収入印紙を「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）に貼って提出することにより、納付させること（労審令第14条の5第2項、労審則第5条の3第1号）（徴収すべき費用については上記(6)イを参照）。

(ｲ) 収入印紙の取扱い

申立人が収入印紙を貼り付けた「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）を提出したときは、審査官は、手数料としてあらかじめ申立人に示した金額の収入印紙と過不足がないことを確認し、局管理者の確認を得た上、速やかに受付印を用いて消印すること。

なお、「交付実施申立書」に貼り付けられた収入印紙の金額に過不足があるときは、申立人に再度提出を指導した上で、消印を行わず、当該申立書を返戻すること。

(ｳ) 手数料の減額又は免除

手数料については、減免措置が設けられている。審査官は、申立人が経済的困

難により手数料を納付する資力がないと認めたときは、2,000円を限度として手数料を減額し、又は免除することができる（労審法第16条の3第5項、労審令第14条の6第1項）。

申立人が手数料の減免を求める場合、「手数料減額・免除申請書」（審査様式第46号）に減免を求める理由を記載して提出させること。

「手数料減額・免除申請書」には、申立人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合は、当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない（労審令第14条の6第3項）。

なお、生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証する書面は、市又は特別区の福祉事務所、町村が所在する都道府県の福祉事務所（当該町村の福祉事務所があるときは、当該福祉事務所）で発行されるものであること。

減免を求める理由となる「その他の事実」とは、生活保護法に基づく扶助を受けてはいないが、これに準ずる状態であり、当該事実を証明する書面については、例えば同一の世帯に属する者すべての市町村民税が非課税であることを証明する書面等が考えられる。

ウ　写しの送付

申立人が写しの送付を希望する場合は、審査官が「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」（審査様式第45号）において示した金額の郵便切手を「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）に添えて提出させることにより納付させ（労審令第14条の7、労審則第5条の3第1号）、審査官はこの郵便切手を使用して簡易書留等により文書の写しを郵送すること。

(9)　閲覧等の申立ての取下げ

閲覧等の申立ての取下げについては、審査官は、申立人の意思を確認し、申立人が提出した「文書その他の物件の閲覧等申立書」（審査様式第43号）の余白に、当該確認を行った日時、相手方、内容を朱書きで付記するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

Ⅸ 審査請求事務の終了

1 概要

(1) 審査請求事務の終了事由

審査請求の事務は、通常、決定がなされることにより終了する。また、次のような事由が生じたときも終了する。

ア 審査請求人が審査請求を取り下げた場合（労審法第17条の2第1項）

イ 審査請求人が死亡（審査請求人が法人の場合は、その法人が消滅）したが、その地位を承継する者がいない場合

ウ 審査請求受理後3か月を経過し、かつ、審査官の決定がない場合であって審査請求人が再審査請求を行い、審査請求が取り下げられたとみなされる場合（労災法第38条第2項、労審法第17条の2第3項）

これらの場合、特に審査請求事務の終了を宣言する必要はないが、既に関係者に対し受理通知を行っている場合には、原処分庁、利害関係者及び参与に対してその旨を通知すること（審査様式第13号。承継に関する取扱いは「Ⅴ 本案審理 13 審査請求手続の受継」P.81参照）。

(2) 審査請求事務の終了に伴う文書の返還

ア 審査官は、決定をしたときは、速やかに事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない（労審法第21条の2）。また、上記(1)アからウの事由によって審査請求事務が終了したときも同様であること。

この場合、その後の争いを避けるために、「提出物件受取証明書」（審査様式第29号）を徴しておくこと。

なお、再審査請求又は行政訴訟の提起が予想される事件については、返還するときに、当該文書等の写しを作成し、編てつ、保管しておくこと。また、(1)ウの事由によって審査請求事務が終了したときは、下記イにも留意すること。

審査様式第２９号

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　殿

提出物件受取証明書

令和○年○月○日提出した下記物件は、令和○年○月○日、確かに返還され、受領したことを証明する。

記

物件名　　令和○年○月○日撮影の○○　○○に係るＸ線写真

令和○年○月○日
○○　○○

イ　上記(1)ウの場合（審査官の決定前に再審査請求がなされたとき）には、審査官が既に収集している資料であって、審査官が作成したもの及び審査官が職権により審査請求人以外の医師等の第三者から収集したものについては、「Ｘ 審査請求に伴うその他の事務処理 ８ 審査官の審査会への対応」(P. 168 参照)に準じて審査会へ送付すること。また、審査請求人から提出された資料については、必ず審査請求人の意向を確認した上で、審査請求人が審査会への送付を求めた場合には当該資料等を審査会へ送付し、返還を求めた場合には速やかに審査請求人に返還すること。

なお、審査官が職権により既に証拠収集のために事業場、医師等に作成・提出を依頼していて未だ提出がないものについては、当該依頼文の写しを審査会に提出すること。また、その後、当該証拠資料が審査官に提出されたときには、これを返戻することなく、速やかに審査会へ送付すること。

2 審査請求の取下げ

(1) 方式

審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる（労審法第 17 条の 2 第 1 項)。

取下げは審査官に対してなされるものであり、原処分庁に取下げ書を提出しただけでは効力を生じない。

なお、原処分庁が審査官に取下げ書の取次ぎを行うことは差し支えないこと。

取下げは、「審査請求取下げ書」（審査様式第33号）によって行わなければならない（労審法第17条の2第2項）。

取下げ書には、労審令第15条の2第1項に掲げる事項を記載させなければならない。代理人によって取下げをする場合は、取下げ書に委任状を添付させなければならない（労審令第15条の2第2項）。

(2) 取下げ通知

審査官は、審査請求が取り下げられたときは、その旨を原処分庁、利害関係者及び参与に文書で通知しなければならない（労審令第15条の2第3項）。

(3) 取下げの効果

審査請求が取り下げられると、審査請求は最初からなかったものとみなされる。したがって、取下げが原処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内であれば、審査請求人が再び審査請求をすることはできるが、3か月を経過した後であれば再度の審査請求はできない。また、再審査請求及び行政訴訟の提起もできない。

(4) 取下げのみなし

審査請求人は、審査請求をした日から 3 か月を経過しても審査官の決定がないときは、再審査請求及び行政訴訟の提起をすることができる（労災法第38条第2項）。この再審査請求がなされたとき、当該審査請求は取り下げられたものとみなされる（労審法第17条の2第3項）ので、上記(2)に準じて、原処分庁等に取下げの通知を行うこと（具体的な事務処理については、「ＸＩ 決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理」P.170参照）。

審査様式第３３号（労審令第15条の2）

審　査　請　求　取　下　げ　書

審査請求人	氏名又は名称	○○　○○
	住所又は居所	○○県○○市○○町○丁目○番地
事件の表示	○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件	

上記のとおり審査請求の（全部／一部）を取り下げます。

令和○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官　殿

審査請求人
（代理人）　○○　○○

審査様式第１３号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

（原処分庁
利害関係者
参　　与）
○○　○○殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○官印

審査請求手続の終了について

本職に対する下記の審査請求については、令和○年○月○日付けで審査請求人から審査請求の取下げの申出があり、審査請求手続が終了しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１５条の２第３項により準用される同令第１５条第４項に基づき、通知します。

記

１　事件の表示

令和○年○月○日付け○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

3 決定

(1) 概要

決定は、審理が決定するに熟したとき、すなわち審理を尽くしたと審査官が判断したとき速やかに文書によって行うものである。

決定の態様としては、次の二つがある。

ア 全部決定

一つの審査請求事件において決定されるべき事項に関する審理がすべて決定するに熟した場合には、審理を終結して全部決定を行う。審査請求が併合されたときの全部決定の数は一つであり、一つの決定書により行われる。ただし、審査請求を分離したときは、決定は各分離した審査請求ごとに行うものである。

イ 一部決定

審査官は、審査請求事件の一部についてまず決定をすることが手続を進める上で好都合であり、かつ、それが可能な状態になったときは、全部の決定に先立って一部決定を行うことができる（労審令第16条）。一部決定は、数個の審査請求が併合されているときで、その一部の審査請求に関する審理について決定するに熟し、かつ、その一部の審査請求に対する判断が他の部分の審査請求に対する判断と全く独立に行うことができる場合に限られる。

(2) 決定の種類

ア 審査請求却下の決定

要件審理により審査請求を不適法として却下する場合（「Ⅳ 要件審理 2 不適法な審査請求と却下決定」P.46 参照）のほか、審理中に原処分庁が自ら当該原処分を取り消した場合に、審査請求人が審査請求を取り下げないときは、対象となる処分が存在しなくなったとして、審査請求却下の決定をする。

イ 審査請求棄却の決定

原処分が違法でないと認められるときには、審査請求棄却の決定を行う。審査請求棄却の決定は、あくまでも原処分が違法でないことを理由として行うものであって、労審法第15条第5項の適用がある場合は別として、審査請求人の居所不明等の事由があったとしても、それだけの理由では審査請求を棄却できない。

ここでいう「違法」とは、行政処分が法令に違反していることをいう。

ウ 原処分取消の決定

原処分が違法であると認められるときは、その処分を取り消す旨の決定を行う。

ただし、違法な処分であっても、その結果、審査請求人に有利となっている場合には、不利益変更禁止の原則により取り消し得ない（下記「(3) 決定の範囲」参照）。

審査請求に係る数個の原処分の一部が違法であると認められるときは、その原処分についてのみ取り消す旨の決定を行う。これは、取り消される原処分が審査請求の内容からみて分割することができる場合に限られる。

(3) 決定の範囲

ア 不告不理の原則

審査官は、審査請求の範囲を超えて決定することはできない（不告不理の原則）。審査請求の範囲は取消しを求める原処分の範囲内に限られ、審査請求の趣旨として表現されるものである。

例えば審査請求人が、治ゆ認定に関連して、療養補償給付の支給継続を求めて審査請求をした場合には、既に支給した障害補償給付の額については、審査請求の対象となっていないので、たとえ治ゆ認定に誤りがあり、障害補償給付の支給も取り消されるべきであるとしても、この点について審査し、決定することはできず、療養補償給付に関する処分に限定して決定しなければならない。

しかしながら、審査請求の趣旨に対する判断に当たっては、審査請求人の申し立てる審査請求の理由に拘束されることはない。例えば療養補償給付の不支給処分について、原処分の理由が、審査請求人が労働者でないということであり、審査請求の理由も審査請求人が労働者であるということに限られている場合、この点について原処分の労働者でないとの理由が誤っている場合であっても、審査官が当該災害を他の理由（例えば因果関係がない）により業務外のものであると認定すれば、その理由により原処分を維持し、審査請求を棄却して差し支えない。

イ 不利益変更の禁止

審査請求は、行政救済の手段たる性格をもつことから、審査官は審査請求人に不利益となるような取消決定はできないこと（不利益変更の禁止）。

例えば審査請求人の受けた障害補償給付に関する処分（障害等級第12級）が、障害等級第14級に該当するものと判断されても、原処分の取消決定はできず、棄却の決定をなし得るのみであること。

(4) 決定の基礎

審査官は、決定するに当たり、審査請求人や原処分庁が提出した資料及び労審法第15条の規定によって自ら収集した資料に基づき、いかなる事実をいかなる証拠に基づいて認定したかを明確にしなければならず、この事実認定を基礎とし、法令（その行政解釈は、通常通達等に示されている。）を適用して、決定を行うものである。

なお、請求人等が加工した提出資料をそのまま使用することなく、タイムカード、同僚の証言等の証拠に基づき、事実を具体的に明らかにしなければならない。

4 決定書の作成要領について

(1) 決定書の記載事項

決定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（労審法第19条、労審令第17条）。

ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載すること。

審査請求が代理人によってなされたものである場合は、法定記載事項ではないが、当該代理人の氏名及び住所又は居所も併記すること。

なお、多数の代理人が選任されている場合における代理人の表示は、代表者が選任されているときには当該代表者を、代表者が選任されていないときには、代表者の選任を求めた上で代表者として選任された者を代理人代表として表示し、その他の代理人に関しては、「その他○○名」と表示することとして差し支えない。

（記載例）

「 審査請求人　　○○県○○市○○町○○番地
　　○○　○○
審査請求代理人　代表　　○○県△△市○○町○○番地
　　△△　△△ 」

イ 原処分をした行政庁

原処分をした行政庁とは、業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害に関する保険給付の処分をした署長又は二次健康診断等給付の処分をした局長であり、これらの行政庁を記載すること。

（記載例）

「 原処分をした行政庁　　○○労働基準監督署長 」
　　又は
「 原処分をした行政庁　　○○労働局長 」

ウ 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

審査請求人が死亡し、承継人が受継した場合には、決定書の名宛人が当初の審査請求人の承継人であることを明らかにすること。

（記載例）

「 審査請求人　　○○県○○市○○町○○番地
　　○○　○○
（前審査請求人　亡○△　○△　被承継人）」

エ　労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所又は居所

利害関係者がある場合は、当該利害関係者の住所又は居所及び氏名も併記すること。

（記載例）

「　審査請求人　　○○県○○市○○町○○番地
　　○○　○○
　利害関係者　　○○県○○市△△町○○番地
　　○○　△△　」

オ　主文

審査官が判断した結論を簡潔に記載すること。

①　却下の場合

（記載例）

「　本件審査請求を却下する。　」

②　棄却の場合

（記載例）

「　本件審査請求を棄却する。　」

③　取消しの場合

（記載例）

「○○労働基準監督署長が令和○年○月○日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による○○給付に関する処分を取り消す。」

「○○労働局長が令和○年○月○日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による二次健康診断等給付に関する処分を取り消す。」

④　一部取消しの場合

（記載例）

「　○○労働基準監督署長が令和○年○月○日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による○○給付に関する処分のうち、令和○年○月○日から同年○月○日までの期間について支給しないとした部分を取消し、その余の部分に係る審査請求は棄却する。」

「　○○労働局長が令和○年○月○日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による二次健康診断等給付に関する処分のうち、○○に係る部分を取消し、その余の部分に係る審査請求は棄却する。」

カ　事案の概要

記載する事項及びその内容については、後記「(2) 決定書の「事案の概要」の記載事項」のとおりである。

キ　審査請求人及び利害関係者の主張並びに原処分庁の意見の要旨

審査請求人及び利害関係者の主張並びに原処分庁の意見を簡潔に記載すること。

ク　理由

記載する事項及びその内容については、後記「(6) 決定書の「理由」の記載事項」のとおりである。

ケ　決定の年月日

コ　審査官の職名、氏名、印（職名は「○○労働者災害補償保険審査官」である。）

決定書原本には私印を用いる。

サ　不服申立て及び訴訟の提起に係る教示

①審査会に対して、原処分の取消しを求める再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間、②国に対して原処分又は審査官の決定の取消しを求める訴訟を行うことができる旨及び当該訴訟の被告とすべき者及び出訴期間を記載すること。

審査官の決定は要式行為であるので、決定書に要式違反がある場合には、その程度によって法律上当然に無効となるか又は有効ではあっても取り消すべきものとされることもあり得る。したがって、法令に規定された前記アからサまでの事項については、必ず記載しなければならない。例えば主文の記載漏れの場合は、法律上無効となるので、決定書の再作成が必要となる。

【決定書例】

○基審第○号

決　　定　　書

審査請求人　　○○県○○市○○町○○番地
○○　○○

原処分をした行政庁　　○○労働基準監督署長（又は○○労働局長）

上記審査請求人に係る審査請求事件につき、当労働者災害補償保険審査官は次のとおり決定する。

主　文

（本件審査請求を棄却する。）

事案の概要

第１　審査請求の趣旨

（審査請求の対象となった原処分を明示し、当該処分を取り消す決定を求める旨を記載する。）

第２　経過

（災害発生状況、原処分決定理由及び審査請求に至る経過を簡潔に記載する。）

主張の要旨

第１　審査請求人の主張

（請求人の主張を争点が明らかになるよう簡潔に記載する。）

第２　利害関係者の主張

（利害関係者の主張を争点が明らかになるよう簡潔に記載する。）

第３　原処分庁の意見

（原処分庁の処分の理由を争点が明らかになるよう簡潔に記載する。）

理　由

第１　争点

（争点を簡潔に記載する。）

第２　審査資料

（審査に当たり採用した証拠（ただし、請求人が提出したものはすべて記載する。）を整理して記載する。）

第３　参与の意見

（参与の意見を結論部分のみ記載する。）

第４　判断

１　判断の要件

（争点に対する判断基準が明らかになるよう、認定基準などの骨子を記載する。）

２　認定した事実と結論

(1)　認定した事実

（判断の要件に合致するか否かの結論を導く上で必要最小限の認定をした事実とその証拠を明らかにして記載する。）

(2)　結論

（認定した事実を判断の要件と比較して、簡潔に記載する。）

よって、主文のとおり決定する。

令和〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇　〇〇　㊞

1　この決定（以下「本件決定」という。）に不服がある場合には、この決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２か月以内に労働保険審査会（東京都港区芝公園１丁目５番３２号労働委員会館内。以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。

この再審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものではなく、監督署長（又は労働局長）が請求人になした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2　本件処分又は本件決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、決定があった日から１年を経過した場合は、提起することができない。

また、本件処分について、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができる。ただし、裁決があった日から１年を経過した場合は、提起することができない。

(2)　決定書の「事案の概要」の記載事項

「事案の概要」として、「第１　審査請求の趣旨」及び「第２　経過」を記載すること。

(3)　「事案の概要」の記載事項についての説明

ア　審査請求の趣旨

審査請求の対象となった原処分を明示し、審査請求人が求める審査請求の内容を簡潔・明瞭に記載すること。

障害補償給付に関する事件では、原処分をどのように表現するかについて、次のとおり２種類あるので留意すること。

①　障害補償給付の等級変更を求める場合には、「障害補償給付の支給に関する処分の取消しを求めるということにある。」となる。

②　障害補償給付の不支給決定の取消しを求める場合には、「障害補償給付を支給しない旨の処分の取消しを求めるということにある。」となる。

（記載例）

「審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、○○労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が令和○年○月○日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分の取消しを求めるということにある。」

「審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、○○労働局長（以下「労働局長」という。）が令和○年○月○日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による二次健康診断等給付を支給しない旨の処分の取消しを求めるということにある。」

イ　経過

原処分の原因となった災害の発生状況等を具体的に記載するとともに、原処分庁が原処分をした理由及びその後審査請求人が審査請求をするに至った経緯を簡潔・明瞭に記載すること（災害の発生状況等については、「認定した事実」の事項において詳細に記載される場合もあり、そのようなときには同項との重複を避けるべく必要最小限の事実関係の記載にとどめること。）。

（記載例）

「請求人（昭和○年○月○日生、男）は、○○市○○（所在地表示）の株式会社○○自動車学校に運転技能指導員として勤務していたが、令和○年○月頃腰痛を訴え、△△市○○（所在地表示）の○○整形外科医院に受診したところ、「腰痛症、腰椎椎間板症」と診断された。

請求人は、当該疾病の発症は業務によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した当該疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、本件審査請求に及んだものである。」

また、複数の審査請求を併合する場合は、本欄の末尾に、定型的に次のように記載する。

（記載例）

「当審査官は、これらの各審査請求について、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和３１年法律第１２６号）第１４条の２の規定により、これらを併合することとしたものである。」

さらに、審査請求人が決定を待たずして死亡し、承継人が当該審査請求を受け継いだ場合には、本欄の末尾に、定型的に次のように記載する。

（記載例）

「なお、請求人○○○○は、令和○年○月○日死亡したので、請求人の長男である○○○○が、本件審査請求を受け継いだものである。」

(4)　決定書の「主張の要旨」の記載事項

「主張の要旨」として、「第１　審査請求人の主張」、「第２　利害関係者の主張」及び「第３　原処分庁の意見」を記載すること。

(5)　「主張の要旨」の記載事項についての説明

ア　審査請求人の主張

原処分が取り消されるべきとする審査請求人の理由を記載することとし、原則として、原処分庁意見書（写）を示して行った聴取内容から要約して記載する。

ただし、審査請求人が審査請求の理由等の聴取に応じなかった場合や審査請求人が審査請求書に記載された審査請求の理由以上の主張を行わなかった場合などは、審査請求書に記載された審査請求の理由の記載内容を要約して記載する。

また、要約に当たっては、「原処分庁の意見」と照らし合わせ、争点が明らかとなるよう留意し、定型的に次のような書き出しとすること。

（記載例）

「　請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。（以下、理由の記載）」

イ　利害関係者の主張

利害関係者の主張を簡潔に記載する。要約に当たっては、「審査請求人の主張」、「原処分庁の意見」と照らし合わせ、争点が明らかになるよう留意し、定型的に次のような書き出しとすること。

（記載例）

「　利害関係者○○は、審査請求人の主張に関して、要旨、次のとおり述べている。

（主張の要旨）」

「　利害関係者○○は、原処分庁の意見に関して、要旨、次のとおり述べている。

（主張の要旨）」

ウ　原処分庁の意見

原処分の理由を原処分庁の意見書から要約して簡潔に記載する。要約に当たっては、上記の「審査請求人の主張」、「利害関係者の主張」と照らし合わせ、争点が明らかになるよう留意し、定型的に次のような書き出しとすること。

（記載例）

「　監督署長（労働局長）は、請求人の審査請求を棄却するとの決定を求める旨の意見書を提出し、その理由として、要旨、次のとおり述べている。

（以下、理由の記載）」

(6)　決定書の「理由」の記載事項

決定書の「主文」の理由を示す部分である。主文の内容である結論に至る審査官の論理的な判断の過程を記載するものであり、その構成は、以下のとおりとする。

第１　争点
第２　審査資料
第３　参与の意見
第４　判断
　１　判断の要件
　２　認定した事実と結論
　（１）認定した事実
　（２）結論

(7)　「理由」の記載事項についての説明

ア　争点

上記の「審査請求人の主張」及び「原処分庁の意見」の対立点について、簡潔に記

載すること。

（記載例）

「　本件の争点は、請求人の疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。」

「　本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第○級を超えるものと認められるか否かにある。」

イ　審査資料

(ｱ)　提出（収集）資料は、いつ、誰が作成又は提出したものかを明確にするとともに、原則として審査に証拠として採用したもののみを記載すること。ただし、審査請求人提出資料及び受診命令による資料は必ず記載すること。

(ｲ)　審査請求人提出資料を甲号証、原処分庁提出資料を乙号証、審査官収集資料を丙号証に区分した上で、それぞれ表題、日付、号証番号を記載すること。その際、提出資料については、原則として、次の順で号証番号を整理すること。

a　保険給付請求書

当該審査請求事件に関する請求書を先にし、その他の請求書については様式番号順とし、同種の請求書については過去のものから時系列に整理すること。また、保険給付請求書の添付書類（死亡診断書・死体検案書等）は、当該請求書に合わせて整理すること。

b　調査復命書

（a）当該審査請求事件に関する調査復命書

最終的な（決定に係る総括とする）調査復命書を先にし、その他は過去のものから時系列に整理すること。

（b）その他の調査復命書

争点の判断に証拠として採用したその他の調査復命書は、復命書ごとに過去のものから時系列的に整理すること。

c　医証（診断書、意見書、鑑定書、診療録等）

種類、作成者ごとに区分し、それぞれ過去のものから時系列に整理すること。なお、医証に係る提出依頼文書は各医証の前に整理すること。

【医証の記載順の例】

① 障害補償給付支給請求書裏面記載の診断書

② 上記①の診断書を作成した医師作成の意見書及び提出依頼文書

③ 上記②の医師が所属する医療機関における他の医師作成の意見書及び提出依頼文書

④ 初診医療機関の医師作成の意見書及び提出依頼文書

⑤ その他、治療・検査を受けた医師作成の意見書及び提出依頼文書

⑥ 地方労災医員等作成の意見書及び提出依頼文書

d その他の資料

資料の種類ごとに整理すること。

また、審査請求人や関係者から提出された題名のないメモや書簡については、記載されている内容から判断して、「○○○○と題する文書」などと記載すること。

なお、審査請求人及び関係者の権利利益が侵害されるおそれのある資料については、その取扱いに十分に注意すること。

【審査資料の記載順の例】

例１

請求人は業務上の事由により負傷したとして令和○年２月 12 日付けで療養補償給付請求書及び休業補償給付請求書を○○労働基準監督署長へ提出。調査の結果、請求人の負傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、令和○年４月 10 日付けで不支給決定を行う。請求人は当該処分を不服として令和○年４月 26 日付けで審査請求を行ったとする例。

審査資料

本件の審査資料は、次のとおりである。

（１）　請求人が提出した資料

ア　請求人が提出した申立書（令和○年５月８日付け）　甲第１号証

（２）　原処分庁が提出した資料

ア　療養補償給付たる療養の給付請求書写　乙第１号証

イ　診療費請求内訳書（○○病院・令和○年１月分）写　乙第２号証

ウ　療養補償給付等不支給決定通知（令和○年４月１０日付け）写　乙第３号証

エ　休業補償給付支給請求書写　乙第４号証

オ　休業補償給付等不支給決定通知（令和○年４月１０日付け）写　乙第５号証

カ　療養及び休業補償給付実地調査復命書（令和○年４月４日付け厚生労働事務官○○○○作成）写　乙第６号証

キ　請求人からの聴取書（令和○年２月２０日付け厚生労働事務官○○○○作成）写　乙第７号証

ク　○○病院Ａ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年２月２２日付け）写　乙第８号証

ケ　○○病院Ａ医師意見書（令和○年３月５日付け）写　乙第９号証

コ　○○病院Ｂ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年３月１１日付け）写　乙第 10 号証

サ　○○病院Ｂ医師意見書（令和○年４月２日付け）写　乙第 11 号証

（３）　当審査官が収集した資料

ア　請求人からの聴取書（令和○年５月８日受付）　丙第１号証

イ　○○病院Ｃ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年５月７日付け）写　丙第２号証

ウ　○○病院Ｃ医師作成の意見書（令和○年５月２９日受付）　丙第３号証

エ　○○病院診療録写　丙第４号証

オ　○○病院のエックス線写真　丙第５号証

令和○年３月１４日撮影のエックス線写真（２葉）
令和○年１月　７日撮影のエックス線写真（２葉）
令和○年２月１２日撮影のエックス線写真（１葉）
令和○年４月１５日撮影のエックス線写真（１葉）

カ　審理調書（令和○年６月７日当審査官作成）　丙第６号証

キ　地方労災医員Ｄ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年６月３日付け）　丙第７号証

ク　地方労災医員Ｄ医師作成の意見書（令和○年６月１３日付け）　丙第８号証

例２

請求人は業務上の事由により負傷し、治療を行った結果、令和〇年７月２日付けで治ゆした。請求人は、治ゆ後身体に一定の障害が残存するとして、令和〇年７月 10 日付けで障害補償給付請求書を〇〇労働基準監督署長へ提出。調査の結果、請求人に残存する障害の程度は、障害等級には該当しないものとして、令和〇年 10 月 22 日付けで不支給決定を行う。請求人は当該処分を不服として令和〇年 11 月１日付けで審査請求を行ったとする例。

審査資料

本件の審査資料は次のとおりである。

（１）　請求人が提出した資料

ア　請求人が提出した申立書（令和〇年１１月１日付け）　甲第１号証

イ　〇〇病院Ａ医師作成の診断書（令和〇年１１月８日付け）　甲第２号証

（２）　原処分庁が提出した資料

ア　障害補償給付支給請求書写　乙第１号証

イ　同上裏面記載の診断書（令和〇年７月５日付け〇〇病院Ｂ医師作成）写　乙第２号証

ウ　障害補償給付等不支給決定通知（令和〇年１０月２２日付け）写　乙第３号証

エ　障害認定調査復命書（令和〇年１０月１５日付け厚生労働事務官〇〇〇〇作成）写　乙第４号証

オ　請求人からの聴取書（令和〇年７月１８日付け厚生労働事務官〇〇〇〇作成）写　乙第５号証

カ　△△病院Ｃ医師あての意見書の提出依頼書（令和〇年７月２０日付け）写　乙第６号証

キ　△△病院Ｃ医師作成の意見書（令和〇年８月１０日受付）写　乙第７号証

ク　△△病院Ｃ医師あての意見書の提出依頼書（令和〇年８月２０日付け）写　乙第８号証

ケ　△△病院Ｃ医師作成の意見書（令和〇年９月１４日受付）写　乙第９号証

コ　□□整形外科Ｄ医師作成の意見書（令和〇年１２月１日付け）写　乙第 10 号証

サ　▽▽県立▽▽病院Ｅ医師作成の意見書（令和○年１月３１日付け）写　乙第11号証

シ　地方労災医員Ｆ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年９月２０日付け）写　乙第12号証

ス　地方労災医員Ｆ医師作成の意見書（令和○年１０月１０日付け）写　乙第13号証

（３）　当審査官が収集した資料

ア　請求人からの聴取書（令和○年１１月１２日当審査官作成）　丙第１号証

イ　○○病院Ａ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年１１月１５日付け）写　丙第２号証

ウ　○○病院Ａ医師作成の意見書（令和○年１２月５日付け）　丙第３号証

エ　◎◎大学付属病院整形外科Ｇ医師あて鑑定依頼書（令和○年１２月７日付け）写　丙第４号証

オ　◎◎大学付属病院整形外科Ｇ医師作成の鑑定書（令和○年１２月２１日付け）　丙第５号証

例３

被災者は業務上の事由により死亡したとして、請求人は令和○年３月21日付けで遺族補償年金請求書を○○労働基準監督署長へ提出。調査の結果、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、令和○年６月19日付けで不支給決定を行う。請求人は当該処分を不服として令和○年７月１日付けで審査請求を行ったとする例。

審査資料

本件の審査資料は次のとおりである。

（１）　請求人が提出した資料

ア　意見陳述書（令和○年７月８日付け請求代理人作成）　甲第１号証

イ　同上添付の診断書（令和○年７月８日付け○○町国民健康保険病院Ａ医師作成）　甲第２号証

（２）　原処分庁が提出した資料

ア　遺族補償年金支給請求書写　乙第１号証

イ　死亡診断書（令和○年３月１１日付け△△県立△△病院Ｂ医師作成）写　乙第２号証

ウ　遺族補償給付等不支給決定通知（令和○年６月１９日付け）写　乙第３号証

エ　実地調査復命書（令和○年６月１４日付け厚生労働事務官○○○○作成）写　乙第４号証

オ　実地調査復命書（令和○年１２月２日付け厚生労働事務官△△△△作成）写　乙第５号証

カ　請求人からの聴取書（令和○年３月２５日付け）写　乙第６号証

キ　会社関係者Ｃからの聴取書（令和○年４月３日付け）写　乙第７号証

ク　△△県立△△病院Ｄ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年４月１日付け）写　乙第８号証

ケ　△△県立△△病院Ｄ医師作成の意見書（令和○年４月２４日受付）写　乙第９号証

コ　□□総合病院Ｅ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年４月　乙第10号証

１０日付け）写

サ　□□総合病院Ｅ医師作成の意見書（令和○年５月１０日付け）写　乙第 11 号証

シ　□□総合病院Ｅ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年５月１２日付け）写　乙第 12 号証

ス　□□総合病院Ｅ医師作成の意見書（令和○年５月１３日付け）写　乙第 13 号証

セ　地方労災医員Ｆ医師あての意見書の提出依頼書（令和○年５月２７日付け）写　乙第 14 号証

ソ　地方労災医員Ｆ医師作成の意見書（令和○年６月１０日付け）写　乙第 15 号証

タ　タイムカード写（○○株式会社　令和○年４月８日提出）写　乙第 16 号証

チ　賃金台帳写（○○株式会社　令和○年４月８日提出）写　乙第 17 号証

ツ　救急車の出動状況について（照会）（令和○年４月１０日付け）写　乙第 18 号証

テ　救急車の出動状況について（回答）（令和○年４月２６日付け）写　乙第 19 号証

ト　○○株式会社概要（○○株式会社 令和○年４月８日提出）写　乙第 20 号証

（３）　当審査官が収集した資料

ア　請求人からの聴取書（令和○年７月８日当審査官作成）　丙第１号証

イ　関係労働者Ｇからの聴取書（令和○年７月２２日当審査官作成）　丙第２号証

ウ　参与の意見

参与全員の意見の結論部分のみを記載すること。参与の意見が分かれた場合には、その旨を記載することとし、定型的には次のように記載すること。

（記載例）

「　参与は全員が「棄却」相当との意見であった。」

「　参与のうち３名は「棄却」相当、他の１名は「取消し」相当との意見であった。」

エ　判断の要件

争点に対する判断基準を記載する。

各種疾病又は障害についての業務上外又は障害等級に関する認定基準等が定められている場合には、認定基準等は、「別紙のとおり」と記載し、添付すること。

オ　認定した事実

判断の要件に合致するか否かの結論を導く上で必要最小限の事実（できるだけ一次資料を用いること。それを取りまとめた調査復命書等は、原処分庁が調査した部分を除いては二次資料となるので、その利用に当たっては注意が必要である。）を認定した事実として、その根拠（審査資料の号証番号）を明らかにした上で判断の根拠として採用したものだけを記載すること。ここで、認定した事実とは、審査官が「事実である」との心証を得た事実のことである。

関係者や各種資料で内容が一致しているものは、原則としてそのまま認定してよいが、判断に当たって重要な点で審査請求人の主張する事実、原処分庁の調査、同僚その他の関係者の申述等が一致しない場合の取捨選択に当たっては、審査請求人側と原処分庁側の調査、同僚等関係者の発言を比較衡量し、経験則によって何が合理的かを判断して、事実を確定し、その理由と根拠を簡潔・明瞭に記載すること。

また、判断に直接関係のない事実については記載する必要はない。しかし、事実の全体像を明らかにするなどの必要がある場合は、間接事実であっても認定して記載することとして差し支えない。例えば障害等級の争いにおいては、残存する障害の程度そのものが本題であるが、災害発生状況も併せ認定しておくことで当該残存障害に関する認定（残存障害部位の確定）に説得力を持たせることができる。

医師の意見書（医証）については、簡潔・明瞭に要旨を記載すること。医師の自筆の意見書には、専門用語、外国語等の判読しがたい文言が多々あるが、その場合には当該医師に必ず照会して不明な点を明らかにするとともに、照会した事跡を文書化しておくこと。

複数の医師の意見書が争点に関して対立している場合であって、いずれかの意見書を採用するときには採用した理由、また、採用しない意見については採用しない理由を簡潔・明瞭に記載すること。

例えば「A医師は「請求人の基礎疾患の程度は相当に重篤であり、いつ発症してもおかしくない程度であった。」としているが、発症当時の請求人の基礎疾患の状態は証拠上明らかではなく、いつでも発症しうる状態であったことを結論づける根拠が明らかでないため採用できない。災害時の状況、審査請求人の症状の経過からみると、B医師が「災害時の状況、症状の経過からみると、すぐに発症する程ではなかった。」としているのは妥当と考える。」のように記載すること。

定期健康診断の結果やじん肺の診断書での検査結果等については、主要な項目を選んで表にまとめるものとする。関節の運動範囲などについても、必要に応じて表にまとめるものとする。

なお、聴取書等における申述者の氏名は記載せず、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」、「事業場関係者」などの記述にとどめること。

カ　結論

「認定した事実」を受けて、「判断の要件」に合致しない（あるいは合致する）理由を簡潔に要約し、結論を述べること。棄却決定の場合、請求人の主張・意見を採用しなかった理由を可能な限り簡潔・明瞭に記述すること。最後部は、定型的に次のように記載すること。

「よって主文のとおり決定する。

令和〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇　〇〇　　㊞　」

(8)　教示

決定書には、①審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間（労審法第 19 条第 2 項）、②原処分又は審査官の決定の取消しを求める訴訟の被告とすべき者、出訴期間（行訴法第 46 条第 1 項）を教示しなければならない。

再審査請求が審査官の決定の取消しを求めるものと誤認されることのないよう、教示の内容を次のとおりとする。

（教示の内容）

1　この決定（以下「本件決定」という。）に不服がある場合には、この決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２か月以内に労働保険審査会（東京都港区芝公園１丁目５番３２号労働委員会館内。以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。

この再審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものではなく、監督署長（又は労働局長）が請求人になした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2　本件処分又は本件決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、決定があった日から１年を経過した場合は、提起することができない。

また、本件処分について、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができる。ただし、裁決があった日から１年を経過した場合は、提起することができない。

ただし、原処分を全部取り消す決定をした場合には、審査請求人がその決定の理由に不服であっても再審査請求をすることができず、また、審査官の決定及び原処分について、取消しを求める訴えの利益がないことから取消訴訟を提起することができないため、決定書に教示をする必要はないこと。

なお、原処分を一部取り消す決定をした場合及び審査請求を却下する決定をした場合には、上記のとおり教示の必要があること。

(9)　訂正印、頁間の割印

決定書の語句はできる限り訂正しないよう努めるべきであるが、やむを得ず訂正する場合には、訂正印を押すこと。また、各頁間には、割印を押すこと。訂正印、割印については、原本には審査官の私印を用い、謄本には官印を用いること。

なお、謄本の各頁間の割印は省略しても差し支えない。

5 決定の効果

(1) 決定の効力の発生

ア　決定は、決定書の謄本が審査請求人（代理人を選任している場合は、代理人）に送付された（到達した）時に効力を生ずる（労審法第20条第1項・第2項）。

イ　審査官は、決定書の謄本を審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた者に、送付しなければならない（労審法第20条第4項）。

なお、代理人がいる場合には、代理人に送付すること（代理人が複数である場合の取扱いについては、第1部の「Ⅳ 審査請求手続　3 代理人(1)ウ」P.23参照）。

送付に際しては、決定書の謄本に必ず謄本である旨の表示をし、かつ、審査官が原本と相違ないことを証明しなければならない。

（例）
この謄本は原本と相違ないことを認証する。
令和○年○月○日
○○労働者災害補償保険審査官
○○　○○　　官印

決定書の謄本は、「配達証明」郵便で送付するものとし、封筒の表には「審査請求決定書在中」と朱書すること。

ウ　審査請求人が決定書の受領を拒否した場合には、行審法による審査手続において決定書が既に行政庁の処分に不服がある者に送付され、その知りうべき状態におかれた以上は、決定書の受領が拒否されたとしても、決定書は送達したものと取り扱われていることから、当該受領拒否の事実を疎明する客観的資料（受領拒否により郵便局から返却された郵便物（受取人が郵送物の受領を拒否した旨の事実を示す付箋が貼付されているもの））及びその旨の処理経過を残すことで足りるものであること。

エ　決定の送達は、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる（労審法第20条2項）ことになっているが、最大限審査請求人の所在の確認に努めること。それでもなお、審査請求人に決定書を送付することができないときは、公示の方法により決定の送達を行うこと。

公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を原処分をした署の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載する。この場合においては、掲示した日の翌日から起算して2週間を経過した時に、決定書の謄本の送付があったものとみなされる（労審法第20条第3項）。この官報掲載の事務は、次の要領（昭和43年9月3日付け基発第571号）によって行うこと。

① 掲載の依頼は、「審査請求事件に係る官報掲載について」（審査様式第 34 号）により、都道府県労働局長、厚生労働省労働基準局長を経由して行うこと。

封筒左下欄に「補償課労災保険審理室審査係あて」と朱書すること。

② 公示年月日については、記入しないこと。

③ 掲載依頼文書と原稿とは別葉にし、掲載依頼文書は 1 通、原稿文書は 4 通を厚生労働省労働基準局長あて送付すること。

1 度に 2 件以上の公示送達を依頼する場合は、原稿は公示送達ごとに作成すること。

送付に当たっては、参考のため、決定書（写）、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）及び審査請求人の所在を調査した結果を添付すること。

審査様式第３４号

○労発基第○○号
令和○年○月○日

厚生労働省労働基準局長　殿

○○労働局長

審査請求事件に係る官報掲載について

今般、令和○年○月○日付け審査請求人に対して別添により決定書の謄本を送達したところ、所在不明につき返戻されました。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法第２０条第２項及び第３項の規定に基づき公示送達をしたく、下記により官報掲載の手続をとっていただくようお願い申し上げます。

記

1	審査請求人	○○　○○
2	審査決定年月日	令和○年○月○日
3	掲載原稿文例	別紙のとおり
4	所在調査結果	

④　掲載された官報は、当該審査請求事件の一件書類として、官報と原稿を照合のうえ保存すること。

⑤　掲載原稿文例は、次例のとおりとし、誤字脱字のないよう明確に作成すること。なお、1行の文字は22文字とすること。

掲載原稿文例

公　示　送　達

(注1)
◎◎県◎◎市◎◎町◎丁目◎番地◎号

◎◎　◎◎

上記の者に送達すべき(注2)令和○年○基審第○○号に関する決定書の謄本は、(注3)○○県○○市○○町○丁目○番地○号合同庁舎○階○○労働局内○○労働者災害補償保険審査官△△△△が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第２０条第２項及び第３項の規定により公示する。

令和○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官

△△　△△

（備考）決定の主文及び年月日

1　決定主文　「本件審査請求を棄却する。」

2　決定年月日　令和○年○月○日

（注意事項）

（注 1）決定書に記載された審査請求人の住所又は居所及び氏名（氏と名の間を一字あける）又は名称を記載すること。住所又は居所については、できるだけ詳しく建物の名称まで記載すること。

（注 2）審査請求事件の番号を記載すること。

（注 3）謄本を保管している者を具体的に示すため、局所在地、審査官の氏名（氏と名の間を一字あける）を記載すること。

（注 4）官報には掲載日が入り、その日が公示日となるが、掲載原稿には空欄としておくこと。

（注 5）決定をした審査官の氏名を記載すること。

（注 6）決定書の決定主文及び決定年月日を記載すること。

(2) 決定の効力

ア 決定は、審査請求人及び原処分庁のみならず、労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する（労審法第21条）。

審査官は、決定が行われた後に審査請求人に有利な新たな事実を発見したとしても、その決定を自ら取り消すことはできない。

イ 原処分を取り消すとの決定によって、原処分庁は決定理由に示された判断を尊重し、改めて処分をし直さなければならない。

6 決定の変更及び更正

審査官は、決定に法令の違反があることを発見したときは、その決定書の謄本が審査請求人に送付された後2週間に限り、変更の決定をすることができる。ただし、決定を変更するために審理のための処分をする必要があるときは、変更できない（労審法第22条）。

審査官は、決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、申し立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。決定の更正の申立ては、労審則第8条に規定された様式第10号の書面をもってしなければならない。

審査官は、決定を更正したときは、審査請求人、原処分庁及び労審法第13条により通知をした利害関係者及び参与に更正された決定書の謄本を送付しなければならない（労審令第18条第5項）。この場合、「決定の更正について」（審査様式第32号）により通知すること。

なお、再審査請求等に関する教示については、決定書において既に行っているので、改めて教示しないこと。

労審法第22条（決定の変更等）

決定の変更及び更正については、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第256条第1項（変更の判決）及び第257条第1項（更正決定）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第256条第1項中「その言渡し後1週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後2週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

民訴法第256条（変更の判決）

裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後1週間以内に限り、変更の判決をすることができる。ただし、判決が確定したとき、又は

判決を変更するため事件につき更に弁論をする必要があるときは、この限りでない。

②、③　（略）

民訴法第257条（更正決定）

判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

②　（略）

審査様式第３２号

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○○○殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○○○　官印

決定の更正について

令和○年○月○日付けで本職が行った(注1)○○○○に係る(注2)○○補償給付不支給処分審査請求の決定書については、下記のとおり更正しますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１８条第５項の規定に基づき、更正した決定書の謄本を添えて通知します。

記

例１　決定書８頁１１行１８字目２３°を２４°と改める。
例２　決定書１３頁３行３字目と４字目の間に（写）を加える。
例３　決定書２１頁５行７字目から１３字目までを削除する。

（注意事項）

（注1）は、審査請求人の氏名又は名称

（注2）は、処分の種類

なお、決定後に審査官が交替した場合には、決定をした審査官の事務を引き継いだ審査官が更正を行うこととなるが、この場合の決定書の記名押印をする部分については、前任者が異動等の事情により記名等ができない旨を記して、後任の審査官が記名押印を行うこと。

審査様式第３２号（審査官が交替した場合）

○基審発第○○号
令和○年○月○日

○○○○殿
（注３）

○○労働者災害補償保険審査官
（注１）
○○○○　官印

決定の更正について

令和○年○月○日付けで○○労働者災害補償保険審査官○○○○（注２）が行った○○○○に係る○○補償給付不支給処分審査請求の決定書については、下記のとおり（注４）更正しますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１８条第５項の規定に基づき、更正した決定書の謄本を添えて通知します。

記

例１　決定書８頁１１行１８字目２３°を２４°と改める。
例２　決定書１３頁３行３字目と４字目の間に（写）を加える。
例３　決定書２１頁５行７字目から１３字目までを削除する。

（注意事項）

（注１）は、更正をした後任の審査官の氏名
（注２）は、決定をした前任の審査官の氏名
（注３）は、審査請求人の氏名又は名称
（注４）は、処分の種類

〔更正決定した決定書〕

よって主文のとおり決定する。

令和〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官
(注1)
〇〇　〇〇

(注2)
〇〇労働者災害補償保険審査官〇〇　〇〇は、異動（又は退職）のため押印することができない。

〇〇労働者災害補償保険審査官
(注3)
〇〇　〇〇　官印

（注意事項）

（注 1）は、決定をした前任の審査官の氏名

（注 2）は、決定をした前任の審査官の氏名

（注 3）は、更正をした後任の審査官の氏名

7　不作為についての不服申立て

審査請求の手続に関する審査官の不作為については、審査請求をすることができない（労審法第 22 条の 2）。

8「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について

平成 17 年 4 月 1 日に改正行訴法が施行され、行政庁が処分又は裁決すべき旨を命ずることを求める「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」等の新たな救済制度が設けられた。

「義務付け訴訟」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これがなされていない場合にその処分又は裁決をすべき旨を命じるものであり、「仮の義務付けの申立て」とは、義務付け訴訟の提起があった場合において、一定の要件を満たしたときに、当該訴訟の本案判決を待たずに裁判所は、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることができるものである。

このことから、審査官が審査請求を受理し、相当期間内に決定を行わないため、原処分の取消しの決定を義務付ける訴えが提起され、その訴えを認容する義務付け判決がなさ

れた場合には、審査官はその判決に拘束されることとなり、取消しの決定をしなければならない。

また、義務付け訴訟の提起があった場合において、原処分の取消し決定を求める旨の仮の義務付けの申立てがなされた場合には、裁判所は、決定をもって仮に行政庁がその取消しを決定すべき旨を命じることができ、その場合は、審査官は仮の措置として、原処分の取消しの決定をしなければならないこととなるので（行訴法第37条の5第2項)、その取扱いに十分に留意するとともに、審査請求事件の迅速な処理に努めること。

X 審査請求に伴うその他の事務処理

1 整理·保存

審査官は、決定した審査請求事件の関係書類及び審査請求手続の記録を取りまとめてこれを編てつすること。

そのつづりには、「審査請求事件綴表紙」（審査様式第38号）を付し、事件番号、審査請求人の氏名、受理通知年月日等を記載し、決定を行ったときは、決定の主文を記載すること。

審査官は、審査請求の受理後速やかに事件の争点整理を行い、以後の審理の実施計画を具体的に定めた審査請求処理計画の作成及び処理の事跡を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に必ず記載するとともに、進ちょく状況に応じて同計画を見直すこと。また、別に「審査請求文書受付・送付簿」（審査様式第36号）を備え、審査請求関係文書の受付・送付年月日等を記録すること。

文書の保存については、次のような事態が生じた場合を除いて局の文書保存規程により保存すること。

① 再審査請求に及んだ事件
再審査請求の裁決日の属する年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年

② 訴訟に及んだ事件
判決の確定日の属する年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年

③ 同一請求人による別の審査請求、再審査請求及び訴訟に及ぶことが予想される場合又は及んだ場合
決定日、裁決日又は判決の確定日若しくは審査請求期間の徒過した日の年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年（別の争訴が終結するまで）

審査様式第３８号

〔審査請求事件綴表紙〕

事件番号	○○年－○○○
事件の表示	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
審査請求人	○○　○○
原処分をした行政庁	○○労働基準監督署長
利害関係者	なし
参与	（労働者側）○○　○○　　（使用者側）○○　○○ （労働者側）○○　○○　　（使用者側）○○　○○
原処分のあった年月日	令和○年○月○日
原処分のあったことを知った日	令和○年○月○日
審査請求受付年月日	令和○年○月○日
受理年月日	令和○年○月○日
受理通知発送年月日	令和○年○月○日
決定年月日	令和○年○月○日
決定書の謄本を送付した日	令和○年○月○日（配達証明受付番号○○○）
決定の主文	本件審査請求を棄却する。
原処分の要旨	令和○年○月○日請求の○年○月○日～○年○月○日の間（○○日）の休業補償給付請求については、治ゆ後の休業期間に係る請求であることから、不支給とする。
備考	再審査請求の　有　無

2 報告

審査官は、審査請求事件の「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）を作成し、毎月、労災補償課長に報告すること。

その他所定の報告については別途指示するのでこれに従うこと。

3 審査請求の費用

審査請求に要する費用は、これを徴しない。

4 審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等

(1) 出頭命令者及び旅行命令権者

審査請求を受けた審査官は、当該審査請求に係る審理を行うため必要な限度において、審査請求人、参考人及び鑑定人等（以下「証人等」という。）に対して出頭を求めることができる（労審法第15条第1項）。この場合、審査官は、あらかじめ旅行命令権者（原処分を行った署を管轄する局長）に証人等の資格、氏名その他必要な事項を通知するものとし、旅行命令権者は、これに基づき当該出頭命令に係る旅行依頼を行い（旅費法第4条第1項）、国家公務員等の旅費支給規程別表第一（甲）による旅行依頼簿に所要事項を記載の上、当該旅行者に提示するものとする。

ただし、旅行依頼簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭又は書面により旅行依頼を行うことができる（旅費法第4条第4項、同規程第4条）。この場合、事後に速やかに旅行依頼簿に記載する等の事務を行うこと（旅費法第4条第5項）。

なお、証人等が単独歩行困難である等により付添人が必要である場合には、付添人に対しても旅費が支給できることに留意すること。

(2) 請求手続

旅費等の支給を受けようとする者は、「審査費用（旅費）請求書」（審査様式第40号）、又は「審査費用（意見書料　鑑定料　審査資料作成実費）請求書」（審査様式第41号）に必要な事項を記入し、官署支出官（局長）に提出しなければならない。他局の審査官に対し、労審法第15条第2項により処分の嘱託をした場合、その処分について要した費用は、処分の嘱託を受けた審査官の属する局の官署支出官（局長）に対して請求すること。

なお、審査関係に伴う諸経費の支出に当たっては、別表「審査関係諸経費支出科目一覧表」によること。

5 口頭意見陳述に関する審査請求人等の旅費

審査請求人又は利害関係者の申立てがあったときは、審査官は、期日及び場所を指定し、審査請求人、利害関係者及び原処分庁を招集して口頭意見陳述を実施するが（労審法第13条の3）、審査請求人及び利害関係者に旅費を支給することはできない。

別表

審査関係諸経費支出科目一覧表

区　分	根拠条文等	予算科目		備　考
		項	目	
参与の報酬	労審法第5条	業務取扱費	諸謝金	○予算の範囲内において支給
参与の参与会への出席旅費	労審法第13条第2項	〃	委員等旅費	
鑑定人に対する鑑定料	労審法第15条第1項第3号 同令第14条第3項 同則第5条第3項	〃	諸謝金	○基発第479号 H8.7.24 1件当たり (一般的な医学的事項) 20,000円 (特に高度な医学的事項) 50,000円
鑑定に伴う諸費用	労審法第15条第1項第3号 同令第14条第4項 同則第5条第4項	〃	障害等級等認定庁費	○エックス線写真を作成する費用、諸検査費その他診断上の費用
鑑定人又は参考人等の出頭旅費	労審法第15条第1項第1号 同条第2項 同条第1項第3号 同令第14条第1項 同則第5条第2項	〃	証人等旅費	
鑑定を受ける者等に対する旅費	労審法第15条第1項第5号 同令第14条第4項 同則第5条第4項	〃	〃	○基発第353号 S45.5.7 ○労審則第5条第1項の　額
審査請求人又は代理人等の出頭旅費	労審法第15条第1項第1号 同条第2項 同令第14条第1項 同則第5条第1項	〃	〃	〃

(続)

区　　分	根拠条文等	予算科目		備　　考
		項	目	
医師に対する意見書料	労審法第 15 条第 1 項第 5 号	業務取扱費	障害等級等認定庁費	○基発第 479 号 H8. 7. 24 1 件当たり (一般的な医学的事項) 20,000 円 (特に高度な医学的事項) 50,000 円
診断に伴う諸費用	労審法第 15 条第 1 項第 5 号 同令第 14 条第 4 項 同則第 5 条第 4 項	〃	〃	○エックス線写真を作成する費用、諸検査費その他診断上の費用等 (実費)
受診命令に伴う旅費	労審法第 15 条第 1 項第 5 号	〃	証人等旅費	○基発第 353 号 S45. 5. 7 ○労審則第 5 条第 1 項の額

※区分欄の「等」には付添人が含まれる。

6 労災･労働保険専門員及び労災･労働保険調査員の活用

審査請求件数の増加とその内容の複雑化等の状況を踏まえ、審査請求の迅速な処理を図る観点から、審査官が行う事務のうち一定の事項（原処分庁提出資料の点検、鑑定依頼の文書等の作成、審査官の作成した決定書案の編集作業等）を補助させるため、労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員を配置しているので、審査官は、その設置の趣旨を十分に理解の上、活用を図ること。

また、その活用については「労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員の配置について」（平成 31 年 4 月 1 日付け地発 0401 第 8 号・基発 0401 第 26 号）の細目等によることとするが、労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員はあくまでも審査官の事務を補助するものであって、労審法上の審査官の職権に係る事務（関係者からの聴取等、労審法第 15 条の審理のための処分等）までも行えるものではないことに留意すること。

なお、労災・労働保険専門員については、専門性の高い審査請求事件の一部を担当することから、労災保険制度、審査業務等に精通した適任者を選任すること。

7 再審査請求の受付事務

再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所又は居所を管轄する署長又は原処分庁を経由してすることができるほか、決定した審査官（労災法第 38 条第 2 項による決定を経ない再審査請求の場合は、審査請求がなされている審査官）を経由してすることができるが（労審令第 23 条）、審査請求とは異なり、口頭で行うことができず、文書により行わなければならない（労審法第 39 条）。

再審査請求を受け付けたときは、その受付時期を明らかにした上で、速やかに審査会あて送付すること。

8 審査官の審査会への対応

再審査請求が審査会で受理されると、審査会は、労審法第 40 条の規定により関係者に対し受理の通知を行うが、これと同時に、再審査請求事件に係る決定を行った審査官の属する局の局長に対し、審査官の所持する当該事件に関する証拠物件を送付するよう求める（労審法第 46 条第 1 項第 2 号）ので、その場合には関係物件を遅滞なく送付すること。

関係物件の送付に当たっては、関係者からの聴取書等の個人情報が記載されている資料については、例えば「取扱注意」と記して別途資料一覧を添付するなど、他の資料と区分すること。

また、関係者が、匿名を強く希望している資料送付については、特に注意すること。

なお、請求書等に記載された個人番号については、平成 27 年 12 月 24 日付け基発 1224 第 9 号別添「労災保険給付個人番号利用事務処理手引」に基づき、マスキング等の対応を

行うこと。

資料のうち、審査に用いなかった資料（審査請求人提出資料を除く。）は送付しないこと。

その他、再審査請求に関し審査会から依頼される事項については、できるだけ便宜を図ること。

審査官から審査会に提出する証拠資料については、次の区分により取りまとめて審査会に送付すること。

○請求人の提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・・「甲号証」

○監督署長の提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・「乙号証」

○審査官が収集した資料・・・・・・・・・・・・・・・「丙号証」

この場合、署が意見書に添付する資料と重複しないよう、原処分庁の提出資料を局に提出させ（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認・調整の上、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。

9 裁判所等からの文書提出命令等への対応

平成13年12月1日から「民事訴訟法の一部を改正する法律（平成13年法律第96号）」が施行され、民事訴訟における文書提出義務規定の拡充が図られた結果、その提出により公共の利益を害し又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるものを除き、公務文書の提出を拒むことができないとされている。また、これを受けて、平成14年3月13日付け基発0313008号「裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて」及び平成18年11月22日付け基総発第1122001号「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」が発出されたことから、裁判所等から文書提出命令等がなされた場合には、これらの通達等に基づき、対応すること。

なお、裁判所等から審査官に文書提出命令等があった場合において、当該文書に署長から提出された文書（乙号証）が含まれている場合、対象文書については署長が保険給付に関する決定を行う上で収集した資料であり、その保持者は署長となることから、裁判所等にその旨を説明し、改めて署長に対して文書提出命令等をするよう依頼すること。

ＸＩ　決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理

1　対象となる審査請求

審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査請求人は、審査官が審査請求を棄却したものとみなし、再審査請求（又は行政訴訟の提起）ができる（労災法第38条第2項）。

2　3か月の期間計算について

当該期間は、審査官が適法な審査請求を受理した日の翌日から起算する。したがって、審査請求を受け付けて補正を命じている期間については、請求人側の責に帰すべきものであり、ここでいう「3か月」の期間には算入しないものである。

また、期間計算については、法律に特段の定めがないことから、民法の期間計算に準ずることとなる（民法第140条及び第143条）が、これについて一例を示すと下記のとおりである。

例　　（3か月満了日）

5月20日受理　→　8月20日

※　翌日の21日から起算して3か月後の応当日の前日（8月20日）の終了をもって3か月が経過したこととなる。

3　再審査請求が行われた場合の事務処理について

(1)　請求人からの申出

請求人の再審査請求の意思が明らかに表明された場合には、審査官は「労働保険再審査請求書」（規則様式第3号）に記載するよう指導し、この請求書が提出されたときには、速やかに審査会あて送付すること。また、審査官ではなく署で受け付けをした場合には、当該署は、審査官にその旨を速やかに連絡するとともに、「労働保険再審査請求書」（規則様式第3号）は当該署から審査会に送付されることとなる。

(2)　審査会からの受理通知について

労働保険再審査請求書が審査会において受理され、局長あての受理通知が審査会から到達するまでの間、審査官は通常の事件と同様に審理を継続するが、審査会から受理通知が到達した場合には、通知に記載された審査会の受理日をもって自動的に審査官に対する審査請求が取り下げられたものとみなす（労審法第17条の2第3項）ことから、審査官は審理を中止し、審査会への引継ぎ等の事務に移行すること。

(3)　関係機関等への通知等

通常の取下げ事件と同様に、取下げの旨を原処分庁、利害関係者及び参与に通知するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に経緯を記録して事実経過を明確にしておくこと。

(4)　審査会への引継ぎ処理

審理のために審査官が収集した審査資料については、原則として写しを審査官の手元に保管し、その原本を遅滞なく審査会へ送付することとなるが、その際、請求人から提出された資料については、請求人の同意を受けておくことが必要であり、もし、請求人の同意を得られないときには、これを請求人に返戻して、審査会には代わりにその写しを送付すること。

なお、医証等の資料の作成、提出を既に依頼している場合で、審査会への引継ぎ資料の送付日までにこれらの資料が得られなかった場合は、当該資料の代わりにその依頼文等を入手予定年月日等を記入して送付し、後日資料が提出されたときには速やかに追加送付すること。

(5)　審査請求の受理等と審査会における処理との関係

ア　審査会は、審査官が受け付けていない審査請求事件、又は審査官が受付をしたが受理していない審査請求事件が再審査請求された場合には、不適法な再審査請求として却下する。

イ　審査官が受理した審査請求事件であって、受理後3か月を経過していない事件が再審査請求された場合には、審査会は再審査請求を受け付けたまま保留し、3か月が経過するのを待つこととなる。

ウ　審査官が却下決定又は上記イにおいて3か月が経過した審査請求事件に係る再審査請求については、審査会は直ちに要件審理に入り、受理の可否を決定する。

エ　再審査請求時において、既に審査官が審査請求事件の全部取消又は一部取消の決定を行い、かつ、その旨の決定書の謄本を送達していた場合には、審査会は、当該取消部分については、請求人の訴えの利益がなくなることから、再審査請求が取り下げられたものとみなして処理することとなる（労審法第49条第3項）。このため、審査官は速やかに審査会へ当該取消しに係る決定書の謄本を送付する等必要な措置を講じること。

4　行政訴訟が提起された場合の事務処理について

審査請求人が再審査請求を行わずに行政訴訟を提起した場合は、審査請求が取り下げ

られたものとみなすことはできないから、審査官は、訴訟の進行や判決の時期に左右されることなく審理手続を進め、決定を行うこと。

なお、決定前に判決により原処分が取り消され、当該判決が確定した場合には、審査請求の対象となる処分が存在しなくなったことから、却下決定を行うこと。

第３部　審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務

Ⅰ　署長等の事務

1　署長等の事務の種類

審査請求及び再審査請求に伴う署長の事務として、

①審査請求、再審査請求における経由機関としての事務

②原処分庁としての意見書の作成事務

③審査請求及び再審査請求における口頭意見陳述に対する原処分庁としての対応がある。

また、二次健康診断等給付に係る審査請求及び再審査請求に伴う局長の事務として、原処分庁としての意見書の作成事務がある。

その他、審査官又は審査会で原処分が取り消された場合に伴う事務があるが、これは新たな処分となるものである。

2　審査請求に対する署長等の基本姿勢

審査請求をする権利は署長等の処分に関する不服を申し立てるものとして労災保険給付の請求人に認められたものであるから、署長等がその行使を制約することがあってはならない。

ただし、請求人の不服は、労災保険制度の趣旨、目的、手続、内容等をよく説明することで解消されることも少なくないことから、まず事情をよく聴取した上で労災保険制度についての説明を十分に行うこと。

併せて、労災保険給付に関する決定は、行手法で規定する申請に対する処分であり、同法に照らし、処分通知書に処分理由をできるだけ具体的に分かり易く記載するとともに、請求人から照会があった場合には、請求人が処分の根拠を了知し得るよう、懇切・丁寧に説明すること。

また、不服申立てを行おうとする者に対しては、審査請求制度及び労災保険制度について適切に説明を行うとともに、審査請求書の補正が必要とならないように記載方法等について丁寧に説明を行うこと。

3　経由機関たる署長の事務

(1)　審査請求又は再審査請求は、審査官や審査会に対してのみでなく、審査請求人若しくは再審査請求人の住所又は居所を管轄する署長又は原処分をした署長を経由してすることができる（労審令第3条第1項、第23条第1項）。したがって、口頭による審査請求が署長に対して行われた場合に対応するため、これを受ける職員（署の労災

主務課長が望ましい）をあらかじめ事務分掌等で指名しておくこと（労審令第5条第2項）。

(2) 署長は、審査請求書の提出を受けたとき又は口頭による審査請求を受けて「審査請求聴取書」（審査様式第1号）を作成したときは、審査請求を受け付けた期日を明らかにした上で、速やかにこれを審査官あて送付すること。

(3) 署長は、再審査請求書の提出を受けたときは、上記(2)と同様に、審査会あて速やかに送付すること。

なお、口頭による再審査請求は認められていないので、留意すること（労審法第39条）。

(4) 審査請求書、再審査請求書の交付及び受付に当たっては、「審査請求書の記載について」及び「労働保険審査請求書の記載例」等を参照の上、請求書の記載について懇切・丁寧に説明すること。

この場合、請求人が原処分を不服とする理由を十分に聴取した上で、処分理由について請求人に説明すること。また、提出を受けた審査請求書等の記載に不備がある場合にあっては、可能な限りの訂正を依頼し、審査官等の補正命令の対象とならないように努めること。

なお、審査請求書の9の欄（審査請求の趣旨）及び再審査請求書の11（又は10）の欄（再審査請求の趣旨）に記載する年月日については、支給・不支給決定通知書の通知年月日を記載させること。

(5) 審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がない場合には、請求人は審査官の決定を経ずに、再審査請求及び行政訴訟の提起を行うことができる（労災法第38条第2項、行訴法第8条第2項第1号）。

署長に対し、審査請求人から再審査請求（第2部の「ＸＩ 決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理」P.170参照）を行いたい旨の意思表示があった場合には、規則様式第3号の再審査請求書への記載を指導し、この請求書が提出された場合には速やかに審査官に電話で再審査請求があった旨を連絡した後、遅滞なく再審査請求書を審査会へ送付すること。

4 審査官及び審査会への意見・資料提出

審査官及び審査会からの求めに応じて、原処分庁としての意見及び資料の提出を行うが、その場合の事務処理については次のとおりである。

(1) 署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料（処分を行う判断の根拠となった資料）を

添えて提出すること（「Ⅱ　意見書の作成要領」P. 182 参照）。

(2)　提出する資料については、いつ、誰が、誰に提出（収集）したものかを明確にすること（「Ⅱ 意見書の作成要領　4 証拠資料に関する留意点」P. 185 参照）。

5 審査請求における口頭意見陳述に係る原処分庁としての対応

審査官は、請求人又は利害関係者から申立てがあったときは、原処分庁を招集し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（労審法第 13 条の 3 第 2 項）。原処分庁は、審査官から、口頭意見陳述に招集されたときは、これに出席するが、その対応については次のとおりである。

(1)　出席者

口頭意見陳述においては、その申立人が質問を発した場合、原処分庁は質問に回答することが求められる。したがって、申立人からの質問等に適切に対応できると認められる者を出席させること。なお、出席者については、局労災補償課と調整すること。

(2)　質問に対する対応

原処分庁に対する質問が、申立人からあらかじめ審査官に提出された場合には、審査官はこれを原処分庁に送付するので、原処分庁は、事前に事件内容等を確認の上、回答を検討し、丁寧な回答に努めること。

また、申立人があらかじめ質問事項を提出していない場合であっても、審査官が質問を許可した場合は、原処分庁は、可能な範囲において丁寧な回答に努めること。

(3)　その他留意すべき事項

申立人からの質問に対しては、原処分において調査で確認した事実、原処分を行った際の判断理由の範囲内で回答を行うこととし、出席者個人の推測や見解を述べることは厳に慎むこと。

口頭意見陳述は、申立人が審査官に対して審査請求に係る事件についての意見を述べる場であって、出席者が事件について議論を行う場ではないので、原処分庁は、審査官が行う審理の指揮に従って審査官の指示があったときのみ発言すること。

6 再審査請求における審理に係る原処分庁としての対応

審査会は、審理期日に当該再審査請求事件に係るすべての当事者を招集することとされており、当事者及び代理人は審理期日に出頭して意見を述べることができる（労審法第 45 条第 1 項、第 3 項）。

また、この意見陳述に際し、原処分庁を除く当事者及びその代理人は、原処分庁に対し

て質問を発することができる（労審法第45条第5項）。

原処分庁は、これらの対応について審査官等から指示があった場合は協力すること。

審査請求書の記載について

労働基準監督署長が行った保険給付に関する決定処分に関して不服のある場合には、以下に述べるように、労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に審査請求をすることができます。

保険給付に関する決定処分を受けた場合に、その決定の理由や、労災保険の支給基準等についてわからない点があれば、処分を行った労働基準監督署にお尋ねください。

一　審査請求をする場合の注意事項

(1)　審査請求をすることができる人

次の人は労災保険法に規定された保険給付に関する決定に関して労災保険審査官に審査請求をすることができます。

ア　労働基準監督署長から保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）を受け、これに不服のある人

イ　アの人が、原処分後死亡した場合に、アの人に係る未支給の保険給付を受けることができる人

(2)　代理人による審査請求

審査請求をしようとする人が自分でその手続を行う場合のほか、代理人によっても審査請求をすることができます。この代理人は弁護士などの特別の資格がなくてもかまいません。

代理人は審査請求人の委任状その他資格を証明する書類をこの審査請求書に添えて出してください。

(3)　審査請求をする方法

審査請求は、原処分をした労働基準監督署を管轄する都道府県労働局に置かれている労災保険審査官に対して行うことになっていますので、この審査請求書に定められた事柄を書き入れて、当該労災保険審査官へ提出してください。郵送でもかまいません。

また、原処分をした労働基準監督署長のところへ審査請求書を提出してもよいことになっています。

なお、この審査請求書を提出せずに、口頭により審査請求をすることもできますので、その場合は、労災保険審査官、原処分をした労働基準監督署長又は審査請求人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長にその旨申し出てください。

(4)　審査請求ができる期間

審査請求は、原処分のあったことを知った日の翌日から起算して三か月以内にすることができます。この期間を過ぎると審査請求はできないことになっています。

ただし、天災地変等の正当な理由があって審査請求が遅れた場合は、三か月の期間を過ぎても審査請求ができます。

二　審査請求書の書き方

審査請求書に書かれた内容に間違いがある場合は、労災保険審査官から補正を命じられる場合がありますので、よく読んで間違いのないようにしてください。

(1)　一の欄

審査請求人の住所又は居所（この審査請求書を提出する際の審査請求人の住所又は居所）及び氏名を書いてください。また、労災保険審査官と連絡の取れる連絡手段をご教示ください。

(2)　二の欄

代理人によって審査請求をするときは、その住所又は居所及び氏名を書いてください。また、労災保険審査官と連絡の取れる連絡手段をご教示ください。

(3)　三の欄

原処分を受けた者の住所又は居所及び氏名又は名称を書いてください。

原処分を受けた者と審査請求人が同一の場合は、「一に同じ」でかまいません。

(4)　四の欄

原処分を受けた者が保険給付その他の給付原因となった災害を被った労働者以外の者であるときは、その災害を被った労働者の氏名を書いてください。例えば、遺族補償給付に関する原処分を受けた者（妻や子など）や葬祭料に関する原処分を受けた者（葬祭を行った者など）は、災害によって死亡した労働者以外の者ですから、このときは、その死亡労働者の氏名を書くことになります。

また、原処分を受けた者と災害を被った労働者が同一である場合には、書く必要はありません。

(5)　五の欄

原処分に係る労働者が、保険給付の原因である災害が発生した当時に使用されていた事業場の所在地と名称を書いてください。

(6)　六の欄

審査請求人が保険給付その他の給付原因となった災害を被った労働者以外の者であるときにだけ、審査請求人とその労働者との法律上の関係が明確になるように、例えば、原処分に係る労働者の「妻」や「長男」というように書いてください。

(7)　七の欄

原処分をした労働基準監督署長名を間違いなく書いてください。

(8)　八の欄

「原処分があったことを知った年月日」は、原処分を知った年月日（労働基準監督署長から支給又は不支給等の決定通知書が送付された年月日）を書いてください。

二つ以上の原処分について審査請求をするときは、それぞれの原処分について、原処分を上に書いてその下にその原処分のあったことを知った年月日を書いてください。

(9)　九の欄

「審査請求の趣旨」というのは、労災保険審査官にどのような決定をしてもらいたいかということです。

したがって、労働基準監督署長の原処分に不服のある場合は、審査請求の趣旨には、労災保険審査官に取り消してもらいたい労働基準監督署長の原処分を具体的に書き、その原処分の取消しを求める旨を書いてください。

労災保険審査官は、審査請求の趣旨で取消しを求めている原処分についてだけ審査をし、決定をするものであって、それ以外には及びませんから、取消しを求める労働基準監督署長の処分については特に注意して書いてください。書き方の例を示せば次のとおりです。

「△△労働基準監督署長が平成○年二月二○日付けで行った遺族補償給付及び葬祭料の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める。」

(10)　十の欄

審査請求の理由には、なぜ、労働基準監督署長の原処分が取り消されるべきであるのかという理由を要領よく、具体的に書いてください。

この理由は九の欄に書かれた審査請求の趣旨の理由ですから、審査請求人の主張する事柄を順序良く書いてください。簡単な文例を示せば次のとおりです。

「山田太郎は、会社の用務のため自家用車を運転中に交通事故により死亡したものであり、業務上の災害であることは明らかである。

したがって、業務を逸脱中に被災したため業務上の災害とは認められないとして行った△△労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。」

(11)　十一の欄

審査請求に関する労働基準監督署長の教示が有ったときは、「有」に○印をつけ、その内容を書いてください。無かったときは、「無」に○印をつけてください。

なお、教示の内容がこの審査請求書に添付してある別紙と同じ内容であれば、「別紙のとおり」と書いて、別紙をこの審査請求書に添えて出してください。

(12)　十二の欄

十の欄の審査請求の理由で述べた事実の存否を立証するための証拠及びその事実を証明するためにどの証拠を申し立てるかを書いてください。この場合、その証拠を審査請求人が出すことのできるものであるときは、この審査請求書に添えて出してください。

審査請求人が医師の診断書、レントゲン写真等を有している場合で証拠になると思われる場合は、労災保険審査官へ出してください。

その証拠が審査請求人が出すことのできないものであって、審理のための処分（関係者の事情聴取、鑑定等）の申立てを必要とするときは、右の事項に加えてその内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由を書いてください。

(13)　十三の欄

原処分のあったことを知った日の翌日から起算して三か月を過ぎてから審査請求をする場合は、審査請求が遅れた正当な理由を書いてください。

(14)　審査請求年月日の欄

この審査請求書を提出（郵送の場合は発信）する年月日を間違いなく書いてください。

(15)　審査請求人氏名の欄

審査請求人の氏名を書いてください。代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名を書いてください。

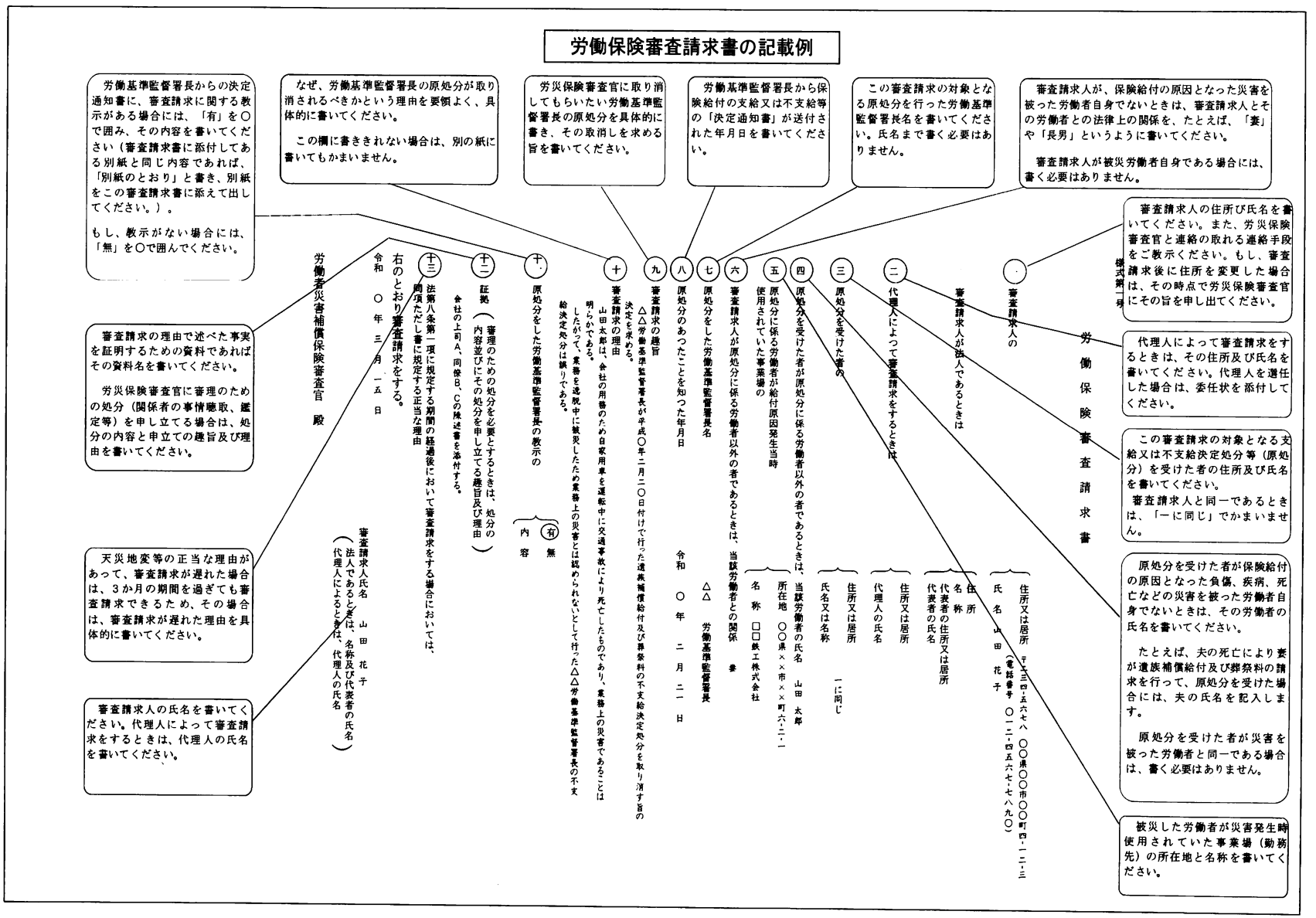
(16)

一から十三までの欄で書ききれないときは、「別紙（一、二、三…）のとおり」と書き、別の紙に書いてこの審査請求書に添えて出してください。

なお、わからない点がありましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。

記載例は裏面をご覧ください

労働保険審査請求書の記載例



別紙

一　この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

二　審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から三か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

三　本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から一年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から一年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から三か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

Ⅱ　意見書の作成要領

1　概要

(1)　審査官の審理に当たっては、処分をした行政庁の説明を求めなければならないとされ（労審令第11条）、審査会の審理に当たっては、行政庁は当該事件についての意見書を提出しなければならないとされている（労審令第25条）。これらの規定に基づく行政庁の説明及び意見書の送付については、いずれも署長等が審査官又は審査会に対する意見書を提出することにより行う。

署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料を添えて提出すること。

なお、審査官又は審査会あての意見書及び関係資料の提出は、審査請求又は再審査請求の受理日から概ね2週間以内に行うよう十分に配慮すること。

(2)　意見書には、審査請求又は再審査請求に対して棄却の決定又は裁決を求める「意見の要旨」を記載するとともに、審査請求又は再審査請求の理由に対して、請求の対象となっている原処分の存否を確認した上、争点に対応するように原処分庁の主張を論理的に証拠を示して記載し、かつ、原処分庁が立証すべき事項については、証拠となる資料を意見書と併せて提出し、立証方法等を付記すること。また、審査請求人の主張を採用しなかった理由を明確に記載すること。

(3)　意見書及び関係資料の提出に当たっては、その内容に遺漏なきを期するとともに、署長等がその処分の根拠として用いなかった資料は、特に争点の判断に関わるものを除き、提出する必要がないこと。審査会に資料を提出する場合は、原処分庁からまず局に提出し（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認の上、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。

なお、請求書等に記載された個人番号については、平成27年12月24日付け基発1224第9号別添「労災保険給付個人番号利用事務処理手引」に基づき、マスキング等の対応を行うこと。

(4)　審査会に提出する意見書については、審査官に提出した意見書をそのまま利用するのではなく、再審査段階における請求人の新たな主張や審査官の決定書をも踏まえた記載に努めること。

(5)　審査請求又は再審査請求がなされた後に、署長等が当該審査請求又は再審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに審査官又は審査会にその旨を文書により連絡すること。

(6)　審査請求及び再審査請求の意見の作成に当たっては、次の要領によること。

2 意見書に記載すべき事項

(1) (再)審査請求人の氏名

(2) (再)審査請求に対する意見の要旨

(3) 理由

ア 事実

(ア) 災害事実の概要

(イ) 処分に至るまでの経過

イ 処分の理由

(4) その他審理の参考となる事項

3 意見書作成上の留意点

(1) 意見書において、(再) 審査請求人以外の第三者からの聴取書等 (医師の意見書等を含む。) の内容を記載する場合には、当該第三者の氏名は記載せず、「事業場関係者」、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」等の記載にとどめるとともに、当該第三者の申述、意見等をそのまま引用することなく、当該申述、意見等によって認定した事実を記載すること。

(2) 「(再)審査請求に対する意見の要旨」では、例えば「本件(再)審査請求を棄却されたい。」などのように要旨を簡潔に記載すること。

(3) 「災害事実の概要」には、災害の発生状況を原処分庁が自ら調査した資料等により具体的に記載すること。

なお、この記載で特に注意しなければならない点は、次のとおりである。

ア 災害発生状況は、業務上外、障害等級等保険給付に関する決定を行うに当たり、医学的判断と並んで最も重要な事項であるから、災害発生の媒介物の形状、重量及び力の方向等について明確に把握し、記載すること (被災状況の図面又は写真があれば、必ず併せて送付すること)。また、機械施設等に関する特殊な名称、専門用語、専門的俗語には注釈を付けるか、内容が分かる資料等を併せて送付すること。

イ 証拠資料に記載された災害発生状況が矛盾するような場合には、物的証拠等により事実を明確にすること。例えば事業主の申立てを採用し、請求人の申立てを採用しない場合等には、証拠採否の根拠を明確にすること。

なお、災害発生の事実の存否自体が明らかでなく、原処分庁として災害発生を認定できない場合には、その存否について断定的な表現を記載することは避け、例えば「請求人の主張によれば、～」や「～と請求人は主張している」などと記載すること。

ウ　医学的に高度な判断を要する事案については、特に災害発生状況を明確に記載すること。

例えば職業性疾病等の業務上外が争点になっている場合には、傷病名のみで結論付けることなく、各認定基準において判断の要素とされている作業従事期間、作業内容、労働時間、災害の媒介物等を明確にして記載すること。

(4)　「処分に至るまでの経過」には、次のような事項を日付を追って順序立てて記載すること。

ア　災害発生年月日（「災害事実の概要」で記載している場合には記入を要しない。）

イ　診療担当医療機関名及び所在地、診療期間、通院・入院の別、傷病名（診療担当医療機関については、その名称を省略することなく、正確に記入すること。また、診療期間が長期にわたり、受診した医療機関が数多く存在する場合には、その受診の経過を一覧表により見やすいものにするなどの工夫を行うこと。）

ウ　休業期間

エ　当該（再）審査請求に関連する保険給付の支払状況

オ　請求書の提出年月日

カ　支給又は不支給処分を行った年月日

キ　処分の対象となった保険給付の種類・対象期間及び支給又は不支給の区分（過去の受給状況を含む。）

ク　その他、当該（再）審査請求以外に審査請求又は再審査請求をしていればその概要、原処分が取り消された後の（再）審査請求であれば、過去の事件の概要等当該審査請求に参考となる経過

(5)　「処分の理由」には、原処分庁の処分理由を証拠を示して論理的に記載すること。

なお、実際の記述に当たっては、原処分庁が処分を行う際に判断の根拠とした認定基準等を明示し、また、判断を行う上で関連する認定基準の認定要件ごとに該当・非該当の別を具体的に記載すること。

この記載で特に注意すべき事項は、次のとおりである。

ア　療養した傷病名のうち、私傷病に係るものがある場合には、業務上の傷病との区別を明らかにすること。

イ　意見書の語句の使用については十分に留意し、判断の基礎となる事実認定等については簡潔かつ明確に原処分庁としての主張を記載すること。

ウ　処分理由については、単に原処分を行った理由のみを記載するのではなく、請求人が原処分を不服とする理由についても、原処分庁としての見解、判断を記載すること。

なお、（再）審査請求の段階で請求人が原処分の際に主張していなかった新たな事実を主張しているような場合には、新たな主張に対しても「なお、（再）審査請求人

が（再）審査請求書別紙の意見書に記載している・・・についても、○○○の認定基準に照らして、評価することはできないものである。」などの意見を記載すること。

エ　局長へのりん伺を経て決定した事件等の意見書については、局長からの回答書があったことのみをもって決定の理由とせず、回答書の内容も踏まえて処分の理由を明確にして記載すること。

オ　（再）審査請求人の提出した診断書、証拠等を採用しなかった場合には、その理由を明確に記載すること。

カ　1 つの事実について、申述、文書によって年月日、内容等に相違がある場合には、いずれが正しいと判断されるかについて記載すること。

キ　社会保険、自賠責保険、民事損害賠償等が関係する事件については、当該事実について判明する範囲で記載すること。

ク　審査請求に対する意見書の場合、脳・心臓疾患については、原処分庁が認定した時間外労働時間数を記載するとともに、「（各月における労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）」と付記して、原処分の際に作成した「労働時間集計表」を別紙として添付すること（精神障害等事案についても、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについては同様に、「労働時間集計表」を添付すること。）。

4 証拠資料に関する留意点

(1)　保険給付請求書、支給・不支給決定通知書、実地調査復命書、診断書、意見書、X線写真、聴取書、その他原処分の根拠となった資料を証拠資料として送付すること。

なお、署の依頼により提出された医師の意見書については、署から依頼した事項が明らかになる文書も証拠資料とすること。

(2)　証拠資料には、証拠資料の項目とこれに対応する資料番号を列記した表紙を付し、送付した証拠資料と対照できるようにすること。

なお、再審査請求の場合には、審査請求の際に既に審査官に提出済みの証拠資料については省略する旨を記載すること。

(3)　各保険給付請求書の事業主証明年月日、医師の意見記載年月日、提出年月日、受付年月日等を確認すること。

(4)　実地調査復命書の調査年月日、場所、立会医師の氏名、専門科名の記載を確認する

こと。

特に医学的判断を要する場合には、医師による意見書を添付することにより判断の根拠を明確にすること。

判読が困難と思われる医師の意見書については、医師に文字を確認し、これを記載した文書（メモ等）を添えること。

また、意見書の中で医学上の専門用語を使用している場合にも、注釈を付した文書（メモ等）を添えること。

(5) 聴取書、電話録取書等については、聴取を行った年月日、場所、聴取を行った者の官職、氏名の記載を確認すること。

(6) Ｘ線写真、ＭＲＩ写真等を提出する場合には、写真の撮影年月日、医療機関名、撮影者（所見医師）の氏名が記載（シール添付等）されていることを確認すること。

(7) 再発認定関係事件の場合には、再発前の治ゆ時の症状も検討することとなるので、治ゆ当時の医証も提出すること。

(8) 処分後、新たに調査判明した事項、その他事件に関係があると認められる証拠資料等があれば、併せて提出すること。

(9) 事実を裏付ける証拠資料（例えば出勤簿、タイムカード、賃金台帳、作業場の写真（写真の場合はコピーは不可）等）をできる限り提出すること。

Ｘ線写真、ＭＲＩ写真、作業場等の写真以外の証拠資料は、原本の複写によることを原則とし、文字の鮮明なものを提出すること。

なお、写真等で複写できないため原本を提出する場合にあっては、意見書の送付状に「審理終了後返却願います」などと付記すること。

(10) 機能障害における可動域の測定に関する資料については、測定年月日、測定者、自動値・他動値の別、患側・健側の可動域値が記載されているか確認すること。また、医師の測定値と職員の測定値が大きく相違する場合には、その理由等の記載を確認すること。

(11) 通勤災害、移送費等地理的な状況、距離等が争点となっている事件については、位置関係、距離、交通機関、所要時間等がわかる資料及び地図を提出すること。

(12) 提出する資料については、いつ、誰が作成・提出（収集）したものかを明確にすること（出所不明の資料については、証拠となり得ないことに注意すること。）。

(13) 審査請求事件は、再審査請求、行政訴訟につながるものであることから、処分の関係資料については、終結まで廃棄されることのないよう保存の徹底を図ること（平成元年12月21日付け事務連絡第39号）。

この関係資料とは、当該原処分の根拠となった保険給付請求書、診断書、意見書、調査復命書等がこれに当たるものであるが、次に例示するような事件に関連する資料についても訴訟等の過程で処分の妥当性を立証するために必要となることが考えられるので、保存に努めること。

（例 1）障害認定関係

○療養・休業の初回分の請求書とその支給決定をした調査復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料

○労災則第 19 条の 2 による傷病の状態に関する報告等、療養の経過や状態を明らかにする資料

○加重障害であって、既存障害も労災事故によるものである場合には、既存障害の程度等を明らかにする資料

○その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

（例 2）治ゆ認定・再発認定関係

○療養・休業の初回分の請求書とその支給決定をした調査復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料

○労災則第 19 条の 2 による傷病の状態に関する報告、診療費請求内訳書等治ゆとなるまでの療養の経過、状態を明らかにする資料

○その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

5 意見書の記載例

（業務上外関係の例）

○○基署発第○○号
令和○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官　殿
（労働保険審査会会長）

○○労働基準監督署長　官印

（再）審査請求に係る意見書及び証拠資料の提出について

令和○年○月○日付け○労基審発（労保会収）第○○号をもって通知のありました下記（再）審査請求人に係る○○補償給付不支給処分取消（再）審査請求事件に関する意見書を別添１、証拠資料を別添２のとおり提出いたします。

記

（再）審査請求人氏名　　○○　○○

［意見書の記載例１］

（別添１）

意　見　書

１　（再）審査請求人等

（ふりがな）

（１）（再）審査請求人氏名　　○○　○○

生年月日	昭和○年○月○日（発症当時○歳）	職種	自動車部品の組立工
住所	○○市○○１－２－３	電話	○○○-○○-○○○○

（２）所属事業場等

所属事業場等	名称	○○株式会社	電話	○○○-○○-○○○○
	所在地	○○市○○４－５－６	労働保険番号	○○-○-○○-○○○○○○-○○○
	雇入れ年月日	令和○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	令和○年○月○日		
	傷病の治ゆした年月日			
	再発年月日			

２　意見

本件（再）審査請求を棄却されたい。

３　理由

（１）事実

ア　災害事実の概要

(ｱ)　請求人の職歴

被災者は令和○年○月、○○株式会社（以下「会社」という。）に採用され、同社の機械工場において組立工として勤務していた。

(ｲ)　災害発生状況

請求人は、令和○年○月○日午後○時頃、会社の機械工場にて、目の前にある部品箱から部品を取ろうとしてしゃがんだとき、右膝に激痛が生じたため、同日、○○病院に受診したところ、「右膝半月板損傷」と診断された。

請求人は、「右膝半月板損傷」は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたものである。

イ　処分に至るまでの経過

①　負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
○○会 ○○病院	○○市○○７－ ８－９	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日	右膝半月板損傷	入院
○○法人 ○○病院	○○市○○２－ ３－４	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日	右膝半月板損傷	通院

②　本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養補償給付	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日	○○日	令和○年○月○日	令和○年○月○日	不支給
休業補償給付	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日	○○日	令和○年○月○日	令和○年○月○日	不支給

③　療養期間等	
ア　療養期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日
イ　休業期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日

④　その他

特になし

（２）処分の理由

ア　該当する判断基準等

(ｱ)災害が作業中に発生したものかどうか

(ｲ)その災害が業務に起因するものであるかどうか

について検討を行った。

イ　判断

(ｱ)　業務遂行性

請求人が足下にあったダンボールの中から次の作業に使用するため、目の前にある部品を取ろうとして、しゃがむために膝を曲げ、腰を落とした時、外側半月板損傷を生じ、その時右膝に激痛が生じたものである。

なお、このことは同僚労働者によって確認されている。

(ｲ)　業務起因性

本件災害は、請求人が担当業務を行っている際に起こったものであり、恣意的行為に基づくものではないが、事業場関係者の証言から、請求人は発症の２，３日前

から「右膝が痛い」と言っていたことが認められる。医証によれば、請求人は、「しゃがんだときに右膝痛が生じ、いわゆる「ロック症状」を発生し、外側半月板損傷を生じさせたが、これは、通常「しゃがむ」という動作だけで生ずるものではなく、一般的にはスポーツ外傷によるものが多いものである。請求人は高校時代から発症時までマラソンを行って膝等を酷使していたことが認められ、請求人の半月板損傷はスポーツによる可能性が高く、本件災害は業務が原因となって発症したものとは認められない。

(ｳ) その他

本件災害については、請求人、事業場関係者の証言から、特に膝に重激な負担あるいはひねり等の異常動作はなく、日常動作の中で発症したと認められることから、業務に起因するものとは認められない。

（3）証拠の項目

別添2「証拠資料」に記載のとおり。

4 参考事項

特になし。

［意見書の記載例２］

（別添１）

意　見　書

１　（再）審査請求人等

（ふりがな）

（１）（再）審査請求人氏名　○○　○○

被災者氏名	○○　○○（（再）審査請求人の夫）		
生年月日	昭和○年○月○日（発症当時○歳）	職種	溶接工
住所	○○市○○町１－２－３	電話	○○○-○○-○○○○

（２）所属事業場等

所属事業場等	名称	○○株式会社	電話	○○○-○○-○○○○
	所在地	○○市○○６－５－４	労働保険番号	○○-○-○○-○○○○○○-○○○
	雇入れ年月日	令和○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	令和○年○月○日		
	傷病の治ゆした年月日			
	再発年月日			

２　意見

本件（再）審査請求を棄却されたい。

３　理由

（１）事実

ア　災害事実の概要

被災者は、令和○年○月、○○株式会社（以下「本件会社」という。）に溶接工として採用され、工場内の配管の溶接業務に従事していたが、令和○年○月からは、本件会社の研修指導部に配属され、溶接技術の指導を担当するようになり、全国８か所の支店や下請会社等に出張して、本件会社や下請会社の溶接工に対する溶接技術の指導業務に従事していた。

被災者は、令和○年８月２２日から２週間の予定で、○○市所在の○○支店に出張し、○○支店の工場内において溶接技術の指導を行っていた。

被災者は、○○支店に出張中の同年９月３日午前９時過ぎ、○○支店の事務所内で横になったまま脈拍が止まった状態となり、○○病院に救急搬送されたが、同日、直

接死因「心筋梗塞」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたものである。

イ　処分に至るまでの経過

①　負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
○○会 ○○病院	□□市□□町１ －２－３	令和○年９月３日～ 令和○年９月３日	心筋梗塞	入院

②　本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
遺族補償給付			令和○年○月○日	令和○年○月○日	不支給
葬祭料			令和○年○月○日	令和○年○月○日	不支給

③　療養期間等	
ア　療養期間	令和○年９月３日～令和○年９月３日
イ　休業期間	

④その他

特になし

（２）処分の理由

ア　該当する判断基準

(ｱ)　労働基準法施行規則別表第１の２の番号等

八「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病」

(ｲ)　該当する認定基準等

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成 13 年 12 月 12 日付け基発 1063 号。以下「認定基準」という。）

イ　判断

(ｱ)　被災者の疾患名

「心筋梗塞」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

(ｲ)　異常な出来事

発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(ｳ)　業務の過重性

a　短期間の過重業務

発症前１週間において、時間外労働は、12 時間 30 分であり、特に長時間労働は認められない。発症日の６日前には休日が確保されていた。

業務内容は○○支店の工場内における溶接工への技術指導、事務所内における打合せ等であり、精神的緊張が特に強かったとは言いがたい。

出張期間ではあるが、○○支店から徒歩で 10 分程のホテルに滞在しており、特に休息が取れないような状況ではない。

総合的に判断すると、特に過重な業務に就いたとは認められない。

b　長期間の過重業務

時間外労働は、発症前１か月間に 58 時間 25 分認められるが、業務と発症との関連性が強いと評価できる 100 時間には至っていない。発症前２か月間にわたって１か月当たり 56 時間 50 分、３か月にわたって１か月当たり 54 時間 13 分、４か月間にわたって１か月当たり 47 時間 21 分、５か月にわたって１か月当たり 40 時間 45 分、６か月間にわたって１か月当たり 38 時間 40 分の時間外労働が認められるが、いずれの期間も業務と発症との関連性が強いと評価できる 80 時間には至っていない（各月の労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）。

業務内容は、支店や下請会社に出張して溶接技術の指導を行うものである。出張が多い業務ではあるが、出張先ではホテル等宿泊施設に滞在し、休息がとれており、出張が特に過重な負荷とは認められない。

総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就いたとは認められない。

(ｴ)　基礎疾患

被災者は令和○年 10 月頃から高血圧症により、○○医院において投薬治療を受けていたが、令和○年 12 月には安定した状態であったことが認められ、高血圧症と死因との因果関係は不明である。

(ｵ)　結論

以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務起因性が認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

（３）証拠の項目

別添２「証拠資料」に記載のとおり。

4　参考事項

特になし。

（別紙）〈注：再審査請求の場合には、別紙は必要ない。〉

労働時間集計表（８月４日～９月２日）

（発症前１か月目）

	労働時間（始業～終業）	１日の拘束時間数	１日の労働時間数	総労働時間数	時間外労働時間数
9／２（金）	8:45～18:30	9:45	8:45	①	⑥＝①－40
9／１（木）	8:45～19:00	10:15	9:15		
8／31（水）	8:45～18:30	9:45	8:45		
8／30（火）	8:45～19:30	10:45	9:45	52:30	12:30
8／29（月）	8:45～17:45	9:00	8:00		
8／28（日）	休日				
8／27（土）	8:00～17:00	9:00	8:00		
8／26（金）	8:45～20:35	11:50	10:50	②	⑦＝②－40
8／25（木）	8:45～19:15	10:30	9:30		
8／24（水）	8:45～19:45	11:00	10:00		
8／23（火）	8:45～20:10	11:25	10:25	57:30	17:30
8／22（月）	8:45～17:45	9:00	8:00		
8／21（日）	休日				
8／20（土）	8:45～18:30	9:45	8:45		
8／19（金）	8:45～19:30	10:45	9:45	③	⑧＝③－40
8／18（木）	8:45～19:55	11:10	10:10		
8／17（水）	8:45～20:30	11:45	10:45		
8／16（火）	8:45～19:00	10:15	9:15	57:15	17:15
8／15（月）	8:45～18:30	9:45	8:45		
8／14（日）	休日				
8／13（土）	8:45～18:20	9:35	8:35		
8／12（金）	8:00～18:00	10:00	9:00	④	⑨＝④－40
8／11（木）	8:00～18:20	10:20	9:20		
8／10（水）	8:00～20:00	12:00	11:00		
8／９（火）	8:00～20:20	12:20	11:20	49:55	9:55
8／８（月）	8:45～19:00	10:15	9:15		
8／７（日）	休日				
8／６（土）	休日				
8／５（金）	8:45～18:15	9:30	8:30	⑤	⑩＝⑤－X

8 ／ 4　（木）	8:45～18:30	9:45	8:45	17:15	1:15
合　　計		259:25		①～⑤ 234:25	⑥～⑩ 58:25

〈以下、発症前２か月目から発症前６か月目までの分については略〉

［証拠資料（表紙）の記載例］

（別添２）

証拠資料

1	療養補償給付たる療養の給付請求書（令和○年○月○日受付）（写）１通	資料No.１
2	休業補償給付支給請求書（令和○年○月○日受付）（写）１通	資料No.２
3	療養補償給付不支給決定通知（令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.３
4	休業補償給付不支給決定通知（令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.４
5	補償給付調査復命書（厚生労働事務官作成、令和○年○月○日復命）（写）１通	資料No.５
6	請求人からの聴取書（令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.６
7	会社関係者（部長）からの聴取書（令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.７
8	会社関係者（同僚）からの聴取書（令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.８
9	医師意見依頼書（○○○会○○病院長あて、令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.９
10	意見書（○○○会○○病院医師作成、令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.10
11	医師意見依頼書（○○法人○○病院長あて、令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.11
12	意見書（○○法人○○病院医師作成、令和○年○月○日付け）（写）１通	資料No.12
13	Ｘ線写真（○○○○分、○○病院、令和○年○月○日撮影）２枚	資料No.13
14	タイムカード（○○○○、令和○年○月○日分）（写）１通	資料No.14
15	賃金台帳（○○○○、令和○年○月分）（写）１通	資料No.15

※　（再審査請求の場合）１～14 の証拠資料については、審査官提出証拠資料に含まれるため省略した。

6 却下決定事件についての意見

審査請求期間の徒過等により審査官が却下決定した事件について、審査会から意見の提出を求められた場合には、特に意見のない旨を記載したうえで、当該処分に係る経過を記載し、特に期間徒過の事件については、原処分を請求人に通知したことを証明する客観的資料を提出すること。

記載例は次のとおり。

○○基署発第○○号
令和○年○月○日

労働保険審査会会長　殿

○○労働基準監督署長　官印

再審査請求事件に対する意見書の提出について

令和○年○月○日付け労保会収第○○号をもって通知のありました下記再審査請求人に係る○○補償給付不支給処分取消再審査請求事件に対する標記について、別添のとおり意見書を提出します。

記

再審査請求人氏名　　○○　○○

（別添）

意　見　書

（ふりがな）

1　再審査請求人氏名　　○○　○○

2　意見

本件は、再審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から３か月以内に審査請求を行わず、正当な理由も認められないとして、○○労働者災害補償保険審査官が却下決定したものであり、特に意見はありません。

3　処分に至るまでの経過

（１）災害発生年月日　　令和○年○月○日

（２）傷病名　　○○○○○

（３）請求書提出年月日　　令和○年○月○日

（４）不支給決定通知年月日　　令和○年○月○日

4　証拠の項目

（１）○○補償給付支給請求書（写）１通・・・・・・・・・・・・・資料№.１

（２）○○支給決定・支払決議書（写）１通・・・・・・・・・・・・資料№.２

（３）郵便発送簿（写）１通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料№.３

（４）書留郵便物受領証（令和○年○月○日付け）（写）１通　・・・資料№.４

5　参考事項

特になし。

Ⅲ　局管理者における取組み

1　進行管理及び支援体制の確立

労災補償課長は、次のとおり適切な進行管理や支援体制を確立することにより、審査請求事件の迅速処理に努めること。

(1)　労災補償課長は、毎月必ず、審査請求事件ごとの審理状況を把握し、処理計画に照らし、遅延していると判断される事件については、原因を明確にし、その解決方法について助言するなどにより 3 か月以内の処理に努め、長期未処理事件の早期解消を図るため、次の対策を講じること。

(2)　目標期間を経過した事件については、より迅速に処理を進める必要があることから、労災補償課長は担当審査官から「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第 37 号)により事件の処理状況を報告させ、当該事件の処理のために不足している調査内容及びその収集方法、時期などについて助言するなどにより、適切な進行管理を行うとともに、その後の処理状況については常に把握しておくこと。

(3)　労災補償課長は審査官からの要請のほか、審査官が行った争点整理の結果等を基に、労災補償課内で労災補償監察官等を含めた審査請求事件に係る検討会を随時開催し、調査事項及び決定に係る全般について審査官に助言・指導するなど、組織的支援体制の確立に留意すること。

(4)　事件の処理に関して行った助言等の事項については、処理経過簿に事跡を記載させておくこと。

2　審査請求事件の検証

(1)　労災補償課長は、労災補償監察官等とともに、審査請求事件に係る意見書及び関係書類提出後速やかに審査請求人の主張内容等をも踏まえ、原処分における調査不足事項の有無や業務上外等の判断に係る妥当性について検証を実施すること。

なお、検証に当たっては、特に以下に留意すること。

ア　労働時間は、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案において、業務の過重性を評価する上で特に重要な要素であることから、労働時間の把握、算定、確定又は推定の根拠となった資料等の妥当性を十分に検討すること。

イ　脳・心臓疾患事案については、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境に特異性がある業務等（例えば海外出張が多い勤務、シフト勤務で拘束時間・手待ち時

間が長いもの）が認められる場合には、労働時間のみならず、それらの負荷要因が的確に評価されているか否かについて、特に慎重に確認すること。

ウ　精神障害等事案については、「具体的出来事」への当てはめ、心理的負荷の総合評価、出来事が複数ある場合の全体評価や、時間外労働時間数の評価等が的確に行われているか否かについて、特に慎重に確認すること。

エ　医学的判断を要する事案については、専門医の意見内容（傷病の発症機序や基礎疾患等をも踏まえた上での的確なものとなっているかなど）、主治医等と専門医の意見が異なる場合の医学的判断の妥当性等について慎重に検討すること。

オ　労災補償課長は、検証の結果を記録しておくこと。

(2)　検証の結果、原処分における調査不足事項等が認められた場合、労災補償課長は、審査官に対し、必要な助言を行うとともに、他の事案において同様の調査不足等が生じないよう、管下署長及び署職員に対して会議や研修において周知する等の措置を必ず講じること。

(3)　上記(1)の検証の過程において疑義が生じた場合には、労災補償課長は、速やかに本省労災保険審理室あて相談すること。

3　再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について

(1)　審査会から再審査請求に係る受理通知を原処分庁又は審査官が受けたときは、速やかに労災補償課長にその旨を連絡すること。また、原処分庁は審査会から送付された再審査請求書及び同添付資料の写しを労災補償課長あて送付すること。

(2)　労災補償課長は、再審査請求が行われた脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案であって、請求人及び請求代理人から新たな事実及び主張が提出された場合については、新たな事実及び主張を考慮し、上記２に準じた検証を行うこと。

(3)　労災補償課長は、原処分庁から審査会への意見書及び関係資料、審査官から審査会への関係資料の提出に当たっては、業務上外等の判断に関係のない資料や使用に制限のある資料があるか否かなどについて必ず点検すること。

4　審査官が除斥事由に該当した場合の対応

審査官が個別の審査請求事件の除斥事由に該当することが判明した場合は、労災補償課長は、当該審査官に対して受理以降の審理手続を行わないよう指示し、当該事件を別の審査官に担当させなければならない。

他に除斥事由に該当しない審査官がいない場合には、速やかに本省労働基準局労災管理課管理係及び本省大臣官房地方課に報告し、体制整備等の対応について協議すること。

5 その他の支援対策

(1) 研修等の充実

局においては、審査官に通達等必要な情報の速やかな伝達を行うとともに、必要に応じ研修を行うこと。

(2) 原処分庁等に対する指導

局においては、審査官が審査請求事件を処理する過程で把握した原処分庁における調査不足等の問題点については、課長会議等各種の機会を捉え、同種の問題が繰り返されることがないよう、原処分庁等に対し適切な指導を行うこと。

審査様式第３７号

審査請求処理計画・処理経過簿

1 事件の概要

受付番号		事件名		双方の主張と立証	請　求　人
受付年月日 受理年月日		完　結 年月日			
審査請求人 住所(居所)氏名					
原処分庁名					
所属事業場の 名称、所在地					
受傷状況 加療経過					原　処　分　庁
補償給付 支払状況					

2 処理計画

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1 審査請求受付・受理			
2 原処分庁へ意見書・復命書等の提出依頼			
3 原処分庁からの復命書受理			
4 原処分庁から意見書・関係書類受理			
5 原処分庁意見書の審査請求人等への送付			
6 争点整理			
7 請求人からの聴取			
8 決定書(審査請求概要等)作成			
9 事実認定のための医証の必要性等の検討			
10 必要に応じ関係者からの聴取等			
11 必要に応じ医証の収集			
12 決定書案作成			
13 参与会資料作成			
14 参与会資料送付			
15 参与会開催			
16 決定書作成・送付			

※審査請求人聴取は審査請求理由が争点として明確でない場合は、争点整理の前に実施すること。その上で、改めて2回目の聴取を争点整理後に行うこともあり得ること。

3 処理経過

年 月 日	審理の経過及び審理のための処分等	管理者等による助言等の事項
審 査 官 氏 名 印		

第４部　労働基準法に基づく審査又は仲裁

Ⅰ 概要

1 意義

労基法第85条及び第86条に規定する審査又は仲裁は、迅速な災害補償の実施のため、使用者の行う災害補償についての争いがある場合における簡便かつ迅速な解決を目的として設けられた制度である。

ここでいう「審査」とは、争いになっている問題点を調査し、事実について判断することをいい、「仲裁」とは、争いとなっている問題点を解決する仲立ちをして和解させることをいう。

この制度は、簡便迅速な処理を建前とし、かつ、結論について当事者を十分に納得させるため、災害補償の実施について十分な経験をもつ署長（労基法第85条にいう「行政官庁」）及び審査官による二段階の審査又は仲裁によることとしている。

しかしながら、この制度は労災保険の保険給付に関する処分等と異なり、行政処分を前提として、その行政処分の当否を判定する決定的なものではなく、単に両当事者に対する勧告的性格を有するのみであって（昭和31年10月最高裁判決）、この制度によって解決しようとする問題は、終局的には民事訴訟等によって解決しなければならないものである。したがって、署長、審査官の二段階による審査又は仲裁であるが、労災法第38条による審査請求及び再審査請求とは全く異質の制度である。

このような制度であるから、審査又は仲裁の申立てがあった場合でも、単に形式的に本手続を適用するだけでなく、両当事者を十分に指導し、事件を円満に解決することが必要である。

2 対象

(1) 審査又は仲裁の対象は、業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議である。

ここにいう「業務上の負傷、疾病又は死亡の認定」とは、療養補償、休業補償その他の補償を行うについて、使用者の行った業務上外の認定を指す。したがって、労基法第78条に規定する署長の行った重大過失の認定は含まれない(昭和29年6月9日付け基収第2675号)。

なお、労基法第78条の規定による重大過失の認定に不服がある者は、行審法に基づき局長に審査請求をすることができる。

「療養の方法」とは、労基法第75条の規定により使用者の定めた療養方法を指す。

「補償金額の決定」とは、療養費その他の補償の額の決定を指し、主として、平均賃金の算定、障害等級の認定が問題となる。

「補償の実施」とは、補償の具体的実行に関するすべてを指し、支給の遅延等を含むものである。

(2) 次に、この審査又は仲裁の制度は、労基法の規定に従って、使用者が行う災害補償についてのみ行われるべきものである。

したがって、労災保険適用事業場における災害について、保険給付の請求を行う前に災害補償の権利義務関係を明確にするため、審査又は仲裁の申立てがなされる可能性も考えられるが、この場合には、労災保険の給付については、請求人の請求に基づいて署長の処分が行われ、更に審査請求及び再審査請求の途があるので、労基法第85条及び第86条の審査又は仲裁によるべきではない。以上を踏まえ、署長又は審査官は、労災保険の保険給付の手続で行うべきものでない（事業主が補償する）ことを確認してから、審査又は仲裁を開始すること。

なお、労基法第85条及び第86条の規定の趣旨から、業務上外に関する事業主の第1次認定が示されていない事案は、申立て要件を欠くものとして、不適法な申立てに該当すると考えられ、書面審理の段階で返戻すること。

また、労災保険の保険給付請求書に使用者の証明が得られないことにより、審査又は仲裁の申立てがあった場合は、請求書にこれらの証明がなくとも、一応適法な請求として受理すべきものであるので、審査又は仲裁の手続によらずに、保険給付決定手続を行うこと。

Ⅱ　署長が行う審査又は仲裁

1　申立て手続

労基法第85条には、審査又は仲裁の申立てに関する具体的な手続方法は規定されていないが、労審令第20条第3項には、審査官の行う審査又は仲裁（労基法第86条）について、「文書又は口頭ですることができる」と規定されている。

なお、署長に対する申立てにおいても、行政実務上、文書又は口頭で行うことができることと解し、文書による場合については、「審査・仲裁申立書」（審査様式第39号）を使用し、口頭による場合には、署長から指定された職員が次の事項を聴取して、「審査・仲裁申立書」（審査様式第39号）を作成すること。

①　申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに申立人が被災労働者以外の者であるときは当該労働者との関係

②　代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに申立人との関係

③　申立人が被災労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名及び住所又は居所

④　被災労働者が災害の発生した当時使用されていた事業場の名称及び所在地

⑤　災害発生年月日

⑥　災害の原因及び発生状況

⑦　審査又は仲裁すべき事項

⑧　審査又は仲裁を申し立てる理由

審査又は仲裁は、代理人によっても申立てができると解されるが、この場合、代理権を証明する文書（例えば委任状）の提出を求めること。

審査又は仲裁の申立てについては申立期間の定めはないが、労基法第115条により、災害補償に関する権利が時効により消滅すれば審査又は仲裁の効果はないこととなる。

2　職権による審査又は仲裁

署長は、管轄内の事業場において、災害補償の実施について紛争があることを知った場合に必要があると認めるときは、職権により審査又は仲裁を開始することができる（労基法第85条第2項）。これは、労基法による使用者の災害補償責任を遂行せしめるために行う監督の一環として行うべきものであるが、当事者間で解決すべき災害補償の実施について第三者が関係するのであるから、審査又は仲裁の開始について当事者の了解を得ることが望ましい。

3 審査又は仲裁の手続

審査又は仲裁の手続は、労災保険審査請求の場合における審理の手続に準じ、参考人及び当事者の審問、証拠物件の収集により行うこと。

署長は、必要があると認めたときは、医師に診断又は検案させることができる（労基法第85条第4項）。

なお、これに要する費用は申立人の負担によるものと解されるので、あらかじめ申立人の了解を得ておくこと。

4 結果の方式

審査又は仲裁の結果は、次の事項を記載した認定書又は仲裁書をもって当事者に通知すること。

①申立人の住所又は居所、氏名（法人のときは、その名称、代表者氏名）
②その相手方の住所又は居所、氏名（法人のときは、その名称、代表者氏名）
③結論
④審査又は仲裁の申立ての趣旨
⑤署長の認定した事実及び理由
⑥審査又は仲裁年月日
⑦審査又は仲裁を行った署長名、印

認定書又は仲裁書は、労災保険審査請求の決定書に準じた形で作成するものとするが、審査又は仲裁が両当事者に対する勧告的な性質であることを十分に考慮し、両当事者の立場を尊重して記載すること。

なお、各項目の記載については、次の点に留意すること。

(1) 「結論」

結論は簡潔、明瞭に記載すること。例えば「本件災害は業務外と認定する」、「申立人の障害は、障害等級第〇級と認定する」、「申立人の療養に要した費用は、〇〇〇，〇〇〇円と認定する」などと表現すること。

(2) 「審査又は仲裁の申立ての趣旨」

審査又は仲裁の申立ての趣旨を、申立人の申立内容の要旨及び両当事者間の争点について要約して記載すること。

(3) 「労働基準監督署長の認定した事実及び理由」

署長が認定した事実を明確かつ簡潔に記載し、審査又は仲裁の結論を導き出した理由を分かりやすく記載し、また、認定の根拠となった証拠もはっきり示すこと。

審査は、認定書の送付によって終了するが、仲裁は、仲裁書を送付するだけではな

く、両当事者を説得して仲裁書の結論で事件が解決できるよう積極的に勧奨すること。

5 効果

審査又は仲裁は、前記のとおり、行政処分の当否を争う不服申立てとは性質が異なるものである。また、災害補償責任を決定付けるものではなく、労働者と使用者との間の災害補償の実施に関する紛争解決のための勧告的性質を有するに過ぎないものと解されるものである。

したがって、審査又は仲裁は両当事者に対する拘束力を持たないものであり、これに基づく災害補償の強制もできないものである。

なお、審査又は仲裁の申立て及び職権による審査又は仲裁の開始は、災害補償請求権の時効の完成猶予及び更新に関して、裁判上の請求とみなすとされている（労基法第85条第5項）。

6 民事訴訟との関係

前記のように、審査又は仲裁は勧告的性質を有するのみであるので、災害補償の実施についての紛争の終局的な解決は、当事者間における使用者の災害補償義務存在又は不存在確認等の民事訴訟等によることとなる。訴訟の提起は、審査又は仲裁とは無関係に行うことができる。審査又は仲裁の申立ての前、開始の前又は開始の後において民事訴訟が提起されたときは、当該事件についての審査又は仲裁は行わないこととなる（労基法第85条第3項）。

なお、民事調停法に基づき調停が開始されたときも、民事訴訟が提起された場合と同様に取り扱って差し支えない。

Ⅲ　審査官が行う審査又は仲裁

審査官が行う審査又は仲裁（労基法第86条、労審法第6条）は、当該事件について審査又は仲裁を行った署長の管轄区域を管轄する局に置かれた審査官に対して申し立てるものとされている（労審令第20条第1項)。この場合、第1次の審査又は仲裁を直接審査官に対して申し立てることは認められず、必ず署長の審査又は仲裁を前置しなければならない（労基法第86条第1項)。

また、審査官が職権で審査又は仲裁を開始することはできないこととされている（労基法第85条第2項)。

審査官に対する審査又は仲裁の申立ては、申立人の住所又は居所を管轄する署長又は第1次の審査又は仲裁を行った署長を経由して行うことができる（労審令第20条第2項)。審査官に対する申立てが管轄違いであるときは、事案を管轄の審査官に移送する（労審令第20条第4項)。審査又は仲裁の開始に当たっては、審査官は審査参与及び労審法第13条に規定する利害関係者に対して通知を行い、参与の意見を聴取すること（労審令第20条第5項、同第6条～第8条)。

その他の手続等については、署長の行う審査又は仲裁の手続及び方式に準ずることとする。

なお、認定書又は仲裁書の記載について、結論の文言に「申立てを棄却する」などの表現は使用しないこと。

審査官が審査又は仲裁を行う場合、職権で証拠資料の収集を行えるか否かについては規定がないところであるが、行政実務上、労審法第15条第1項から第3項までの規定に準じて行うこととする。

審査官が行った審査又は仲裁も、申立人その他の関係者に対しては勧告的性格を持つに過ぎないが、署長が行った審査又は仲裁と審査官が行った審査又は仲裁とが相違する場合は、後者は前者を取り消したものと解される。

第５部　審査請求関係事務様式

様式第一号

労働保険審査請求書

一　審査請求人の　住所又は居所／氏名

　　審査請求人が法人であるときは　住所／名称／代表者の住所又は居所／代表者の氏名

二　代理人によつて審査請求をするときは、　住所又は居所／代理人の氏名

三　原処分を受けた者の　住所又は居所／氏名又は名称

四　原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

五　原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の　所在地／名称

六　審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七　原処分をした労働基準監督署長名　労働基準監督署長

八　原処分のあつたことを知つた年月日　平成・令和　年　月　日

九　審査請求の趣旨

十　審査請求の理由

十一　原処分をした労働基準監督署長の教示の　有／無　内容

十二　証拠　審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由

十三　法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

右のとおり審査請求をする。

令和　年　月　日

審査請求人氏名　法人であるときは、名称及び代表者の氏名／代理人によるときは、代理人の氏名

労働者災害補償保険審査官　殿

様式第三号

労働保険再審査請求書

一　再審査請求人の　住所又は居所／氏名

　　再審査請求人が法人であるときは　住所／名称／代表者の住所又は居所／代表者の氏名

二　代理人によつて再審査請求をするときは、代理人の　住所又は居所／氏名

三　原処分を受けた者の　住所又は居所／氏名又は名称

四　原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

五　原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の　所在地／名称

六　再審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七　原処分をした労働基準監督署長名　労働基準監督署長

八　原処分のあつたことを知つた年月日　平成・令和　年　月　日

九　決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名　労働者災害補償保険審査官

十　決定書の謄本の送付を受けた年月日　平成・令和　年　月　日

十一　再審査請求の趣旨

十二　再審査請求の理由

十三　決定をした労働者災害補償保険審査官の教示の　有・無／内容

十四　証拠　審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由

十五　法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

右のとおり再審査請求をする。

令和　年　月　日

再審査請求人氏名／法人であるときは、名称及び代表者の氏名／代理人によるときは、代理人の氏名

労働保険審査会会長　殿

様式第五号

審理のための処分の申立書

一　事件の表示

二　(1)　審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人、再審査請求人又は参考人の　｛氏名又は名称／住所又は居所｝

(2)　提出を命ずべき文書その他の物件の　｛表示／所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称／右の者の住所又は居所｝

(3)　鑑定の対象の表示

(4)　(イ)　立ち入るべき事業所その他の場所の　｛名称／所在地｝

(ロ)　質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名

検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

(5)　診断を受けるべきことを命ずべき労働者の　｛氏名／住所又は居所｝

三　申立ての趣旨及び理由

右のとおり審理のための処分を申し立てる。

令和　　年　　月　　日

申立人　｛住所又は居所／氏名／（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）｝

殿

様式第五号の二

交付実施申立書

一　対象文書又は対象電磁的記録を特定するに足りる事項

二　対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法

三　送付による交付を求める場合にあつては、その旨

右のとおり交付の実施を申し立てる。

令和　　年　　月　　日

申立人　住所又は居所

　　氏名

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

殿

入紙
収印

様式第六号

（縦八・五センチメートル、横六・五センチメートル）

（表面）

労働者災害補償保険審査官証票

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

厚生労働省印

労働者災害補償保険審査官　　氏　　名

（裏面）

労働者災害補償保険審査官及び労働保険審査会法抄

第十五条　審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

四　事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2　審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。

3　第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条　第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

様式第九号

手　続　受　継　届

一　事件の表示

二　受継の理由

三　受継の年月日

右のとおり手続の受継をしたので届ける。

令和　年　月　日

殿

承継人
住所又は居所
氏名

様式第十号

決定
裁決　更正申立書

一　事件の表示

二　申立ての趣旨及び理由

右のとおり決定
裁決　の更正の申立てをする。

令和　年　月　日

殿

申立人
住所又は居所
氏名
法人のときは、その名称及び代表者の氏名

様式第十一号

参加申立書

一　事件の表示

二　申立ての趣旨及び理由

三　証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由）

右のとおり参加の申立てをする。

令和　年　月　日

申立人
住所又は居所
氏名
（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

労働保険審査会会長　殿

様式第十二号

審理非公開申立書

一　事件の表示

二　申立ての趣旨

右のとおり審理の非公開の申立てをする。

令和　年　月　日

申立人
住所又は居所
氏名
（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

労働保険審査会会長　殿

審査様式第１号（労審令第５条）

審　査　請　求　聴　取　書

審査請求人	氏名又は名称		
	住所又は居所		
	審査請求人が法人であるときはその代表者の	氏名	
		住所又は居所	
	原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名及びその者との関係		
代理人	氏名又は名称		
	住所又は居所		
	審査請求人との関係・職業		
原処分を受けた者	氏名又は名称		
	住所又は居所		
	原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名及びその者との関係		
（原処分に係る労働者が給付原因の発生した当時使用されていた事業場）	名称		
	所在地		
原処分をした行政庁	労働局長　　労働基準監督署長		
原処分のあったことを知った年月日	平成・令和　　年　　月　　日		
原処分庁の教示	有無 内容		
審査請求の趣旨			
審査請求の理由			
証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分の申立ての趣旨及び理由）			
法第８条第１項に規定する期間の経過後において審査請求する場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由			

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

（法人のときは、法人の名称及び代表者の氏名）

審査請求人

において上記のとおり録取して審査請求人に読み聞かせたところ、相違ないことを認めたので、この聴取書を作成した。

令和　　年　　月　　日

聴取人　官職

審査様式第２号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

労働者災害補償保険審査官　殿

労働者災害補償保険審査官
官印

管轄違いの理由による移送について

平成・令和　　年　　月　　日付けで本職が受け付けた事件は、下記により管轄違いであると認められますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１２条第１項の規定に基づき、貴職に移送します。

記

１　事件の表示

２　移送の理由

３　添付書類

審査様式第３号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

管轄違いの理由による移送について

平成・令和　　年　　月　　日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、本職の管轄ではないので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１２条第１項の規定に基づき、労働者災害補償保険審査官に移送しましたので通知します。

なお、今後貴殿の事件に関することは、下記管轄審査官（所在地は下記のとおりです。）に連絡してください。

記

審査様式第４号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求の補正について

平成・令和　　年　　月　　日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、下記事項について不備がありますので、同封の補正書をもって補正の上、令和　　年　　月　　日までに本職に提出してください。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がないときには、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１１条第２項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることがありますのでご注意ください。

記

補正を要する事項

審査様式第５号

補　　正　　書

平成・令和　　年　　月　　日提出した労働保険審査請求（　　基審収第　　号）について、下記のとおり補正します。

令和　　年　　月　　日

審査請求人
- 住所又は居所：
- 氏名：

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

労働者災害補償保険審査官　殿

記

審査様式第６号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求の補正の督促について

平成・令和　　年　　月　　日付け　基審発第　　号をもって、労働保険審査請求補正書の提出を求めましたが、未だ提出されておりませんので、令和　　年　　月　　日までに本職に提出するよう督促いたします。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がなされないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１１条第２項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることになりますので、ご注意願います。

審査様式第７号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求の受理について

本職は、貴殿から提出のありました審査請求を令和　　年　　月　　日付けで受理しましたので通知します。

本件の審理に当たって貴殿から審査請求の趣旨及び理由等をお聞きすることがありますが、貴殿から意見書等を提出すること、また、口頭で意見を述べること、その際に原処分庁に質問をすることもできますので申し添えます。

なお、本件の審理のため必要がある場合は、依頼事項、期日及び場所を別途通知します。

また、貴殿が居所を変更された場合は、必ず本職あてご連絡ください。

審査様式第８号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求受理及び意見書の提出について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１３条第１項の規定に基づき、通知します。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１１条の規定に基づき、本件に関する貴職の意見書を令和　　年　　月　　日までに本職あて提出願います。

また、同法第１５条の規定に基づき、本件に係る調査復命書等を併せて本職あて提出願います。

記

１　事件の表示

２　審査請求の要旨
別添審査請求書（写）のとおり

審査様式第９号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

（利害関係者）　殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審 査 請 求 の 受 理 に つ い て

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１３条第１項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べること、口頭意見陳述に際して原処分庁に質問をすることができますので、その場合は令和　　年　　月　　日までに本職あて申し出てください。

記

１　事件の表示

２　審査請求の要旨
別添審査請求書（写）のとおり

審査様式第１０号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審 査 請 求 の 受 理 に つ い て

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１３条第１項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べることができますが、これについては別途通知します。

記

１　事件の表示

２　審査請求の要旨
別添審査請求書（写）のとおり

審査様式第１１号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

（原処分庁／利害関係者／参　　与）　殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求の受継について

本職に対する審査請求については、審査請求人の死亡により、承継人が審査請求の手続を受け継いだので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１５条第４項に基づき、通知します。

記

１　事件の表示

２　受継年月日

３　承　継　人　　住所又は居所
　　氏名

審査様式第１２号

労働者災害補償保険審査官　殿

非　承　継　意　思　確　認　書

下記の審査請求人が平成・令和　　年　　月　　日死亡しましたが、私は下記の者の審査請求を承継する意思がありません。

記

１　審　査　請　求　人

２　審査請求人との関係

令和　　年　　月　　日

承継人適格者
住所又は居所

審査様式第１３号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求手続の終了について

本職に対する下記の審査請求については、平成・令和　　年　　月　　日付けで審査請求人から審査請求の取下げの申出があり（審査請求人の再審査請求が労働保険審査会に受理されたため）、審査請求手続が終了しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１５条の２第３項により準用される同令第１５条第４項に基づき、通知します。

記

事件の表示

審査様式第１４号

基審発第　　号
令和　年　月　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求手続の中断について

本職は、下記の審査請求について、承継人の存否が不明でありますので、審査請求手続の中断を通知します。

記

事件の表示

審査様式第１５号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求の併合について

下記の審査請求については、審理の都合上、併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１０条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事　件　の　表　示
1 2		

審査様式第１６号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審 査 請 求 の 分 離 に つ い て

平成・令和　　年　　月　　日付けで受理した　　に係る処分取消審査請求事件については、審理の都合上、下記のとおり分離することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１０条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事　件　の　表　示
1		
2		

審査様式第１７号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

来　庁　要　求　通　知　書

平成・令和　　年　　月　　日付けで貴殿よりなされた審査請求の審理のため、下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第１号の規定に基づき、通知します。つきましては、令和　　年　　月　　日　　時に

労働局労働基準部労災補償課
労働基準監督署

（所在地及び略図別記）に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

なお、正当な理由なく来庁しない場合は、同法第１５条第５項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

１　事件の表示

２　確認事項

３　持参するもの

審査様式第１７号の２

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について

平成・令和　　年　　月　　日付けで貴殿よりなされた審査請求について、原処分をした労働基準監督署長から原処分の理由等を記載した意見書の提出がありましたので、写しを送付します。

また、貴殿から、審査請求の趣旨及び理由（原処分庁意見書に対する意見を含みます。）等をお聞きしますので、の審理のため、令和　　年　　月　　日　　時に

労働局労働基準部労災補償課
労働基準監督署

（所在地及び略図別記）に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

なお、来庁の際には、同封した原処分庁意見書の写しを持参してください。

おって、文書で意見を提出することもできますが、その場合には、令和　　年　　月　　日までに提出してください。

審査様式第１７号の３

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

原処分庁意見書の送付について

平成・令和　　年　　月　　日付けで貴殿よりなされた審査請求について、原処分をした　　労働基準監督署長から、原処分の理由等を記載した意見書の提出がありましたので、写しを送付します。

この意見書について意見がある場合には、口頭で意見を述べることができますので、申し出てください。

なお、文書で意見を提出することもできますが、その場合には、令和　　年　　月　　日までに提出してください。

審査様式第１８号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、平成・令和　　年　　月　　日に　　労働基準監督署長に対して、平成・令和　　年　　月　　日から平成・令和　　年　　月　　日までの間に係る　　（補償）給付の請求を行い、　　労働基準監督署長が平成・令和　　年　　月　　日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する　　（補償）給付の平成・令和　　年　　月　　日以降における請求権については、令和　　年　　月　　日以降それぞれ時効が到来しますのでご注意ください。

審査様式第１９号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

証拠となるべき資料の提出について

本職が下記の審査請求を受理したことについては、平成・令和　　年　　月　　日付け基審発第　　号をもって通知したところでありますが、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項の規定に基づき、本件に関する資料を令和　　年　　月　　日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

審査様式第２０号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

証拠となるべき資料等の提出について

先に貴殿から提出のありました下記の事件に関する意見書、証拠となるべき資料等を令和　　年　　月　　日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

審査様式第２１号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

意見書遅延理由書の提出について

先に貴殿より下記の事件に係る意見書等の提出が遅れる旨の申出がありましたが、提出が遅れる理由等について、別添文書により令和　　年　　月　　日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

審査様式第２２号

令和　　年　　月　　日

労働者災害補償保険審査官
殿

意見書遅延理由書の提出について

貴職より平成・令和　　年　　月　　日付けをもって指示のありました標記について、下記のとおり提出します。

記

１　提出が遅れる理由等

２　提出可能な時期

審査様式第２３号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

来庁の依頼について

本職は、審査請求の審理のため、貴殿を参考人として下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第１号の規定に基づき、通知します。

つきましては、令和　　年　　月　　日　　時に

労働局労働基準部労災補償課
労働基準監督署

（所在地及び略図別記）に来庁して下さい。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

記

１　事件の表示

２　確認事項

審査様式第２４号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

意見書の提出依頼について

本職は、労災保険の保険給付に係る審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第１号の規定に基づき、意見書の提出を依頼いたします。

なお、意見書作成費用に関しては同封の審査費用請求書を各２通作成の上、本職あてご送付願います。

記

１　事件の表示

２　依頼事項

３　提出期限

４　添付資料

審査様式第２５号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

鑑　定　の　依　頼　に　つ　い　て

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第３号の規定に基づき、鑑定を依頼します。

なお、鑑定費用に関しては同封の審査費用請求書を各２通作成の上、本職あてご送付願います。

記

１　事件の表示

２　鑑定事項

３　提出期限

４　添付資料

審査様式第２６号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

物　件　の　提　出　に　つ　い　て

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第２号の規定に基づき、貴殿の［所持／保管］する下記物件を令和　年　月　日までに本職にご提出願います。

記

１　事件の表示

２　物　　件

審査様式第２７号

基審発第　　号
令和　年　月　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査資料の提出の督促について

平成・令和　年　月　日付け　基審発第　号をもって、貴殿の所持する下記物件の提出を依頼したところですが、未だ提出されておりません。

つきましては、令和　年　月　日までに本職に提出するよう督促します。

正当な理由なく当該処分（提出）に応じない場合は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第５項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しない場合があります。

記

１　事件の表示

２　物　　件

審査様式第２８号

提　出　物　件　預　り　証

平成・令和　　年　　月　　日貴殿から提出された下記物件は、本職がお預かりします。

記

1　物件の表示

2　返還予定日

令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

審査様式第２９号

労働者災害補償保険審査官
殿

提出物件受取証明書

平成・令和　年　月　日提出した下記の物件は、令和　年　月　日、確かに返還され、受領したことを証明する。

記

物件名

令和　年　月　日

審査様式第３０号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

受診の命令について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、下記により医師の診断を受けるよう労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第５号の規定に基づき、通知します。

なお、正当な理由なく、この診断を忌避した場合は、同法第１５条第５項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

1　事件の表示

2　診断を受ける診療機関
　　名　　称
　　所　在　地
3　診断を受ける医師
　　氏　名
4　診断項目

5　受診日時

なお、診断に要した費用は、本職から直接診療機関に支払います。

審査様式第３１号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

労働者災害補償保険審査官　殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審理のための処分の嘱託について

本職は、本職に対する審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第２項に基づき、下記の処分を嘱託します。

記

１　事件の表示

２　嘱託する処分

３　嘱託する理由

審査様式第３２号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

決　定　の　更　正　に　つ　い　て

平成・令和　　年　　月　　日付けで本職が行った　　に係る　　処分取消審査請求の決定書については、下記のとおり更正しますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第１８条第５項の規定に基づき、更正した決定書の謄本を添えて通知します。

記

審査様式第３３号〔労審令第１５条の２〕

審　査　請　求　取　下　げ　書

審査請求人	氏名又は名称	
	住所又は居所	
事件の表示		

上記のとおり審査請求の［全部／一部］を取り下げます。

令和　　年　　月　　日

労働者災害補償保険審査官　殿

審査請求人
（代理人）

審査様式第３４号

労発基第　　号
令和　年　月　日

厚生労働省労働基準局長　殿

労働局長

審査請求事件に係る官報掲載について

今般、平成・令和　年　月　日付け審査請求人に対して別添により決定書の謄本を送達したところ、所在不明につき返戻されました。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法第２０条第２項及び第３項の規定に基づき、公示送達をしたく、下記により官報掲載の手続をとっていただくようお願い申し上げます。

記

１　審査請求人

２　審査決定年月日

３　掲載原稿文例

４　所在調査結果

審査様式第３５号

令和　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　　名	年齢	所属団体名及びその地位	略　　歴	備　考

（注）(1)　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

(2)　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

(1)　提出部数は正副２通とすること。

(2)　履歴書２通を添付すること。

審査様式第36号

審 査 請 求 文 書 受 付 ・ 送 付 簿

受付・送付番号	受付年月日	受理年月日	事 件 名	争 点	差出人名 受取人名	決定年月日	移送年月日	処理期間	決定区分	併合等		備考	印
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													
—													

審査様式第37号

審査請求処理計画・処理経過簿

1 事件の概要

受付番号		事件名		双方の主張と立証	請　求　人
受付年月日 受理年月日		完　結 年月日			
審査請求人 住所(居所)氏名					
原処分庁名					原　処　分　庁
所属事業場の 名称、所在地					
受傷状況 加療経過					
補償給付 支払状況					

2 処理計画

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1 審査請求受付・受理			
2 原処分庁へ意見書・復命書等の提出依頼			
3 原処分庁からの復命書受理			
4 原処分庁から意見書・関係書類受理			
5 原処分庁意見書の審査請求人等への送付			
6 争点整理			
7 請求人からの聴取			
8 決定書(審査請求概要等)作成			
9 事実認定のための医証の必要性等の検討			
10 必要に応じ関係者からの聴取等			
11 必要に応じ医証の収集			
12 決定書案作成			
13 参与会資料作成			
14 参与会資料送付			
15 参与会開催			
16 決定書作成・送付			

※審査請求人聴取は審査請求理由が争点として明確でない場合は、争点整理の前に実施すること。その上で、改めて2回目の聴取を争点整理後に行うこともあり得ること。

3 処理経過

年 月 日	審理の経過及び審理のための処分等	管理者等による助言等の事項
審 査 官 氏 名 印		

審査様式第３８号

〔審査請求事件綴表紙〕

事件番号	
事件の表示	
審査請求人	
原処分をした行政庁	労働局長　　労働基準監督署長
利害関係者	
参与	
原処分のあった年月日	
原処分のあったことを知った日	
審査請求受付年月日	
受理年月日	
受理通知発送年月日	
決定年月日	
決定書の謄本を送付した日	（配達証明受付番号　　）
決定の主文	
原処分の要旨	
備考	再審査請求の　　有　　無

審査様式第３９号

審　査　・　仲　裁　申　立　書

申　立　人	氏　名　又　は　名　称	
	住　所　又　は　居　所	
	被災労働者以外のときは当該労働者との関係	
代　理　人	氏　名　又　は　名　称	
	住　所　又　は　居　所	
	申　立　人　と　の　関　係	
被　災　労　働　者	氏　　名	
	住　所　又　は　居　所	
被災労働者が災害発生当時使用された事業場	名　　称	
	所　在　地	
災　害　発　生　年　月　日		
災　害　の　原　因　及　び　発　生　状　況		
審　査　又　は　仲　裁　す　べ　き　事　項		
審　査　又　は　仲　裁　を　申　し　立　て　る　理　由		

上記のとおり審査・仲裁を申し立てます。

令和　　年　　月　　日

労　働　基　準　監　督　署　長
殿
労働者災害補償保険審査官

申　立　人

（注）　審査・仲裁のうち不用の文字は抹消すること。

審査様式第４０号

審査費用（旅費）請求書

請求金額	＿＿＿＿＿＿円	用務内容		証明	下記の請求内容は事実と相違ないことを証明します。 令和　　年　　月　　日 労働者災害補償保険審査官　　官印

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃					船賃					航空費	車賃		日当		宿泊料		食卓料		計
					路程	運賃	急行料金	特別車両料金その他	計	路程	運賃	特別船室料金	寝台料金その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額	
					粁	円	円	円	円	粁	円	円	円		円	円	円	日	円	夜	円	夜	円	
合計																	粁 円							

上記のとおり費用を請求します。

令和　　年　　月　　日

資格 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿労働局長　殿

備考

備考　１　本請求書は二通作成し、処分をした労働者災害補償保険審査官を経由して所轄労働局長に提出すること。

２　宿泊料の実費を請求する場合には、その実費の額を証明するにたる書類（旅館の領収証等）を添付すること。

３　天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行できなかった場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付すること。

審査様式第４１号

審査費用〔意見書料／鑑定料／審査資料作成実費〕請求書

請求金額	＿＿＿＿＿＿円	用務内容		証明	下記の請求内容は事実と相違ないことを証明します。 令和　　年　　月　　日 労働者災害補償保険審査官　　官印

種目		件数又は数量	定額又は単価	金額	摘要
意見書料		件	円	円	
鑑定料					
審査資料作成実費					
	計				
合計					

上記のとおり費用を請求します。

令和　　年　　月　　日

資格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿労働局長　殿

備考

備考　１　本請求書は二通作成し、処分をした労働者災害補償保険審査官を経由して所轄労働局長に提出すること。

２　審査資料作成実費を請求する場合には、その実費の額を証明するにたる書類を添付すること。

審査様式第４２号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

口頭意見陳述の実施について

平成・令和　　年　　月　　日付けで審査請求人　　が行った審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１３条の３第１項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがありましたので、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり実施する口頭意見陳述に貴殿の出席を求めます。

なお、出欠については、別紙により回答してください。

記

１　対象者
　　氏名
　　住所

２　申立人
　　氏名

３　日時
　　令和　　年　　月　　日　　時　　分から

４　場所

（注意事項）

１　当日の所要時間は、　　程度を予定しています。

２　申立人は、当日、審査官の許可を得た場合に限り原処分庁に対して質問することができます。質問する場合は口頭意見陳述の１週間前までに質問事項を書面で審査官まで提出してください。提出された質問事項は、あらかじめ原処分庁に送付されます。事前に質問事項を提出されない場合は、当日の審理の都合上、質問が許可されないことなどがあります。

別紙

口頭意見陳述の実施について（回答）

労働者災害補償保険審査官　殿

平成・令和　　年　　月　　日付け　　基審発第　　号により、通知があった口頭意見陳述について、以下のとおり回答します。

【該当するものの（　）内に○印を付してください。】

（　）対象者本人が出席します

（　）代理人（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　が出席します

　（代理人が出席する場合、次のいずれかの（　）内に○印を付してください）

　（　）当日までに委任状を提出します

　（　）既に委任状は提出済みです

（　）欠席します

令和　　年　　月　　日

住所又は居所

氏名

電話

審査様式第４３号

令和　　年　　月　　日

労働者災害補償保険審査官　殿

申　立　人
住所又は居所
電　　話

文書その他の物件の閲覧等申立書

下記１の審査請求に関し、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１６条の３第１項の規定に基づき、下記２の文書その他の物件の閲覧等を求めます。

記

１　事件の表示

２　閲覧等を求める文書その他の物件

審査様式第４４号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について

下記１の審査請求に関して貴殿が提出した下記２の文書その他の物件について、申立人　　から、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１６条の３第１項の規定に基づき、閲覧及び写し等の交付の申立てがあったので、同条第２項の規定に基づき、貴殿の意見を聴取しますから、別紙の回答書に必要な事項を記載して、令和　　年　　月　　日までに提出してください。

記

１　事件の表示

２　閲覧等の申立ての対象文書その他の物件

※　写しを同封しますので、参考としてください。

別紙

労働者災害補償保険審査官　殿

氏名
住所又は居所
電話

文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について（回答書）

令和　　年　　月　　日付け基審発第　　号をもって照会のあった提出文書その他の物件の閲覧等についての意見は、下記のとおりです。

記

【該当するものの（　）内に○印を付してください。また、「除く箇所」及び「理由」を記入してください。】

（　　）閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。

（　　）以下の箇所以外の部分について、閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。
除く箇所　（　　）
理由　　（　　）

（　　）閲覧及び写し等の交付を行うことは認められない。
理由　　（　　）

審査様式第４５号

基審発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

文書その他の物件の閲覧等について（通知）

労働者災害補償保険審査官
官印

貴殿から申立てのあった、文書その他の物件の閲覧等について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第１６条の３の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　全部又は一部の閲覧又は写しの交付を認める文書その他の物件の名称

２　全部の閲覧又は写しの交付を認めない文書その他の物件の名称

３　閲覧等の実施

閲覧等の実施を希望するときは、「交付実施申立書」（規則様式第５号の２）に必要事項を記載して提出してください。

(1)　閲覧等を実施することができる日時及び場所

日時：　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの期間のうち、「交付実施申立書」が提出された日の　　日後以降の日（土、日その他行政機関の休日を除く。）の　　時　　分から　　時　　分（１２時から１３時を除く。）

場所：

(2)　写しの交付を希望する場合の交付手数料及び準備期間

①　交付手数料

写しの交付を希望する場合は、「交付実施申立書」に収入印紙を貼り付け、交付手数料を納付してください。

行政文書の種類・数量	閲覧等の実施の方法	算定基準 （労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第14条の7）	文書全体について閲覧等の実施を受けた場合の金額
A4判文書 枚（　　頁）	① 複写機により白黒で複写したものの交付	1枚あたり　10円	円
	② 複写機によりカラーで複写したものの交付	1枚あたり　20円	円

② 準備期間

令和　　年　　月　　日以降であって、かつ、「交付実施申立書」が提出された日から　　日後までに発送予定

(3) 写しの送付を希望する場合の郵送料（見込額）

写しの送付を希望する場合は、次の合計額の郵便切手を「交付実施申立書」に添えて提出してください。

区分	料金
通常郵便物（定形外）	円
簡易書留	円
合計	円

※ 通常郵便料金は、重量　　g から　　gの料金

＊ 担当：　　労働者災害補償保険審査官

TEL　　－　　－

審査様式第４６号

令和　　年　　月　　日

労働者災害補償保険審査官　殿

氏　　名
住所又は居所
電　　話

手数料減額・免除申請書

労働保険審査官及び労働保険審査会法第１６条の３第５項の規定に基づき、下記のとおり、文書の交付手数料の減額・免除を申請します。

記

1　文書の閲覧等を認められた通知書の番号

平成・令和　　年　　月　　日付け　基審発第　　号

2　交付手数料の減額・免除を求める理由

①　生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第　　号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

②　その他

(注)　①又は②のいずれか該当するものに丸印を付すこと。
①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付すること。
②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付すること。

参考１　関係通達

目　次

発出年月日	通達番号	標　題	頁
昭和30年6月9日	基発第359号	業務上外の認定に関する連絡調整について	280
昭和43年9月3日	基発第571号	審査請求に関する決定の送達について	281
昭和52年3月30日	基発第192号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第4次分）等について（抄）	283
昭和63年12月28日	事務連絡	国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについて	285
平成元年12月21日	事務連絡第39号	労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について	287
平成2年3月27日	事務連絡	都道府県労働局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について	288
平成7年3月3日	事務連絡	審査請求事案に係る迅速処理対策について	289
平成8年6月28日	事務連絡第25号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について	295
平成8年7月24日	基発第479号	労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について	298
平成8年11月19日	事務連絡	労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて	304
平成9年3月10日	事務連絡	「介護（補償）給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」の取扱いについて	306
平成12年8月31日	事務連絡第3号	精神障害に係る審査請求事案の処理に当たっての地方労災医員協議会精神障害等専門部会の開催等について	308
平成13年11月1日	基発第952号	労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等の一部改定について	309
平成14年3月13日	基発第0313008号	裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて	311
平成19年3月28日	事務連絡	審査請求及び再審査請求に係る事務処理に当たっての留意事項について	314
平成22年3月29日	事務連絡	「審査請求文書受付・送付簿」の電子化様式について（抄）	317
平成22年12月27日 改正 平成26年7月10日	基発1227第1号 基発0710第5号	社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について	318
平成27年12月24日	基発1224第9号	労災保険給付における個人番号の利用に係る事務処理について（抄）	320
平成28年2月17日	事務連絡	「審査請求文書受付・送付簿」の改正について（抄）	330
平成14年3月13日 改正 平成18年11月22日 平成28年4月1日	基総発第0313001号 基総発第1122001号 基総発0401第1号	裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について	333
平成30年10月19日	事務連絡	審査請求、再審査請求事件に係る連絡について	339
平成31年2月25日	事務連絡	適切な審査請求処理計画の策定及び進行管理について	340
平成31年4月1日	地発0401第8号 基発0401第26号	労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員の配置について	342
令和2年2月25日	事務連絡	口頭意見陳述等の申立てがあった場合の処理計画の見直しについて	370
令和2年2月26日	事務連絡	「審査請求文書受付・送付簿」の改正について（抄）	374

基発第３５９号
昭和30年6月9日

各都道府県労働基準局長 殿
各都道府県知事 殿

労働省労働基準局長
厚生省保険局長

業務上外の認定に関する連絡調整について

労働者又は被保険者の疾病、その他の事故に対する業務上外の認定については、慎重に措置されているものと思料するが、最近労働者災害補償保険法による災害補償も、また健康保険法、日雇労働者健康保険法又は厚生年金保険法による保険給付も受けられず、労働者又は被保険者に多大の不安と困惑を与えている事例があるので、第一線機関相互間において更に連絡を密にすると共に、それぞれの審査官において請求人の申し立てと異なる決定を行う場合は、他方の機関の審査官又は第一線機関に通報して意見の調整をはかり、かかる事のないよう取り計らわれたい。

なお、意見の調整が困難なものについては、主管省に経伺の上処理することとされたい。

基 発 第 5 7 1 号
昭和43年9月3日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

審査請求に関する決定の送達について

標記については、昭和39年3月7日付け基災発第7号をもって通達したところであるが、本年4月1日から「各省庁（国の行政機関）が法令の定めるところに従い、官報をもって行う公告」については無料取扱いとなり（別添1参照）、また別添2のとおり、大蔵省印刷局業務部官報課長より労働省労働基準局補償課長あて、公示送達原稿の送付は労働省官報報告主任（労働大臣官房総務課長）を通じて行たわれたい旨申入れがあったので、今後、標記に関する事務手続を下記のとおり改めることとしたので了知されたい。

なお、本通達の実施により、前記通達は廃止することとなるので申し添える。

記

1 決定の送達方法について

決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによって行うが、送付に際しては、決定書謄本に必ず謄本である旨の表示をし、かつ、審査官が原本と相違ないことを証明しなければならないこと。

2 決定の公示送達について

審査決定の公示の方法による送達は、労審法第20条第3項の規定により官報掲載が必要とされ、その掲載事務は前記通達に基づいて昭和39年3月27日以来都道府県労働基準局長より、直接大蔵省印刷局官報課長あて掲載依頼してきたところであるが、今後は、次の要領によって行なうこと。

(1) 掲載依頼は、都道府県労働基準局長、労働省労働基準局長、官報報告主任を経由して行なうこと。

なお、封書左下欄に必ず「審査係あて」朱書すること。

(2) 公示年月日については、郵送に要する期間等を十分考慮する必要があるが、およそ発送日から20日ぐらいの余裕をもって記入すること。

(3) 掲載依頼文書と原稿とは別葉とし、掲載依頼文書は一通、原稿文書は4通本省労働基準局長あて送付すること。

(4) 掲載された官報は、当該審査請求事案の1件書類として、官報と原稿を照合のうえ保存すること。

(5) 掲載原稿文例は、次例のとおりとし、誤字脱字のないように明確に作成すること。

公示送達

東京都荒川区南千住町２の18
(1)

田　中　　良　助
(2)

上記の者に送達すべき昭和43年東基審第32号に関する決定書の謄本は、東京都千代田
(3)　　(4)

区大手町１の７東京労働基準局内東京労働者災害補償保険審査官山田次郎が保管し、いつ

でも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第２項及び第３項の規定により公示する。

昭和43年９月15日
(5)

東京労働者災害補償保険審査官
(6)

山　田　　次　郎

（備考）　決定の主文及び年月日

１　決定主文　　「本件審査請求を棄却する。」
(7)

２　決定年月日　　昭和43年８月10日
(8)

（注意事項）アンダーラインの個所は次のものの例である。

(1) 及び (2) は、決定書に記載された請求人の住所、氏名

(3) は、当該事件の番号

(4) は、謄本を保管している者を具体的に示すため、局所在地、審査官氏名

(5) は、公示年月日

(6) は、決定をした審査官の氏名

(7) 及び (8) は、決定書に記載された決定主文及び年月日

(2) 及び (6) は、氏と名の間を一字あける

〔別添〕

官報掲載公告の無料取扱いの範囲について

標記のことについて、官報掲載公告料金は、官報・法令全書・職員録等の発行に関する命令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）第4条の規定に基づき有料を原則としておりますが、昭和43年4月1日以降当分の間下記により実施いたしますので、御通知いたします。

記

各省庁（国の行政機関）が法令の定めるところに従い、官報をもって行う公告（工場財団・鉄道財団等の財団関係公告、著作権の変更関係公告、JIS表示許可公告及び商号抹消公告並びに供託規則（昭和34年法務省令第2号）第30条第1項及び公証人法（明治41年法律第53号）第20条第1項による公告を除く。）及び裁判所押収物還付公告は無料とする。

別添2

都道府県労働者災害補償保険審査官に係る公示送達原稿の送付方法について

標記については、従来、各都道府県労働基準局長から直接当局宛原稿を送付されていたが、本公告は先に印業等51号にて通知したとおり昭和43年4月1日から当分の間無料扱いとなったので、今後前記原稿は労働省官報報告主任を通じて送付されるよう各都道府県労働基準局長宛周知願いたい。

基 発 第 1 9 2 号
昭和 52 年 3 月 30 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第 4 次分)等について

－ 略 －

18 傷病補償年金及び傷病年金(新法第 12 条の 8、第 18 条、第 18 条の 2、第 19 条、第 21 条、第 22 条の 6 関係)

業務上の事由又は通勤による傷病により長期の療養を要することとなった労働者については、従来、療養開始後 3 年を経過した日以後において政府が必要と認めたときから、療養補償給付又は療養給付と休業補償給付又は休業給付とに代えて長期傷病補償給付又は長期傷病給付を行うこととしていた。しかしながら、長期療養者の症状は各療養者ごとに極めて区々であるにもかかわらず、これらの労働者に支給する長期傷病補償給付(長期傷病給付)の年金の額が一律とされていることは、後遺障害により労働不能となった者に対し支給される障害補償年金(障害年金)の額が、その障害の程度に応じて定められているのに比して、不均衡である。また、従来の長期療養者の実情からみると、療養開始後 1 年 6 箇月を経過しても治らない者は、その後引き続き長期にわたり療養を要することとなるのが通例であり、年金たる保険給付を行うべきか否かの判定について療養開始後 3 年の経過をまつまでもない。更には、厚生年金保険制度においても、第 77 回国会における法改正により、療養開始後 1 年 6 箇月を経過した後は、その傷病の治ゆの有無にかかわらず、その障害について障害年金が支給されるように改められた。

これらの事情を考慮して、今回の法改正においては,従来の長期傷病補償給付及び長期傷病給付が廃止され、長期傷病補償給付たる年金に代えて傷病補償年金が、長期傷病給付たる年金に代えて傷病年金が新たに設けられ、また傷病補償年金又は傷病年金の受給権者には、療養補償給付又は療養給付が継続して行われることになった。

このように、本制度は、長期療養者の症状に応じた適切な給付を行うために新設されたものである。

(1) 傷病補償年金の支給要件

－ 略 －

(12) 不服申立

傷病補償年金又は傷病年金の支給の決定及びその支給額の決定並びに廃疾等級の変更による傷病補償年金又は傷病年金の変更に関する決定に関しても、労働者災害補償保険法第35条の規定により、不服申立てをすることができるものであること。

－　略　－

事　務　連　絡
昭和 63 年 12 月 28 日

各都道府県労災主務課長 殿

労働省労働基準局労災管理課長
労働省労働基準局補償課長

国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについて

行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号。以下「閉庁法」という。)の施行に伴う国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労働基準法等の期限の特例等の取扱いについては,昭和 63 年 12 月 28 日付け基発第 780 号・婦発第 281 号をもって労働省労働基準局長・婦人局長より通達されたところであるが、労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについては下記のとおりであるので、これが運用につき留意されたい。

記

1　労働者災害補償保険法関係

(1)　労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)第 43 条においては、労災保険法又は労災保険法に基づく政令及び労働省令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定(第 138 条から第 143 条まで)を準用するものとされている。このうち、民法第 138 条は「期間ノ計算法ハ法令、裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ従フ」と規定し、法令に別段の定めがある場合の例外を認めている。この規定に照らした場合、閉庁法第 2 条の規定は、この「別段ノ定」に該当するものと解され、したがって、労災保険法及びこれに基づく命令に定める行為の期限については、閉庁法第 2 条の規定が適用されることとなる。

具体的には、労災保険法第 42 条において保険給付を受ける権利の時効が定められており、この規定自体は、私人の行政庁に対する行為の期限を定めているものではないが、同条に規定する時効期間満了の日までに行政庁に対し保険給付の請求を行わなければ保険給付を受給できなくなるという点で、行政庁に対する行為の期限を定めたと同様の意味をもつものと解される。従来から労災保険法第 43 条の運用に当たっては、時効期間の満了日が日曜日、国民の祝日等に該当した場合には満了日を繰り延べるよう取り扱っているところであるが、今後は、時効期間の満了日が閉庁法第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下単に「行政機関の休日」という。)に当たるときは、同法第 2 条を類推し、行政機関の休日の翌日をもって時効期間が満了するものとして取り扱うこととする。

(2)　なお、労災保険法第 35 条第 1 項の規定による労働者災害補償保険審査官(以下単に「審査官」という。)に対する審査請求に係る審査請求期間(労働保険審査官及び労働保険審査会法第 8 条)についても、閉庁法第 2 条の規定が適用され、審査請求期間満了日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって審査請求期間が満了するものとして取り扱うこととする。

2　労働基準法第 8 章関係

労働基準法第 8 章の規定による災害補償(以下単に「災害補償」という。)の実施に関し、被災労働者又はその遺族が行政官庁(労働基準監督署長)に対し行う審査又は仲裁の申立て(労働基準法第 85 条第 1 項)は、補償の実施に係る時効の中断については、裁判上の請求とみなされることとなっている(同条第 5 項)。また、この行政官庁が行う審査又は仲裁の結果に不服がある者が、審査官に対し行う審査又は仲裁の申立てについても同様とされている(労働基準法第 86 条)。

この災害補償に関する時効の中断事由となるものは、民法第 147 条に規定されているとおりであり、行政官庁又は審査官に対する審査又は仲裁の申立てに限定されるものではない。したがって、被災労働者又はその遺族の使用者に対する災害補償請求権の時効と閉庁法第 2 条の規定は直接の関係はなく、時効の中断に関し期限の特例の問題は生じないものと解される。しかしながら、民法第 153 条においては、催告後 6 か月以内に裁判上の請求等をすれば時効の中断事由になるとされており、被災労働者又はその遺族が催告を行った後に行政官庁に対し審査又は仲裁の申立てを行う場合については、閉庁法第 2 条の規定が適用されるものと解され、催告後 6 か月の期間満了日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間が満了するものとして取り扱うこととする。

事務連絡第39号
平成元年12月21日

各都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について

近年、労災保険給付に関する処分をめぐり審査請求、再審査請求及び行政事件訴訟が増加し、かつ、事案の内容も複雑化してきていることから、これら争訟事案に対するより適切な対応が求められているところである。

しかしながら、再審査請求審理や行政事件訴訟に至るまでに長期間を要している実情もあって、当該事案に関する資料の滅失により、審理や訴訟対応に支障をきたしている等の事例が見受けられ、また、この結果、労働保険審査会や法務省からも関係資料の保存、整備について指摘がなされているところでもある。

ついては、今後の争訟対応の一層の適正を期するため、労災保険給付に関する処分に対し審査請求が行われた場合には、処分の直接の根拠となった資料はもとより、これに関連する資料で将来必要になると見込まれるもの(例えば、治ゆ、再発、障害認定に係る事案について災害発生当初の請求書、調査復命書等の業務上外認定に関連する資料、レセプト、定期報告における診断書等の療養、症状経過に関する資料など)についても、争訟終結までの間、その保存、整備につき徹底を図ることとされたい。

また、労災保険特別加入者に係る業務上外の認定にあたっては、特別加入申請書記載の業務又は作業の内容等を基礎として判断することとしているところであるが、再審査請求事件において、特別加入申請書が保存されていないため業務上外の判断に支障をきたす事案が一部において見受けられる。

そこで、特別加入申請書及びその後届出のあった特別加入に関する変更届等関係書類の保存、整備の徹底に万全を期されたい。

事　務　連　絡
平成２年３月27日

都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について

労働基準法第12条第８項の規定による平均賃金決定に係る事務処理については、平成２年２月21日付け補償課長・労働時間課長連名内かんにより指示されたところですが、都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「労審法」という。)に基づく審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の審査官における事務処理については、今後、下記のとおりとすることが妥当と考えられますので、その取扱いについては遺漏のないよう周知方お願いします。

なお、本取扱いについては、賃金時間部労働時間課企画室と協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1　都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、請求人に対し決定通知を行っている場合

(1)　平均賃金決定について、行政不服審査法(以下「行審法」という。)に基づく労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事案については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。

(2)　平均賃金の決定処分について労働大臣に対して審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(1)の処理を行うこと。

2　都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合は、関係部署と連携をとり、改めて請求人に対して決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求は取り下げるよう指導すること。なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記１により処理を行うこと。

事　務　連　絡
平成７年３月３日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課 労災保険審理室長

審査請求事案に係る迅速処理対策について

審査請求事案に係る迅速処理に関しては、昭和61年3月31日付け補償課長事務連絡第12号「審査請求事案の処理に関する当面の対策について」に基づき、事務処理に問題の認められる都道府県労働基準局に対する個別指導の実施等の対策を講ずるとともに、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)の増員等審査体制の整備を図ってきたところであり、今後ともその整備に努めていくこととしているところであるが、最近における審査請求事案の事務処理の状況は、平成５年度において全国的には未処理件数の減少等若干の改善を見たものの、多くの局において、依然として受理後相当期間を経過している未処理事案が多数滞留している等憂慮すべき状況にある。

このような状況は、審査請求事案の複雑・困難化や弁護士を代理人とする事案の増加による審査請求の訴訟化傾向に加え、局(次)長及び労災主務課長(以下「局管理者」という。)の進行管理の不徹底等様々な要因が複合した結果生じているものと考えられるところである。

ついては、長期未処理事案の速やかな解消を図るとともに、より一層の迅速処理を徹底すべく、今般、下記の対策を講ずることとしたので、その的確な推進に遺漏なきを期されたい。

なお、本対策の実施に当たっては、審査請求の迅速処理の実現を、審査官のみの努力に任せることなく、局管理者もその積極的な進行管理と支援体制を確立することにより、両者相まってこの実現に努められたい。

記

第１　迅速処理の基本原則等

１　迅速処理の基本原則

審査請求制度の運用においては、その手続、判断における公正の確保はもとより、請求人の不服を可能な限り迅速に解消することが極めて重要であるが、現状は決定までに長期間を要し、依然として受理後相当期間を経過している未処理事案が多数滞留していることから、原処分に対する不服のみならず、審査請求制度そのものへの不服も生じさせている等憂慮すべき状況にある。

このため、労災保険法が二段階の審査前置を求めているにもかかわらず、行政事件訴訟法第８条の「審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき」は訴

訟を提起できる旨の規定をよりどころとして、審査官の決定を経ずして提訴に及ぶもの等当該審査前置主義を無視した訴訟事案が近年急増するとともに、国会、審議会等からも度々厳しい批判を受けているところである。

このような状況を放置することは、審査請求制度のみならず、労災保険制度全般に対する国民の信頼を失うことにもなりかねないものであることから、可能な限り速やかな処理に務め、簡易迅速を旨とする審査請求制度の実効を期す必要がある。

かかる迅速処理を現実のものとするためには、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「労審法」という。)が特に「審査官は、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない。」旨規定していること及び国民の裁判を受ける権利と上述の審査前置主義との調和等も考慮すると、審査請求事案は一般的には、3 か月程度で処理されることが望ましいものと考える。

なお、争点が多岐にわたるもの、医証が対立しているもの等公正な判断のために一定の調査等が必要な事案については、その処理に相当程度の期間を要することはやむを得ないが、この場合にあっても、下記第 2、第 3 に示すところにより、可能な限り迅速な処理に努めること。

また、現に未処理事案が滞留している局にあっては、下記 2 に示すところにより、当面は当該未処理事案の解消を優先すること。

2　審査処理計画の策定

迅速処理の実現に当たっては、上記 1 に定める基本原則を踏まえ、各局とも実情に即した計画処理に努めることとし、特に、平成 6 年度末において、受理後 1 年を越える未処理事案(以下「長期未処理事案」という。)を有するか又は未処理事案を 10 件以上有する局(以下「計画策定対象局」という。)にあっては、労災主務課長は、別紙様式 1 に従い自局の状況に応じた「審査処理計画」を策定し、同計画に沿って進行管理の徹底により迅速処理の実効を期すること。

また、同計画については、長期未処理事案を有する局にあっては、当該事案を優先的に処理することとし、遅くとも平成 8 年度末までに長期未処理事案が解消でき、かつ、他の未処理事案についても可久的速やかに解消できる計画とすること。その他の局にあっても、未処理事案はいずれ長期未処理事案となる可能性のあることを念頭に置いて、可能な限り前倒しの処理計画とすること。

なお、既に本省による個別指導の対象となり、長期未処理事案解消のための処理計画を本省あて提出済の局については、新たな「審査処理計画」を策定する必要はないこと。

3　審査請求事案処理状況報告

本省と局労災主務課が一体となって迅速処理の実現を図るため、労災主務課長は、別紙様式 2 により審査請求事案の処理状況等について四半期ごとに本職あて報告すること。

なお、これに伴い、昭和 61 年 3 月 31 日付け事務連絡第 12 号「審議請求事案の処理に関する当面の対策について」記の 2 に基づく「審査請求事案処理状況報告」は廃止する。

第 2　積極的な進行管理及び支援体制の確立等

1　積極的な進行管理及び支援体制の確立

審査官は、労働基準行政の職員として、局管理者による一般的な指揮を当然に受けるものであるが、審査請求事案の判断に当たっては、独立して個人で決定することとなっていることから、従来、この独立性が必要以上に強調され、その結果、局管理者との連携、局管理者による指揮及び審査官に対する必要な支援等が不十分となる等の弊害が生じ、これらも迅速処理を阻害する大きな要因の一つとなっているものと考えられることから、局管理者は、適切な職権行使による迅速な処理を本分とする審査官が、その機能を万全に果たし、迅速処理が実現できるよう、積極的かつ的確な進行管理を徹底するとともに、必要に応じた審査官への支援体制を確立し、行政内部の事情によって審査請求事案の処理が遅延することのないよう努めること。

このため、局管理者は、随時、審査請求事務処理の進ちょく状況を把握し、計画的な処理が行われるよう環境整備に努めること。特に、上記第１の２に定める計画策定対象局にあっては、事務処理の進ちょく状況が、「審査処理計画」の目標を達成できないおそれがある場合は、労災主務課長、審査官、監察官等による検討の場を設ける等により、労災主務課の組織を挙げてその阻害要因の解消に取り組むこと。

また、局管理者は、

①　未処理事案を抱えている審査官には審査業務以外の業務に従事させない

②　審査請求事案に関する陳情であっても局管理者等が対応する

等の姿勢を基本として、審査官がその本来の職務に専念できる環境を整えること。

2　労災保険審査専門調査員の活用

労災保険審査専門調査員は、文書発送等の単純業務のみならず、事実関係の調査、医学文献等の収集、聴取書作成の補助等相当程度高度な審理事務を行わせるために配置するものであることから、局管理者は、適切な人選及びその有効な活用に十分配慮すること。

3　原処分庁に対する問題点の還元

原処分庁における調査が十分になされていないため、審査官が補充調査に労力を費やし、その結果、迅速な処理が阻害されるという事情も認められるところであることから、原処分庁は、処分についての正当性を十分説明できる資料を整えておく必要がある。したがって、労災主務課長は、審査官が、審査請求事件を処理した経験を通じて把握した原処分庁における調査不足等の問題点を各種の機会を捉え、これを原処分庁に還元することにより、同種の問題が繰り返されることのないよう努めること。

4　指導解決

審査請求制度の本旨は、労災保険給付に係る処分に関する不服を迅速に解消するところにあるが、審査請求人に対する原処分庁の対応への不満が審査請求の要因となっている事案及び処分理由の適切な説明がなされておれば審査請求に至らなかったと思われる事案も認められることから、原処分庁が不支給決定等審査請求の対象となる処分を行った場合は、請求人に対し、処分理由をていねいに説明し、無用の不服を生じさせないよう努めること。

また、審査請求がなされた際にも、審査官は、審査請求の趣旨、理由をよく聴取した上で、当該請求が労災保険制度に関する誤解に基づくものであったり、労災保険制

度の説明を行うことで不服が現実的に解消されるものである場合等は、当該請求の取下げを指導すること。

なお、これら指導の際には、審査請求を行う権利は法律上保障されたものであることを踏まえ、行政庁が当該権利の行使を制約するかのような誤解を与えることのないよう十分配慮すること。

第3　審査事務の合理化等

1　職権主義の強化と事務の簡素化

(1)　審査請求制度における審理の仕組みは、民事訴訟手続とは異なって当事者双方が互いに主張・立証を尽くすという形となっていない。このため、審査官は、請求人の主張を十分把握しなければならないが、真に判断に必要な事実のみを検証すれば足りるのであって、その審理は、あくまでも審査官の職権によって進行し(いわゆる「職権主義」)、その過程で形成された心証によって判断を下すものであることから、心証が形成された時点で速やかに審理を終結し、決定を行うこと。

また、審査官は、請求人側の意見陳述の申出には必ず相当の期限(原則として3週間)を付し、心証形成が遅延することのないよう期限内の提出を厳守させる等迅速処理の実現に向けて職権審理の強化に努めること。

(2)　審査官の判断に必要な証拠資料は、原則として、原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料とし、審査官段階における新たな医師意見書の収集、追加調査等は、収集済の各医証等の内容が対立している場合等必要最小限にとどめること。

(3)　決定書の内容は、労審法施行令第17条の要件を満たす必要があるが、主文を説明できる理由が示されておれば足りるものであることから、極力簡潔な記述に止め、引用が必要な通達、聴取書、医師意見書等についてもその趣旨を要約して記述すること。

(4)　参与会に提出する資料については、その作成に相当な時間と労力を要している例が少なくないことから、参与会を開催する前に決定書(案)を作成することとし、同(案)から主文及び結論部分を除いたものを資料として提出することとして差し支えないこと。

また、その他の資料は、参与からの要望がある場合等に限り、必要に応じて提出すること。

2　処理経過の確実な記録

審査請求に係る事務処理は、個々の審査官が単独で従事するため、事案の審理中に担当審査官が異動した場合には、後任の審査官が事案の事実関係、争点及び処理の進ちょく状況等の把握に手間取り、事務処理の長期化を一層助長する要因となっているものと考えられる。

このような事態を回避するためには、「審査請求処理経過簿」に処理経過を可能な限り具体的に記録し、後任に引き継ぐ必要があることから、審査官は、処理経過の確実な記録を一層徹底すること。また、労災主務課長も、特に処理に時間を要すると思われる事案については、随時同処理経過簿を閲覧することにより事案審理の経過を把握し、必要な支援を行うこと。

別添

審 査 処 理 計 画

1　処理計画

年度	前年度末残	請求見込み件数	処理計画数	年度末残件数
	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)

＊1　「請求見込み件数」は、年度以前３カ年の１年間当たり平均請求件数を計上すること。

2　(　　) 内は、受理後１年を超える事件数を記入すること。

2　迅速処理のための重点対策

様式２

（　　）労働局

平成　　年度第　四半期審査請求処理状況等報告

① 前期末残件数	② 当期請求件数	当期要処理件数 (①＋②)	当期処理件数			
			決定	取下	計	当期末残件数
（　　）	（　　）	（　　）	（　）	（　）	（　）	（　　）

（記載注意事項）

1　（ ）内は、受理後１年以上経過した事案の件数を内数で記入すること。

2　「②　当期請求件数」欄は、当期（３月）中に新規審査請求を受付した件数を記入すること。

3　「決定」欄は、「取消」、「棄却」及び「却下」について、決定書ごと１件として計上すること。

4　併合及び分離処理については、考慮する必要はないこと。

5　報告期限は次のとおりとする。

第１四半期（４月～６月）分　　→　７月２０日
第２四半期（７月～９月）分　　→　１０月２０日
第３四半期（１０月～１２月）分　→　１月２０日
第４四半期（１月～３月）分　　→　４月２０日

事務連絡第25号
平成8年6月28日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局補償課長

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第42号)(以下「改正法」という。)の施行については、既に、平成8年6月26日付け労働省発総第8号、基発第406号及び職発第467号をもって指示されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏のないようお願いする。

記

1 審査官の決定を経ずに再審査請求がなされた事案への対応

(1) 再審査請求書が提出された場合の事務について

再審査請求については、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)の決定に不服がある者が労働保険再審査請求書(以下、「再審査請求書」という。)を労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に対して提出してきた場合には、これを経由して労働保険審査会(以下「審査会」という。)に提出することとしてきたところである。改正法施行後は、審査請求の受理後3か月を経過しても決定が出されない事案については、審査官の決定を待たずに再審査請求ができることとなることに伴い、審査官の決定を経ない再審査請求書が監督署長に提出された場合には、当該再審査請求書については、平成7年3月31日付け基発第178号「労災保険審査請求事務取扱手引」(以下「事務取扱手引」という。)により、従前と同様、監督署長から審査会へ送付する取扱いを行うこと(事務取扱手引「第3部I監督署長の事務 3 経由機関たる監督署長の事務」(111頁)参照)。

なお、再審査請求書の提出を受けた監督署長は、今回の「労働保険審査官及び審査会法施行規則の一部を改正する省令」(平成8年労働省令第29号)(以下「改正省令」という。)により再審査請求書の様式が一部変更されている(後述3の(3)参照)ことから、当該再審査請求が救済規定に基づくものであることを確認し、さらに、これを速やかに審査会あてに送付するとともに、当該事案の担当審査官にその旨を連絡すること。

また、審査官に対して、再審査請求書が提出された場合にも、監督署長の場合と同様の取扱いを行うこと(事務取扱手引「第2部 IX審査請求に伴うその他の事務処理 6 再審査請求の受付事務」(105頁)参照)。

(2)　取下げみなし事案の取扱いについて

改正法の救済規定に基づき、再審査請求されたことによって「審査請求が取り下げられた」とみなされる事案については、再審査請求が審査官を経由せず、直接審査会に再審査請求書が提出された場合には、審査会からの受理通知に記載されている「受理年月日」をもって審査請求が取り下げられたものとみなして処理すること。

なお、審査官を経由して再審査請求がなされた場合であっても、審査会において補正等が行われる可能性があることから、審査会からの受理通知に記載されている「受理年月日」をもって審査請求が取り下げられたものとみなして処理すること。

また、取下げとみなされた事案については、審査官は取下げ事案と同様に、その旨を原処分庁、利害関係者及び参与に文書で通知するとともに、当該審査請求事案の「審査請求処理経過簿」にその経緯等を記載し、事実経過を明らかにしておくこと。

(3)　審査官が収集している資料について

前述(2)の場合に、審査官が既に収集している資料であって、審査官が作成したもの、審査官が職権により審査請求人以外の医師等の第三者から収集したものについては、審査会へ送付すること(事務取扱手引「第 2 部 IX 審査請求に伴うその他の事務処理 7　審査官の審査会に対する対応」(105 頁)参照)。審査請求人から提出された資料については、必ず請求人の意向を確認した上で、審査請求人が審査会への送付を求めた場合には当該資料等を審査会へ送付し、返還を求めた場合には速やかに審査請求人に返還すること。

なお、審査官が職権により既に証拠収集のために事業場、医師等に作成・提出を依頼していて、未だ提出がないものについては、当該依頼文の写しを審査会に提出すること。また、この場合、当該証拠資料が審査官に提出されたときには、これを返戻することなく、速やかに審査会へ送付すること。

2　処分の取消しの訴えにおける事務処理

(1)　不適法な訴えとなる場合について

イ　改正法が適用される場合において、審査請求後 3 か月を経過し、審査官の決定前に取消訴訟が提起された場合については、再審査請求を行っていない不適法な訴えであるので、本案前の申立てを行うこと。

なお、訴訟係属中に適法に再審査請求が行われた場合は、裁決又は再審査請求後 3 か月を経過することにより訴訟要件の瑕疵が治ゆするので、瑕疵が治ゆした時点で本案前の申立てを撤回すること。

ロ　改正法における経過措置が適用される場合において、改正法施行日以後、審査請求人が再審査請求を行い、さらに、審査会の裁決がなく、かつ、再審査請求後 3 か月未満で取消訴訟を提起した場合については、当該訴えは本来は不適法な訴えである。しかしながら、この場合であっても、適法な再審査請求である場合には、3 か月を経過することにより訴訟要件の瑕疵が治ゆすることとなるので、本案前の申立てについては、本省と協議を行うこと。

ハ　原処分に対し適法な審査請求を行わずに取消訴訟が提起された場合及び審査官の決定後適法な再審査請求を行うことなく取消訴訟が提起された場合については、本案前の申立てを行うこと。

(2)　適法な訴えとなる場合について

改正法施行日前に審査請求後3か月を経過したことを理由に取消訴訟が提起されている場合又は施行日前に審査請求後3か月を経過し施行日以後において経過措置に基づき取消訴訟が提起された場合については、提訴以後の再審査請求は、先行する訴訟には影響しないものであること。

3　その他

(1)　3か月以内の処理が困難な事案の処理について

複雑・困難な事案等については、やむを得ない事情により、審査請求事案の処理が3か月以内に終了せず、改正法の救済規定に基づき再審査請求が行われる事態も予想されるところである。

このような事態が予想される事案については、審査官は、審査請求後3か月以内に、少なくとも請求人からの聴取書の作成、争点整理を踏まえた重要事項に関する調査並びに各種照会等を必ず行っておくこと。また、その他の審理のための各種処分についても、計画的に実施することにより、迅速な処理に努めること。

(2)　再審査請求時に既に審査官が取消等の決定を行っていた場合の取扱いについて

請求人の再審査請求書が審査会に受理される以前に審査官が取消又は一部取消の決定を行った場合には、原処分が取り消された部分については再審査請求の利益がなく、当該再審査請求は取り下げられたものとみなされることから、このような事案については、審査官は審査会から再審査請求があった旨の通知を受けた後に、審査会に対して、速やかに決定書の送付等を行うことにより、審査請求人の請求が認容されている旨を通知すること。

(3)　再審査請求書の様式の一部変更について

今回の法改正に伴い、救済規定によって再審査請求が行われる場合には、改正省令により、再審査請求書の様式が一部変更されているので(様式第3号の2)、その旨、管下監督署長等に周知すること。

(4)　審査請求人等への改正法の内容の周知について

今回の改正法による救済規定の内容等については、審査請求人その他照会があった者に対して説明を行うこと。

なお、審査請求人に対して説明を行う際には、必要に応じて審理の進捗状況を説明するとともに、審査請求制度が二審制であり、かつ、審査前置主義をとっている趣旨についても併せて説明し、理解を求めること。

また、救済規定に基づき、審査請求人の再審査請求を行いたい旨の意向が固い場合には、再審査請求書の様式が一部変更されていることについて説明する等適切な再審査請求が行われるよう配慮すること。

基発第479号
平成8年7月24日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、昭和57年4月13日付け基発第273号通達(以下「273号通達」という。)及び昭和56年1月28日付け基発第43号通達(以下「43号通達」という。)、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等については、平成元年6月5日付け基発第297号通達(以下「297号通達」という。)をもってそれぞれ取り扱ってきたところであるが、今般、これらの取扱いを下記のとおり改定し、平成8年7月1日以後に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、273号通達、43号通達及び297号通達は、本通達の施行に伴い廃止する。

記

1 労働基準監督署長(以下「署長」という。)が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用の取扱いについて

(1) 支出要件

署長が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用については、次に掲げる場合に支出できるものとする。

イ 労災保険給付に関する決定に当たり専門医等に対して意見書等を求めた場合(業務上外の認定、治ゆの認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について意見、鑑定等を求めたときがこれに該当する。)

ロ 受診命令に基づき専門医等に対して意見書等を求めた場合

(2) 支出科目

上記(1)のイ及びロに係る意見書等のうち傷病の治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握の場合については、(項)保険給付費(目)保険給付費より支出することとし、また、(1)のロに係る意見書等のうち業務災害及び通勤災害の認定、障害(補償)年金受給者の障害の状態の認定等の場合については、(項)業務取扱費(目)障害等級等認定庁費より支出する。

(3) 支出額

支出額については、支出要件である上記(1)のイ及びロを一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表1のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

イ　脳・心臓疾患等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案

ロ　神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級に係る障害の状態又は程度等についてその判断が困難な事案

ハ　その他上記イ又はロに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

2　都道府県労働基準局長(以下「局長」という。)が労災補償行政に関し協力を求めた場合について

(1)　支出要件

次に掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。

イ　保険給付に関する決定に当たり、医師に意見、鑑定等を求めた場合(業務上外の認定、治ゆの認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について、医師に意見、鑑定等を求めた場合がこれに該当する。)。

ロ　行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合(行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等がこれに該当する。)。

ハ　学識経験者、医師、弁護士その他の専門家又はこれらの団体に調査、研究、講演、執筆等の協力を求めた場合(医師会、歯科医師会その他の団体に調査等を依頼した場合がこれに該当する。)。

ニ　その他行政上の必要により特に協力を求めた場合又は協力があった場合(イ～ハはいずれも専門的立場にある者が協力した場合であるが、保険経済に寄与する情報の提供、通報等必ずしも専門的立場を要しない者の協力を求める場合があり、このような場合がこれに該当する。)。

(2)　支出手続

個々の事案について、支出伺い(行政決裁)を作成することとするが、支出伺いの作成に当たっては、相手方、支出理由、支出金額、支出科目、内訳等必要事項を記載することとする。

また、意見書、鑑定書、報告書等を徴した場合はその写しを、徴しない場合でも復命書あるいは業務日誌等協力があったこと等についての裏付けとなる資料を添付することとする。

(3)　支出科目

支出科目は、業務の性格により区分し、(項)業務取扱費(目)諸謝金より支出することとする。

(4)　支出額

支出額については、別表2の支出金額の範囲内とする。ただし、当該範囲について

は社会通念上許容される範囲内で、厳密な検討の上、その額を決定するものとする。

3　労働者災害補償保険審査官が労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定等を専門医等に求めた場合について

(1)　支出要件

労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号及び同条第1項第5号に規定する鑑定及び意見書を求めた場合に支出できるものとする。

(2)　支出科目

支出科目は次の各号に定めるものとする。

イ　鑑定料　　(項)業務取扱費　(目)諸謝金

ロ　意見書料　(項)業務取扱費　(目)障害等級等認定庁費

(3)　支出額

支出額については、支出要件を一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表3のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

イ　傷病の業務上外等が焦点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案

ロ　治ゆ又は再発が焦点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案

ハ　神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級が焦点となっている事案であって、障害の状態又は程度等について主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案

ニ　その他上記イ～ハに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

別表１

労働基準監督署長が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金　　額	支出科目		備　　考
			(項)	(目)	
労働基準監督署長	本通達中1-(1)-イ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	
	本文中2-(1)-ロ事案	一般的な医学事項 7,000円	保険給付費	保険給付費	傷病の治ゆの認定及び療養者の症状の把握の場合
		特に高度な医学的事項 20,000円	業務取扱費	障害等級等認定庁費	業務上外の認定及び障害補償年金受給者の障害の状態の確認等の場合

別表２

都道府県労働基準局長が検討を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働基準局長	本通達中2-(1)-イ事案	20,000円 ～ 50,000円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。
	本通達中2-(1)-ロ事案	20,000円 ～ 100,000円			同上、ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定する。
	本通達中2-(1)-ハの内個人に求めた場合	20,000円 ～ 50,000円			
	本通達中2-(1)-ハの内団体に求めた場合	50,000円 ～ 200,000円			構成する団体の規模、協力の度合等を十分勘案して決定すること。
	本通達中2-(1)-ニの事案	3,000円 ～ 10,000円			事案の内容の度合等により決定すること。

別表３

労災保険審査官が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金　　額	支出科目		備　　考
			(項)	(目)	
審査官	鑑定料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	諸謝金	
	意見書料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	障害等級等認定庁費	

参考

意見書料等の改定一覧

	内　容	金額		支出科目		備　考
		新	旧	(項)	(目)	
労働基準監督署長	意見書料 療養の継続等の判断に当たり医師に対して求めた場合	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	5,000円	保険給付費	保険給付費	昭和57年4月13日付基発第273号通達
	意見書料 受診命令に基づき、医師に対して求めた場合	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	5,000円	保険給付費 傷病の治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握の場合	保険給付費	
				業務取扱費 傷病の治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握の場合	障害等級等認定庁費	
都道府県労働局長	意見書料、鑑定料 保険給付に関する決定に当たり医師に対して求めた場合	20,000円 ～ 50,000円	10,000円 ～ 20,000円	業務取扱費	諸謝金	昭和56年1月28日付基発第43号通達
審査官	鑑定料 一般的な医学的事項 特に高度な医学的事項	20,000円 50,000円	5,000円 15,000円	業務取扱費	諸謝金	平成元年6月5日付基発第297号通達
	意見書料 一般的な医学的事項 特に高度な医学的事項	20,000円 50,000円	5,000円 15,000円	業務取扱費	障害等級等認定庁費	

事　務　連　絡
平成8年11月19日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局労災管理課長
労働省労働基準局補償課長

労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて

近年、労働基準監督署長(以下「署長」という。)、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)又は労働保険審査会(以下「審査会」という。)における労災保険給付に係る事案の処理が長期間に及んだため、当該請求に対する行政処分(以下「第一次処分」という。)が確定した時点では、後続する未請求分の保険給付請求(以下「後続請求」という。)の時効が完成し、結果的に請求人の保険給付請求権が確保できない事案(具体的には、保険給付の請求について署長は不支給処分としたが、当該請求に関する審査請求、再審査請求又は行政訴訟の結果、不支給処分(第一次処分)そのものは取り消されたものの、後続請求については既に時効が完成していたため不支給とせざるを得ないような事案)が生じているところである。

この点に関連して、審査会は、平成7年1月31日付けの別添裁決書(平成2年労第195号)のとおり、労働者性の存否に関して争いのある保険給付に後続する同一種類の保険給付の請求事案について原処分を取り消す旨の裁決を行ったところである。当該裁決は個別事案に関するものではあるものの、今後原処分庁又は審査官が後続請求に係る事案について従来の取扱いどおり不支給処分を行っても、再審査請求が行われることによって審査会が当該裁決と同様に原処分を取り消す旨の裁決を行うことは十分に予想されるところである。

ついては、このような事情を踏まえ、今後後続請求に係る事案については下記のとおり取り扱うこととしたので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1　趣旨

労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく保険給付を受ける権利については、民法第166条第1項の適用により、権利を行使し得る時とは保険給付の支給事由が生じた日であり、その翌日から時効が起算されるとの従来からの時効に関する基本的な考え方は踏襲しつつも、今後、後続請求に係る事案については、請求人に再審査請求を行わせることなく早期に請求人の権利救済を計ることが労災保険法の趣旨及び公平・公正の観点から適当であると考えられることから、被災労働者等の権利救済を計る必要があると認められる事案について適切な措置を講ずることとしたものである。

2　取扱方法

現在、審査請求、再審査請求若しくは行政訴訟において係属中又は署長において処理中の後続請求に係る事案の取扱いについては、その概要を添えて本省(補償課業務係)に照会すること。

また、被災労働者等から後続請求の取扱いに係る相談等があった場合にも、必要に応じ本省に照会すること。

3　関係資料の保全

労災保険法第 42 条は短期消滅時効の規定を設けているが、これは療養の経過や治ゆの有無、休業の状況等についての記録を保全し、関係資料の散逸によって生じる手続の遅延を回避する等の趣旨によるものであることから、請求人に対しては、より迅速・的確な措置を講ずるためにも同法で定める期間内に後続請求を行うよう勧奨すること。

なお、勧奨した場合には、その事跡を関係資料に記録しておくこと。

4　報告

本件取扱いに関して各種団体等から陳情等がなされた場合には、その概要等について補 504 により報告すること。

(参考)後続請求の代表例

(1)　休業補償給付及び療養補償給付たる療養の費用の初回分の請求がなされたが、署長は労働者性が認められない等の理由でこれを不支給とした。請求人はこれを不服として争ったところ、審査請求、再審査請求又は行政訴訟のいずれかの段階でこの原処分が取り消された。

そこで、請求人は後続の未請求分であった 2 回目以降の休業補償給付等を請求したが、当該休業補償給付等を請求することができる日から 2 年以上経過しているとの理由で不支給とした事例。

(2)　療養のため休業していた者から休業補償給付請求がなされたが署長はすでに治ゆしているとの理由でこれを不支給とした。請求人はこれを不服として争ったが、審査請求再審査請求又は行政訴訟のいずれの段階においてもこの主張が認められず原処分は確定した。

そこで請求人は残存障害について障害補償給付を請求したところ、すでに傷病の治った日の翌日から 5 年以上経過しているとの理由で不支給とした事例

(別添)略

事　務　連　絡
平成９年３月10日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課業務班長
労働省労働基準局補償課審理班長

「介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」の取扱いについて

標記については、平成９年３月10日付け補償課長事務連絡第４号「介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」(以下「４号事務連絡」という。)をもって連絡されたところであるが、介護(補償)給付に係る審査請求事案の事務処理については、下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないようお願いする。

記

1　対象となる事案

本取扱いについては、介護(補償)給付に係る審査請求事案のうち、原処分庁が要介護障害程度区分を随時介護として支給する旨の処分とし、請求人が常時介護に該当するとして審査請求を行っている事案を対象とすること。

2　労働基準監督署長(原処分庁)の事務処理について

(1)　４号事務連絡の記の１の(1)から(3)に基づき、原処分庁が障害等級又は傷病等級の号の見直し(以下「号の見直し」という。)を行った結果、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分を随時介護から常時介護へ変更し、原処分を取り消して常時介護として支給決定を行う場合には、当該請求人に対して十分な説明を行うとともに、速やかに労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)にその旨を連絡の上、当該取消通知及び支給決定通知の写しを送付すること。

なお、当該請求人に対しては、前記説明に際し、審査請求の利益が消滅したことについての理解を求めること。

(2)　原処分庁が号の見直しを行ったものの、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分に変更は生ぜず、原処分の取消しを行う必要がない場合であって、既に原処分庁が審査官あて意見書を提出しているときは、今回の号の見直しに係る変更処理を記載した意見書(号の見直しに係る通知書の写しを含む。)を新たに審査官あて提出すること。

3　審査官の事務処理について

(1)　原処分庁が号の見直しを行った結果、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分が随時介護から常時介護に変更され、原処分庁によって原処分が取り消されることとなった審査請求事案については、審査官は必ず号の見直し及び介護(補償)給付に係る支

給決定が行われたことを確認した上で、請求人に対して審査請求の利益が消滅したことの説明を行い、指導解決を図ること。

なお、請求人が指導に従わない場合は、審査官は却下決定を行うこととなること。

(2) 原処分庁が号の見直しを行ったにもかかわらず、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分は変更されず、原処分の取消しが行われる必要のない場合で、既に原処分庁が審査官あて意見書を提出しているときは、審査官は今回の号の見直しに係る変更処理を記載した意見書等の提出を原処分庁に指示し、審査請求の本案審理はこの見直し後の号に基づいて進めること。

なお、この意見書等の提出依頼は、介護(補償)給付に係る原処分の要介護障害程度区分の判断理由として、障害等級又は傷病等級の号を用いず、被災者の日常生活動作能力(ADL 基準)に基づき判断する事案であっても、同様に行う必要があるので留意すること。

(3) 決定書の記載方法について

イ 審査請求の利益が消滅した場合の却下決定に係る記載方法

決定書の理由欄の末尾に、原処分庁が当該審査請求の原因たる原処分を取り消してこれを支給する旨の処分を行った事実を簡潔に記載し、審査請求の利益が消滅したため却下することを記述すること。

ロ 号の見直し後に本案審理を行った場合の記載方法

決定書における原処分庁の意見欄に障害等級又は傷病等級の号を記載する場合は、原処分庁から新たに提出された意見書等に基づき、見直し後の号のみを記載することとし、号の見直しを行った経過までは記述する必要はないこと。

ハ その他

今回の号の見直しは行政処分ではないため、障害(補償)給付又は傷病(補償)給付に係る処分自体には影響しないものであることから、決定書に記載する障害(補償)給付又は傷病(補償)給付の処分の日付等は号の見直し前と同一であるので留意すること。

事務連絡第3号
平成12年8月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

労働省労働基準局補償課長

精神障害に係る審査請求事案の処理に当たっての地方労災医員協議会精神障害等専門部会の開催等について

労災保険給付に係る審査請求の処理に当たっては、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)から、必要に応じて、専門医に医学的な意見を求めているところであるが、精神障害事案の業務上外については、平成11年9月14日付け基発第544号及び平成12年3月24日付け事務連絡第3号により、地方労災医員協議会専門部会(以下「部会」という。)の合議による医学的検討を行うこととされているため、審査請求の処理に当たって必要があると判断される場合には、審査官においても部会の意見を求めて判断することとなる。

ところで、地方労災医員制度の運用細目等については、昭和62年12月22日付け基発第721号及び同日付け事務連絡第33号により示されているところであり、審査官が部会の意見を求める場合には、労働基準監督署長が意見を求める場合と同様に、都道府県労働局長を経由して行うこととなる。

ついては、審査官が部会の意見を求める場合についても、上記通達及び事務連絡に基づき部会の円滑な開催・運営を図られたい。

基発第９５２号
平成13年11月１日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等の一部改定について

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、平成８年７月24日付け基発第479号（以下「通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、行政事件訴訟等の対応の必要性等にかんがみ、通達の一部を下記のとおり改め、平成14年１月４日以降に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　通達記の２の(1)について

記の２の(1)のロ中「行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、」を削り「場合等が」を「場合等も」に、「該当する」を「含まれる」に改め、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次の一号を加える。

ハ　裁判所に医学等の証人として出廷することを求めた場合（行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として裁判所への出廷を依頼した場合がこれに該当する。）。

２　通達別表２について

別表２を別紙のとおり改める。

別添

別表２

都道府県労働局長が検討を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働局長	本文中2-(1)-イ事案	20,000円 ～ 50,000円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。
	本文中2-(1)-ロ事案	20,000円 ～ 300,000円			
	本文中2-(1)-ハ事案	20,000円 ～ 200,000円			
	本文中2-(1)-ニの内個人に求めた場合	20,000円 ～ 50,000円			
	本文中2-(1)-ニの内団体に求めた場合	50,000円 ～ 200,000円			構成する団体の規模、協力の度合等を十分勘案して決定すること。
	本文中2-(1)-ホ事案	3,000円 ～ 10,000円			事案の内容の度合等により決定すること。

基発第第 0313008 号
平成 14 年 3 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて

平成 13 年 12 月 1 日から、公務員又は公務員であった者がその職務に関し、保管し、又は所持する文書(以下「公務文書」という。)については、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるものを除き、原則として裁判所へ提出する義務を負うものとすること等を内容とする「民事訴訟法の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 96 号。以下「改正法」という。)が施行されたことに伴い、今後、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連して、労働基準行政機関の保有する文書について、これまで以上に文書提出命令等がなされる場合が多くなるものと考えられる。 ついては、今後、裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いに関しては、下記によることとしたので、了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。 なお、昭和 57 年 2 月 22 日付け基発第 128 号については、本通達をもって廃止する。

記

第 1　裁判所から文書の提出等が求められたときの具体的対応

1　民事訴訟法(平成 13 年法律第 96 号。以下「民訴法」という。)に基づき裁判所から文書の提出等を求められる手続きの種類

(1)　文書提出命令(民訴法第 223 条)

訴訟当事者からの申立に基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対してその提出を命ずる手続。

なお、文書提出命令は、文書の所持者に対しては、その提出を命ずる決定を行うことができるが(民訴法第 223 条第 1 項)、文書の所持者が第三者である場合には、当該第三者を審尋しなければならない(民訴法第 223 条第 2 項)こととされている。

(2)　調査の嘱託(民訴法第 186 条)

訴訟当事者の申立て又は裁判所の職権により、官公署等に対して、必要な調査を嘱託する手続。

(3)　文書送付の嘱託(民訴法第 226 条)

訴訟当事者からの申立てに基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対して文書送付を嘱託する手続。

2　改正民訴法の主な改正点

今回の改正法は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、改正前の民訴法では文書提出義務がないとして除外されていた公務文書について、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの(以下「公務秘密文書」という。)、刑事事件に係る訴訟に関する書類等を除いて、一般的に文書提出義務を負うとする(民訴法第220条第4号)とともに、刑事事件に係る訴訟に関する書類を除き、当該文書が、公務秘密文書等の文書提出義務が除外される文書に該当するかどうかを裁判所が判断をするため必要があると認めるときは、当該文書を何人にも不開示とする条件下で、文書の所持者にその提示をさせることができることとする(民訴法第223条第6項)。いわゆる「インカメラ手続」という。)等、文書提出命令制度の充実を図るものである。

具体的には、これまで、公務文書については、利益文書(申立人の利益のために作成された文書。例えば同意書等を指す。)又は法律関係文書(申立人と文書所持者との法律関係について作成された文書。例えば、契約書等を指す。)に該当するもの以外については文書提出義務を負わないものとされていたが(改正前の民訴法第220条第3号)、改正法により、公務秘密文書等を除きすべて文書提出義務を負うこととなったものである。

3　文書提出命令の申立後の対応

裁判所から文書提出命令の決定に先立ち審尋があった場合には、命令の対象となる文書が公務秘密文書等に該当するか否かを検討し、公務秘密文書等に該当すると判断される場合を除き文書提出に応じ、公務秘密文書等に該当すると考える場合には当該文書を提出することによって、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること等を具体的に説明し、裁判所の理解を得るよう努力すること。

なお、裁判所に意見を述べるに当たっては、事前に本省担当課と十分協議すること。

4　調査の嘱託及び文書送付嘱託への対応

裁判所から上記1の②又は③の調査の嘱託及び文書送付の嘱託が行われた場合においても、関係者の同意を得るなど職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮しつつ、適宜、本省担当課と協議しながら、原則これに応じる立場で適切に対応すること。

第2　弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく弁護士会からの照会に対する対応

弁護士は、弁護士法第23条の2により、その受任している事件について、所属弁護士会に公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができ、所属弁護士会は、弁護士からの申出が適当でないと認める場合を除き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされている。このため、弁護士会からの照会に対しては、このような制度が法律上認められている趣旨をも踏まえつつ適切に対応すること。また、この場合、弁護士法に基づく弁護士会からの照会は、訴訟当事者の一方の弁護士が、その受任事件を契機として、当事者の立場からなされるものであり、訴訟当事者の一方の利益のためになされるという側面があることから、その対応に当たっては、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公正中立な立場を損なう等公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが

あるか否か等の観点から、十分な検討を行うこと。

なお、弁護士はその受任事件が裁判所に係争した時点で、民訴法に基づき、裁判所に文書送付の嘱託の申立又は文書提出命令の申立ができるものであることの留意すること。

事　務　連　絡
平成１９年３月２８日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審理室長

審査請求及び再審査請求に係る事務処理に当たっての留意事項について

標記については、平成１９年２月２３日付け基労発第０２２３００１号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の第７の１の（４）により、労災保険審査請求事務取扱手引(以下「手引」という。)を改訂するまでの間の審査請求事務に当たっての留意事項については別途指示するとされたところであるが、当該別途指示については下記のとおりとするので、従前の手引きとともに、本事務連絡に留意し適正な事務処理を実施されたい。

記

1　審査請求に係る労災補償課長等の事務について

（１）労災補償課長は、労災補償監察官等とともに、審査請求事件に係る意見書及び関係書類提出後速やかに審査請求人の主張内容等をも踏まえ、原処分における調査不足事項の有無や業務上外等の判断に係る妥当性について検証を実施すること。

なお、検証に当たっては、特に以下に留意すること。

ア　労働時間は、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案等において、業務の過重性を評価する上で特に重要な要素であることから、労働時間の把握、算定、確定又は推定の根拠となった資料等の妥当性を十分に検討すること。

イ　脳・心臓疾患事案については、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境に特異性がある業務等（例えば海外出張が多い勤務、シフト勤務で拘束時間・手待ち時間が長いもの）が認められる場合には、労働時間のみならず、それらの負荷要因が的確に評価されているか否かについて、特に慎重に確認すること。

ウ　精神障害等事案については、具体的出来事の評価、心理的負荷の強度の修正や職場の出来事に伴う変化等の評価に関して、労働時間のみならず、次に掲げる観点からの評価が的確に行われているか否かについて、特に慎重に確認すること。

①　心理的負荷の強度の修正に関しては、具体的な業務の内容とその困難度、当該業務と被災者の能力や経験とのギャップの程度等（例えば新入社員と中堅社員を同僚労働者等として比較、評価していないかなど）

②　職場の出来事に伴う変化等の評価に関しては、労働の密度の変化、具体的支援の有無等

エ　医学的判断を要する事案については、専門医の意見内容（傷病の発症機序や基礎疾患等をも踏まえた上での的確なものとなっているかなど）、主治医等と専門医の意見が異なる場合の医学的判断の妥当性等について慎重に検討すること。

オ　検証に当たっては、チェックポイント（全国労災保険審査官会議で配布）を活用すること。

カ　労災補償課長は、検証の結果を記録しておくこと。

（2）検証の結果、原処分における調査不足事項等が認められた場合、労災補償課長は、労災保険審査官に対し、必要な助言を行うとともに、他の事案において同様の調査不足等が生じないよう、管下労働基準監督署に対して会議や研修において周知する等の措置を必ず講じること。

（3）上記（1）の検証の過程において疑義が生じた場合には、労災補償課長は、速やかに労災保険審理室あて相談すること。

2　審査請求に係る労災保険審査官の事務について

（1）労災保険審査官は、審査請求に係る事務処理に当たっては、特に以下に留意すること。

ア　審査請求を受理した場合には、その旨を速やかに労災補償課長に連絡するとともに、関係書類の提出を原処分庁に求めること。

イ　原処分庁から提出された関係書類を受理した段階において、チェックポイント等を活用し、原処分庁における調査不足事項があるか否か等入念な点検を行うこと。その上で、原処分の妥当性、審査請求人の主張する内容、労災補償課長からの検証結果に基づく助言等を踏まえて、争点整理を行うとともに、審理計画を作成すること。

ウ　原処分庁から提出された意見書の内容等に疑義がある場合には、必ず確認を行い、疑義を解消した上で、審理を進めること。

エ　原処分庁における調査不足事項等については、これを補充する必要な調査等を確実に行うこと。

オ　上記エの調査等によって判明した新たな事実関係等を加えて事案を検討し、法令・通達等に照らした上で、原処分の取消を含めた判断を行うこと。

（2）決定書の作成について

決定書は、可能な限り簡潔・明瞭なものとすること。具体的には、下記を参照すること。

ア　判断要件は「別紙のとおり」と記載し、添付する形式をとること。

イ　認定した事実は、判断の根拠として採用したものだけを記述すること。

ウ　聴取書等における申述者の氏名は記載せず、「主治医」、「専門医」、「労災医員」及び「事業場関係者」等の記述にとどめること。

エ　医師意見書の記載に当たっては、簡潔・明瞭に要旨を記載すること。

オ　棄却決定の場合、結論部分において請求人の主張意見を採用しなかった理由を可能な限り簡潔・明瞭に記述すること。

3　審査請求に係る原処分庁の事務について

原処分庁は、意見書の作成に当たっては、審査請求人の主張を採用しなかった理由を明確に記載すること。

4　再審査請求に係る労災補償課長等の事務及び原処分庁の意見書作成等について

（1）労災補償課長は、再審査請求が行われた脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案であって、請求人及び請求代理人から新たな事実及び主張が提出された場合については、新たな事実及び主張を考慮し、上記1に準じた検証を行うこと（本事務連絡発出前の未検証の前述事案も同様とする。）。

（2）労働保険審査会から再審査請求に係る受理通知を原処分庁又は労災保険審査官が受けたときは、速やかに労災補償課長にその旨を連絡すること。また、原処分庁は労働保険審査会から送付された再審査請求書及び同添付資料の写しを労災補償課長あて送付すること。

（3）労災補償課長は、原処分庁から労働保険審査会への意見書及び関係資料、労災保険審査官から労働保険審査会への関係資料の提出に当たっては、業務上外等の判断に関係のない資料や使用に制限のある資料があるか否かなどについて必ず点検すること。

5　局管理者の進行管理について

労災補償課長は、労災保険審査官が行った争点整理の結果等を基に、労災補償課内で労災補償監察官等を含めた審査請求事件に係る検討会を随時開催し、調査事項及び決定に係る全般について労災保険審査官に助言・指導すること。

6　その他

（1）労災補償課長及び労災保険審査官は、審査・再審査関係業務において疑義が生じたときには、随時、労災保険審理室あて相談すること。

（2）局の実情（審査請求件数が多い、他の労災補償業務との関係等）により、本事務連絡の弾力的な運用が必要と思われる場合、労災補償課長は、労災保険審理室あて相談すること。

（3）平成19年度新任審査官研修についても、本事務連絡を踏まえた内容で実施することとしていること。

事　務　連　絡
平成２２年３月２９日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室長

「審査請求文書受付・送付簿」の電子化様式について

「審査請求文書受付・送付簿」については、平成１８年３月１５日付け事務連絡「「四半期審査請求処理状況等報告」の廃止並びに審査様式第３６号「審査請求文書受付・送付簿」(写)の提出について」により四半期ごとに郵送で提出するよう指示しているところであるが、労働者災害補償保険審査官の事務簡素・合理化を図る必要があるため、電子媒体によることとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　電子媒体での提出の開始時期
平成２２年度第１四半期とする。

２　留意事項
（１）平成２２年度以降の「審査請求文書受付・送付簿」は、別途労働基準行政システムの全国掲示板に掲載する別添１の様式（「決定区分」欄等に記入されていた併合等の情報を記入するため、「併合等」欄及び「備考」欄を設けたExcelファイル）に記入し、当室審査第１係あてにメールで送付すること。なお、記入にあたっては、別添２の「審査請求文書受付・送付簿様式の記入方法」を参照し、「差出人名・受取人名」を削除したファイルを送付すること。
（２）平成２１年度以前の「審査請求文書受付・送付簿」については、局で使用していた既存のファイルをメールで提出すること。なお、手書きで作成していた場合、PDFファイルに変換した上で、メールで提出すること。
（３）別添３「「争点」欄の略語の対照表」のとおり略語を一部変更するので、平成２２年度以降の受付事案について使用すること。

３　提出時期
第１四半期（　４月～　６月）分　→　　７月５日
第２四半期（　７月～　９月）分　→　１０月５日
第３四半期（１０月～１２月）分　→　　１月５日
第４四半期（　１月～　３月）分　→　　４月５日

４　集計結果
提出された「審査請求文書・受付送付簿」を当室において集計し、審査関係統計表として周知する。

基発１２２７第１号
平成２２年１２月２７日
改　正　基発０７１０第５号
平成２６年７月１０日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、
不支給決定等の処分性について

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第１項の規定に基づく社会復帰促進等事業（旧労働福祉事業。以下「社復事業」という。）として行われる事業に係る支給、不支給決定（承認、不承認を含む。）（以下「支給決定等」という。）については、これまで、原則として申込みに対する承諾又は不承諾であり、保険給付と異なり処分性はないものとして取り扱ってきたところである。

しかしながら、最高裁判所において、同事業として実施されている労災就学援護費について、保険給付と同様の手続きにより支給する仕組みとなっていること等から、その支給決定等は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者や遺族の労災就学援護費の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるので、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する旨、判示されたところである。

そこで、社復事業のうち、判示された労災就学援護費以外の事業を見直したところ、下記１に掲げるものについては、今後、処分性があるものとし、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、「労災就学等援護費に関する審査請求の当面の取扱いについて」（平成１５年９月１１日付け基労補発第０９１１００１号）は廃止する。

記

１　処分性を認める具体的な支給決定等

処分性を認める支給決定等は次のとおりとすること。

（１）労災就学援護費の支給又は不支給
（２）労災就労保育援護費の支給又は不支給
（３）義肢等補装具費の支給の承認又は不承認
（４）外科後処置の承認又は不承認
（５）アフターケア健康管理手帳の交付又は不交付
（６）アフターケア通院費の支給又は不支給
（７）労災はり・きゅう施術の承認又は不承認
（８）頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認
（９）休業補償特別援護金の支給又は不支給
（10）長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給
（11）振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給
（12）労災療養援護金の認定又は不認定

2　処分性を認めることによる効果

（1）上記１の支給決定等は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条に規定する抗告訴訟の対象となること。

したがって、同法第２章の規定の適用があり、不支給決定等を受けた被災労働者等は国に対して取消訴訟を提起することができるほか、出訴期間の制限（同法第１４条）等の適用を受けること。

また、同法第４６条の適用も受けるので、同条の定めるところにより取消訴訟の提起に関する事項の教示が必要になること。

（2）上記１の支給決定等は、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第２条第１項に規定する「処分」に該当するが、労災保険法第３８条に規定する「保険給付に関する決定」には該当しないこと。

（3）上記１の支給決定等は、行政手続法（平成５年法律第８８号）で定める「申請に対する処分」にも該当するため、審査基準の設定（同法第５条）、不支給決定する場合の理由の提示（同法第８条）、審査の進行状況等や申請に必要な情報の提供（同法第９条）など、同法第２章に規定する関係規定の適用を受けることになること。

3　標準処理機関

上記１の支給決定等の標準処理機関は、１か月とすること。

4　関係通達の改正

関係通達を別紙１から６までのとおり改めること。（省略）

5　経過措置

この通達に定める取扱いは、本通達発出後に行う支給決定等について適用するものであること。

ただし、本通達発出日以前に、本通達による改正前の「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領（平成１９年４月２３日付け基発第０４２３００２号）」に基づき「健康管理手帳交付報告書」を作成した場合においては、なお従前のとおり事務を行うこととすること。

基発１２２４第９号
平成２７年１２月２４日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

労災保険給付における個人番号の利用に係る事務処理について

労災保険給付において、社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、個人番号の利用に係る事務処理については、別添の「労災保険給付個人番号利用事務処理手引」によることとしたので、取扱いに遺漏なきを期されたい。

労災保険給付個人番号利用事務処理手引

1　本手引の位置付け

本手引は、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の導入により平成28年1月より変更が生じる労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による年金たる保険給付に関する事務（以下「労災年金事務」という。）の事務処理のうち、特定個人情報（※1）等（※2）の適正な取扱いについて具体的な実施方法を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）及び同法第4条及び個人情報の保護に関する法律第51条に基づき定められた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「ガイドライン」という。）の規定（※3）に基づき、特定個人情報等の具体的な取扱いについて定めるものである。

※1　特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

※2　個人番号及び特定個人情報をいう。

※3　特定個人情報に関する安全管理措置　2B

2　労災年金事務における特定個人情報等の取扱い

（1）概要

特定個人情報等の利用及びその保護などに関して規定する番号利用法は、個人情報保護における一般法に対する特別法として位置付けられており、個人番号と紐づかない保有個人情報よりも厳格な保護措置を講じる枠組みとなっている。

したがって、特定個人情報等について安全管理措置を講ずるにあたっては、従来規定されていた行政機関個人情報保護法等関係法令、行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省等における情報セキュリティポリシーの遵守を前提に、番号利用法、厚生労働省における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及びガイドラインを遵守することが必要となる。

また、行政機関は、特定個人情報等の保有に先立って、特定個人情報等の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を実施することとされており、労災保険給付に関する事務のうち特定個人情報等を取り扱う労災年金事務においても、特定個人情報保護評価書を作成及び公表しているところである。特定個人情報等について安全管理措置を講ずるにあたっては、当該評価書に記載されたリスク対策等を実施することも必要となる。

（2）基本的な姿勢

番号利用法第15条において、予め番号利用法において個人番号の提供を求めることができるとされている場合を除き、何人も他人に対し個人番号の提供を求めてはならないとされていることから、職員は次の基本姿勢をもって、労災保険給付事務に係る事務処理を行うことが必要である。

① 個人番号欄が追加される年金給付に係る各種請求書又は届（以下「請求書等」という。）以外の手続きにおいて、個人番号を収集してはならない。

② 特定個人情報等を外部に持ち出してはならない。

（3）労災年金事務における具体的な取扱い

労災年金事務においては、主に請求書等の受付及び審査（※）で特定個人情報等を取り扱う

こととなる（※）。特定個人情報等の取扱いに当たっては、「厚生労働省保有個人情報管理規程」、「都道府県労働局保有個人情報管理規程準則」などの保有個人情報に関する規定や、「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム管理規程」、「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領」（以下「運用管理要領」という。）などの情報セキュリティに関する規定など、既存の労災年金事務に関する規定を遵守した上で、下記（４）以降に記載した平成28年１月より変更が生じる労災年金事務の事務処理における特定個人情報等に関する具体的な取扱いを遵守すること。

※　支給決定通知書等各種通知書には特定個人情報等の印字は行わない。

※　労災年金事務において取り扱う書類のうち、個人番号が記載されるのは、基本的に請求書等と、個人番号を労災行政情報管理システム（以下「労災システム」という。）に登録した際に出力する本人確認情報照会結果リストの２つである。

（４）特定個人情報等の事務取扱担当者

特定個人情報等の事務取扱担当者は、厚生労働本省（以下「本省」という。）、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）の職員及び非常勤職員（以下「職員等」という。）のうち、労災年金事務において特定個人情報等を取り扱う職員等とする。具体的には、本省労働基準局労災管理課、補償課及び労災保険業務課並びに局労災補償課及び署労災担当課などの職員等のうち、労災年金事務において特定個人情報等を取り扱う者が事務取扱担当者となる。ただし、例えば署の労災担当課以外の職員等が労災年金事務に係る請求書等を受け取ることがある場合など、例示に記載のない場合であっても、労災年金事務において特定個人情報等を取り扱う者は事務取扱担当者となる。

また、労災年金事務のうち、個人番号の登録や個人番号をキー情報とした地方公共団体情報システム機構（以下「Ｊ－ＬＩＳ」という。）からの機構保存本人確認情報（本人の住民票情報（氏名、市町村コード、住所、性別、生年月日、生存状況、異動事由、異動年月日）及び本人と同一住所の住民情報（同一住所の住民の氏名、性別、生年月日、異動事由、異動年月日））の取得などの機械処理は、特定個人情報等の保護の観点から、労災システムに登録された「個人番号事務処理権限」に係るユーザ情報により業務処理権限が制御されるので、これらの機械処理の取扱いの有無に応じて、適切にユーザ情報の申請（※）を行うこと。

※　ユーザ情報の申請は、運用管理要領を参照。

（５）特定個人情報等の取扱いに関する監督

管理者（局においては労災補償課長、署においては労働基準監督署長、労災担当課長などが該当する。）は、下記３以降に記載した平成28年１月より変更が生じる労災年金事務の事務処理において具体的に定めた事務取扱担当者の特定個人情報等に関する取扱いについて、必要かつ適切に監督を行うこと。

また、新たに事務取扱担当者になる者については、本手引における特定個人情報等の具体的な取扱いについて、研修を行うこと。

なお、管理者は労災システムの「個人番号アクセス記録検索画面」より、事務取扱担当者の労災システムに保存された特定個人情報ファイルへのアクセス記録を確認することができるので、定期的に又は随時、確認すること。

３　個人番号の収集

請求人又は届出人（以下「請求人等」という。）から請求書等が提出された場合の個人番号の確認等の取扱いは次のとおりとする。個人番号は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）に定められた請求書等の提出に当たり必要な記載事項であることから、空欄の場合は記載を求めること。

なお、休業（補償）給付支給請求書など個人番号欄が追加されない請求書等の手続きでは、個人

番号の提供を求めることができないことに留意すること。
また、労災年金事務以外の事務に関する提出書類に個人番号の記載がある場合は、下記９「その他の留意事項」によること。

（１）請求書等に記載された個人番号の確認
請求書等の個人番号欄に請求人等の 12 桁の個人番号が記載されていることを確認すること。その上で、下記４により本人確認を行うこと。

（２）請求書等の個人番号欄に記載がない場合又は記載に不備がある場合の対応
① 請求書等が署の窓口で提出された場合は、その場で請求人等に個人番号の記載又は修正を求めること。ただし、個人番号の記載がない場合又は記載に不備がある場合でも、請求書等は受け付けて差し支えないこと。
② 下記４の本人確認書類を請求人等が添付しており、当該本人確認書類に個人番号の記載がある場合は、これにより請求書等を職権で補正すること。なお、電話照会による補正は、漏えい事故等防止のため禁止する。
③ ①及び②が困難な場合は、原則として、請求人等から聴取等を行う機会を捉え、個人番号の記載又は修正を求めることとし、個人番号欄の不備のみでの不備返戻は行わないこと。
なお、個人番号以外の記載事項及び記載内容にも不備があり、請求人等に不備返戻を行う場合に限り、その機会に個人番号についても記載又は修正を求めて差し支えないこと。
不備返戻を行う際は、請求人等に対して、
ア 請求人等が個人番号を記載した請求書等を提出する場合は、追跡可能な簡易書留郵便などを利用すること
イ 手渡しにより提出する場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようにすること
を教示すること。その際、請求人等が当該教示に従うか否かは、最終的に請求人等の判断に委ねられることに留意すること。
また、署が請求人等に対して個人番号が記載された請求書等を郵送、手渡しする場合も、上記ア及びイと同様に対応すること。
④ 個人番号は国内に住民票を有しない外国籍の者（※）には付番されないため、この場合は個人番号の記載を求める必要はないこと。
※ 外国籍の者でも、中長期在留者や特別永住者等の住民票を有する者がいることに留意すること。
⑤ 請求書等の審査においてＪ－ＬＩＳに対して機構保存本人確認情報の照会が必要ない場合（※）は、あらためて個人番号の記載を求める必要はないこと。
※ 機構保存本人確認情報が審査に不要の場合や、機構保存本人確認情報を住民票の写しなどの書類で確認する場合
⑥ ⑤に該当する場合でも、年金給付の支給決定を行う場合は、原則、それまでの間に個人番号を収集すること。
⑦ 遺族（補償）年金の請求書については、請求人のほか、死亡労働者に係る個人番号の記載が必要となるが、死亡労働者の個人番号は住民票の除票（個人番号入り）によって確認することができるので、請求人が死亡労働者の個人番号カード又は通知カードの所在を知らない場合などは、請求人に案内すること。
ただし、遺族（補償）年金の請求書の審査において、Ｊ－ＬＩＳに対して死亡労働者の機構保存本人確認情報の照会が必要ない場合（※）は、あらためて死亡労働者の個人番号の記載を求める必要はないこと。
※ 死亡労働者の機構保存本人確認情報が審査に不要の場合（死亡労働者の個人番号により生計維持関係（同一住所の住民）を確認する必要がない場合）や、機構保存本人確認情報を住民票の写しなどの書類で確認する場合
⑧ ①から③により請求人等が個人番号の記載を拒むなど個人番号の提供を受けられない場

合で、④、⑤及び⑦のただし書きにも該当しない場合は、下記（3）によること。

（3）請求人等が個人番号の記載を拒んだ場合など個人番号の提供を受けられない場合の対応

国民の労災年金における手続きの簡素化（添付資料の省略など。下記6参照。）、保険給付の適正化などマイナンバー制度の趣旨や、請求書等に必要な記載事項であることを説明し、個人番号の記載を求めること。

それでもなお、個人番号の記載に理解を得られない場合は、下記（4）により職権によって個人番号を取得すること。

（4）職権による個人番号の取得

① 請求人等に対して、職権により（※）個人番号を取得する旨を説明すること。

② 請求人等又は死亡労働者の住民票における基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日を指す。以下同じ。）を（署において把握していない場合は、住民基本台帳法第12条の2に基づき職権により地方自治体から住民票の写しを入手した上で）申請様式（資料1。11頁参照。）により、局労災補償課を経由して、本省労働基準局労災保険業務課年金班に申請すること。

③ 本省では、報告された基本4情報に対応する個人番号をＪ－ＬＩＳに対し照会を行い、一定期間中に照会結果の個人番号を労災システムに登録する。また、個人番号の登録を行った旨を局労災補償課に通知する。

なお、Ｊ－ＬＩＳから個人番号を取得した場合は、下記4の本人確認措置を実施する必要はないこと。

※ 番号利用法第14条第2項の規定に基づき、Ｊ－ＬＩＳから個人番号を含む機構保存本人確認情報を取得すること。

（番号利用法第14条第2項）

個人番号利用事務実施者は、その保有する個人に関する4情報を基に、その者の個人番号をＪ－ＬＩＳに照会することができる。

4 本人確認措置

（1）本人確認の方法

番号利用法第16条その他の規定に基づき、請求人等から請求書等により個人番号の提供を受ける場合には、次により本人確認を行うこと。なお、本人確認書類の範囲、本人確認書類以外の本人確認の方法、本人確認書類の該当性など本人確認措置の詳細については資料2（12頁参照。）によること。

① 個人番号が記載された請求書等を署の窓口で受け取る場合の本人確認は、原則として、本人確認書類の提示又は本人確認書類若しくはその写しの提出を受けることにより行うこと。また、個人番号が記載された請求書等を郵送で受け取る場合は、本人確認書類若しくはその写しの提出を受けることにより行うこと。

本人確認書類の提示を受けた場合は、請求書の余白に、確認した本人確認書類の名称を記載すること。本人確認書類又はその写しの提出を受けた場合は、当該書類を請求書等と共に保管すること。

② 本人確認は、次の2つの確認を行うこと（個人番号カードは、これらの確認を同時に行うことができるものである。）。

ア 個人番号確認（正しい個人番号であることの確認）

例えば、平成27年10月以降に郵送されている通知カード、個人番号が記載された住民票の写し及び住民票記載事項証明書等により行うことができる。

イ 身元（実在）確認（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）

例えば、運転免許証、運転履歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード及び特別永住者証明書等により行うことができる。

なお、本人確認書類については、偽造並びに改ざんされたものでないことについても確認すること。

③ 個人番号の提供を代理人から受ける場合の本人確認は、次の３つの確認を行うこと。

ア 代理権の確認

イ 代理人の身元（実在）確認

ウ 請求人等の番号確認

④ 事業主が請求人等の代理人として請求書等を提出する場合の本人確認の方法の例は次のとおりであること。

ア 代理権の確認は、委任状により確認すること。委任状により確認することが困難な場合は、請求書等に請求人等及び事業主の住所、氏名及び押印があることにより確認すること。

イ 代理人である事業主の身元（実在）確認は、当該事業主の保険関係が成立していることを確認し、当該事業主が被災労働者が所属する事業場の事業主であることについて、保険関係成立届や年度更新申告書、労働保険代理人選任・解任届等の適用徴収関係書類に押印された事業主印が請求書等に押印されているものと同じであることにより確認すること。

ウ 請求人等の番号確認は、請求人等の通知カードなどにより確認すること。

⑤ 社会保険労務士（以下「社労士」という。）が本人に代わって請求書等を提出する場合の本人確認の方法の例は次のとおりであること。

ア 代理人である社労士の代理権の確認は、請求書等のチェックボックスにチェックが入っていることにより確認すること。

イ 代理人である社労士の身元（実在）確認は、社労士証票（写真入り）により行うこと。

ウ 請求人等の番号確認は、請求人等の通知カードなどにより行うこと。

⑥ 遺族（補償）年金の請求書に係る死亡労働者の個人番号は、番号利用法に定められた本人確認を行う必要はないが、死亡労働者の個人番号を確認するため、死亡労働者の個人番号カード、通知カード又は個人番号の記載のある住民票の除票の写しの提示、提出を受けること(※)。

※ 死亡労働者の個人番号の提供を受ける際は、番号利用法第16条の規定は及ばないが、死亡労働者の個人番号は、労災則第15条の２第１項第１号に定められた請求書の記載事項であるため、この記載事項を確認する書類として、上記書類の提示、提出を求めるもの。なお、上記の書類の提示、提出を受けられない場合は、下記５の個人番号の登録の際に、Ｊ－ＬＩＳから取得した機構保存本人確認情報により個人番号の確認を行うこと。

⑦ 本人確認書類の提示、提出がない場合でも、請求書等は受け付けて差し支えないこと。この場合においても、受付当日又は翌開庁日までに請求書等の入力を行う必要があるが、個人番号に係る情報を除き労災システムへの登録を行い、個人番号については、本人確認措置を完了した後に行うこと。

⑧ 事業主や社労士など請求人等以外の者から、窓口又は郵送により請求書等の提出を受ける場合は、次により本人確認を行うこと。

ア 原則として、上記③の請求人等の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認を行うこと。

イ 事業主や社労士など請求人等以外の者が、請求人等の依頼により請求書等の提出のみを行う場合は、当該請求書等は請求人等から提出されたものとして、本人確認を行って差し支えないこと。

（２）請求書等に本人確認書類の提示、提出がない場合の対応

① 請求人等から個人番号の提供を受ける際、本人確認書類の提示、提出がない場合は、請求人等に対し、マイナンバー制度において個人番号の提供を受ける場合には本人確認が義務付けられている旨を説明し、本人確認書類の提示、提出を依頼すること。

② 請求人等が本人確認書類を提示、提出しない理由が、（１）の②に例示した代表的な本人確認書類を所持していないことによる場合は、本人確認書類（資料２。12頁参照。）のなかで

提示、提出可能なものがないか、請求人等に確認すること。

③　個人番号確認（代理人の場合の本人の番号確認も含む）は、下記５①のＪ－ＬＩＳに係る機構保存本人確認情報の確認に代えて差し支えないこと。

④　身元（実在）確認は、過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚（見て判断）すること等により、個人番号の提供を行う者が本人（もしくは本人の代理人）であることが明らかな場合は、不要であること。

⑤　②において提出可能な本人確認書類がない場合又は請求人等が本人確認書類の提示、提出を拒んだ場合で、③及び④によっても本人確認が行うことができない場合は、上記３の（４）の職権による方法で個人番号を取得すること。

（３）労災年金事務に関して電話で照会があった場合の対応

労災年金の請求人、受給権者等から電話で照会があった場合、年金証書番号や、氏名、生年月日等の個人を特定する情報を聴取することが必要となるが、特定個人情報保護の観点から、個人番号は電話で聴取してはならないこと。

ただし、本人が希望する場合には、本人から個人番号の提供を受け、その個人番号を基に特定個人情報ファイル（労災システムなど）の個人情報を検索して差し支えない。この場合、本人確認は次により行うこと。

①　個人番号確認は、過去に本人確認の上作成した特定個人情報ファイルを確認（労災システムの検索など）すること。

②　身元（実在）確認は、請求書等記載事項など保険給付に関する情報のうち複数の事項（請求人等の氏名、生年月日、住所など本人しか知り得ない事項）を申告させて確認すること。

③　代理人からの問合せについては、代理人と本人の関係（社労士、事業主など）についても確認すること。

④　個人番号をメモした場合は、問合せに係る対応が終了次第速やかに、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーを利用するなどして廃棄すること。

５　個人番号の登録

収集した個人番号は次により労災システムに登録すること（※）。

①　収集した個人番号は、労災システムの本人確認情報照会画面から打鍵入力し、Ｊ－ＬＩＳから当該個人番号に対応する機構保存本人確認情報を取得すること。その際、請求書等に記載された請求人等の基本４情報について、Ｊ－ＬＩＳから取得した機構保存本人確認情報と突合し、相違がないか確認すること。

②　相違がある場合、住所地番の表記ゆれ（○丁目○番地○号が○－○－○となっている場合や、ローマ数字、漢数字の違いなど）など軽微なものを除き、相違が生じている理由を請求人等に照会するなどして、確認すること。

③　確認の結果、相違が生じている理由と、当該個人番号が正しいことが確認できた場合は、相違が生じている理由を、労災システムの個人番号登録画面の備考欄に打鍵入力で登録すること。

④　Ｊ－ＬＩＳから取得した機構保存本人確認情報及び上記の確認結果である本人確認情報照会結果リストを労災システムから出力し、請求書等に添付すること。

※　詳細は「労災保険業務機械処理事務手引（共通業務及び年金・一時金業務）」を参照。

⑤　労災年金の支給決定に必要な調査が終了した時点で、個人番号が把握できていない、本人確認ができていないなど個人番号の登録が行えない場合は、個人番号の把握等を待つことなく、労災年金の支給決定を行うこと。なお、労災年金の支給決定後は、個人番号の登録を速やかに行うこと。

６　添付資料の省略

請求人等から収集した個人番号によりＪ－ＬＩＳから機構保存本人確認情報を取得することができる場合の住民票の写し等の添付資料については、平成27年９月29日付け基発0929第９号及

び平成27年12月8日付け基発1208第2号に基づき、下記のとおり省略できるので、該当する場合（該当が見込まれる場合も含む）は、その旨を請求人等へ説明すること。

（1）平成27年9月29日付け基発0929第9号関係

Ｊ－ＬＩＳから、機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、次のアからウに掲げる死亡の事実を証明できる書類などの添付資料を省略できること。

ア　死亡の事実を証明できる書類
（労災則第10条第3項、未支給の保険給付（年金給付）支給請求書の手続）

イ　住民票の写し又は戸籍の抄本
（労災則第21条第2項、障害（補償）年金の受給権者に係る定期報告の手続）

ウ　死亡の事実を証明できる書類
（労災則第21条の2第4項、年金等受給権者死亡届の手続）

（2）平成27年12月8日付け基発1208第2号関係

請求人等が、次のアからエに掲げる生計維持関係等を証明する書類として住民票の写しを提出しようとする場合であって住民票の写しにより証明しようとする事項が機構保存本人確認情報により確認できる場合は、住民票の写しについては提出されたものとして取り扱うこと。ただし、死亡診断書等の書類は、機構保存本人確認情報では、死因などの事項を確認することができないことから、当該書類の添付は引き続き必要であること。

ア　生計維持関係等を証明することができる書類
①　労災則第10条第3項第2号ハ
（未支給の保険給付（年金給付）支給請求書の手続）
②　労災則第15条の2第3項第3号（遺族補償年金支給請求書の手続）
③　労災則第15条の2第3項第4号（遺族補償年金支給請求書の手続）
④　労災則第15条の2第3項第6号（遺族補償年金支給請求書の手続）
⑤　労災則第15条の3第2項第3号（遺族（補償）年金転給等請求書の手続）
⑥　労災則第15条の4第2項第3号（遺族（補償）年金転給等請求書の手続）
⑦　労災則第18条の9第3項（遺族年金支給請求書の手続）
⑧　労災則第21条第2項第2号ロ
（年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（遺族用）の手続）
⑨　労災則第21条の2第4項（遺族（補償）年金額算定基礎変更届の手続）

イ　死亡の事実を証明できる書類
（労災則第21条の2第4項（遺族（補償）年金受給権者失権届の手続））

ウ　所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類
（労災則第15条の6第2項、遺族（補償）年金支給停止申請書の手続）

エ　受給権者の氏名及び住所に変更があったことを証明することができる書類
（労災則第21条の2第4項、年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名　年金の払渡金融機関変更届の手続）

7　Ｊ－ＬＩＳからの機構保存本人確認情報の取得

労災年金事務に関する各種請求書等の受付及び審査において、機構保存本人確認情報の確認が必要な場合（上記6の添付書類の省略のためＪ－ＬＩＳから機構保存本人確認情報を取得する場合を含む）のほか、各支払期における年金給付の支給にあたり受給権者に関する機構保存本人確認情報の確認が必要な場合は、労災システムの端末によりＪ－ＬＩＳから機構保存本人確認情報を取得することができる（※）ので、本人の住民票情報の変更等を把握したが各種届の提出がない場合の事実確認など、適正な給付に必要な場合に活用すること。

※　Ｊ－ＬＩＳから機構保存本人確認情報を取得することができる年金給付に関する請求書や各種届などは、ＯＣＲ入力する際に記入する様式番号により制御されており、Ｊ－ＬＩＳから誤って不必要な機構保存本人確認情報

を取得してしまうことを防止している。詳細は「労災保険業務機械処理事務手引（共通業務及び年金・一時金業務）」を参照。

8　特定個人情報等が記載された請求書等の管理等

（1）取扱状況の記録

特定個人情報等が記載された請求書等や本人確認情報照会結果リストなどの書類が編綴されたファイルについて、索引、目次等（氏名、生年月日、その他の記述等も含む）により、複数の個人情報を容易に検索できるようにする場合（年金ファイルなど）は、当該ファイルは「特定個人情報ファイル」に該当するため、保有個人情報の取扱状況を記録する台帳等において、次の内容を記載すること。なお、記載にあたっては、特定個人情報保護評価書を参考とすること。

① 特定個人情報ファイルの名称
② 行政機関等の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務を所掌する組織の名称
③ 特定個人情報ファイルの利用目的
④ 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
⑤ 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法

（2）請求書等の管理

① 特定個人情報等が記載された請求書等の書類は、執務室内において取り扱うこと。
② 特定個人情報等が記載された請求書等の書類を、実地調査などで庁舎外に持ち出す必要がある場合は、個人番号部分をマスキングした写しを使用すること。
③ 郵送する場合は簡易書留郵便など、追跡可能な移送手段を利用すること。
④ 特定個人情報等のデータを複製、送信したり、特定個人情報等を電子媒体に記録して庁舎外に持ち出すことは禁止する。

（3）請求書等の保管

特定個人情報等が記載された請求書等の書類が編綴されたファイルについては、盗難又は紛失等を防止するために、施錠することができる所定の書棚等に保管すること。

（4）請求書等の廃棄

特定個人情報等が記載された請求書等の書類が編綴されたファイルについて、文書管理に関する規定等で定められている保存期間を経過した場合などで廃棄する場合は、焼却又は溶解等の復元不可能な手段により廃棄すること。

なお、廃棄を委託した場合は、委託先から証明書等の提出を求めるなど、適切に記録を残すこと。

9　その他の留意事項

（1）審査請求・再審査請求・行政事件訴訟

ア　審査請求又は再審査請求における証拠資料として、請求書等の写しなど、個人番号が含まれる書類を、労働者災害補償保険審査官又は労働保険審査会に提出する場合は、個人番号をマスキングして写しを作成するなど、提出書類から個人番号を読み取ることができないようにすること。

イ　行政事件訴訟における証拠資料として、個人番号が記載された書類を、都道府県労働局長又は裁判所に提出する場合は、上記アと同様に取り扱うこと。

（2）文書送付嘱託

裁判所からの送付嘱託についても、原則として（1）と同様に対応すること。

（3）労災年金事務以外の事務に関する提出書類に個人番号の記載がある場合の対応

労災年金事務以外の事務に関する提出書類（住民票の写し等）に個人番号の記載がある場合は、マスキングするなど個人番号を復元できない手段で削除した上で保管すること。

（4）個人番号の変更を把握した場合の対応

個人番号の漏えいなどにより個人番号が変更される場合があるため、請求人等の申告などにより個人番号の変更を把握した場合は、年金給付たる保険給付の受給権者の住所・氏名年金の払渡金融機関変更届により変更後の個人番号の提供を求めること。

なお、変更前の個人番号をキー情報としてＪ－ＬＩＳへ照会を行った場合でも、当該個人番号に係る本人の最新の機構保存本人確認情報が入手できること。

事　務　連　絡
平成２８年２月１７日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

「審査請求文書受付・送付簿」の改正について

「審査請求文書受付・送付簿」の四半期ごとの報告（以下「報告」という。）については、平成２２年３月２９日付け労災保険審理室長事務連絡「『審査請求文書受付・送付簿』の電子化様式について」によって指示しているところであるが、今般、当該様式等を別紙のとおり改めるので、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　改正内容

（１）　「審査請求文書受付・送付簿」（別紙１）について

様式中「受付年月日・受理年月日」欄を「受付年月日」欄及び「受理年月日」欄に分け、「決定・移送年月日」欄を「決定年月日」欄及び「移送年月日」欄に分ける。

（２）　「『争点』欄の略語の対照表」（別紙３）について

対照表中「９号」を「８号」に改める。

２　留意事項

（１）　平成２８年度以降に受け付けた審査請求事案については、本改正後の様式（別紙１）に記入すること。

なお、報告をするに当たっては、「審査請求文書受付・送付簿の記入方法」（別紙２）を参照の上、「差出人名・受取人名」を削除したファイルを当室審査第一係あてにメールで送信すること。

（２）　平成２７年度以前に受け付けた審査請求事案については、本改正前の様式によること。

（３）　報告期限については、次のとおりとする。

報告対象期間	報告期限
第１四半期（　４月～　６月）	７月５日
第２四半期（　７月～　９月）	１０月５日
第３四半期（１０月～１２月）	１月５日
第４四半期（　１月～　３月）	４月５日

（別紙1）

審査請求文書受付・送付簿

受付・送付番号	受付年月日	受理年月日	事件名	争点	差出人名 受取人名	決定年月日	移送年月日	処理期間	決定区分	併合等		備考	印
— 1													
— 2													
— 3													
— 4													
— 5													
— 6													
— 7													
— 8													
— 9													
— 10													
— 11													
— 12													
— 13													
— 14													
— 15													
— 16													
— 17													
— 18													
— 19													
— 20													

（別紙3）

「争点」欄の略語の対照表

※下線部が今回の改正箇所。

「争点」欄の略語		争点の内容	
業務上外	腰	争いがあるもので業務上外の認定に	腰痛に係るもの
	脳8号		脳血管疾患及び虚血性心疾患（8号事案）に係るもの
	脳1号		脳血管疾患及び虚血性心疾患（8号事案以外）に係るもの
	振		振動障害に係るもの
	上		上肢障害に係るもの
	じ		じん肺等に係るもの
	精		精神障害に係るもの（自殺及び自殺未遂を除く）
	精(自)		自殺又は自殺未遂（精神障害に係るもの）
	石肺		石綿による肺がん
	石中		石綿による中皮腫
	石他		その他の石綿による疾病
	他疾		その他の疾病に係るもの
	外		上記以外のもの
労		労働者であるかどうかに争いがあるもの	
通		通勤災害の認定に争いがあるもの	
支		支給制限について争いがあるもの	
治		治ゆ認定の時期に争いがあるもの	
再		再発であるかどうかに争いがあるもの	
障		障害等級の認定に争いがあるもの	
受		受給権等について争いがあるもの	
給		給付基礎日額の算定に争いがあるもの	
常介		介護（補償）給付に係る常時介護を要する障害の程度に争いがあるもの	
随介		介護（補償）給付に係る随時介護を要する障害の程度に争いがあるもの	
介他		介護（補償）給付に係る上記以外のことについて争いがあるもの	
石新		「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもの	
他		その他	

基総発０４０１第１号
平成２８年４月１日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局総務課長

「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」の改正について

裁判所等からの文書提出命令等に係る具体的な対応については、平成１４年３月１３日付け基総発第０３１３００１号（平成１８年１１月２２日改正）「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」（以下「本通達」という。）により指示してきたところである。

平成２８年４月１日に、都道府県労働局に雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室が設置されたことに伴い、別添のとおり、本通達を改正することとしたので、今後の取扱いに遺憾なきを期されたい。

（別添：下線部改正部分）

平成１４年　３月１３日
平成１８年１１月２２日　改正
平成２８年　４月　１日　改正

裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について

労働基準行政機関の保有する文書については、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連し、裁判所等からこれらの文書の開示を求められることが多くなるものと考えられることから、その対応については、平成１４年３月１３日付け基発第０３１３００８ 号「裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて」の記の第１の４により、調査の嘱託及び文書送付の嘱託がなされた場合には、原則これに応じる立場から適切に対応することとされたところである。しかしながら、強制手続きである文書提出命令と異なり、調査の嘱託及び文書送付の嘱託に係る対応については、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮を要することから、具体的には下記により対応することとするので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

１　調査の嘱託について

調査の嘱託は、文書送付の嘱託が書証として労働基準行政機関が保有する文書そのものの送付を求めるものであるのに対し、書証としてではなく、調査事項について文書による報告を求める点で異なるが、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮した上で、客観的事実について報告すること。

２　文書送付の嘱託について

(1)　対象となる文書

裁判所から、労働基準行政機関が保有する労働災害の発生状況等客観的事実を把握できる文書や関係者からの証言等の文書について提出を求められた場合には、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮し、適切な対応を行うべきものである。

これを踏まえ、文書送付の嘱託に応じて提出する主な文書は次のとおりとすること 。

ア　関係者からの提出文書

(ｱ)　事業主から届出のあった各種報告書、 就業規則届又は労使協定届

(ｲ)　事業主が作成した出勤簿、賃金台帳、勤務時間表、超過勤務証明書、業務日誌等業務内容報告書、人事経歴簿、人員組織構成表、配置表又は作業手順表

(ｳ)　事業主からの回答書 （業務内容、勤務実態等に関するもの）

(ｴ)　定期健康診断実施結果（被災者のもの）

(ｵ)　事故に関係した機器類の機能等（寸法、規格等を含む） の説明書

(ｶ)　被災者又は当該被災者の親族、上司、同僚その他の関係者（以下「親族等」という。）が作成した手帳、日記、メモ等

(ｷ)　労災保険の支給請求書

(ｸ)　各種許認可申請書

イ　関係者からの聴取書等

被災者本人又は当該被災者の親族等の聴取書、陳述書等

ウ　労働基準行政機関が発出した文書

(ｱ)　労災保険支給（不支給） 決定通知書等（控）

(ｲ)　是正勧告書（控）

(ｳ)　指導票（控）

(ｴ)　安全衛生指導書（控）

(ｵ)　主治医に対する意見照会書（控）

(ｶ)　各種許認可書（控）

エ　医師の作成した文書等

(ｱ)　主治医作成の診断書、診療録、レントゲン写真、検査結果又は死亡診断書

(ｲ)　主治医又は専門医作成の意見書又は鑑定書

(ｳ)　公的機関からの回答書

（気象台からの回答書、検死調書等警察からの回答書）

オ　他の官公署からの各種証明書等（上記エ(ｳ)に掲げるものを除く。以下同じ。）

カ　労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

(2)　具体的手続について

強制手続である文書提出命令とは異なり、文書送付の嘱託に対して労働基準行政機関が保有する上記(1)の文書を裁判所に提出するに当たっては、

①　文書提出者等が当該文書の一部分について開示を望まない場合には、当該部分を黒塗りして提出すること

②　同意の確認に関する経過については記録すること

に留意するとともに、それぞれ下記により対応すること。

ア　関係者からの提出文書

文書送付の嘱託申立人（以下「申立人」という。）から提出された文書については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者から提出された文書については、当該者の利害に配意する必要があることから、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうか、当該者に対し同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

また、同意が得られなかった場合には、当該文書の標題のみを回答すること。

なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

イ　関係者からの聴取書等

申立人の聴取書等については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者の聴取書等については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配意する必要があることから、次の手順により処理すること。

(ｱ)　聴取した者に対し、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうかの同意確認を行うこと。

(ｲ)　同意が得られた場合には聴取書等の写しを裁判所に提出することとするが、同意が得られない場合にはその旨、次の例を参考に文書により裁判所に回答すること。

「○月○日、文書送付の嘱託のあった件につき、○○ほか○名の聴取書（写）を別添のとおり送付します。なお、○名については本人の同意が得られなかったため提出は差し控えます。」

※　同意の得られなかった者についてはその人数のみを回答すること。ただし、同意しない者が訴訟の相手方当事者であるときは、同意しない者の氏名を秘匿する必要がないので、この場合は相手方当事者の氏名を回答して差し支えないこと。

ウ　労働基準行政機関が発出した文書

労働基準行政機関が、申立人に発出した文書については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

申立人以外の者に発出した文書については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配意する必要があることから、上記イの手順に準じて処理すること。

エ　医師の作成した文書等

医師の意見書等の文書については、医師等が職務上知り得た事実で秘密にすべき事項が含まれている場合があるため、当該医師等に対し、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうかの同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

なお、同意が得られなかった場合には、上記イの(ｲ)の手順に準じて処理すること。

オ　他の官公署からの各種証明書等

基本的には他の官公署において提出を判断すべきことであるが、災害発生後

相当期間経過し、当該証明書等を保有していないなど、当時の証明等を改めて当該官公署から求めることが困難な場合に限り、労働基準行政機関が文書提出に協力すること。

カ　労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

労働基準行政機関の職員が作成した復命書等の文書に係る文書送付の嘱託がなされた場合には、当該文書の記載内容に応じて個別に対応すること。

文書提出の範囲は、原則として、①調査担当官が職務上知ることができた事業場等にとっての私的な情報に関する部分とし、②行政内部の意思形成過程に関する情報の部分については、黒塗りして提出すること。

なお、①の情報に該当するもののうち、申立人に係る情報については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、該当部分について提出することとなるが、申立人の相手方当事者に係る情報については、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうかの同意確認を行い、同意が得られなかった部分については、公知の事実を除き、提出しないこと。申立人及び申立人の相手方当事者以外の第三者を特定する情報については、同意確認が困難であることから、黒塗りして提出すること。

同意確認に際して、対象文書そのものの提示が困難である場合には、提出対象とされる各情報の項目を列挙して提示をするなど、包括的な方法によらざるを得ないものであることから、同意の判断に当たっては、守秘義務の観点から慎重に行う必要があることに留意すること。

また、関係者から聴取した内容がそのまま記載又は引用されている部分や、医師の作成した文書等からそのまま記載又は引用されている部分については、当該部分について、上記(2)のイないしはエと同様に取り扱うこと。

(3)　担当裁判所書記官等への説明等

上記の(2)の結果、文書を提出することができない場合及び申立人からの申出の内容に照らし、十分応えることができない場合には、担当裁判所書記官等に対してその理由を詳しく説明し、理解を得るべく努めることが肝要であること。

また、このような場合であっても、調査内容における客観的事実についての回答をすることにより対応が可能である場合には、記の１に準じて対応すること。

３　本省との協議について

調査の嘱託又は文書送付の嘱託がなされ、本省と協議を行う必要がある場合には、それぞれの業務所管課に対して行うこと。

なお、都道府県労働局労働基準部所管課及び総務部労働保険徴収主務課（東京労働局にあっては労働保険徴収部所管課）が本省労働基準局担当課と協議する場合は、都道府県労働局労働基準部監督課を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して行うこと。

また、都道府県労働局雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室が労働基準行政に係る文書等について本省労働基準局担当課と協議する場合は、都道府県労働局雇用

環境・均等部企画課又は雇用環境・均等室を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して行うこと。

また、裁判所が文書提出命令の決定に先立って行う審尋において意見を述べるに当たって事前に協議する場合も同様とすること。

事　務　連　絡
平成３０年１０月１９日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

審査請求、再審査請求事件に係る連絡について

従前より、審査請求又は再審査請求がなされた後に、①労働基準監督署長（以下「署長」という。）が当該審査請求又は再審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）又は労働保険審査会にその旨を文書により連絡すること、②処分後に新たに調査判明した事項等、関係があると認められる資料があれば提出すること、をお願いしているところであるが（労災保険審査請求事務取扱手引第３部Ⅱ参照）、今般、再審査請求中の処分に関し、①当該処分の一部を変更する処分を行ったこと、②再審査請求中の処分に関係する情報を新たに把握したこと及び当該情報に基づいて処分を行ったことについて、労働保険審査会に連絡等がなされなかった事案が下記のとおり確認された。

このような情報が伝えられないまま審理がなされた場合には、審査請求、再審査請求事件の判断に大きな影響を及ぼすことから、該当する処分を行った場合等は、審査官又は労働保険審査会に速やかに連絡するよう徹底をお願いする。また、連絡の要否について疑義がある場合は、当室労災保険審査専門官に協議すること。

記

1　再審査請求中の処分（休業不支給）について、署長がその一部の期間を支給決定したことについて連絡されなかったもの
2　再審査請求中の処分（療養補償給付（再発）の不支給）に後続する新たな請求（療養補償給付）がなされ、資料から手術の実施が確認されるものの、当該請求関係資料が提出されなかったもの。
3　上記２の後続する請求について、署長が支給決定を行ったことについて、連絡されなかったもの。

事　務　連　絡
平成３１年２月２５日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

適切な審査請求処理計画の策定及び進行管理について

労働保険審査官（以下「審査官」という。）は、審査請求事件の迅速かつ公正な処理が求められているところであり、この実現のため、労働保険審査官及び労働保険審査会法第 13 条の２において、審査請求手続の計画的な進行を図らなければならないとされている。

このため、「労災保険審査請求事務取扱手引　平成２８年３月　厚生労働省労働基準局」（以下「手引」という。）においては、第２部Ⅴの３「審査請求処理計画の策定」（50 頁）において審査請求を受理してから３か月以内の処理を目標とした処理計画を策定すること、第３部Ⅲの１「進行管理及び支援体制の確立」（198 頁）において局管理者の進行管理及び支援体制の確立等を指示している。

しかしながら、本年度の中央労災補償業務監察において、３か月以内の処理を目標とした処理計画の策定や管理者の進行管理が不十分であるとして複数の労働局に対して指摘があったことが確認されているところである。

ついては、下記の点に留意の上、計画的な審理及び適切な進行管理による長期未処理事案の早期解消を図るよう、取組みの徹底をお願いする。

記

１　適切な審査請求処理計画の策定について

（１）　審査官は、審査請求を受理した段階で、審査請求受理後３か月以内処理を目標とした計画を策定するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）の「２　処理計画」の「予定年月日」欄に、審査請求受付・

受理から決定書作成・送付までの予定年月日を記載すること。

（２）　管理者による進行管理を行ってもなお上記（１）の当初計画の見直しが必要となった場合は、審査官は、労災補償課長に報告し協議した上で、審査請求処理計画の見直しを行うこと。

また、当初計画の見直しを行うこととした場合は、「審査請求処理計画・処理経過簿」の「２　処理計画」の「予定年月日」欄を修正するとともに、「３　処理経過」の「審理の経過及び審理のための処分等」欄及び「管理者等による助言等の事項」欄に、計画を見直した経過及び労災補償課長の助言等の内容を事跡として残すこと。

なお、「２　処理計画」の「予定年月日」欄の修正は、当初の予定年月日の下段に括弧書きで見直し後の予定年月日を記載する等、当初の計画と変更後の計画が分かるよう記載すること。

（３）　「審査請求処理計画・処理経過簿」の「２　処理計画」の「実施の有無」欄には実施した年月日を記載すること。

２　局管理者による適切な進行管理について

労災補償課長は、毎月必ず、審査官から事件ごとに「審査請求処理計画・処理経過簿」により処理状況の報告を受け、進捗状況を把握した上で、処理が遅延している場合は阻害要因を解消するための必要な助言・指導（審査請求処理計画の見直しも含む。）を行うとともに、必要に応じて労災補償監察官等を含めた検討会を随時開催するなど組織的な支援を行う等により、３か月以内の処理及び長期未処理事件の解消を図るよう努めること。

地発 0401 第 8 号
基発 0401 第 26 号
平成 31 年 4 月 1 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省大臣官房地方課長
（公　印　省　略）
厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員の配置について

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定による補償並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の規定による労働保険の適用徴収の調査等に関する業務の適正かつ円滑な運営に資するため、別紙１のとおり平成 31 年３月 29 日付けで「労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員規程（平成 31 年厚生労働省訓第 15 号）」が制定されたところであるが、同規程第５条の規定に基づき、その細目について別紙２のとおり「労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員設置要領」を定めたので、本要領に基づき労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員の実効ある活用を期されたい。

なお、平成 29 年３月 31 日付け地発 0331 第９号、基発 0331 第 73 号「社会復帰相談員の配置について」、昭和 48 年 11 月８日付け基発第 0626 号「通勤災害調査員について」、平成 28 年４月１日付け地発 0401 第 17 号、基発 0401 第 81 号「労働保険適用指導員規程の一部を改正する訓令の施行について」、平成 19 年３月 30 日付け地発第 03300015 号、基発第 03300027 号「一般拠出金徴収指導員の設置等について」、平成 29 年３月 31 日付け地発 0331 第 10 号、基発 0331

第75号「労災保険審査専門調査員の配置について」、平成23年3月31日付け地発0331第17号、基発0331第8号「労災診療費審査補助員の配置について」、平成30年3月27日付け地発0327第56号、基発0327第9号「労災保険調査員に係る設置要領の一部改正について」、平成28年4月1日付け地発0401第13号、基発0401第78号「労働保険算定基礎調査等指導員の配置について」、同日付け地発0401第16号、基発0401第80号「労働保険未手続事業指導員の配置について」、平成30年4月5日付け地発0405第5号、基発0405第1号「労災保険給付専門調査員等の配置について」、平成28年4月8日付け地発0408第2号、基発0408第7号「第三者行為災害専門調査員の配置について」及び平成29年4月1日付け地発0401第1号、基発0401第13号「特別加入専門相談員の配置について」は、平成31年3月31日限りで廃止する。

別紙1

○厚生労働省訓第15号

(部内一般)

労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員規程を次のように定める。

平成31年3月29日

厚生労働大臣　根本　　匠

労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員規程

(設置)

第1条　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による補償（以下「労災保険給付等」という。）並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の規定による労働保険の保険関係の成立及び消滅並びに労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の規定による一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収（以下「労働保険の適用徴収等」という。）における調査等に関する業務の適正かつ円滑な運営に資するため、都道府県労働局及び労働基準監督署に労災・労働保険専門員（以下「専門員」という。）及び労災・労働保険調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(任命)

第2条　専門員及び調査員は、労災保険給付等及び労働保険の適用徴収等に関する業務に深い関心と理解を有する者であって、次条第1項各号に掲げる職務を行うために必要な能力を有する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

2　専門員は、労災保険給付等及び労働保険の適用徴収等に関する専門的知識及び能力を有する者とする。

3　専門員のうち、より高い専門的知識、能力及び経験を有する者を主任労災・労働保険専門員とすることができる。

(職務)

第3条　専門員及び調査員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる職務を行う。

(1)　労災保険給付等の請求事案の支給に必要な事項についての調査、相談その他の事務処理に関すること。

(2)　労働者災害補償保険法第38条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法第86

条第１項の規定による審査及び仲裁の事務の処理に必要な調査、相談その他の事務処理に関すること。

(3)　労働保険の適用徴収等に関する必要な事項についての調査、指導及び相談その他の事務処理に関すること。

(4)　その他職員の労災保険給付等及び労働保険の適用徴収等に係る業務の補助に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省大臣官房地方課長又は厚生労働省労働基準局長が定める職務

２　専門員は、前項各号に掲げる職務のうち、専門的な職務を行い、主任労災・労働保険専門員は、より高度な専門性を有する職務を行う。

（任期等）

第４条　専門員及び調査員の任期は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

２　専門員及び調査員は、非常勤とする。

（その他の事項）

第５条　この規程に定めるもののほか、専門員及び調査員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

（社会復帰相談員規程等の廃止）

２　次に掲げる訓令は、廃止する。

(1)　社会復帰相談員規程（平成13年厚生労働省訓第38号）

(2)　通勤災害調査員規程（平成13年厚生労働省訓第44号）

(3)　労働保険適用徴収指導員規程（平成17年厚生労働省訓第６号）

(4)　一般拠出金徴収指導員規程（平成19年厚生労働省訓第９号）

(5)　労災保険審査専門調査員規程（平成20年厚生労働省訓第52号）

(6)　労災診療費審査補助員規程（平成23年厚生労働省訓第17号）

(7)　労災保険調査員規程（平成25年厚生労働省訓第14号）

(8)　労働保険算定基礎調査等指導員規程（平成28年厚生労働省訓第29号）

(9)　労働保険未手続事業指導員規程（平成28年厚生労働省訓第30号）

(10)　労災保険給付専門調査員規程（平成28年厚生労働省訓第37号）

(11)　第三者行為災害専門調査員規程（平成28年厚生労働省訓第38号）

(12)　特別加入専門相談員規程（平成29年厚生労働省訓第18号）

別紙２

労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員設置要領

労災・労働保険専門員（以下「専門員」という。）及び労災・労働保険調査員（以下「調査員」という。）の配置については、「労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員規程」（平成 31 年厚生労働省訓第 15 号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

１　職務

専門員及び調査員は、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長の指示を受けて、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業並びに労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定による補償（以下「労災保険給付等」という。）並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の規定による労働保険の適用徴収の調査等に関する次に掲げる事務を行う。ただし、専門員は当該事務のうち、専門的な事務を行い、主任労災・労働保険専門員については、より高度な専門性を要する事務を行うとともに、事務処理において専門員及び調査員の中心的な役割を果たす者を任命すること。

(1)　労災保険給付等の請求事案の支給に必要な事項についての調査、受付、相談その他の事務処理に関すること。

(2)　労働者災害補償保険法第 38 条第１項の規定による審査請求並びに労働基準法第 86 条第１項の規定による審査及び仲裁の事務の処理に必要な事項についての調査、相談その他の事務処理に関すること。

(3)　労働保険の適用徴収に関する必要な事項についての調査、指導、相談その他の事務処理に関すること。

(4)　上記(1)から(3)に係る書類の整理、郵便物の授受等に関すること。

(5)　その他職員の労災保険給付等及び労働保険の適用徴収に係る業務の補助に関すること。

2　採用等

専門員及び調査員は、公募を行った上で次に掲げる要件を具備した者のうちから、局長が採用する。

(1)　労災保険給付等及び労働保険の適用徴収に関する業務に深い関心と理解を有する者であって、上記１に定める職務を行うために必要な能力を有する者であること。

(2)　専門員は、上記１に定める労災保険給付等及び労働保険の適用徴収に関する職務のうち、専門的事項を行う知識及び能力を有する者であること。

(3)　専門員のうち、主任労災・労働保険専門員については、前２号に掲げる者であって、これまで労災補償業務又は労働保険適用徴収業務に従事したことがある等、より高度な専門的知識、能力及び経験を有する者であること。

(4)　専門員又は調査員としての職務を利用して、特定の者の利益を図り、又は信用を害するおそれがないこと。

(5)　公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。

(6)　他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて専門員又は調査員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3　任期等

専門員及び調査員の任期は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。ただし、在任期間中であっても、後記５に定める遵守義務に違反した場合には、免職とする場合があり得る。

また、任期途中において専門員又は調査員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4　報酬

専門員及び調査員に対し、予算の範囲内において給与及び旅費等を支給する。ただし、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）は適用しない。

5　遵守義務

専門員及び調査員は、次のことを遵守しなければならない。

(1)　国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。

(2)　公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。

(3)　その職務を行うに当たり、上記４に定める報酬以外の利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。

(4)　国家公務員法に規定する政治的行為を行ってはならないこと。

6　発令手続

専門員及び調査員の採用又は免職等については、局長は次の発令手続を行う。

(1)　採用の場合

局長は専門員及び調査員を採用しようとするときは、次の書類を整える。

①　履歴書（様式１）１通

②　採用辞令（写）（様式２－１、様式２－２又は様式２－３）１通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格条項）への該当の有無に注意すること。

また、局長は、専門員及び調査員を採用したときに、当該専門員及び調査員に証票（様式６－１又は様式６－２又は様式６－３）を交付すること。

(2)　免職の場合

局長は専門員及び調査員を免職しようとするときは、次の書類を整える。

免職辞令（写）（様式３－１、様式３－２又は様式３－３）１通

(3)　辞職の場合

局長は専門員及び調査員が提出した辞職願を承認するときは、次の書類を整える。

辞職承認辞令（写）（様式４）１通

(4)　死亡の場合

局長は専門員及び調査員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式５－１、様式５－２又は様式５－３）及び死亡診断書又は住民票除票等死亡を証明する書類を徴すること。

7　公務災害

専門員及び調査員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法

（昭和 26 年法律第 191 号）に基づく所定の手続をとること。

8　執務準則

専門員及び調査員がその職務を行うに当たっては、別紙「労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員執務準則」により行う。

様式１

履　歴　書

現住所

氏　名
生年月日

学　歴

年　月　日○○○大学○○学部○○科卒業
（注）最終学歴の記載で足りる。

職　業

年　月　日
（注）現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、最終の官職名及び退官日を記載すること。

資　格

（注）採用等の要件に挙げられたものに係る記載で足りる。

上記のとおり相違ありません。
年　月　日

氏　名　　印

様式２－１

氏　名

労災・労働保険専門員に採用する。
任期は、　　年　　月　　日までとする。

年　　月　　日

○○労働局長　　氏　名　　印

様式２－２

氏　名

主任労災・労働保険専門員に採用する。
任期は、　　年　　月　　日までとする。

年　　月　　日

○○労働局長　　氏　名　　印

様式２－３

氏　名

労災・労働保険調査員に採用する。
任期は、　　年　　月　　日までとする。

年　　月　　日

○○労働局長　　氏　名　　印

様式３－１

氏　名

労災・労働保険専門員を免職する。

年　　月　　日

○○　労働局長　　氏　名　　印

様式３－２

氏　名

主任労災・労働保険専門員を免職する。

年　　月　　日

○○　労働局長　　氏　名　　印

様式３－３

氏　名

労災・労働保険調査員を免職する。

年　　月　　日

○○　労働局長　　氏　名　　印

様式４

氏　名

辞職を承認する。

年　　月　　日

○○　労働局長　　氏　名　　印

様式５－１

死　亡　届

年　　月　　日

○○労働局長　殿

遺族等　　氏　名　　印
続柄（関係）

下記の者は、　　年　　月　　日（病名等　　）のため死亡したので、お届けします。

記

○○労働局（又は○○労働基準監督署）
労災・労働保険専門員
氏　名

様式５－２

死　亡　届

年　　月　　日

○○労働局長　殿

遺族等　　氏　名　　印
続柄（関係）

下記の者は、　　年　　月　　日（病名等　　）のため死亡したので、お届けします。

記

○○労働局（又は○○労働基準監督署）
主任労災・労働保険専門員
氏　名

様式５－３

死　亡　届

年　　月　　日

○○労働局長　殿

遺族等　　氏　名　　印
続柄（関係）

下記の者は、　　年　　月　　日（病名等　　）のため死亡したので、お届けします。

記

○○労働局
労災・労働保険調査員
氏　名

様式６－１（表面）

第　　号

労災・労働保険専門員証票

氏名　○　○　○　○（　　歳）
○○　年　月　日生

上記の者は労災・労働保険専門員であることを証明する
○○　　年　　月　　日

○○労働局長　　印

（Ｂ８版）

様式６－１（裏面）

（注　　意）

１．この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
２．この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
３．この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
４．この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または専門員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
５．この証票の有効期間は、○○　年　月　日から○○　年　月　日までとする。

（Ｂ８版）
（注）この証票については本省において印刷別途管理換する。

様式６－２（表面）

第　　号

主任労災・労働保険専門員証票

氏名　○　○　○　○（　　歳）
○○　年　月　日生

上記の者は主任労災・労働保険専門員であることを証明する
○○　　年　　月　　日

○○労働局長　　印

（Ｂ８版）

様式６－２（裏面）

（注　　意）

１．この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
２．この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
３．この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
４．この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または専門員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
５．この証票の有効期間は、○○　年　月　日から○○　年　月　日までとする。

（Ｂ８版）
（注）この証票については本省において印刷別途管理換する。

様式６－３（表面）

第　　号

労災・労働保険調査員証票

氏名　○　○　○　○（　　歳）
○○　年　月　日生

上記の者は労災・労働保険調査員であることを証明する
○○　　年　　月　　日

○○労働局長　　印

（Ｂ８版）

様式６－３（裏面）

（注　　意）

１．この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
２．この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
３．この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
４．この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または調査員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
５．この証票の有効期間は、○○　年　月　日から○○　年　月　日までとする。

（Ｂ８版）
（注）この証票については本省において印刷別途管理換する。

別紙

労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員執務準則

1　労災・労働保険専門員（以下「専門員」という。）及び労災・労働保険調査員（以下「調査員」という。）は、その職務を行うに当たっては、「労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員規程」（平成 31 年厚生労働省訓第 15 号）によるほか、この労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員執務準則によらなければならない。

2　専門員及び調査員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業並びに労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定による補償（以下「労災保険給付等」という。）並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の規定による労働保険の適用徴収の調査等に関する次に掲げる事務を行う。

(1)主任労災・労働保険専門員

①　労災保険給付等の支給に必要な事項（特別加入に係る事案、労災保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって発生した事案（以下「第三者行為災害事案」という。）、脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患その他の複雑困難な事案（以下「複雑困難事案」という。）及び二次健康診断等給付に係る事案を含む。）及び社会復帰促進等事業（アフターケア、義肢等補装具及び各種援護金等）に係る専門的な調査、受付、相談その他の事務処理に関すること。

②　労災病院及び労災保険指定医療機関から提出された診療費請求内訳書（レセプト）等の審査に係る専門的な調査、レセプト点検その他の事務処理に関すること。

③　労働者災害補償保険法第 29 条に掲げる被災労働者の社会復帰に関する専門的な調査、相談その他の事務処理に関すること。

④　労働者災害補償保険法第 38 条第 1 項の規定による審査請求並びに労働

基準法第86条第1項の規定による審査及び仲裁の事務（以下「審査事務等」という。）に係る専門的な調査、相談その他の事務処理に関すること。

⑤　労働保険の適用徴収に関する専門的調査、指導、相談業務その他の事務処理に関すること（現地出張を伴う労働保険未手続事業場に対する加入勧奨、算定基礎調査及び年度更新申告書の提出督励業務を含む。）。

⑥　⑤に掲げるもののほか、労働保険の適用徴収に係る専門的な事務に関すること。

⑦　専門員及び調査員の事務処理において中心的な役割を果たすこと。

(2)労災・労働保険専門員

①　労災保険給付等（特別加入に係る事案、第三者行為災害事案、複雑困難事案及びを含む）及び社会復帰促進等事業（アフターケア、義肢等補装具及び各種援護金等）に係る一般的な調査、受付、相談その他の事務処理に関すること。

②　労災病院及び労災保険指定医療機関から提出された診療費請求内訳書（レセプト）等の審査に係る調査、レセプト点検の補助その他の事務処理に関すること。

③　労働者災害補償保険法第29条に掲げる被災労働者の社会復帰に関する一般的な調査、相談その他の事務処理に関すること。

④　審査事務等に係る専門的な調査、相談その他の事務処理に関すること。

⑤　労働保険の適用徴収に関する一般的調査、指導、相談その他の事務処理に関すること（事業主等から提出される各種届出等の審査、労働保険料を滞納している事業主への架電による督促及び事績の管理を含む。）。

⑥　⑤に掲げるもののほか、労働保険の適用徴収に係る一般的な事務に関すること。

(3)労災・労働保険調査員

①　労災保険給付等の支給に必要な事項（特別加入に係る事案、第三者行為災害事案及び複雑困難事案を含む）及び社会復帰促進等事業（アフターケア、義肢等補装具及び各種援護金等）に係る一般的な調査、受付、相談その他の事務処理に関すること。

② 労働者災害補償保険法第29条に掲げる被災労働者の社会復帰に関する一般的な調査、相談その他の事務処理に関すること。

③ 審査事務等に係る一般的な調査、相談その他の事務処理に関すること。

④ 労働保険の適用徴収に関する指導及び相談に関すること（事業主等から提出される各種届出等の受付及び労働保険適用徴収システム等への入力並びに労働保険関係に係る加入証明書及び労働保険料に係る納付証明書の作成を含む。）。

⑤ 労災保険給付等及び労働保険の適用徴収に係る書類の整理、郵便物の授受等に関すること。

(4)共通事項

その他職員の労災保険給付等及び労働保険の適用徴収に係る業務の補助に関すること。

3 専門員及び調査員は、関係法令、関係通達及びその解釈について理解を深めるとともに、常にその他の職員とも十分な連携を図りつつ、適切に調査等を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。

4 専門員及び調査員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ局長又は署長が指名する者にその都度報告し、その処理についての指示を受けなければならない。

(1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分検討を行う必要があるもの等自らその調査等を行うことが適当でないと判断した場合

(2) 事案の内容が他の行政機関に関係すると認められる場合

(3) 事案の内容が労災保険給付等を不正に受給しようとするものと認められる場合

(4) その他事案の内容から判断して指示を受ける必要があると認められる場合

5 専門員及び調査員は、上記2に掲げる業務に関し、庁外活動を行うときは証票を携行することとし、庁外活動終了後、庁外活動報告書（別添様式）を遅滞

なく局長又は署長に提出するものとする。

6　専門員及び調査員は、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。

(1)　国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところにより、個人情報等職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(2)　公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。

(3)　局長又は署長が受講を命じた研修には必ず出席し、職務を行うために必要な知識の習得を行うこと。

(4)　その職務を行うに当たり、局長から支給される報酬以外の利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。

(5)　国家公務員法に規定する政治的行為を行ってはならないこと。

別添

様式

庁 外 活 動 報 告 書

年　　月　　日

○○労働局長
○○労働基準監督署長　殿

○○労働局（又は労働基準監督署）
（主任）労災・労働保険専門員
（又は）労災・労働保険調査員
氏　名　　印

庁外活動を行った結果を下記のとおり報告します。

記

庁外活動日：　　年　　月　　日（　　）

用　　務	出張先名称、所在地	業　務　内　容

事　務　連　絡
令和２年２月 25 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

口頭意見陳述等の申立てがあった場合の処理計画の見直しについて

労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）は、審査請求事件の公正かつ迅速な処理が求められていることから、「労災保険審査請求事務取扱手引 平成 28 年３月　厚生労働省労働基準局」（以下「手引」という。）において、審査官は事件ごとに３か月以内の処理を目標とした処理計画を策定し、これに基づき、計画的・効率的に審理を進めることとしている（手引第２部Ⅱの２「審査請求事務の基本方針」（34 頁）及び第２部Ⅴの３「審査請求処理計画の策定」（50 頁））。

しかしながら、審査請求人等からの口頭意見陳述実施の申出、又は、文書その他の物件の閲覧等の申立て（以下「口頭意見陳述等の申立て」という。）があった場合には、当該口頭意見陳述等の申立てに係る事務処理に数週間から数か月を要することとなり、３か月以内の処理は実質的に困難となっている実情がみられる。

また、過労死等事案など慎重な審理が求められる事案が増加しており、これらの事案について適正な審理を実施するためには、一定の審理時間数を確保することが避けられない状況にある。

ついては、上記の状況を勘案し、審査官の事務処理内容に起因しない理由により３か月以内処理が困難となる事案や、相当数の審査請求事案を受理していることによって着手等が遅れ受理から３か月では適正な審理時間の確保が困難である事案等については、当初の３か月以内の処理計画に、必要となる事務処理期間を加えた期間を新たな目標処理期間として設定し、審理を進めることとされたい。

なお、この場合、当初処理計画の見直しが必要となるが、「審査請求処理計画・

処理経過簿」（審査様式第37号）（以下「第37号様式」という。）の記載方法等については、平成31年2月25日付け労災保険審理室長事務連絡「適切な審査請求処理計画の策定及び進行管理について」も踏まえ、下記のとおりとするので、今後、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1　「2　処理計画」の記載について

口頭意見陳述等の申立てがあった場合や審査請求人からの意見書提出が遅延した場合、審査資料が相当量に及ぶ場合等、審査官の事務処理内容に起因しない理由により3か月以内処理が困難となる事案や、相当数の審査請求事案を受理していることによって着手等が遅れ受理から3か月では適正な審理時間の確保が困難である事案等については、当初の3か月以内の処理計画に、増加する処理期間を加えた新たな目標処理期間を設定するとともに、第37号様式の「2　処理計画」の「予定年月日」を修正すること。

なお、口頭意見陳述等の申立て等は、「2　処理計画」の「審理実施項目」に記載がないため、適宜、項目を追加して差し支えないこと。

2　処理計画の見直しが数次にわたる場合の記載方法について

当初の処理計画の見直しが必要となった場合には、第37号様式の「2　処理計画」の「予定年月日」欄に、当初の予定年月日は分かるように記載し、見直し後の予定年月日を下段に記載する等の修正を行うこととしているが、見直しが数次にわたる場合については、最新の予定年月日のみを当初予定年月日の下段に記載することとして差し支えないこと。

ただし、「3　処理経過」の「審理の経過及び審理のための処分等」欄及び「管理者等による助言等の事項」欄については、数次にわたる見直しの全てについて、事跡を残すこと。

3　その他

上記1、2の取扱いに係る「審査請求処理計画・処理経過簿」の記載例を添付するので、参考とすること。

審査様式第37号

記　載　例

審査請求処理計画・処理経過簿

1　事件の概要

受付番号	01－101	事件名	療養補償給付不支給処分取消審査請求事件
受付年月日	R1.8.2	完結年月日	
受理年月日	R1.8.2		
審査請求人住所(居所)氏名	××市1-○-○ 労災　審太郎		
原処分庁名	○○労働基準監督署長		
所属事業場の名称、所在地	△△工業(株) 目黒区2-○-○		
受傷状況加療経過	事業場工場内で縊死。受診歴なし。長時間労働なし。 ……。		
補償給付支払状況	療養補償給付 不支給		

双方の主張と立証

請求人
上司からのパワハラにより自殺したものであり、業務起因性があり、○○監督署長の不支給決定処分は誤りである。
原処分庁
……。……調査結果から、業務上とは認められない。

2　処理計画

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1　審査請求受付・受理		R1.8.2	R1.8.2
2　原処分庁へ意見書・復命書等の提出依頼		R1.8.2	R1.8.2
3　原処分庁からの復命書受理		R1.8.7	R1.8.8
4　原処分庁から意見書・関係書類受理		R1.8.16	R1.8.15
5　原処分庁意見書の審査請求人等への送付		R1.8.23	R1.8.22
6　争点整理		R1.8.30	R1.9.2
7　請求人からの聴取		R1.9.6 (R1.10.1)	R1.10.1
7－2　口頭意見陳述の実施		(R1.11.6)	R1.11.6
7－3　文書その他の物件の閲覧等		(R1.12.10)	R1.12.10
8　決定書(審査請求概要等)作成		R1.9.13 (R1.12.17)	R1.12.17
9　事実認定のための医証の必要性等の検討		R1.9.13 (R1.12.17)	R1.12.17
10　必要に応じ関係者からの聴取等		R1.9.20 (R1.12.24)	
11　必要に応じ医証の収集		R1.9.27 (R2.1.31)	
12　決定書案作成		R1.10.4 (R2.2.7)	
13　参与会資料作成		R1.10.4 (R2.2.7)	
14　参与会資料送付		R1.10.11 (R2.2.14)	
15　参与会開催		R1.10.25 (R2.2.28)	
16　決定書作成・送付		R1.10.31 (R2.3.6)	

記載例として、上段には当初予定年月日を、下段には見直し後の予定年月日を括弧書きで記載している。

適宜、「審理等実施項目」を追加して差し支えない。

※審査請求人聴取は審査請求理由が争点として明確でない場合は、争点整理の前に実施すること。その上で、改めて2回目の聴取を争点整理後に行うこともあり得ること。

3 処理経過

年 月 日	審理の経過及び審理のための処分等	管理者等による助言等の事項
R1.7.10	請求書受付	
R1.7.10	補正命令(提出期限:7月24日)	
R1.7.24	補正書の提出無し	請求人に対して督促を行うこと。
R1.7.26	督促の文書発送(提出期限:8月16日)	
R1.8.2	補正書受理	
R1.8.2	受理通知発送(署意見書提出期限:8月16日)	
R1.8.8	署より復命書受理	予定を変更した場合、変更理由や助言等の事跡を残すこと。
R1.8.15	署意見書受理	
R1.8.22	請求人あて署意見書送付	
R1.8.30	請求人より、聴取を10月1日にしてほしいと電話連絡あり。聴取を10月1日○○会議室にて10時から行うこととした。	
R1.9.2	審査官会議。労災補償課長から助言を得て、請求人聴取以降の予定を変更した。	請求人聴取が予定より約1か月遅れるため、以降の予定を変更し、11月末の決定を目指すこと。
R1.10.1	請求人聴取実施	
R1.10.2	審査官会議	速やかに決定書をとりまとめ、11月末の決定を目指すこと。
R1.10.4	請求人より、口頭意見陳述の申し立て受理	
R1.10.7	関係者あて「口頭意見陳述の実施について」送付	
R1.10.23	請求人より、質問事項を受理	
R1.11.6	口頭意見陳述を実施	
R1.11.8	審査官会議。労災補償課長から助言を得て、口頭意見陳述以降の予定を変更した。	口頭意見陳述の実施により、さらに1か月を要したため、以降の予定を変し、12月末の決定を目指すこと。
R1.11.11	請求人より、「文書その他の物件の閲覧等申立書」受理	
R1.11.22	請求人あて閲覧申立に対する通知を送付	
R1.12.6	請求人より「交付実施申立書」受理	
R1.12.10	文書その他の物件の閲覧等実施	
R1.12.11	審査官会議。労災補償課長から助言を得て、物件閲覧以降の予定を変更した。	物件閲覧の実施により、さらに1か月を要したため、以降の予定を変更し、1月の参与会に上程後、2月初旬の決定を目指すこと。
R1.12.17	医学意見書の追加収集が必要と判断。○○県立中央病院精神科○○○○医師に依頼。了解を得た。完成目途はR2.1.31頃のため、労災補償課長へ報告の上、医証の収集以降の予定を変更した。	
審 査 官 氏 名 印	○○ ○○	

事　務　連　絡
令和２年２月 26 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

「審査請求文書受付・送付簿」の改正について

労災保険審査請求事務取扱手引（平成２８年３月１８日付け基発０３１８第３号）における「審査様式第３６号」の「審査請求文書受付・送付簿」については、審査請求事務の適切な分析を図る目的から、四半期ごとの本職への報告に関し、平成２２年３月２９日付け本職名事務連絡「『審査請求文書受付・送付簿』の電子化様式について」により指示しているところである。

また、具体的な報告方法等については、平成２８年２月１７日付け本職名事務連絡「『審査請求文書受付・送付簿』の改正について」により示しているところであるが、今般、分析内容の更なる向上を図る観点から、「『争点』欄の略語の対照表」について別紙３のとおり改めることとしたので、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　改正内容

「争点」について、「休業範囲に争いがあるもの」、「療養範囲に争いがあるもの」及び「通院費支給の可否に争いがあるもの」を新設する。

２　留意事項

（１）新たに設ける３つの争点分類については、これまで「その他」として分類していたものである。

（２）令和２年度以降（令和２年４月１日以降）に受け付けた審査請求事案について、改正後の様式（別紙１）に記入することとし、新たに設けた争点分類に該当する事件は、その分類で記入すること。

（３）報告に当たっては、様式の右上に労働局名を記入するとともに、「審査請求文書受付・送付簿の記入方法」（別紙２）を参照の上、「差出人名・受取人名」を削除したファイルを当室審査係あてに電子メールで送信すること。

なお、別紙２について、労働局名を記入することとした以外は、従前の記入方法に変更はない。

（４）令和元年度以前に受け付けた審査請求事案については、改正前の様式によること。

（５）四半期ごとの報告期限については、従前どおり次のとおりとする。

報告対象期間	報告期限
第１四半期（　４月～　６月）	７月５日
第２四半期（　７月～　９月）	１０月５日
第３四半期（１０月～１２月）	１月５日
第４四半期（　１月～　３月）	４月５日

（別紙1）

審 査 請 求 文 書 受 付 ・ 送 付 簿

（　○○　局）

受付・送付番号	受付年月日	受理年月日	事 件 名	争 点	差出人名 受取人名	決定年月日	移送年月日	処理期間	決定区分	併合等		備考	印
— 1													
— 2													
— 3													
— 4													
— 5													
— 6													
— 7													
— 8													
— 9													
— 10													
— 11													
— 12													
— 13													
— 14													
— 15													
— 16													
— 17													
— 18													
— 19													
— 20													

（別紙3）

「争点」欄の略語の対照表

※下線部が今回の改正箇所。

「争点」欄の略語		争点の内容	
業務上外	腰	争いがあるもので業務上外の認定に	腰痛に係るもの
	脳8号		脳血管疾患及び虚血性心疾患（８号事案）に係るもの
	脳1号		脳血管疾患及び虚血性心疾患（８号事案以外）に係るもの
	振		振動障害に係るもの
	上		上肢障害に係るもの
	じ		じん肺等に係るもの
	精		精神障害に係るもの（自殺及び自殺未遂を除く）
	精(自)		自殺又は自殺未遂（精神障害に係るもの）
	石肺		石綿による肺がん
	石中		石綿による中皮腫
	石他		その他の石綿による疾病
	他疾		その他の疾病に係るもの
	外		上記以外のもの
労		労働者であるかどうかに争いがあるもの	
通		通勤災害の認定に争いがあるもの	
支		支給制限について争いがあるもの	
治		治ゆ認定の時期に争いがあるもの	
再		再発であるかどうかに争いがあるもの	
障		障害等級の認定に争いがあるもの	
受		受給権等について争いがあるもの	
給		給付基礎日額の算定に争いがあるもの	
休		**休業範囲に争いがあるもの**	
療		**療養範囲に争いがあるもの**	
通院		**通院費支給の可否に争いがあるもの**	
常介		介護（補償）給付に係る常時介護を要する障害の程度に争いがあるもの	
随介		介護（補償）給付に係る随時介護を要する障害の程度に争いがあるもの	
介他		介護（補償）給付に係る上記以外のことについて争いがあるもの	
石新		「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもの	
他		その他	

参考２　関係判例

目　次

裁判例の内容・判決年月日・裁判所	頁
○審査官決定に対する取消訴訟 **○審査官と行政通達の関係**　昭和61年11月28日長崎地方裁判所判決 **○参与会の運営・利害関係を有する参与** （内容）　審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否、審査官が行政通達等に拘束されるか否か、参与会の運営方法、利害関係を有する参与の関与等に関する裁判例	380
○書類の閲覧請求　昭和54年8月29日札幌地方裁判所判決 昭和56年11月26日札幌高等裁判所判決 （内容）　審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権に関する裁判例	385
○口頭意見陳述　昭和60年6月28日大阪高等裁判所判決 （内容）　審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことが審査手続の重大な瑕疵となるか否かに関する裁判例	388
○審査請求期間徒過　昭和59年10月30日広島高等裁判所判決 （内容）　法定の審査請求期間を徒過した審査請求に関する裁判例	390
○再審査請求期間徒過　昭和59年9月26日広島地方裁判所判決 （内容）　法定の再審査請求期間を徒過した再審査請求に関する裁判例	392
○審査官の不作為　昭和43年5月22日名古屋地方裁判所判決 （内容）　審査官の不作為に関する裁判例	394
○審査請求前置主義　平成7年7月6日最高裁判所判決 （内容）　審査請求後３か月を経過しても審査官の決定がなされない場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求を経ずに処分の取消の訴えを提起することができるかに関する裁判例	395
○訴願人の死亡と裁決の効力　昭和27年12月27日松山地方裁判所判決 （内容）　訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力に関する裁判例	397

審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否、審査官が行政通達等に拘束されるか否か、参与会の運営方法、利害関係を有する参与の関与等に関する判例

昭和６１年１１月２８日　長崎地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）の亡夫（被災者）は、業務中、同僚の暴行により死亡した。請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、審査官はこれを棄却した。請求人は審査官の決定手続には違法があり、決定の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

労災保険法３５条１項（現３８条１項）は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」として二段階の不服申立制度を採用し、同法３７条（現４０条）は、「３５条１項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。」旨規定して処分の取消訴訟における二段階の裁決前置主義を採ることを宣言している。被告は、右二段階の不服審査と労働保険審査会による差し戻し制度によって審査官の決定の瑕疵の是正措置が講じられているから、中間的な審査官の決定に対しては取消訴訟の提起は許されるべきではない旨主張する。しかしながら、行政事件訴訟法３条３項は「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいうとしているところ、同法１０条２項によれば、原処分取消しの訴訟とは別に、その処分についての審査請求を棄却した裁決取消しの訴訟が許される場合、裁決取消しの訴訟においては裁決中の実体的判断部分を違法事由として主張することは禁止され、裁決主体及び裁決手続に関する違法事由こそが裁決固有の瑕疵として主張することが許されるのであるから、裁決取消訴訟は裁決手続の適法性の確保を目的とし、ひいては公正な手続によって処分を受けるべき私人の権利ないし法的利益の保護を図る制度のものということができる。そうすると二段階の不服審査が許される場合、中間的な審査裁決に対して裁決取消しの訴えが許されない旨の特段の規定がない限り、中間的な審査裁決手続の適法性の確保の趣旨に照らし、裁決取消しの訴えの提起を否定すべきではないと解する。労審法４９条３項（平成８年７月１日施行の改正により、現行法には同趣旨の規定は不存在。）には、被告主張のように「審査会が審査官の決定を取り消す場合であって、事件についてなお審査官による審査をする必要があると認めるときは、審査会は、事件を審査官に差し戻すことができる。」と規定しており、なるほど審査会が事件を審査官に差

し戻すことによって審査官の決定手続の瑕疵を是正する方途が講じられているから、中間的な審査官の決定に対し裁決取消しの訴えを認める必要性があるかにつき疑問の余地はなくはないが、右差し戻し制度が認められていることで裁決取消しの訴えを許容して裁決手続の違法性を司法審査の対象とする必要性が消滅したとは考えられないから、前記のように解することの妨げとはならないというべきである。

被告は、また、審査官の決定に対する取消しの訴えが許されるとしても、労災保険法３７条の規定からして審査会の裁決を経た後でなければ訴えの提起は許されないと主張するが、同法３７条にいう「当該処分」とは労働基準監督署長のした保険給付に関する決定(いわゆる原処分)のみを指し、審査官の審査請求に対する決定を含まないことは行政事件訴訟法、行政不服審査法の用語例及びその文理に徴して明らかである。そして、仮に審査会の裁決を経た後でなければ中間的な審査官の決定に対して訴えの提起ができないとしても、行政事件訴訟法８条２項１号を類推適用し、審査会に対して再審査請求をした日から３か月を経過しても裁決がないときは中間的な裁決に当たる審査官の審査請求に対する決定に対して取消訴訟を提起できると解すべきである。

（中略）

前記の二段階の不服審査制度のもとで、審査官は、労災補償保険行政についての専門的立場から、独任制官庁として、原処分庁とは別個に独立して簡易迅速に証拠資料を収集し、かつ参与の意見を徴して事実の認定と評価をなしたうえ、法令を適用して審査請求事件につき決定をなすことにより、可及的速やかに行政処分を確定させ不安定な状態を解消することを職責としているのであり、労働省内部の行政組織の一部門として、法令及びその解釈適用に関し労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然であるというべく、そのことの故をもって、審査官が原処分庁とは別途に独自の立場で収集した証拠資料に基づいた事実の認定と評価が通達等に拘束されることにはならず、審査官の固有の判断権限は確保されているから、審査官が労働省内部の通達等に拘束されることで審査官による審査制度の趣旨が没却されるとは解し難い。

（中略）

昭和５９年８月２２日、長崎労働基準局において開催された参与会に、被告及び参与４名（労働者代表Ｘ１、Ｘ２、使用者代表Ｙ１、Ｙ２）のほか、同局労災補償課長Ｚ１、同課長補佐Ｚ２、地方労災監察官２名（Ｚ３、Ｚ４）及び本件事案を担当しない審査官２名（Ｚ５、Ｚ６）が列席したことは当事者間に争いがない。証人Ｚ１及びＸ１の各証言並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 長崎労働基準局においては、従来から１回の参与会において数件の審査請求事件につき参与の意見を聴取するため、それぞれの事件を担当する審査官がすべて列席するならわしであり、また、労災補償課長ら労働基準局職員は、時折り参与から法令の解釈及び取扱い、先例の有無等について質問される場合があり、これに備えて出席することになっていた。

参与会の進行は、３人の審査官のうち先輩格の１人が進行役を務め、当該事案を担当する審査官が事案の概要を説明した後、各参与の意見を求め、最後に労働基準局職員らに対して、慣例上、「原処分庁の意見はないか。」あるいは「原処分庁の意見はいかがか。」という形で発言を求めたうえ、次の事案に移るという手順で行われてきた（本件訴訟が提起された後は、「原処分庁の意見はいかがか。」など労働基準局職員に対して発言を求めることはなされなくなった。）

(2) 昭和５９年８月２２日の本件参与会はＺ５審査官の司会で開始され、４件の審査請求事件について参与の意見聴取が行われたが、本件事案については、まず被告が、原告の審査請求書及び意見書、原告からの事情聴取の結果調書、長崎労働基準監督署長の意見書並びに被告が職権で調査した資料等に基づいて説明した。

（中略）

原告は、右労災補償課長らの参与会への出席は、審査官の判断を労働省通達等に従わせるための監視、監督にほかならないとして、本件審査手続の違法を主張する。

ところで、労審法、同法施行令及び同法施行規則には、審査官がどのような方法、形式で参与の意見を徴するかにつきなんら規定していないから、審査官は参与の意見を尊重しなければならないという同法施行令８条の規定の趣旨に反しない限り、適宜の方法でこれをなしうるというべきである。しかして、長崎労働者災害補償保険審査官は、従来から慣行的に右認定のような方式で参与会を開いて参与の意見を徴していたのであるところ、参与会に出席した右職員らが専ら参与に対し労災保険制度に関する法令・通達等ないしは当該事案の処理上参考となるべき先例等を指摘説明してその知識を補充し、その意見具申の参考に供することは、参与の意見をして労使の単なる利益代表者の意見にとどまらせず、公益の立場からの意見の形成に寄与し、ひいては審査官が参与の的確な意見を徴しうる素地ともなりうるものであり、参与会における右職員らの出席が参与に対する参考資料の提供にとどまり、審査請求に対する監視、監督者としての立場からの意見を陳述にわたるようなことのない限り、審査官が参与から意見を徴するについての１つの実効的な方法と思料され、審査官制度の趣旨を没却するものではありえないというべきであり、原告の主張は失当たるを免れない。

また、本件事案を担当しない他の審査官が同席することは、前述のとおり、審査官が参与の意見を徴する形式、方法についての法令上の定めはないものの、独任行政官たる審査官の職権の独立の見地からしても必ずしも適切とは言い難い点はあるが、前認定のとおり数件の事案についての参与の意見を効率的に聴取するうえでの便宜上のことであり、前掲各証拠によっても、右参与会においてこれらの審査官が被告に対して特段影響力のある意見を述べた事実は認められず、ただ同席しただけで被告の判断に影響を及ぼしたとは考えられないから、いわゆる他事考慮による裁決があったと認定できないのは明らかである。

労審法施行令１１条は、審査官は審査請求の審査にあたり請求人及び原処分庁の説明

を求めるべき旨を規定している。前認定のとおり、昭和５９年８月２２日に行われた参与会に被告が提出した資料中には、原告の意見書及び原告からの事情聴取書、原処分庁である長崎労働基準監督署長の意見書が含まれており、被告が原告及び原処分庁の意見を聞き、その説明を求めたことは明らかである（ちなみに、労審法１３条の２は、審査官は、審査請求人の申立があったときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとしている。）。

ところで、原告は、右参与会に原処分庁の代弁者だけを出席させてその意見を口頭で聞きながら、原告には開催の通知さえしなかったのは公平を欠くと主張する。しかし、右参与会はそもそも審査官が参与の意見を聴取するために開催したものであって、事件の当事者たる請求人原告や原処分庁による口頭論述の手続ではないから、これについて審査官が原告にその開催日時を通知せず、出席の催告をしなかったのはなんら異とするにはあたらないのであり、また、前述認定のとおり、原処分をした長崎労働基準監督署長ないし同署職員が参与会に出席した事実はない。右参与会に列席したのは、前記のとおり長崎労働基準局の職員であって、参与の意見具申に供するため本件事案の処理上参考となるべき先例の指摘をしたにとどまり、事案についての意見にわたることはなかったのであるから、長崎労働基準局の職員が原処分庁の意見を代弁したというにもあたらず、結局、原処分庁の意見が一方的に聴取されたという不公平があったとは認められない。ただ、前認定のとおり、長崎労働基準局で行われる参与会においては、審査官が出席した前記労災補償課長らに「原処分庁の意見はいかがか。」という表現を用いてその意見を求める発問をしていたことが認められ、これは審査官を含め、長崎労働基準局及び同労働基準監督署の内部においては、両官署は実質的に同一組織体とみなされていたことを示すものということができ、前記労災補償課長ら基準局職員が実質的には原処分庁の代弁者であるという原告の受け取り方ももっともな点があり、原告が原処分庁の代弁者には口頭による意見陳述の機会を与えながら、請求人である原告の意見を同様に口頭で聴取する機会を与えなかったことは、一方当事者に偏した審査方法であるというのもあながち理由がない訳ではない（なお、参与会において「原処分庁の意見はいかがか。」という発問の慣習が本件訴訟の提起後廃止されたことは、被告を含む審査官においても右措置が妥当でないと判断したためと推認される。）

しかし、審査請求人及び原処分庁からの意見聴取を含めて、審査手続をどのように運営するかについては、法令で定めるところのほかは審査官の裁量に委ねられていると解され、審査官において、実質的に法令の規定をないがしろにするに等しいほどの不公平な手続をとるなど、その裁量の範囲を逸脱し、ないしは裁量権を濫用したと認められる場合は格別、審査請求人及び原処分庁から意見を聴取するについて、厳密に同じ方法をとらなかったからといって、直ちに当該審査手続を違法とすることはできないというべきである。

使用者団体の推薦参与Ｙ１参与が訴外会社Ｄ社の副所長兼総務課長であること、本件

参与会において同参与が被災者の死亡は業務に起因するものではないとの意見を述べたこと（その具体的内容は前認定のとおりである。）、労働災害保険における保険料徴収上いわゆるメリット制が採られていることはいずれも当事者間に争いがない。

ところで、労災保険法ないし労審法上、参与が担当する審査請求事件につき一定の関係を有し、または事件の当事者と密接な身分関係に立つ場合に、当該事件についての意見具申の職務の遂行から除斥され、あるいは当事者から忌避され、あるいは自ら回避するという制度は設けられていない。

そして、参与は、もとより審査官と合議体を構成して審査裁決にあたるものではなく、単に審査官に対して意見を述べる機関にすぎないうえ、もともと労働者及び使用者の団体から推薦され、各推薦母体の利益を代表するとまではいえないにしてもそれぞれその立場に基づいた意見を具申することによって審査裁決を適正ならしめる役割を担っているのであり、決して公正中立な第三者的立場に立った意見を述べる職責を負っているものではないことに鑑みると、労審法５条の使用者側代表の参与について言えば、当該参与の所属する企業で発生することのあるべき労災補償保険事故についても、参与として意見を述べることを前提にして、都道府県労働基準局ごとに、各２名の者が２年の任期で指名されているものと解され、参与について除斥等の制度がそのまま妥当するものではないというべきである。

したがって、被告が本件審査請求についてＹ１参与の意見を求めたことをもって、その手続が本件審査裁決を違法とするだけの瑕疵を帯びるとの原告の主張は採用できない。

審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権に関する判例

昭和５４年８月２９日　札幌地方裁判所判決（第１審）
昭和５６年１１月２６日　札幌高等裁判所判決（控訴審）

【事件の概要】

請求人（原告）は、「腹部・胃・十二指腸潰瘍」を発症し、この疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、当該疾病は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求をし、受理後、審査官に監督署長から提出された意見書、証拠物件の閲覧を請求したところ、審査官はこれを拒否したため、請求人はこの処分の取消しを求めて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

（第１審）

労災保険法３５条１項（現３８条１項）に定める労働者災害補償保険審査官に対する審査請求手続において請求人に、その処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧請求権があるか否かの点につき考えるに、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立については、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、行審法の定めるところによるから、労災保険法に基づく各種給付の不支給決定処分に対する審査請求における審査手続についても一般に、行審法が適用されるところであるが、労災保険法３６条（現３９条）は行審法第２章第１節、第２節（１８条及び１９条を除く）及び第５節の規定の適用をことさら排除する旨規定し、それに代えて労審法はその第２章（現第１章第２節）に手続的規定を設けているものであるから、右手続には行審法３３条の適用は排除され、かつ、右労審法第２章中には審査関係書類等に対する審査請求人の閲覧請求権を認める規定は存しないことにかんがみると、右手続においては審査請求人には審査関係書類等に対する閲覧請求権を有するものと解することはできない。原告は右のように解すると憲法３１条に反するかの如き主張をするが、憲法３１条が行政手続における告知聴問の機会付与の原則或いはその根底にある適正手続の原則を定めたものであるか否かはさておき、仮にこれを肯定的に解するとしても、右の各原則は、必ずしもすべての行政手続、行政不服審査手続において、請求人と相手方行政庁とがそれぞれ自ら主張立証活動を行うことを根幹とするいわゆる当事者主義的手続構造がとられることを要求するものではなく、また、当事者にいかなる手続的権利が存するかは、一律に解することはできず、請求人の求める実体的権利の種類、行政手続の目的、性格効果等の観点から当事者の主張に十分な考慮が払われ、公正な判断がなされる手続的保障があり、かつ、合理的理由がある以上、必ずしも当事者に行政庁又は利害の対立する第三者の意見と証拠を知り、これに反論を加え、証拠を提出する機会を与えたうえでなければ行政手続を行い得ないものではないというべきところ、労災保険法の審査請求手続において

は、審査請求人は保険給付を求めているものであること、右手続は行政処分である各種給付の不支給決定処分の適否を事後的に審査する行政不服審査手続の一つではあるが、なお、大量の事件を迅速に処理する要請があり、また、労災保険給付請求に関する審査手続においては争点は比較的定型化しており、その把握は困難ではないことに加え、審査官は原処分庁から独立した第三者機関であり、公正さが期待できること、審査請求人はその申立により意見を述べる機会が与えられていること（労審法１３条の２）、請求人は審査官の決定に不服があるときは更に処分行政庁から独立的地位と職権を有する機関たる労働保険審査会に対して再審査請求を求めることが認められていることを併せ考えると、当該手続において審査請求人に審査関係書類の閲覧請求権を与えないからといって必ずしも前記告知聴問の機会の付与の原則或いは適正手続の原則に反するということはできないし、また、当該手続に行審法３３条を類推適用すべきものと解する必要はない。

前述の如く審査関係書類の閲覧請求については法は何ら定めるところがないのであるから、被告審査官はもともとこれに応ずべき権限も義務も有しないものといわなければならない。

しかし、右閲覧をさせることが、右審査請求手続において、その手続主宰権限の内容として事実上行われることがあり、それが被告審査官の裁量に委ねられているとすれば、被告審査官が不公正な目的ないしは動機をもって審査請求人の閲覧を拒否し、或いは平等原則に違反し、公平妥当を欠く取扱いを行った場合には、なお被告審査官の行為の違法性を認めうる余地があると解されるところ、被告審査官本人尋問の結果並びに原本の存在及び成立に争いのない甲第５号証によれば、被告審査官は本件閲覧拒否につき原告に対し、その理由を明示しなかったこと、被告審査官の当時の年間取扱件数は約２５件であり、本件閲覧を許可しても審査上特段明白な具体的支障はなかったこと、本件審査書類中には偽造にかかる原告名義の作業日報等が存したことが認められるが、他方同証拠によれば、被告審査官は自らの担当するすべての審査請求事件について、右審査請求手続が職権調査的構造をもつこと、事件の大量性ゆえ簡易迅速な処理を要求されること、参与による意見申述の機会があるため公正さに欠けることはないことの各点を考慮して、審査請求人の審査関係書類に対する閲覧を拒否しており、本件においても単に画一的な扱いをするため原告の閲覧請求を拒否したにすぎないこと、被告審査官は審査請求人の職業性疾病の主張にも十分考慮を払って職権調査を行い、原処分庁が収集した証拠についても原処分庁とは独立した評価を加えていることが認められ、右の事実にてらすと、前示認定事実を以っては未だ被告審査官が不公正な目的ないし動機をもって原告の閲覧を拒否し、或いはこれにつき不平等、公平妥当を欠く取扱いをしたものと断定することは難しいといわざるをえない。

(控訴審)

地方公務員災害補償法５１条４項（現５項）は、同法の定める補償に関する決定に対

する審査請求については行審法が適用されるものとすると規定しているから、審査請求人には行審法３３条の閲覧請求権も認められていることになる。しかし、地方公務員の災害補償制度と労働者災害補償保険の制度とは、その制度の仕組み、内容が異なるうえに、不服審査制度の仕組みも必ずしも同一ではないから、地方公務員災害補償法の定める補償に関する決定に対する審査請求人に右閲覧請求権が認められているからといって、労災保険法に基づく保険給付の決定に対する審査請求人に同様の閲覧請求権が認められると解しなければならないものではない。

審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことが、審査手続の重大な瑕疵となるか否かに関する判例

昭和６０年６月２８日　大阪高等裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）の亡子（被災者）の死亡は業務上の事由によるものであるとして、請求人は、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求した。審査官は、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えずに決定をしたところ、請求人は、このような審理手続による決定は違法であるとして、原処分の取消しを求めることと併せて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

労審法１３条の２が審査請求人に口頭による意見陳述権を付与した趣旨は、原処分に対する不服理由を原処分の直後に、しかも原処分庁に最も近い関係にある審査官に対し、簡易に主張させることにより審査請求人に攻撃防禦を十分に尽させ、実質的に公正な審査請求を受ける権利を保障すると共に、審査官の決定手続を適正ならしめるよう手続的に担保することにあると解され、審査請求人の基本的かつ重要な権利であるというべきところ、例外的に付与しなくてよい場合を定めた規定もなく、限られた場合にせよ審査官に意見陳述の機会の付与の要否の判断を委ねていると解すべき根拠を見出しがたい。

前項判示のとおり本件口頭陳述権は審査官の審査手続において、審査請求人に実質的で公正な審査請求をうける権利を簡易な方法で保障し担保するものであるところ、審査会で口頭陳述権が保障されたとしても、審査会における機会は原処分後時間的にもはるかにおくれるものであり、審査会が中央官庁である点に照らせば、原処分の直後に地元官庁であり、しかも審査会とは別個独立の組織である審査官の決定手続において口頭により意見の陳述をなし得なかったとすれば、口頭陳述権のもうけられた前記の趣旨、目的は到底代替的にも実現されたとはいえず、右決定手続において審査請求人たる原告が十分な意見を述べる機会を失ったという不利益はぬぐいがたいというべきである。

さらに、仮に審査手続の瑕疵が再審査手続で治癒されるとすれば、審査官の決定手続運用が安易便宜に流れ、極論すれば、最終的な再審査請求で口頭陳述の機会さえ与えれば足りるということに等しくなりかねず、ひいては審査官の決定手続における口頭による意見陳述権を設けた規定は事実上空文化するおそれなしとしない。以上の次第で、再審査手続における口頭陳述権付与により審査官の決定手続における口頭による意見陳述権付与の瑕疵が補正ないし治癒するものと解すべきではない。

よって、被告審査官の前記抗弁はいずれも理由がない。

してみると、被告審査官が審査手続において審査請求人たる原告から口頭による意見

陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法というほかはない。

そして、本件口頭による意見陳述権の重要性に照らせば、本件決定の手続には重大な瑕疵があるものというほかなく本件決定は取消を免れない。

法定の審査請求期間を徒過した審査請求に関する判例

昭和５９年１０月３０日　広島高等裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、昭和５０年９月６日付けで監督署長がなした障害補償給付の支給処分に対して、昭和５１年１１月１日に至って審査請求をした。審査官は、当該審査請求については、正当な理由なく審査請求期間を徒過してなされたものであるとして、これを却下したところ、請求人は原処分の取消しを求めて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

本件訴えは労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付に関する決定（本件処分）の取消しを求めるものであるところ、同法３５条（現３８条）、３７条（現４０条）によれば、労働者災害補償保険審査官に対する審査請求及び労働保険審査会に対する再審査請求を経由しなければ右決定に対する訴えを提起することができない、と規定されて、不服審査前置主義が採用されているところ、その審査請求をし得る期間については、労働保険審査官及び労働保険審査会法８条１項によれば、その本文で原処分のあったことを知った翌日から起算して６０日以内にしなければならないこととされている一方、但書によって、右期間経過後の場合といえども、「正当な理由により右期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときはこの限りでない。」との救済措置が設けられている。

被告が昭和５０年９月６日付で本件処分をしたことは、当事者間に争いがない。

いずれも成立に争いのない甲第８号証（乙第２号証の７）、乙第２号証の１、２、５、６によれば、本件処分の通知は書面（甲第８号証）をもって、昭和５０年９月８日ごろまでに原告に到達し、また同書面には処分に不服がある場合の不服申立の期間方法についての記載がされていたことが認められるので、原告に遅くとも同月８日には本件処分のあったことを知り、かつ不服申立手続に関する教示もされているというべきである。したがって、この点に関する原告本人の供述は措信し難い。

また、原告は昭和５１年１１月１日に審査請求をしたことは当事者間に争いがないので、右審査請求が原告において本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して法定の６０日間の期間を大幅に超えてされたものであることは明らかである。

そして審査請求が遅延した理由についても、成立に争いのない乙第２号証の１３及び原告本人尋問の結果によれば、要するに、原告は一旦異議なく本件処分に基づく給付金を受領したものの、昭和５０年１１月にA病院において右手示指の神経手術を受けたが、その後の経過が思わしくなく、外科後処置から労災復帰するため療養補償給付の申請に関する手続をしていたことによるものであると認められるところ、右のような事情は、本件処分に対する審査請求を法定期間内にすることができなかったことにつき、前記法条但書所定の「正当な理由」となり得るものでなく、また他にこれを認めるに足りるだ

けの証拠も存しない。

そうすると、原告の右審査請求は法定期間を徒過してされ、かつ右期間の徒過につき正当な理由もない以上、不適法なものというほかなく、しかも成立に争いのない乙第３号証及び原告本人尋問の結果によれば、原告が昭和５２年４月８日任意に右審査請求の全部を取り下げていることさえ窺われるのであって、結局、原告において本件処分につき労働者災害補償保険法所定の不服審査手続を経由していないことが明白である。

しかして、行政事件訴訟法８条２項所定の不服審査前置の除外事由につき原告から他に特段の主張立証のない本件においては、本件訴えは訴訟要件を欠き、不適法であるといわざるを得ない。

法定の再審査請求期間を徒過した再審査請求に関する判例

昭和５９年９月２６日　広島地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、昭和４９年４月２０日の業務中に「くも膜下出血」を発症した。請求人は、当該疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、審査官は昭和５０年２月５日付けでこれを棄却した。請求人は、昭和５３年９月１１日に至って、労働保険審査会に再審査請求したが、審査会は、正当な理由なく再審査請求期間を徒過しているとして、これを却下した。その後請求人は、監督署長の処分の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

処分の取消しの訴えは、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、右裁決を経た後でない限り提起できず（行政事件訴訟法８条１項）、なお、審査請求が不適法であり、それを理由として却下された場合には、右裁決を経たものといえないと解するのが相当である。

労災保険法３５条１項（現３８条１項）には、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨を、同法３７条（現４０条）には３５条１項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない旨を定めており、また労審法３８条１項には、再審査請求は審査請求に対する決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して６０日以内にしなければならない旨定めている。

前記事実によると、原告の再審査請求は、右法定の請求期間を徒過した不適法なものであることが明らかである。

原告は、前記審査官の決定書謄本が郵送された当時、原告がその内容を了知し得る状態でなかった旨主張し、証人Ａ１の供述中には右主張に副うような部分があるが、後掲証拠に対比すると、右供述部分は容易に信用し難く、他に右主張を認めるに足りる証拠はない。

かえって、原本の存在と成立に争いがない甲第４号証、第８号証、成立に争いのない乙第４号証の１によると、原告は、昭和４９年７、８月ころ、右半身は麻痺し、失語症も加わって理解力は低下していたが、意識は回復し、医師の指示に反応できる状態にまで回復し、同年９月２６日には前記審査請求を提出していることが認められ、これら事

実によると、原告は審査官の決定書謄本を受領した昭和５０年２月中ころは、右決定の内容を了知し得る状態にあったものと推認できる。

そうすると、原告の再審査請求を不適法として却下した裁決は正当であり、原告の、本件処分の取消しを求める主位的訴は再審査請求に対する裁決を経ないでなされた不適法な訴といわざるを得ない。

審査官の不作為に関する判例

昭和４３年５月２２日　名古屋地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、業務上の事由による負傷により療養補償給付及び休業補償給付を受給していたが、監督署長は、昭和４１年７月３１日をもって症状固定と認定し、その後の給付について支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、請求から１年余が経過しても決定がなされないため、審査官を被告として違法確認を求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

原告が昭和４０年８月２５日頃業務上の負傷をし、同日以降名古屋北労働基準監督署長より労働者災害補償保険法に基づく療養補償等の保険給付を受けていたこと、同署長が昭和４１年７月３１日以降右保険給付の支給打切りを決定し、同年８月２６日付書面でこれを原告に通知し、原告は右決定通知書を同月３１日に受取ったこと、原告は右決定を不服として、被告に対し右決定の取消を求める審査請求をなした（但し審査請求のあった日を除く。）こと、被告は本件審査請求について昭和４３年２月８日「請求棄却」の決定をし、右決定は同月１１日原告に到達したことは当事者間に争いがない。

右事実よりすれば、被告は本件審査請求につき裁決をなしたものであり、被告にはもはや不作為は存しない。従って原告は被告の不作為の違法を確認する利益を有しない。

結局本訴請求は不適法であるから却下を免れない。

審査請求後３か月を経過しても審査官の決定がなされない場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求を経ずに処分の取消の訴えを提起することができるかに関する判例

平成７年７月６日　最高裁判所第一小法廷判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、業務上の事由による負傷により療養補償給付及び休業補償給付を受給していたが、監督署長は、昭和５４年１２月２０日をもって治ゆと認定し、その後の給付について支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、請求から３か月以上が経過しても決定がなされないため、原処分の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求することができるものとされ（労働者災害補償保険法３５条１項（現３８条１項））、また、保険給付に関する決定の取消しの訴えは、再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないものとされている（同法３７条（現４０条））。すなわち、保険給付に関する決定に対する不服については、二段階の審査請求手続が定められるとともに、処分の取消しの訴えと審査請求との関係について行政事件訴訟法（以下「法」という。）の採る自由選択主義の原則（法８条１項本文）の例外である裁決前置主義（同項ただし書）、それも再審査請求に対する裁決の前置主義が採られているのである。しかし、法は、裁決前置主義が採られている場合であっても、その例外の一つとして、「審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき」は、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができるものとしている（同条２項１号）（なお、法に「審査請求」というのは、法３条３項により、審査請求、異議申立てその他の不服申立てをいうものとされている。）。本件においては、本件訴えが法８条２項１号の要件を満たしているかどうかが、本案前の争点となっている。

１　法８条２項１号は、裁決前置主義が採られている場合であっても、裁決庁の裁決が遅延することによって国民の司法救済が遅れるという事態を回避するために、裁決前置主義を緩和すべき１場合を定めるものである。行政処分について、二段階の審査請求手続が定められ、かつ、第二段階の審査請求に対する裁決の前置主義が採られている場合に、仮に法８条２項１号の「審査請求」が第二段階の審査請求だけを指すものであるとすれば、第一段階の審査請求に対する裁決が遅延するときには、行政処分の取消しを求める者は、同号の適用によって司法救済を受けることができず、第一段階の審査請求に対する裁決について不作為の違法確認の訴えを経なければ、処分の取消しの訴えを適法に提起し得ないこととなる。このような事態は、国民の司法救済の道を不当に閉ざすものであるといわなければならない。右の場合には、法律に特段の定めがない限り（国税通則

法１１５条１項１号、７５条５項参照)、法８条２項１号の「審査請求」は、第一段階の審査請求と第二段階の審査請求のいずれをも指し、そのいずれに対する裁決が遅延するときにも、同号が適用され、裁決前置主義が緩和されるものと解すべきである。

2　労働者災害補償保険法は、前記のとおり、保険給付に関する決定に対する不服について、二段階の審査請求手続を定め、かつ、取消しの訴えにつき第二段階の審査請求に対する前置を定めている。その趣旨は、多数に上る保険給付に関する決定に対する不服事案を迅速かつ公正に処理すべき要請にこたえるため、専門的知識を有する特別の審査機関を設けた上、裁判所の判断を求める前に、簡易迅速な処理を図る第一段階の審査請求と慎重な審査を行い併せて行政庁の判断の統一を図る第二段階の再審査請求とを必ず経由させることによって、行政と司法の機能の調和を保ちながら、保険給付に関する国民の権利救済を実効性のあるものとしようとするところにあると解されるから、再審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えが提起されることは、本来同法の所期するところではないといえる。

しかし、そうであるからといって、これらの定めから、保険給付に関する決定について、法８条２項１号の「審査請求」を第二段階の審査請求に限定するとの趣旨を読み取ることはできないのみならず、労働者災害補償保険法は、審査請求に対する決定が遅延した場合に決定を経ないで再審査請求をすることを許容するなど、その遅延に対する救済措置の定めを置いていないのであって、それにもかかわらず、第一段階の審査請求についての法８条２項１号の不適用を定めたものと解するならば、国民の司法救済の道を不当に閉ざす結果を招くことは明らかであるから、そのような解釈は採り得ないといわなければならない。

3　したがって、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をした日から３箇月を経過しても決定（法８条２項１号の「裁決」に当たる。）がないときは、審査請求に対する決定及び再審査請求の手続を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができるものというべきである。

4　そうすると、原判決には法８条２項１号の解釈適用を誤った違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであることから、論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、本件訴えを却下した第一審判決を取り消して、本件を第一審に差し戻すべきである。

よって行政事件訴訟法７条、民訴法４０８条（現３２６条）、３９６条（現３１３条）、３８６条（現３０５条）、３８８条（現３０７条）に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力に関する判例（参考）

昭和２７年１２月２７日　松山地方裁判所判決

【判決の要旨】

一身専属的事項について訴願が提起され裁決前に訴願人が死亡した場合には、相続人において当然訴願手続を承継するから、訴願を受理した裁決庁は相続人に対して裁決をするを原則とするが、裁決庁において死亡の事実を知らなかったため被相続人を訴願人と表示し、裁決した場合でもその裁決は相続人に対する裁決としての効力を生ずるものと解すべきである。

参考３　関係法令

目　次

労働保険審査官及び労働保険審査会法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 402

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令 ・・・・・・・・・・・・・ 409

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則 ・・・・・・・・・・・・ 415

労働基準法（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 417

労働基準法施行規則（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 418

労働者災害補償保険法（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 420

行政不服審査法（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 422

行政事件訴訟法（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 434

労働保険審査官及び労働保険審査会法
（昭和三十一年法律第百二十六号）

第一章　労働保険審査官
　第一節　設置（第一条―第六条）
　第二節　審査請求等の手続（第七条―第二十四条）
第二章　労働保険審査会
　第一節　設置及び組織（第二十五条―第三十七条）
　第二節　再審査請求の手続（第三十八条―第五十一条）
第三章　罰則（第五十一条の二―第五十四条）
附則

第一章　労働保険審査官

第一節　設置

（労働保険審査官）

第一条　労働保険審査官（以下「審査官」という。）は、労働者災害補償保険審査官及び雇用保険審査官とする。

（所掌事務）

第二条　労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

2　雇用保険審査官は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十九条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

（設置）

第二条の二　審査官は、各都道府県労働局に置く。

（任命）

第三条　審査官は、厚生労働大臣が任命する。

（職権の行使）

第四条　審査官は、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名）

第五条　厚生労働大臣は、都道府県労働局につき、労働者災害補償保険制度に関し、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、雇用保険制度に関し、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、それぞれ関係団体の推薦により指名するものとする。

（審査及び仲裁の事務）

第六条　労働者災害補償保険審査官は、第二条に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十六条第一項の規定による審査及び仲裁の事務を取り扱う。

第二節　審査請求等の手続

（管轄審査官）

第七条　労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求及び雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働局に置かれた審査官に対してするものとする。

2　審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一　審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二　審査請求人

三　審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四　審査請求人の代理人

五　前二号に掲げる者であつた者

六　審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七　利害関係者（第十三条第一項に規定する利害関係者をいう。）

（標準審理期間）

第七条の二　厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、都道府県労働局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（審査請求期間）

第八条　審査請求は、審査請求人が原処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2　審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求の方式）

第九条　審査請求は、政令で定めるところにより、文書又は口頭ですることができる。

（代理人による審査請求）

第九条の二　審査請求は、代理人によつてすることができる。

2　代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（却下）

第十条　審査請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

（補正）

第十一条　審査請求が不適法であつてその欠陥が補正することができるものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

2　審査官は、審査請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査請求を却下することができる。

（移送）

第十二条　審査請求が管轄違であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2　事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査請求があつたものとみなす。

（関係者に対する通知等）

第十三条　審査官は、審査請求がされたときは、第十条又は第十一条第二項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この章において「利害関係者」という。）及び当該審査官の属する都道府県労働局につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2　前項の通知を受けた者は、審査官に対して事件につき意見を述べることができる。

（審査請求の手続の計画的進行）

第十三条の二　審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた者並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

（口頭による意見の陳述）

第十三条の三　審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の申立てがあつたときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2　前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者（第五条の規定により指名された者を除く。）を招集してさせるものとする。

3　口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

4　口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができる。

（原処分の執行の停止等）

第十四条　審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。

2　審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すことができる。

3　執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、かつ、理由を附して、原処分をした行政庁に通知することによつて行う。

4　審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、審査請求人及び利害関係者に通知しなければならない。

（手続の併合又は分離）

第十四条の二　審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる。

（文書その他の物件の提出）

第十四条の三　審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者（原処分をした行政庁を除く。）は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2　原処分をした行政庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3　前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（審理のための処分）

第十五条　審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一　審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三　鑑定人に鑑定させること。

四　事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五　労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合において、同法第四十七条の二に規定する者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2　審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。

3　第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4　審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

5　審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第五号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

6　第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（費用の弁償）

第十六条　前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

（特定審査請求手続の計画的遂行）

第十六条の二　審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第十三条の三、第十四条の三並びに第十五条第一項及び第四項に定める審査請求の手続（以下この条において「特定審査請求手続」という。）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2　審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた者が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3　審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に通知するものとする。

（審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等）

第十六条の三　審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4　第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（手続の受継）

第十七条　審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。

（審査請求の取下げ）

第十七条の二　審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる。

2　審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

3　労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定に該当する場合において、労働者災害補償保険法第三十八条第一項

又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求がされたときは、第四十九条第三項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

（本案の決定）

第十八条　審査官は、審理を終えたときは、遅滞なく、審査請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

（決定の方式）

第十九条　決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

2　決定書には、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない。

（決定の効力発生）

第二十条　決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2　決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3　公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4　審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

（決定の拘束力）

第二十一条　決定は、第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。

（文書その他の物件の返還）

第二十一条の二　審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

（決定の変更等）

第二十二条　決定の変更及び更正については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十六条第一項（変更の判決）及び第二百五十七条第一項（更正決定）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第二百五十六条第一項中「その言渡し後一週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後二週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

（審査請求の制限）

第二十二条の二　この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（政令への委任）

第二十三条　この節に定めるもののほか、審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（審査及び仲裁の手続）

第二十四条　第十三条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六条の審査又は仲裁の申立てを受理した場合について準用する。

2　前項に定めるもののほか、第六条の審査及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　労働保険審査会

第一節　設置及び組織

（設置）

第二十五条　労働者災害補償保険法第三十八条及び雇用保険法第六十九条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第八十四条第一項の規定による審査の事務を取り扱う。

（組織）

第二十六条　審査会は、委員九人をもつて組織する。

2　委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

（委員の任命）

第二十七条　委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認を受けることができないときは、厚生労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。

（任期）

第二十八条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（職権の行使）

第二十九条　委員は、独立してその職権を行う。

（身分保障）

第三十条　委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　禁錮以上の刑に処せられたとき。

三　審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第三十一条　厚生労働大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

（会長）

第三十二条　審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により常勤の委員のうちから定める。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならない。

（合議体）

第三十三条　審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

一　前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合

二　前項の合議体を構成する者の意見が三説に分かれた場合

三　前二号に掲げる場合のほか、審査会が定める場合

第三十三条の二　前条第一項又は第二項の合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2　前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3　前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に故障があるときは、第三十二条第三項の規定により会長を代理する常勤の委員が審査長となる。

第三十三条の三　第三十三条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、六人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　第三十三条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3　第三十三条第二項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの五人以上の者の賛成をもつて決する。

（委員会議）

第三十三条の四　審査会の会務の処理（再審査請求の事件又は審査の事務の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2　委員会議は、会長を含む過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3　委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4　審査会が第三十条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

（給与）

第三十四条　委員の給与は、別に法律で定める。

（特定行為の禁止）

第三十五条　常勤の委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二　厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2　非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

3　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名）

第三十六条　厚生労働大臣は、労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各六人を、雇用保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各二人を、それぞれ、関係団体の推薦により指名するものとする。

第三十七条　削除

第二節　再審査請求の手続

（再審査請求期間等）

第三十八条　労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求は、第二十条の規定により決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができない。

2　第八条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の期間について準用する。

3　第一項に規定する再審査請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。

（再審査請求の方式）

第三十九条　再審査請求は、政令で定めるところにより、文書でしなければならない。

（関係者に対する通知）

第四十条　審査会は、再審査請求がされたときは、第五十条において読み替えて準用する第十条又は第十一条第二項の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き、原処分をした行政庁、再審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この節において「利害関係者」という。）及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

（参加）

第四十一条　審査会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、利害関係者を当事者として再審査請求の手続に参加させることができる。

2　審査会は、前項の規定により利害関係者を再審査請求の手続に参加させるときは、あらかじめ、当事者及び当該利害関係者の意見を聞かなければならない。

3　再審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4　前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求に参加する者のために、当該再審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、再審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（審理期日及び場所）

第四十二条　審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

（審理の公開）

第四十三条　審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

（審理の指揮）

第四十四条　審理の指揮は、審査長が行う。

（意見の陳述等）

第四十五条　当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

2　第三十六条の規定により指名された者は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

3　第一項の規定による意見の陳述（以下この条において「意見陳述」という。）は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

4　意見陳述において、審査長は、当事者若しくはその代理人又は第三十六条の規定により指名された者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5　意見陳述に際し、当事者（原処分をした行政庁を除く。）及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができる。

（審理のための処分等）

第四十六条　審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一　当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三　鑑定人に鑑定させること。

四　事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五　必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱託すること。

六　労働者災害補償保険法第三十八条の規定による再審査請求の場合において、同法第四十七条の二に規定する者に対して審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2　審査会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3　第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4　審査会は、再審査請求人又は第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

5　当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定に

よる処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第六号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その再審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

6　第十五条第六項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

7　第十六条の規定は、第一項第一号若しくは第三号又は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

（調書）

第四十七条　審査会は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2　当事者及び第三十六条の規定により指名された者は、前項の調書を閲覧することができる。

3　第十六条の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

（合議）

第四十八条　審査会の合議は、公開しない。

（再審査請求の取下げ）

第四十九条　再審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも、再審査請求を取り下げることができる。

2　再審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

3　労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定に該当する場合において、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一　労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の全部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合　当該再審査請求

二　労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合　その部分についての再審査請求

（準用規定）

第五十条　第七条の二、第九条の二から第十一条まで、第十三条の二、第十四条から第十四条の三まで、第十六条の二から第十七条まで、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二条の二までの規定は、審査会が行う再審査請求の手続について準用する。この場合において、これらの規定（第二十二条の二を除く。）中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

（政令への委任）

第五十一条　この章に定めるもののほか、審査会及び再審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　罰則

第五十二条　第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

第五十一条の二　第三十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

一　第十五条第一項第一号若しくは第二項又は第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二　第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない者

三　第十五条第一項第三号又は第四十六条第一項第三号の規定による鑑定に際し虚偽の鑑定をした者

第五十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第五十二条又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の刑を科する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令
（昭和三十一年政令第二百四十八号）

内閣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

第一章　労働保険審査官（第一条―第二十条）
第二章　労働保険審査会（第二十一条―第三十四条）
附則

第一章　労働保険審査官

（労働保険審査官の任命）

第一条　労働者災害補償保険審査官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が三級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官をもつて充てる。

2　雇用保険審査官は、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が三級以上の厚生労働事務官をもつて充てる。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者）

第二条　厚生労働大臣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「法」という。）第五条に規定する労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であつて、法第五条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

2　厚生労働大臣は、法第五条に規定する雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であつて、同条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

3　法第五条の規定により指名された者は、指名の日から二年（補欠の場合においては、残余の期間）を経過した後において、新たに、同条の規定により、関係労働者又は関係事業主を代表する者が指名されたときは、その地位を失うものとする。

（審査請求の経由）

第三条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長又は原処分をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

2　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十九条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長又は原処分をした公共職業安定所長を経由してすることができる。

（審査請求の方式等）

第四条　文書で審査請求をするときは、審査請求書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）

二　代理人によつて審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所又は居所

三　原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

四　原処分をした行政庁の名称

五　原処分のあつたことを知つた年月日

六　審査請求の趣旨

七　審査請求の理由

八　原処分をした行政庁の教示の有無及びその内容

九　審査請求の年月日

十　法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

2　労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合においては、前項各号に掲げるもののほか、審査請求書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

二　原処分に係る労働者が給付原因の発生した当時使用されていた事業場の名称及び所在地

三　審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

3　雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合であつて、審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、第一項各号に掲げるもののほか、審査請求書に原処分を受けた者との関係を記載しなければならない。

4　第一項の審査請求書には、審査請求人が法人であるときは代表者の資格を証する書面を、代理人によつて審査請求をするときは委任状を、それぞれ添付しなければならない。

5　審査請求人は、第一項の審査請求にあわせて法第十五条第一項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を審査請求書に記載しなければならない。

第五条　口頭で審査請求をするときは、審査請求人は、前条第一項から第三項までの規定により審査請求書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

2　前項の審査請求があつたときは、労働保険審査官（以下「審査官」という。）（第三条の規定により労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由する場合においては、当該労働基準監督署長若しくはそのあらかじめ指名する職員又は当該公共職業安定所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、聴取書を作成し、年月日を記載して審査請求人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、審査請求人とともに、氏名を記載しなければならない。

3　第一項の審査請求をする場合において、審査請求人が法人であるときは代表者の資格を証する書面を、代理人によつて審査請求をするときは委任状を、それぞれ提出しなければならない。

4　審査請求人は、第一項の審査請求にあわせて法第十五条第一項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第十三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を陳述しなければならない。

5　第二項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

（移送の通知）

第六条　法第十二条第一項の規定による移送の通知は、その理由を記載した文書でしなければならない。

（関係者に対する通知）

第七条　法第十三条第一項の規定による関係者に対する通知は、審査請求の要旨を記載した文書でしなければならない。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の意見）

第八条　審査官は、法第五条の規定により指名された者が法第十三条第二項の規定により述べた意見を尊重しなければならない。

2　審査官は、法第五条の規定により指名された者の意見をきくため、あらかじめ、期日を指定することができる。

（原処分の執行の停止及びその取消の通知）

第九条　法第十四条第四項の規定による原処分の執行の停止又は執行の停止の取消の通知は、その理由を記載した文書でしなければならない。

（手続の併合又は分離）

第十条　審査官は、法第十四条の二の規定により、審査請求の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

（説明の徴取）

第十一条　審査官は、審理にあたつては、審査請求人及び原処分をした行政庁の説明を求めなければならない。

第十二条　削除

（審理のための処分の申立て）

第十三条　法第十五条第一項の規定による審理のための処分の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

2　文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　申立ての趣旨及び理由

三　法第十五条第一項第一号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人又は参考人の氏名又は名称及び住所又は居所

四　法第十五条第一項第二号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ずべき文書その他の物件の表示並びにその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所又は居所

五　法第十五条第一項第三号の処分を申し立てる場合においては、鑑定の対象の表示

六　法第十五条第一項第四号の処分を申し立てる場合においては、立ち入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地並びに質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名又は検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

七　法第十五条第一項第五号の処分を申し立てる場合においては、診断を受けることを命ずべき労働者の氏名及び住所又は居所

八　申立ての年月日

九　申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

3　口頭で第一項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

4　第五条第二項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

5　審査官は、第一項の申立てがあつたときは、その申立てを尊重しなければならない。

（費用の弁償）

第十四条　法第十五条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、旅費を支給する。

2　前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3　法第十五条第一項第三号の鑑定人に対しては、第一項に規定するもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、鑑定料を支給する。

4　法第十五条第一項の規定による処分により、エツクス線写真の作成に要する費用その他の特別の費用を負担した者に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、実費に相当する金額を支給する。

（通話者等の確認）

第十四条の二　審査官は、法第十六条の二第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

（交付の求め）

第十四条の三　法第十六条の三第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　交付に係る法第十六条の三第一項に規定する文書（以下「対象文書」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二　対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

三　対象文書又は対象電磁的記録について第十四条の七に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

（交付の方法）

第十四条の四　法第十六条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。

一　対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二　対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

三　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

（手数料の額等）

第十四条の五　法第十六条の三第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下第十四条の七までにおいて「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法　用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二　前条第三号に掲げる交付の方法　同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2　手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二　管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

（手数料の減免）

第十四条の六　審査官は、法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第十六条の三第一項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第十六条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査官に提出しなければならない。

3　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第十四条の七　法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

（手続の受継）

第十五条　法第十七条の規定により審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一　事件の表示

二　受継の理由

三　受継の年月日

四　承継人の氏名及び住所又は居所

2　第五条第二項の規定は、前項の規定による陳述があつた場合について準用する。

3　第一項の場合には、死亡による権利の承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

4　審査官は、審査請求の手続が受け継がれたときは、法第十三条第一項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

（審査請求の取下げ）

第十五条の二　法第十七条の二（第三項を除く。）の規定により審査請求を取り下げるときは、取下書に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　取下げの年月日

三　審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）

四　代理人によつて審査請求を取り下げるときは、代理人の氏名及び住所又は居所

2　代理人によつて前項の取下げをする場合においては、取下書に委任状を添付しなければならない。

3　前条第四項の規定は、審査請求が取り下げられた場合に準用する。

（一部決定）

第十六条　審査官は、事件の一部が決定をするに熟したときは、その部分について決定をすることができる。

（決定書の方式）

第十七条　法第十九条第一項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、審査官が記名押印しなければならない。

一　審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　原処分をした行政庁

三　審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

四　法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所又は居所

五　主文

六　事案の概要

七　審査請求人、原処分をした行政庁及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の主張の要旨

八　理由

九　決定の年月日

（決定書の謄本の掲示場）

第十七条の二　法第二十条第三項の政令で定める掲示場は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた労働基準監督署の掲示場、雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた公共職業安定所の掲示場とする。

（決定の更正）

第十八条　法第二十二条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十七条第一項の規定による決定の更正の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

2　文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　申立ての趣旨及び理由

三　申立ての年月日

四　申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

3　口頭で第一項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

4　第五条第二項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

5　審査官は、決定を更正したときは、法第二十条第二項及び第四項の規定により決定書の謄本を送付すべき者に、更正された決定書の謄本を送付しなければならない。

（省令への委任）

第十九条　この章に定めるもののほか、審査請求の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（審査及び仲裁の手続）

第二十条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十六条第一項の審査又は仲裁の申立ては、同法第八十五条第一項又は第二項の審査又は仲裁をした労働基準監督署長の管轄区域を管轄する都道府県労働局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対してするものとする。

2　前項の申立ては、申立人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長又は労働基準法第八十五条第一項若しくは第二項の審査若しくは仲裁をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

3　第一項の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

4　第一項の申立てが管轄違であるときは、労働者災害補償保険審査官は、事件を管轄すべき労働者災害

補償保険審査官に移送し、かつ、その旨を申立人に通知しなければならない。

5　第六条から第八条までの規定は、労働基準法第八十六条第一項の審査又は仲裁について準用する。

6　労働基準法第八十六条第一項の審査又は仲裁の結果は、文書で明らかにしなければならない。

第二章　労働保険審査会

（会議の招集）

第二十一条　労働保険審査会（以下「審査会」という。）の会議は、法第三十三条第一項又は第二項の合議体の会議にあつては審査長が、法第三十三条の四第一項の会議にあつては会長が招集する。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者）

第二十二条　厚生労働大臣は、法第三十六条に規定する労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、労災保険に係る保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であつて、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたつて組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

2　厚生労働大臣は、法第三十六条に規定する雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であつて、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたつて組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

3　第二条第三項の規定は、法第三十六条の規定により指名された者について準用する。

（庶務）

第二十二条の二　審査会の庶務は、厚生労働省労働基準局総務課において処理する。

（再審査請求の経由）

第二十三条　第三条の規定は、再審査請求について準用する。

2　再審査請求は、前項において準用する第三条の規定によるほか、決定をした審査官（労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求（次条第一項及び第三十二条において「決定を経ない再審査請求」という。）の場合においては、審査請求がされている審査官）を経由してすることができる。

（再審査請求の方式等）

第二十四条　再審査請求をするときは、再審査請求書に、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求の場合においては、第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項並びに審査請求をした年月日）を記載しなければならない。

一　再審査請求人の氏名及び住所又は居所（再審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）

二　第四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

三　決定をした審査官の氏名

四　決定書の謄本の送付を受けた年月日

五　再審査請求の趣旨

六　再審査請求の理由

七　決定をした審査官の教示の有無及びその内容

八　再審査請求の年月日

九　法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同条第二項において準用する法第八条第一項ただし書に規定する正当な理由

2　第四条第二項から第四項までの規定は、再審査請求について準用する。

3　再審査請求人は、再審査請求にあわせて法第四十六条第一項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第三十条第一項において準用する第十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を再審査請求書に記載しなければならない。

（意見書の提出）

第二十五条　原処分をした行政庁は、法第四十条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該事件についての意見書を提出しなければならない。

（参加の申立て）

第二十六条　法第四十一条第一項の規定による参加の申立てをするときは、申立書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　申立ての趣旨及び理由

三　申立ての年月日

四　申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

2　第四条第四項及び第二十四条第三項の規定は、参加の申立てについて準用する。

（最初の審理期日等の通知）

第二十七条　法第四十二条の規定による審理期日及び場所の通知は、最初の審理期日については、少くともその日の七日前までに到達するように、文書でしなければならない。

（審理の非公開の申立て）

第二十八条　法第四十三条ただし書の規定による審理の非公開の申立ては、文書で、又は審理期日において口頭でしなければならない。

2　第二十六条第一項の規定は、前項の規定により文書で審理の非公開の申立てをする場合について準用する。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の審理の立会等）

第二十九条　法第三十六条の規定により指名された者は、審理に立ち会うものとする。

2　法第三十六条の規定により指名された者は、やむを得ない理由により審理に立ち会うことができないときは、審理期日の前日までに法第四十五条第二項の意見書を提出するものとする。

3　審査会は、前項の規定により意見書が提出された場合は、審理期日において、その要旨を開陳しなければならない。

4　審査会は、法第三十六条の規定により指名された者が法第四十五条第二項の規定により述べた意見又は同項の規定により提出した意見書を尊重しなければならない。

（審理のための処分の申立て）

第三十条　第十三条（第四項を除く。）の規定は、法第四十六条第一項の規定による審理のための処分の申立てについて準用する。

2　前項において準用する第十三条第三項の規定による申立てがあつたときは、審査会の委員又は会長のあらかじめ指名する厚生労働省の職員は、聴取書を作成し、年月日を記載して再審査請求人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、再審査請求人とともに、氏名を記載しなければならない。

（調書）

第三十一条　法第四十七条第一項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　審理期日及び場所

三　出席した審査員の氏名

四　出頭した当事者又は代理人及び法第三十六条の規定により指名された者の氏名又は名称

五　審理期日における経過

六　審理のための処分の結果

七　その他重要な事項

2　調書は、審査会の庶務を処理する厚生労働省の職員が作成し、作成年月日を記載した上、作成者及び審理に出席した審査員が記名押印しなければならない。

（裁決書の方式）

第三十二条　法第五十条において準用する法第十九条第一項の裁決書には、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求に係る同項の裁決書の場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載し、審査長及び合議に関与した審査員が記名押印しなければならない。審査長又は合議に関与した審査員が記名押印することができないときは、合議に関与した審査員又は審査長が、その理由を付記して記名押印しなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

三　決定をした審査官の氏名

四　法第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所又は居所

五　主文

六　事案の概要

七　当事者の主張の要旨

八　理由

九　裁決の年月日

（準用規定）

第三十三条　第七条、第九条、第十条、第十四条から第十四条の七まで、第十五条（第二項を除く。）、第十五条の二、第十六条、第十七条の二及び第十八条（第四項を除く。）の規定は、審査会が行う再審査請求の手続について準用する。この場合において、第十四条の五第二項第二号中「管轄審査官の属する都道府県労働局」とあるのは、「労働保険審査会」と読み替えるものとする。

2　第三十条第二項の規定は、前項において準用する第十五条第一項又は第十八条第三項の規定による陳述があつた場合について準用する。

（省令への委任）

第三十四条　この章に定めるもののほか、審査会及び再審査請求の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則
（昭和三十一年労働省令第十七号）

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）を実施するため、及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の規定に基き、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則を次のように定める。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の名称）

第一条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「法」という。）第五条の規定により指名された者の名称は、労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者は労働者災害補償保険審査参与とし、雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者は雇用保険審査参与とし、それぞれ当該都道府県の名を冠する。

2　法第三十六条の規定により指名された者の名称は、労働保険審査会参与とする。

（審査請求書又は再審査請求書）

第二条　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（以下「令」という。）第四条に規定する審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条第一項の規定による審査請求の場合にあつては様式第一号とし、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては様式第二号とする。

2　令第二十四条に規定する再審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第三号とし、雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第四号とする。

（審理のための処分の申立書）

第三条　令第十三条第二項又は第三十条第一項に規定する審理のための処分の申立書の様式は、様式第五号とする。

（証票）

第四条　法第十五条第三項の規定により労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官が携帯すべき証票の様式は、様式第六号又は様式第七号とする。

2　法第四十六条第三項の規定により審査員が携帯すべき証票の様式は、様式第八号とする。

（電磁的記録に記録された事項の表示方法）

第四条の二　法第十六条の三第一項（法第五十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による電磁的記録に記録された事項の表示は、紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によつて行うものとする。

（費用の弁償）

第五条　令第十四条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、法第十五条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた審査請求人、再審査請求人又は代理人に対して支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料（以下この項において「鉄道賃等」という。）にあつては実費額とし、日当にあつては一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)（以下「行政職俸給表(一)」という。）の二級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける額と同一とする。ただし、鉄道賃等の実費額が、行政職俸給表(一)の二級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額を超えるときは、鉄道賃等の額は、当該旅費法の規定に基づいて受ける額と同一とする。

2　令第十四条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、法第十五条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた参考人又は法第十五条第一項第三号若しくは法第四十六条第一項第三号の鑑定人に対して支給する旅費の額は、行政職俸給表(一)の二級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の額と同一とする。

3　令第十四条第三項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する鑑定人に対して支給する鑑定料の額は、鑑定の難易の程度その他の事情を勘案して、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官が、雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該雇用保険審査官が、再審査請求の場合にあつては労働保険審査会（以下「審査会」という。）が、それぞれ、定める額とする。

4　費用の弁償は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官又は当該雇用保険審査官の置かれている都道府県労働局の長が、再審査請求の場合にあつては厚生労働省大臣官房会計課長が、それぞれ、支給するものとする。

（収入印紙を貼付するための書面）

第五条の二　令第十四条の五第二項（令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める書面は、様式第五号の二とする。

（手数料の納付）

第五条の三　令第十四条の五第二項第三号（令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める方法は、同号に規定する交付の求めにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、労働者災害補償保険審査官若しくは雇用保険審査官又は審査会は、次に掲げる方法により納付させることが適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一　前条に規定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法

二　令第十四条の五第二項第一号（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公示をした場合にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

三　令第十四条の五第二項第二号（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公示をした場合にあつては、管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所又は労働保険審査会の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法

2　前項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険審査官若しくは雇用保険審査官又は審査会は、同項本文に規定する方法によることができないときは、令第十四条の五第二項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第五条の四　令第十四条の七（令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十六条の三第一項（法第五十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

（手続の受継のための文書）

第六条　令第十五条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する手続の受継のための文書の様式は、様式第九号とする。

第七条　削除

（決定又は裁決の更正の申立書）

第八条　令第十八条第二項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する決定又は裁決の更正の申立書の様式は、様式第十号とする。

（参加の申立書）

第九条　令第二十六条に規定する参加の申立書の様式は、様式第十一号とする。

（審理の非公開の申立書）

第十条　令第二十八条の審理の非公開の申立ての文書の様式は、様式第十二号とする。

（映像等の送受信による通話の方法による審理）

第十条の二　審査会は、審理を行う場合において、再審査請求人が遠隔の地に居住しているときその他審査会が相当と認めるときは、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理を行うことができる。

2　前項に規定する方法により審理を行う場合には、当事者又はその代理人の意見を聴いて、当事者又はその代理人を当該審理に必要な装置の設置された場所であつて審査会が相当と認める場所に出頭させてこれを行う。

3　第一項に規定する方法により審理を行う場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の審理の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

4　第一項に規定する方法により審理を行つたときは、その旨及び当事者又はその代理人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

（調書の閲覧）

第十一条　法第四十七条第二項の規定により調書を閲覧する者は、審査会に、次に掲げる事項を記載した様式第十三号による文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一　事件の表示

二　閲覧請求の理由

三　閲覧請求の年月日

四　閲覧請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

2　前項の規定により調書を閲覧する者は、前項に規定するもののほか、場所、時間その他閲覧に関し審査会の定めるところにより、閲覧しなければならない。

労働基準法（抄）

（昭和二十二年法律第四十九号）

第八章　災害補償

（療養補償）

第七十五条　労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2　前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

（休業補償）

第七十六条　労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

2　使用者は、前項の規定により休業補償を行つている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下四半期という。）ごとの一箇月一人当り平均額（常時百人未満の労働者を使用する事業場については、厚生労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当りの一箇月平均額。以下平均給与額という。）が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つている休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

3　前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（障害補償）

第七十七条　労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

（遺族補償）

第七十九条　労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

（葬祭料）

第八十条　労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支払わなければならない。

（他の法律との関係）

第八十四条　この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

2　使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

（審査及び仲裁）

第八十五条　業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

2　行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

3　第一項の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。

4　行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。

5　第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の完成猶予及び更新に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第八十六条　前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。

2　前条第三項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の申立てがあつた場合に、これを準用する。

労働基準法施行規則（抄）
（昭和二十二年厚生省令第二十三号）

第三十五条　法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。

第三十六条　法第七十五条第二項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものにして、療養上相当と認められるものとする。

一　診察
二　薬剤又は治療材料の支給
三　処置、手術その他の治療
四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六　移送

第三十八条　労働者が業務上負傷し又は疾病にかかつたため、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、使用者は、平均賃金と当該労働に対して支払われる賃金との差額の百分の六十の額を休業補償として支払わなければならない。

別表第一の二　（第三十五条関係）

一　業務上の負傷に起因する疾病
二　物理的因子による次に掲げる疾病
1　紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
2　赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
3　レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
4　マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
5　電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
6　高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
7　気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
8　暑熱な場所における業務による熱中症
9　高熱物体を取り扱う業務による熱傷
10　寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
11　著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
12　超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
13　1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

三　身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病
1　重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
2　重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
3　さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
4　電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
5　1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四　化学物質等による次に掲げる疾病
1　厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
2　弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
3　すす、鉱物油、うるし、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
4　蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
5　木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
6　落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
7　石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
8　空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
9　1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五　粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に

規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条各号に掲げる疾病

六　細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

1　患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患

2　動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患

3　湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症

4　屋外における業務による恙虫病

5　1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七　がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

1　ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍

2　ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍

3　四―アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍

4　四―ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍

5　ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん

6　ベリリウムにさらされる業務による肺がん

7　ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん

8　石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫

9　ベンゼンにさらされる業務による白血病

10　塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん

11　一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

12　ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

13　電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫

14　オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍

15　マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍

16　コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん

17　クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん

18　ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん

19　砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん

20　すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん

21　1から20までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八　長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

九　人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

十　前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

十一　その他業務に起因することの明らかな疾病

労働者災害補償保険法
（昭和二十二年法律第五十号）

第三章　保険給付
第一節　通則
第七条　この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。
一　労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
二　複数事業労働者（これに類する者として厚生労働省令で定めるものを含む。以下同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付（前号に掲げるものを除く。以下同じ。）
三　労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
四　二次健康診断等給付
2　前項第三号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。
一　住居と就業の場所との間の往復
二　厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
三　第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）
3　労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第三号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第二節　業務災害に関する保険給付
第十二条の八　第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。
一　療養補償給付
二　休業補償給付
三　障害補償給付
四　遺族補償給付
五　葬祭料
六　傷病補償年金
七　介護補償給付
2　前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条第一項、第九十一条第一項、第九十二条本文、第九十三条及び第九十四条に規定する災害補償の事由（同法第九十一条第一項にあつては、労働基準法第七十六条第一項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。
3　傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかつた労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。
一　当該負傷又は疾病が治つていないこと。
二　当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当すること。
4　介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。
一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
二　障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間
三　病院又は診療所に入院している間

第五章　不服申立て及び訴訟
第三十八条　保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
2　前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
3　第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。
第三十九条　前条第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第

六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。

第四十条　第三十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

第四十一条　削除

第六章　雑則

第四十二条　療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

行政不服審査法（抄）

（平成二十六年法律第六十八号）

行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の全部を改正する。

第一章　総則

（目的等）

第一条　この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2　行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（処分についての審査請求）

第二条　行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

（不作為についての審査請求）

第三条　法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

（審査請求をすべき行政庁）

第四条　審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

一　処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する庁の長である場合　当該処分庁等

二　宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合　宮内庁長官又は当該庁の長

三　主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く。）　当該主任の大臣

四　前三号に掲げる場合以外の場合　当該処分庁等の最上級行政庁

（再調査の請求）

第五条　行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

2　前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該処分につき再調査の請求をした日（第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合

二　その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

（再審査請求）

第六条　行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

2　再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。

（適用除外）

第七条　次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

一　国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分

二　裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三　国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四　検査官会議で決すべきものとされている処分

五　当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えに

おいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

六　刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分

七　国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員.（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分

八　学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分

九　刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分

十　外国人の出入国又は帰化に関する処分

十一　専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二　この法律に基づく処分（第五章第一節第一款の規定に基づく処分を除く。）

2　国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

（特別の不服申立ての制度）

第八条　前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

第二章　審査請求

第一節　審査庁及び審理関係人

（審理員）

第九条　第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一　内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会

二　内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関

三　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

2　審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一　審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二　審査請求人

三　審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四　審査請求人の代理人

五　前二号に掲げる者であった者

六　審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七　第十三条第一項に規定する利害関係人

3　審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

4　前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

（法人でない社団又は財団の審査請求）

第十条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

（総代）

第十一条　多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2　共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

3　総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

4　総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5　共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6　共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

（代理人による審査請求）

第十二条　審査請求は、代理人によってすることができる。

2　前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（参加人）

第十三条　利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2　審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3　審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

4　前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置）

第十四条　行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなった行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

（審理手続の承継）

第十五条　審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2　審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3　前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4　第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5　第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6　審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

（標準審理期間）

第十六条　第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の

対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（審理員となるべき者の名簿）

第十七条　審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第二節　審査請求の手続

（審査請求期間）

第十八条　処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2　処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3　次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求書の提出）

第十九条　審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2　処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　審査請求に係る処分の内容

三　審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日

四　審査請求の趣旨及び理由

五　処分庁の教示の有無及びその内容

六　審査請求の年月日

3　不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

三　審査請求の年月日

4　審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5　処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合　再調査の請求をした年月日

二　第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合　その決定を経ないことについての正当な理由

三　審査請求期間の経過後において審査請求をする場合　前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由

（口頭による審査請求）

第二十条　口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

（処分庁等を経由する審査請求）

第二十一条　審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述するものとする。

2　前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

3　第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

（誤った教示をした場合の救済）

第二十二条　審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2　前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3　第一項の処分のうち、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書（第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。）又は再調査の請求録取書（第六十一条において準用する第二十条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

4　再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第六十一条において読み替えて準用する第十三条第一項又は第二項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。

5　前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

（審査請求書の補正）

第二十三条　審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

（審理手続を経ないでする却下裁決）

第二十四条　前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2　審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときも、前項と同様とする。

（執行停止）

第二十五条　審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2　処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3　処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4　前二項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5　審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

6　第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。

7　執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

（執行停止の取消し）

第二十六条　執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

（審査請求の取下げ）

第二十七条　審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2　審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

第三節　審理手続

（審理手続の計画的進行）

第二十八条　審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

（弁明書の提出）

第二十九条　審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2　審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3　処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　処分についての審査請求に対する弁明書　処分の内容及び理由

二　不作為についての審査請求に対する弁明書　処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4　処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二　行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5　審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（反論書等の提出）

第三十条　審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2　参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3　審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

（口頭意見陳述）

第三十一条　審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2　前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3　口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4　口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5　口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（証拠書類等の提出）

第三十二条　審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2　処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3　前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（物件の提出要求）

第三十三条　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第三十四条　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

（検証）

第三十五条　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2　審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

（審理関係人への質問）

第三十六条　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

（審理手続の計画的遂行）

第三十七条　審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2　審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3　審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）

第三十八条　審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4　第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6　地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

（審理手続の併合又は分離）

第三十九条　審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

（審理員による執行停止の意見書の提出）

第四十条　審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

（審理手続の終結）

第四十一条　審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2　前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一　次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ　第二十九条第二項　弁明書

ロ　第三十条第一項後段　反論書

ハ　第三十条第二項後段　意見書

ニ　第三十二条第三項　証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ　第三十三条前段　書類その他の物件

二　申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3　審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審理員意見書）

第四十二条　審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

2　審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第四節　行政不服審査会等への諮問

第四十三条　審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一　審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二　裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

三　第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

四　審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

五　審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

六　審査請求が不適法であり、却下する場合

七　第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

八　第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

2　前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

3　第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

第五節　裁決

（裁決の時期）

第四十四条　審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第四十五条　処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2　処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3　審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁

は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（処分についての審査請求の認容）

第四十六条　処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2　前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一　処分庁の上級行政庁である審査庁　当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二　処分庁である審査庁　当該処分をすること。

3　前項に規定する一定の処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4　前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第四十七条　事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一　処分庁以外の審査庁　当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二　処分庁である審査庁　当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

（不利益変更の禁止）

第四十八条　第四十六条第一項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

（不作為についての審査請求の裁決）

第四十九条　不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2　不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3　不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一　不作為庁の上級行政庁である審査庁　当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二　不作為庁である審査庁　当該処分をすること。

4　審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5　前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

（裁決の方式）

第五十条　裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一　主文

二　事案の概要

三　審理関係人の主張の要旨

四　理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

2　第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3　審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。

（裁決の効力発生）

第五十一条　裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合におけ

る第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

2　裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

3　公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

4　審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

（裁決の拘束力）

第五十二条　裁決は、関係行政庁を拘束する。

2　申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3　法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4　法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

（証拠書類等の返還）

第五十三条　審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第四章　再審査請求

（再審査請求期間）

第六十二条　再審査請求は、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2　再審査請求は、原裁決があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（裁決書の送付）

第六十三条　第六十六条第一項において読み替えて準用する第十一条第二項に規定する審理員又は第六十六条第一項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である再審査庁（他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁（第六十六条第一項において読み替えて準用する第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）は、原裁決をした行政庁に対し、原裁決に係る裁決書の送付を求めるものとする。

（再審査請求の却下又は棄却の裁決）

第六十四条　再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を却下する。

2　再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

3　再審査請求に係る原裁決（審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。）が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

4　前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁決等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁決等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合には、再審査庁は、裁決の主文で、当該原裁決等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（再審査請求の認容の裁決）

第六十五条　原裁決等（事実上の行為を除く。）についての再審査請求が理由がある場合（前条第三項に規定する場合及び同条第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、再審査庁は、裁決で、当該原裁決等の全部又は一部を取り消す。

2　事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合（前条第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。

（審査請求に関する規定の準用）

第六十六条　第二章（第九条第三項、第十八条（第三項を除く。）、第十九条第三項並びに第五項第一号

及び第二号、第二十二条、第二十五条第二項、第二十九条（第一項を除く。）、第三十条第一項、第四十一条第二項第一号イ及びロ、第四節、第四十五条から第四十九条まで並びに第五十条第三項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2　再審査庁が前項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

第五章　行政不服審査会等

第一節　行政不服審査会

第一款　設置及び組織

（設置）

第六十七条　総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第六十八条　審査会は、委員九人をもって組織する。

2　委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

（委員）

第六十九条　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7　総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10　常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11　委員の給与は、別に法律で定める。

（会長）

第七十条　審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第七十一条　審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（合議体）

第七十二条　審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2　前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

（事務局）

第七十三条　審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第二款　審査会の調査審議の手続

（審査会の調査権限）

第七十四条　審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第七十五条　審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第七十六条　審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第七十七条　審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第七十八条　審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4　第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第七十九条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第三款　雑則

（政令への委任）

第八十条　この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　補則

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

第八十二条　行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2　行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3　前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（教示をしなかった場合の不服申立て）

第八十三条　行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

2　第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。

3　第一項の規定により不服申立書の提出があった場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。

4　前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

5　第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

行政事件訴訟法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十九号）

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）

第二条　この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）

第三条　この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2　この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3　この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4　この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5　この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

6　この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一　行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二　行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき。

7　この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第七条　行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第二章　抗告訴訟

第一節　取消訴訟

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第八条　処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

一　審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（原告適格）

第九条　処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2　裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される

態様及び程度をも勘案するものとする。

（取消しの理由の制限）

第十条　取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

2　処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

（被告適格等）

第十一条　処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一　処分の取消しの訴え　当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二　裁決の取消しの訴え　当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2　処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

3　前二項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

4　第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一　処分の取消しの訴え　当該処分をした行政庁

二　裁決の取消しの訴え　当該裁決をした行政庁

5　第一項又は第三項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6　処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

（管轄）

第十二条　取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2　土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3　取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4　国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5　前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（出訴期間）

第十四条　取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2　取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3　処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（職権証拠調べ）

第二十四条　裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

（執行停止）

第二十五条　処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2　処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3　裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

4　執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5　第二項の決定は、疎明に基づいてする。

6　第二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

7　第二項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8　第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

（裁量処分の取消し）

第三十条　行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

（特別の事情による請求の棄却）

第三十一条　取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

2　裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。

3　終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

（取消判決等の効力）

第三十二条　処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2　前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

（義務付けの訴えの要件等）

第三十七条の二　第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

2　裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

3　第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4　前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5　義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

第三十七条の三　第三条第六項第二号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。

一　当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと。

二　当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。

2　前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。

3　第一項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十八条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従う。

一　第一項第一号に掲げる要件に該当する場合　同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違

法確認の訴え

二　第一項第二号に掲げる要件に該当する場合同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え

4　前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

5　義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする。

6　第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる。この場合において、裁判所は、当該訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聴いて、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。

7　第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

（差止めの訴えの要件）

第三十七条の四　差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。

3　差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4　前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5　差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

（仮の義務付け及び仮の差止め）

第三十七条の五　義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること（以下この条において「仮の義務付け」という。）ができる。

2　差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること（以下この条において「仮の差止め」という。）ができる。

3　仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。

4　第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5　前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第二十六条第一項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第四十六条　行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三　法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2　行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

3　行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一　当該訴訟の被告とすべき者

二　当該訴訟の出訴期間